

くまもと

市政概要

2017

熊本市議会事務局

48

くまもと
市政概要
2017

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超える応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超える応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超える応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために一

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都市宣言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全是、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと
市政概要

市勢	1
議 会	13
政 策	29
総務・財政	55
市民生活	109
健康福祉子ども	157
環 境	243
経 済 観 光	269
農 水	331
都 市 建 設	345
消 防	397
交 通	411
水 道	419
病 院	445
教 育	453
資 料	485

市 勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢	4	
3	市 域 の 変 遷	5	
4	歴 代 市 長	6	
5	名 誉 市 民	7	
6	人	口	9

1 沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏大な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君^{みちのきみのおびと}首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女^{ひがきめ}」との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,550k㎡、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、面積3,891.53k㎡、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成24年4月1日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成28年、熊本地方において、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、さらに、16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生。この震度7クラスの地震が同じ場所で2回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で11万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

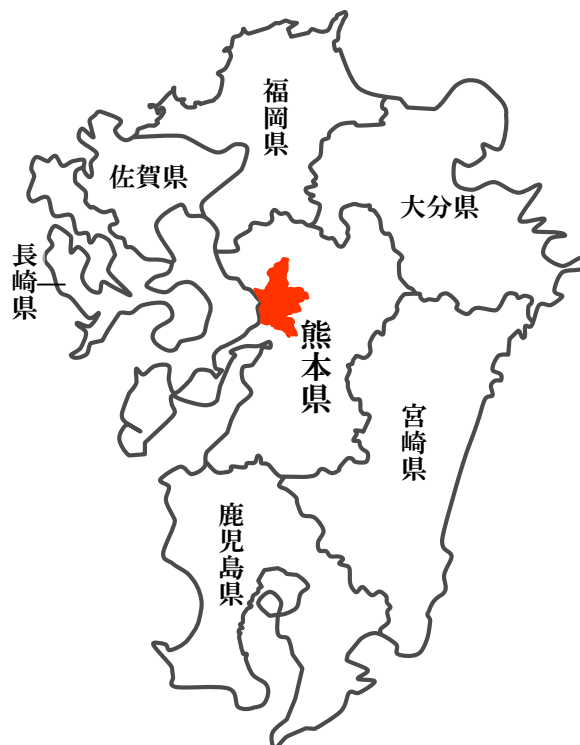
現在、熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた熊本市震災復興計画に基づき、一日も早い復旧復興と、市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造に取り組んでいる。

2 位置及び地勢（政策企画課）

（1）位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JR鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中核地としても大きな役割を果たしている。



(2) 地勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は、数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

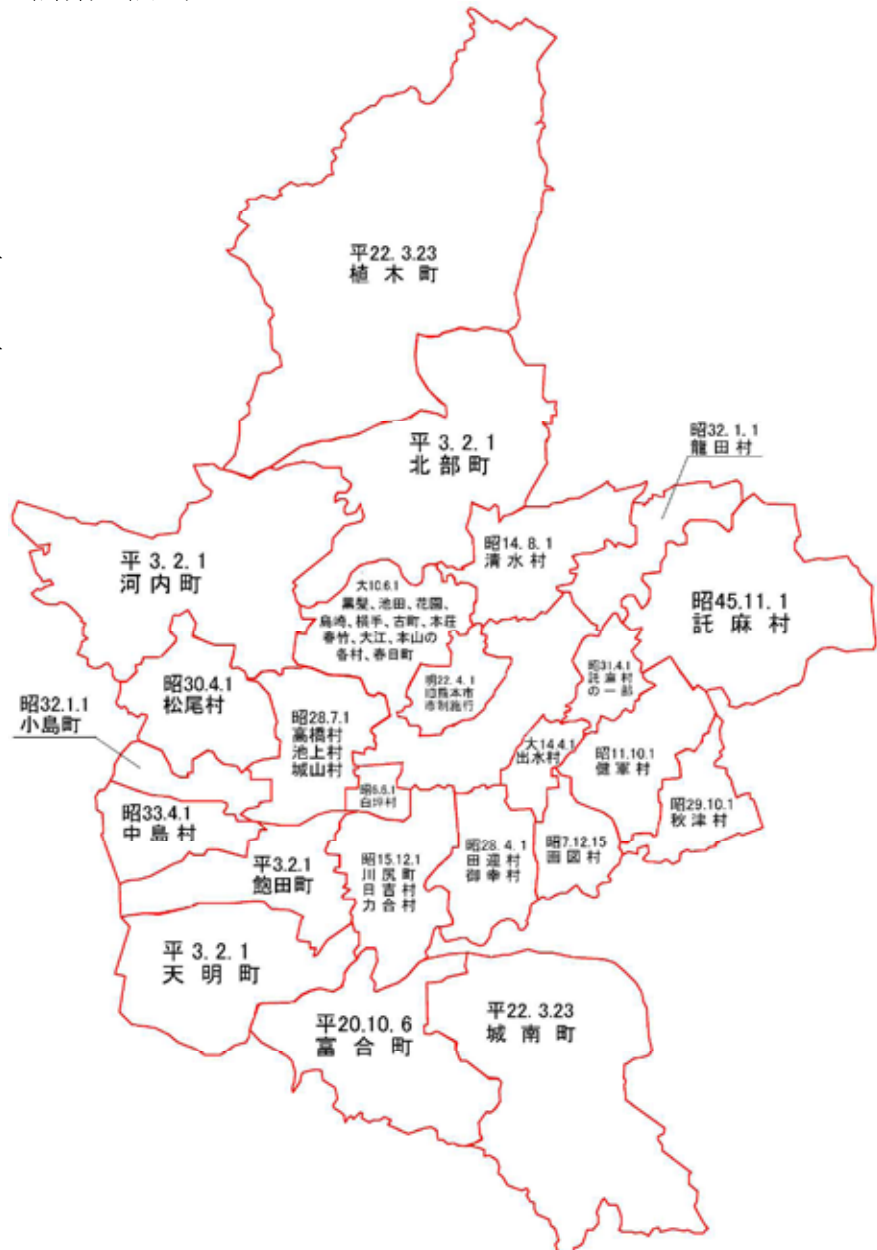
また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷 (政策企画課)

- 明治 22. 4. 1 市制・町村制施行により、熊本市が発足
- 大正 10. 6. 1 黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・
本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町

389.53km²

- 14. 4. 1 出水村
- 昭和 6. 6. 1 白坪村
- 7. 12. 5 画図村
- 11. 10. 1 健軍村
- 14. 8. 1 清水村
- 15. 12. 1 川尻町・力合村・日吉村
- 28. 4. 1 田迎村・御幸村
- 28. 7. 1 高橋村・城山村・池上村
- 29. 10. 1 秋津村
- 30. 4. 1 松尾村
- 31. 4. 1 託麻村の一部
- 32. 1. 1 龍田村・小島町
- 33. 4. 1 中島村
- 45. 11. 1 託麻村
- 平成 3. 2. 1 北部町・河内町・
飽田町・天明町
- 20. 10. 6 富合町
- 22. 3. 23 城南町・植木町



4 歴代市長（秘書課）

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松崎 為己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依田 昌兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐柳 藤太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高橋 守雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛島 知己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平野 龍起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福田 虎亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林田 正治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂口 主税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星子 敏雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田尻 靖幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三角 保之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸山 政史	14. 12. 3	26. 12. 2
32	大西 一史	26. 12. 3	在任中

5 名誉市民（秘書課）

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

横山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

安永露子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である遼空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年3月17日逝去（92歳）

（旧城南町）

上塚周平氏（昭和50年顕彰）

明治9年7月12日生まれ。明治41年に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年7月6日逝去（58歳）

上塚司氏（昭和53年顕彰）

明治23年5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年10月22日逝去（88歳）

林田正治氏（昭和53年顕彰）

明治25年8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年12月14日逝去（87歳）

小林久雄氏（平成元年顕彰）

明治28年6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年8月26日逝去（66歳）

東家嘉幸氏（平成12年顕彰）

昭和2年10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年1月26日逝去（78歳）

（旧植木町）

境米蔵氏（昭和51年顕彰）

明治30年10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算4期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年1月2日逝去（80歳）

木村学氏（昭和58年顕彰）

明治38年1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年3月21日逝去（89歳）

6 人口（総務課）

（1）年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年次	世帯数	人口			男女比(女100人につき)	1世帯当たり人員	備考
		総数	男	女			
明治22年	11,797	42,725					市制施行 (第1回国勢調査)
大正9年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	3.6	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.1	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.5	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.1	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	5.6	
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	6.1	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.8	
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.5	
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.6	
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	4.1	
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.8	
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.4	
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	3.2	
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
平成2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
27年	315,470	741,115	348,475	392,640	88.8	2.3	

（注）明治22年は4月1日現在の人口である。

(2) 人口の動態

区分	23	24	25	26	27	28
自然増	794	793	814	611	314	△54
社会増	742	1,343	133	50	△9	△1,326
計	1,536	2,136	947	639	305	△1,380

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次 区分	平成22年国調				調査年次 区分	平成27年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総数	734,474	—	344,291	390,183	総数	740,822	—	348,470	392,352
昼間人口	757,093	—	354,251	402,842	昼間人口	756,852	—	353,785	403,067
15歳以上人口	620,785	—	286,243	334,542	15歳以上人口	630,147	—	291,696	338,451
就業者総数	334,217	100	178,812	155,405	就業者総数	340,861	100	180,154	160,707
第1次産業	12,280	3.7	7,040	5,240	第1次産業	12,472	3.7	7,233	5,239
農業	11,318	3.4	6,362	4,956	農業	11,473	3.4	6,565	4,908
林業	237	0.1	209	28	林業	262	0.1	211	51
漁業	725	0.2	469	256	漁業	737	0.2	457	280
第2次産業	53,403	16.0	38,906	14,497	第2次産業	55,443	16.3	40,151	15,292
鉱業	33	0.0	26	7	鉱業, 採石業, 砂利採取業	22	0	17	5
建設業	23,924	7.2	19,821	4,103	建設業	24,184	7.1	19,743	4,441
製造業	29,446	8.8	19,059	10,387	製造業	31,237	9.2	20,391	10,846
第3次産業	251,965	75.4	124,506	127,459	第3次産業	257,637	75.6	124,789	132,848
電気・ガス・熱供給・水道業	1,424	0.4	1,225	199	電気・ガス・熱供給・水道業	1,435	0.4	1,240	195
情報通信業	6,795	2.0	4,518	2,277	情報通信業	7,239	2.1	4,922	2,317
運輸業	14,430	4.3	12,158	2,272	運輸・郵便業	12,836	3.8	10,832	2,004
卸売・小売業	63,230	18.9	31,196	32,034	卸売・小売業	57,691	16.9	28,012	29,679
金融・保険業	10,104	3.0	4,845	5,259	金融・保険業	9,840	2.9	4,715	5,125
不動産業	6,987	2.0	3,998	2,989	不動産業・物品賃貸業	7,921	2.3	4,567	3,354
不動産業	10,782	3.2	6,893	3,889	学術研究, 専門・技術サービス業	11,533	3.4	7,249	4,284
飲食店・宿泊業	21,912	6.6	8,419	13,493	宿泊業, 飲食サービス業	20,610	6	8,115	12,495
医療・福祉	13,667	4.0	5,654	8,013	生活関連サービス業, 娯楽業	13,179	3.9	5,321	7,858
教育・学習支援業	18,160	5.4	8,360	9,800	教育・学習支援業	18,825	5.5	8,455	10,370
複合サービス事業	45,363	13.57	11,232	34,131	医療, 福祉	53,806	15.8	14,015	39,791
サービス業(他に分類されないもの)	2,133	0.6	1,270	863	複合サービス事業	3,371	1	2,182	1,189
サービス業(他に分類されないもの)	19,511	5.8	11,195	8,316	サービス業(他に分類されないもの)	21,427	6.3	11,696	9,731
公務(他に分類されないもの)	17,467	5.2	13,543	3,924	公務(他に分類されないもの)	17,924	5.3	13,468	4,456
分類不能の産業	16,569	5.0	8,360	8,209	分類不能の産業	15,309	4.5	7,981	7,328

(注) 平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂、平成27年国調はH25年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成27年国勢調査)

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
総数	740,822	348,470	392,352	315,456	小島	6,535	3,082	3,453	2,322
中央区計	186,834	87,298	99,536	95,931	中島	3,635	1,719	1,916	1,144
壺川	9,801	4,516	5,285	4,624	芳野	1,968	903	1,065	608
碩台	7,002	3,047	3,955	4,151	河内	4,216	1,996	2,220	1,236
白川	8,205	3,767	4,438	4,827	南区計	128,398	60,275	68,123	47,430
城東	2,897	1,258	1,639	1,733	日吉	8,467	3,952	4,515	3,547
慶徳	4,202	1,931	2,271	2,833	川尻	8,264	3,871	4,393	3,313
一新	9,779	4,284	5,495	4,979	力合	7,904	3,660	4,244	2,897
五福	3,876	1,660	2,216	2,103	御幸	11,602	5,330	6,272	4,012
向山	10,591	5,004	5,587	5,321	田迎	5,429	2,526	2,903	2,168
黒髪	16,155	8,237	7,918	9,670	城南	6,277	2,879	3,398	2,718
大江	11,033	5,234	5,799	6,041	田迎南	8,010	3,848	4,162	2,971
本荘	3,864	1,750	2,114	2,469	飽田東	7,130	3,345	3,785	2,592
春竹	15,100	6,950	8,150	7,480	飽田南	2,302	1,048	1,254	689
出水	9,462	4,217	5,245	4,924	飽田西	2,422	1,142	1,280	789
砂取	10,035	4,570	5,465	4,633	中緑	970	454	516	334
託麻原	18,256	9,263	8,993	9,441	銭塘	2,144	1,016	1,128	688
帯山	14,365	6,687	7,678	6,348	奥古閑	3,059	1,435	1,624	939
白山	11,451	5,329	6,122	5,609	川口	1,885	916	969	661
帯山西	8,628	4,004	4,624	3,855	日吉東	7,156	3,426	3,730	3,055
出水南	12,132	5,590	6,542	4,890	富合	9,794	4,629	5,165	3,206
東区計	190,451	90,096	100,355	78,406	杉上	6,393	3,027	3,366	2,141
画図	13,917	6,418	7,499	5,259	隈庄	8,661	4,081	4,580	3,038
健軍	12,254	5,732	6,522	5,504	豊田	6,456	3,078	3,378	2,234
秋津	12,449	5,793	6,656	4,971	田迎西	7,320	3,475	3,845	2,855
泉ヶ丘	6,342	2,913	3,429	2,800	力合西	6,753	3,137	3,616	2,583
若葉	5,258	2,380	2,878	2,329	北区計	142,280	67,446	74,834	54,825
尾ノ上	12,908	5,922	6,986	5,608	清水	11,467	5,249	6,218	4,911
西原	14,233	6,802	7,431	6,612	龍田	10,747	5,207	5,540	4,231
託麻東	13,874	6,783	7,091	5,011	城北	9,612	5,082	4,530	3,496
託麻西	16,294	7,866	8,428	6,847	高平台	13,303	6,233	7,070	5,497
託麻北	8,982	4,298	4,684	3,477	楠	6,073	2,822	3,251	2,550
桜木	7,253	3,371	3,882	3,044	麻生田	8,607	3,911	4,696	3,403
東町	8,170	4,063	4,107	3,138	武蔵	6,562	3,074	3,488	2,652
月出	10,611	4,930	5,681	5,135	弓削	5,490	2,663	2,827	2,248
健軍東	4,493	2,130	2,363	1,825	楡木	7,301	3,360	3,941	2,949
託麻南	14,053	6,777	7,276	5,254	川上	10,252	4,852	5,400	3,829
山ノ内	9,742	4,606	5,136	3,989	西里	7,326	3,445	3,881	2,664
長嶺	12,988	6,141	6,847	5,130	北部東	10,348	4,837	5,511	3,904
桜木東	6,630	3,171	3,459	2,473	植木	4,210	2,008	2,202	1,567
西区計	92,859	43,355	49,504	38,864	山本	2,069	1,001	1,068	677
古町	3,226	1,508	1,718	1,651	田原	2,200	1,020	1,180	706
春日	7,221	3,475	3,746	3,402	菱形	4,769	2,244	2,525	1,692
城西	12,288	5,547	6,741	5,093	桜井	5,990	2,872	3,118	2,117
花園	10,713	4,918	5,795	4,892	山東	4,106	1,997	2,109	1,483
池田	13,894	6,751	7,143	6,865	吉松	3,245	1,544	1,701	1,124
白坪	11,649	5,326	6,323	5,271	田底	2,589	1,160	1,429	878
高橋	444	211	233	190	龍田西	6,014	2,865	3,149	2,247
池上	6,199	2,872	3,327	2,355					
城山	10,871	5,047	5,824	3,835					

※平成27年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成29年4月の行政区による校区ごとに熊本市総務課が独自集計したもの。

議 会

1	議 員 名 簿	15
2	歴 代 議 長 ・ 副 議 長	16
3	議 会 構 成	17
4	議 会 活 性 化 の 取 組 み	18
5	熊 本 市 議 会 災 害 対 策 会 議 の 設 置	18
6	委 員 会 等	19
7	各 種 委 員	20
8	報 酬 等	21
9	議 会 活 動 状 況	22
10	議 会 事 務 局	24

1 議員名簿

定数 48名 現員数 48名

自由民主党熊本市議団	17	市政クラブ	1	明政会	1
市民連合	9	日本の教育を考える会	1	地域創世	1
公明党熊本市議団	7	自由クラブ	1	和の会くまもと	1
くまもと未来	4	善進会	1		
日本共産党熊本市議団	3	くまもと創生	1		

(平成29年7月18日現在)

選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数	選挙区	議席番号	氏名	会派	当選回数
南	議長 1	澤田 昌作	自由民主党 熊本市議団	4	中央	25	村上 博	市民連合	4
東	副議長 2	藤山 英美	くまもと未来	6	中央	26	上田 芳裕	市民連合	3
東	3	光永 邦保	自由民主党 熊本市議団	1	北	27	園川 良二	公明党 熊本市議団	2
東	4	大塚 信弥	市民連合	1	東	28	倉重 徹	自由民主党 熊本市議団	4
北	5	山部 洋史	日本共産党 熊本市議団	1	東	29	満永 寿博	自由民主党 熊本市議団	4
東	6	緒方 夕佳	和の会と くまもと	1	東	30	三島 良之	自由民主党 熊本市議団	4
北	7	小池 洋恵	地域創世	1	東	31	齊藤 聡	自由民主党 熊本市議団	4
中央	8	三森 至加	公明党 熊本市議団	1	中央	32	大石 浩文	くまもと創生	4
中央	9	高本 一臣	自由民主党 熊本市議団	2	中央	33	田尻 善裕	善進会	4
北	10	小佐井 賀瑞宜	自由民主党 熊本市議団	2	中央	34	上野 美恵子	日本共産党 熊本市議団	5
南	11	寺本 義勝	自由民主党 熊本市議団	2	南	35	白河部 貞志	くまもと未来	4
北	12	福永 洋一	市民連合	2	中央	36	藤岡 照代	公明党 熊本市議団	5
南	13	西岡 誠也	市民連合	2	西	37	津田 征士郎	自由民主党 熊本市議団	5
東	14	田上 辰也	市民連合	2	北	38	坂田 誠二	自由民主党 熊本市議団	6
南	15	浜田 大介	公明党 熊本市議団	2	北	39	竹原 孝昭	自由民主党 熊本市議団	7
東	16	井本 正広	公明党 熊本市議団	2	南	40	江藤 正行	自由民主党 熊本市議団	9
西	17	藤永 弘	公明党 熊本市議団	2	東	41	鈴木 弘	公明党 熊本市議団	6
中央	18	原 亨	自由民主党 熊本市議団	3	西	43	田尻 清輝	くまもと未来	7
北	19	原口 亮志	自由民主党 熊本市議団	3	西	44	落水 清弘	市政クラブ	8
中央	20	紫垣 正仁	自由民主党 熊本市議団	3	西	45	古川 泰三	日本の教育を 考える会	7
南	21	くつき 信哉	自由民主党 熊本市議団	3	中央	46	北口 和皇	自由クラブ	7
北	22	田中 敦朗	明政会	3	西	47	田尻 将博	市民連合	7
東	23	那須 円	日本共産党 熊本市議団	3	北	48	家入 安弘	市民連合	7
東	24	重村 和征	くまもと未来	3	南	49	田辺 正信	市民連合	7

議会

2 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	" 24. 1. 22	" 28. 5. 13	2	下田耕造	" 24. 1. 22	" 31. 5. 22
3	河原惟親	" 28. 5. 14	" 31. 5. 22	3	片山甚十郎	" 31. 5. 23	" 32. 2. 7
4	吉永為己	" 31. 5. 23	" 36. 2. 5	4	林定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
5	山田珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4. 30	5	出田彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2. 11
6	吉永為己	" 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	6	園部交雅	" 36. 2. 12	" 36. 5. 11
7	林千八	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30	7	板垣正軌	" 36. 5. 12	" 37. 2. 12
8	山隈康	" 6. 5. 15	" 10. 9. 30	8	有働格四郎	" 37. 2. 13	" 40. 11. 4
9	迫源次郎	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30	9	板垣正軌	" 40. 11. 14	" 42. 1. 27
10	山隈康	" 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	10	河田巖	" 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6. 14	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30
12	佐藤真佐男	" 17. 7. 23	" 22. 4. 29	12	峽謙齋	" 6. 5. 15	" 7. 3. 10
13	佐藤真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	13	藤野乱	" 7. 3. 11	" 10. 9. 30
14	大塚勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29	14	水上誠規	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30
15	大塚勇次郎	" 26. 5. 15	" 30. 4. 30	15	河田巖	" 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
16	兼坂安次	" 30. 5. 21	" 34. 4. 8	16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	" 9. 5. 7
17	打出信行	" 34. 6. 12	" 36. 3. 24	17	橋本寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5. 20
18	寸坂幸夫	" 36. 3. 24	" 38. 4. 30	18	西郷一恵	" 17. 6. 11	" 22. 4. 29
19	阿部次郎	" 38. 5. 18	" 40. 3. 18	19	大塚勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
20	井上常八	" 40. 3. 18	" 40. 12. 7	20	加川恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29
21	石井辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30	21	北利民	" 26. 5. 15	" 28. 9. 5
22	阿部次郎	" 42. 5. 20	" 43. 7. 3	22	上野勉	" 28. 9. 25	" 30. 4. 30
23	坂梨日露	" 43. 7. 13	" 45. 12. 4	23	森光吉	" 30. 5. 21	" 32. 12. 28
24	黒田弥一郎	" 45. 12. 4	" 46. 4. 30	24	吉村貞次	" 34. 6. 12	" 35. 3. 21
25	落水清	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6	25	坂梨日露	" 35. 3. 21	" 37. 7. 9
26	古川国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30	26	吉村貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4. 30
27	紫垣正良	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4	27	石井辰雄	" 38. 5. 18	" 41. 7. 4
28	上田堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30	28	吉村貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30
29	島永慶孝	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8	29	佐藤寿子	" 42. 5. 20	" 44. 3. 24
30	藤山増美	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30	30	古川国雄	" 44. 3. 25	" 44. 6. 28
31	宮原光男	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6	31	岩尾恵	" 44. 9. 13	" 46. 4. 30
32	大石文夫	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15	32	阪本富	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6
33	内村幸吉	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3	33	荒木昇	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30
34	西村建治	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16	34	藤山増美	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4
35	村上春生	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	35	矢野昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30	36	上妻重蔵	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8
37	嶋田幾雄	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3	37	田尻武男	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30
38	中村徳生	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30	38	白石正	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6
39	荒木哲美	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27	39	北口政義	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15
40	主海偉佐雄	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30	40	吉村潔	" 61. 12. 15	" 62. 4. 30
41	江藤正行	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8	41	竹本勇	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16
42	白石正	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18	42	村上裕人	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
43	宮原政一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30
44	落水清弘	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7	44	西田続	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3
45	古川泰三	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20	45	伊形寛治	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30
46	税所史熙	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30	46	宮原正一	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27
47	牛嶋弘	" 19. 5. 24	" 20. 12. 22	47	中沢誠	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30
48	竹原孝昭	" 20. 12. 22	" 22. 3. 2	48	鈴木昌彦	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8
49	坂田誠二	" 22. 3. 2	" 23. 4. 30	49	岡田健士	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18
50	津田征士郎	" 23. 5. 23	" 25. 3. 26	50	奥田光弘	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
51	齊藤聰	" 25. 3. 26	" 26. 3. 24	51	竹原孝昭	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7
52	三島良之	" 26. 3. 24	" 27. 4. 30	52	家入安弘	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20
53	満永寿博	" 27. 5. 13	" 28. 3. 24	53	田尻清輝	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30
54	澤田昌作	" 28. 3. 24	在任中	54	磯道文徳	" 19. 5. 24	" 21. 3. 25
				55	田中誠一	" 21. 3. 25	" 23. 4. 30
				56	田尻将博	" 23. 5. 23	" 25. 3. 26
				57	鈴木弘	" 25. 3. 26	" 27. 4. 30
				58	藤岡照代	" 27. 5. 13	" 29. 3. 24
				59	藤山英美	" 29. 3. 24	在任中

3 議会構成

(1) 議員数

定数 48人 (平成25年12月25日議決)

現員数 48人

(2) 年齢別

(平成29年7月18日現在)

会派 年齢	自民党	市民 連合	公明党	未来	共産党	市政ク	日本 教育	自由ク	善進会	創生	明政会	地域 創世	和の会	計
25～30														0
31～40		1									1			2
41～50	2	1			1							1	1	6
51～60	5		4		2	1		1	1	1				15
61～70	6	6	3	2										17
71歳 以上	4	1		2			1							8
計	17	9	7	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	48
平均 年齢	63	61	59	70	50	60	72	59	54	52	39	47	41	60

議会

(3) 当選回数別

(平成29年7月18日現在)

会派 回数	自民党	市民 連合	公明党	未来	共産党	市政ク	日本 教育	自由ク	善進会	創生	明政会	地域 創世	和の会	計
1	1	1	1		1							1	1	6
2	3	3	4											10
3	4	1		1	1						1			8
4	5	1		1					1	1				9
5	1		1		1									3
6	1		1	1										3
7	1	3		1			1	1						7
8						1								1
9	1													1
計	17	9	7	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1	48

4 議会活性化の取組み

概況

熊本市議会は、明治22年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

取組み事項

項 目	導 入 時 期	内 容
市議会のインターネット 中 継	平成 19 年 9 月	本会議については平成 19 年第 3 回定例会より生中継及び録画放映を、 予算決算委員会については平成 22 年第 1 回定例会より録画放映、平成 25 年第 3 回定例会より生中継を開始した。
常任委員会としての 予算決算委員会の設置	平成 22 年 3 月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会とし て、予算決算委員会を設置した。平成 24 年には、議会棟 2 階の一面を 調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政 務 活 動 費 及 び 市議会議員の資産公開	平成 24 年 3 月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書 室にて公開している。
市議会ホームページの リニューアル及び市議会 フェイスブックの導入	平成 24 年 4 月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、 リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを 開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議 会 図 書 室 の 整 備	平成 24 年 10 月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう 移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用 し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成 26 年 4 月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代 表 質 問 の 実 施	平成 27 年 6 月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、 代表質問を実施することとした。

5 熊本市議会災害対策会議の設置

熊本市議会は、平成 28 年熊本地震を受け、議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、「熊本市議会災害対策会議設置要綱」を制定した。(平成 28 年 9 月 6 日制定)

また、震災の教訓から、大規模災害時への対応に向けた議員の意識向上と連絡体制の強化を図ることを目的に安否確認及び議会災害対策会議設置の訓練を熊本地震から 1 年を迎える平成 29 年 4 月 14 日に実施した。

6 委員会等

(1) 常任委員会

(平成29年3月24日現在)

名称(定数)	正・副委員長	委員	所管事項
予算決算委員会 (48)	(正) 満永 寿博 (副) 藤岡 照代	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総務委員会 (8)	(正) 寺本 義勝 (副) 福永 洋一	山部 洋史 重村 和征 井本 正広 三島 良之 原口 亮志 北口 和皇	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、 会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査 委員、人事委員会、議会事務局の所管に属 する事項、他の常任委員会の所管に属しな い事項
教育市民委員会 (8)	(正) 高本 一臣 (副) 大塚 信弥	小池 洋恵 藤岡 照代 紫垣 正仁 古川 泰三 藤 齊 聡 田尻 将博	市民局、教育委員会の所管に属する事項
厚生委員会 (8)	(正) 田上 辰也 (副) 白河部 貞志	西岡 誠也 園川 良二 くつき 信哉 上野 美恵子 田中 敦朗 坂田 誠二	健康福祉局、病院局の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正) 藤永 弘 (副) 光永 邦保	三森 至加 竹原 孝昭 満永 寿博 家入 安弘 大石 浩文 田辺 正信	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正) 小佐井賀瑞宜 (副) 浜田 大介	澤田 昌作 村上 博 藤山 英美 田尻 善裕 那須 円 津田 征士郎	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に 属する事項
都市整備委員会 (8)	(正) 原 亨 (副) 上田 芳裕	緒方 夕佳 鈴木 弘 倉重 徹 田尻 清輝 江藤 正行 落水 清弘	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

(2) 議会運営委員会

(平成29年3月24日現在)

名称(定数)	正・副委員長	委員
議会運営委員会 (13)	(正) くつき 信哉 (副) 園川 良二	高本 一臣 上野 美恵子 西岡 誠也 津田 征士郎 浜田 大介 江藤 正行 原口 亮志 田尻 清輝 上田 芳裕 田尻 将博 満永 寿博

(3) 特別委員会

(平成29年3月24日現在)

名称(定数)	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
公共施設マネジメント 調査特別委員会 (12)	(正) 江藤 正行 (副) 井本 正広	光永 邦保 重村 和征 三森 至加 大石 浩文 寺本 義勝 坂田 誠二 原 那須 亨 落水 清弘 藤 齊 聡 田尻 将博	社会環境の変化や地域特性 に応じた適切な公共サー ビスの提供と安定した財政運 営を両立させるための公共 施設マネジメントに関する 調査を行うこと。	平 27.5.13
人口減少社会に関する 調査特別委員会 (12)	(正) 上田 芳裕 (副) 白河部 貞志	山部 洋史 齊藤 聡 小佐井賀瑞宜 田尻 善裕 福永 洋一 藤岡 照代 西岡 誠也 竹原 孝昭 紫垣 正仁 古川 泰三	少子化に伴う人口減少社会 への対策及び地方創生に関 する調査を行うこと。	平 27.5.13
北口和皇議員の不当 要求行為等に関する 調査特別委員会 (10)	(正) 竹原 孝昭 (副) 田尻 将博	高本 一臣 原口 亮志 田上 辰也 上野 美恵子 井本 正広 津田 征士郎 藤永 弘 田尻 清輝	北口和皇議員の不当要求行 為等の事案について詳細な 検証を行い、議会と執行部 の適切な関係構築に向けた 調査を行うこと。	平 28.12.20

(4) 協議等の場(地方自治法第100条第12項)

(平成29年3月24日現在)

名称(定数)	正・副委員長等	構 成 員	設 置 目 的
全 員 協 議 会 (48)		全 議 員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予 算 決 算 委 員 会 理 事 会 (10)	(正) 三島 良之博 (副) 村上 博	藤 永 弘 満 永 寿 博 原 亨 (予 算 決 算 重 村 和 征 委 員 長) 倉 重 徹 藤 岡 照 代 上野 美恵子 (予 算 決 算 家入 安弘 副 委 員 長)	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 広 報 委 員 会 (10)	(正) 浜田 大介 (副) 紫垣 正仁	光 永 邦 保 高 本 一 臣 大 塚 信 弥 小 佐 井 賀 瑞 宜 山 部 洋 史 福 永 洋 一 三 森 至 加 白 河 部 貞 志	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
政 策 条 例 検 討 会 (10以内)	(正) 上田 芳裕 (副) 倉重 徹	小 佐 井 賀 瑞 宜 園 川 良 二 田 上 辰 也 円 齊 島 良 那 須 円 三 藤 良 重 村 和 征 鈴 木 聰 弘	議員が提出する条例のうち政策の実現に係るものに関し協議又は調整を行うため
議 会 活 性 化 検 討 会 (10)	(正) 坂田 誠二 (副) 井本 正広	大 塚 信 弥 原 口 亮 志 高 本 一 臣 上 野 美 恵 子 寺 本 義 勝 白 河 部 貞 志 田 上 辰 也 藤 岡 照 代	議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため

7 各種委員

(平成29年8月1日現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	齊 藤 聰 鈴 木 弘
農 業 委 員	4	3年	田 上 辰 也 園 川 良 二 津 田 征 士 郎 竹 原 孝 昭
都 市 計 画 審 議 会 委 員	6	議員の任期中	寺 本 義 勝 藤 永 弘 那 須 円 重 村 和 征 満 永 寿 博 田 辺 正 信
市 民 会 館 運 営 委 員	3	2年	小 池 洋 恵 村 上 博 落 水 清 弘
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	三 森 至 加 原 亨
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2年	村 上 博 田 尻 善 裕
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2年	福 永 洋 一 三 島 良 之 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	3年	光 永 邦 保 大 塚 信 弥 山 部 洋 史
社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会 所 属)	1	3年	白 河 部 貞 志
公 共 交 通 協 議 会 委 員	7	2年	高 本 一 臣 西 岡 誠 也 井 本 正 広 紫 垣 正 仁 倉 重 徹 上 野 美 恵 子 田 尻 清 輝
多 核 連 携 都 市 推 進 協 議 会 委 員	5	3年	浜 田 大 介 原 口 亮 志 上 田 芳 裕 坂 田 誠 二 田 尻 清 輝
山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員	4	議員の任期中	小 佐 井 賀 瑞 宜 田 中 敦 朗 園 川 良 二 家 入 安 弘

8 報酬等

(1) 報酬及び期末手当

区 分	現 行 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	改 正 前 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	議 員 期 末 手 当
議 長	818,000 円	平 27.4.1	814,000 円	平 24.4.1	6 月 1500/1000
副 議 長	744,000 円		741,000 円		12 月 1650/1000
議 員	674,000 円		671,000 円		(傾斜配分 20/100 加算)

(2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支 給 対 象	適 用 年 月 日	直 線 距 離 の 区 分 及 び 支 給 額
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	平成 19 年 9 月 6 日	4 キロメートル未満 日額 5,000 円 4 キロメートル以上 8 キロメートル未満 日額 6,000 円 8 キロメートル以上 日額 7,000 円 (公用車を利用して出席したときは2分の1の額)
全員協議会 予算決算委員会理事会	平成 22 年 3 月 2 日	
議会広報委員会	平成 23 年 7 月 1 日	
政策条例検討会	平成 24 年 3 月 21 日	
議会活性化検討会	平成 27 年 5 月 13 日	

(3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交付対象	交 付 額 及 び 方 法	収 支 報 告	適 用 年 月 日
議 員 又 は 会 派	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を4月30日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 27 年 3 月 6 日

※ 収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

9 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成28年)

会議	区分	会 期	本 日 議 数	会 議 時 間 数	傍 聴 人 数		
					男	女	計
第1回定例会		2. 22～ 3. 24 (32日間)	7日	16時間2分	290	223	513
第2回定例会		6. 10 (1日間)	1日	3時間37分	0	0	0
第3回定例会		8. 29～ 9. 27 (30日間)	8日	17時間13分	0	0	0
第1回臨時会		10. 14 (1日間)	1日	1時間35分	0	0	0
第4回定例会		12. 5～12. 20 (16日間)	5日	10時間18分	0	0	0
		(80日間)	22日	48時間45分	290	223	513

(2) 本会議審議状況

(平成28年)

	市長提出議案									議員提出議案					その他								
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
1 定 例	50	39		1	1		1	61	153	1		6			7		2	5	1	10	3		
2 定 例	8	2				6	1	8	25			2	1		3	1		6	1				
3 定 例	3	14	6		4		3	37	67			5			5		1	4		11			2
1 臨 時	1							1	2														
4 定 例	24	8			2			48	82			6	2		8			5		6			
計	86	63	6	1	7	6	5	155	329	1		19	3		23	1	3	20	2	27	3		2
可 決	86	63		1	7			155	312	1		11	3		15	1							2
可決及び認定			3						3														
修 正 可 決																							
否 決												8			8								
承 認						6			6														
同 意							5		5														
同意しない																							
認 定			3						3														
異議がない																		20					
採 択																							
不 採 択																				2			
継 続 審 査																							
審 議 未 了																							
撤 回																							
了 承																							
許 可																	3						
議 決 不 要																							
計	86	63	6	1	7	6	5	155	329	1	0	19	3	0	23	1	3	20	2	0	0	0	2

(3) 委員会審査状況

(平成28年)

委員会別	区分	開催回数	市長提出議案							議員提出議案		請願	陳情	計	
			予算	決算	条例	契約	財産取得等	専決処分	その他	計	条例				その他
	予算 決算	11(0)	60	7	38	1	2		13	121					
分科会	総務	4(0)													
	教育市民	4(0)													
	厚生	6(0)													
	環境水道	4(0)													
	経済	4(0)													
	都市整備	4(0)													
	総務	5(1)			15	1	4		18	38				7	7
	教育市民	4(1)			10				15	25				7	7
	厚生	5(1)			5					5		1	15	16	
	環境水道	4(1)			2				2	4					
	経済	4(1)			4		1		2	7				4	4
	都市整備	5(1)			3				93	96				8	8
	議会運営委員会	16(9)												5	5
	公共施設マネジメント調査特別委員会	7(6)												7	7
	人口減少社会に関する調査特別委員会	4(1)													
	熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会	7(6)													
	北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会	1(0)													
	計	99(28)	60	7	77	2	7	0	143	296	0	0	1	53	54

※開催回数()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

議会

10 議会事務局

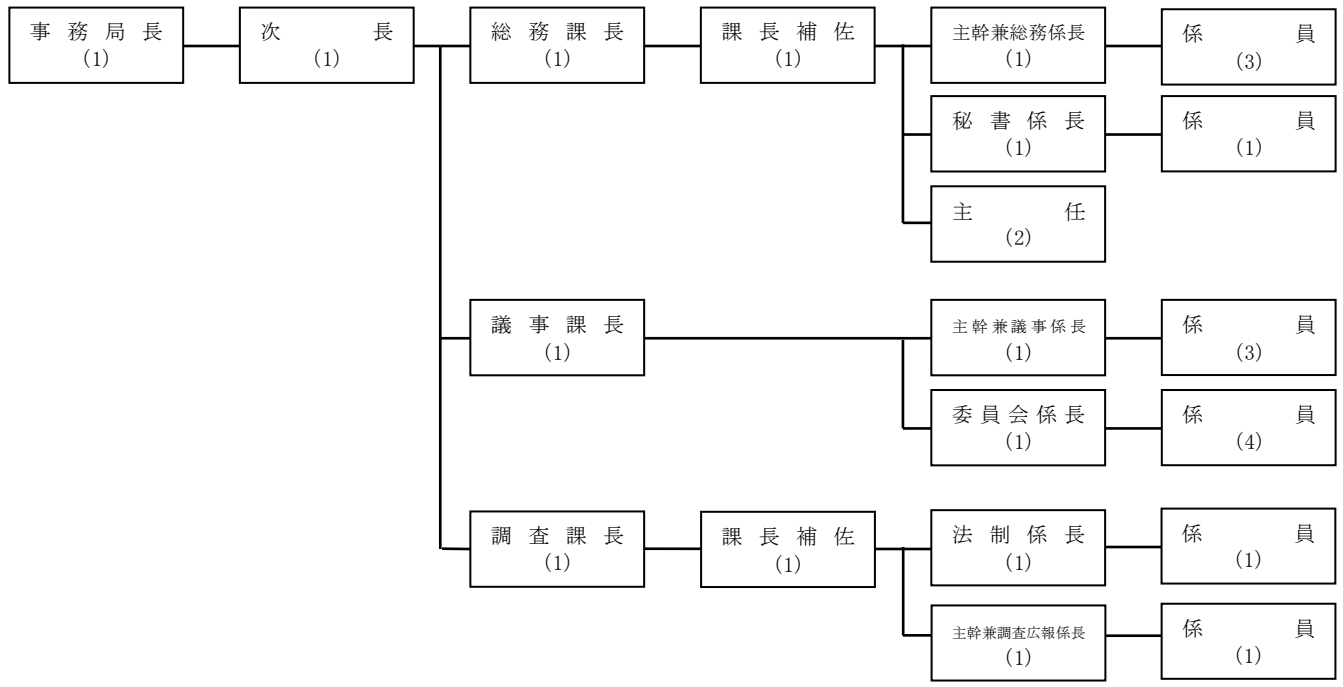
(1) 事務分掌

総務課	議事課	調査課
<ul style="list-style-type: none"> ① 公印の保管に関する事。 ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。 ③ 秘書及び渉外に関する事。 ④ 予算及び決算に関する事。 ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。 ⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。 ⑦ 議員共済会に関する事。 ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。 ⑨ 職員の給与等及び旅費に関する事。 ⑩ 儀式及び交際に関する事。 ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。 ⑫ 議会関係規程(総務課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。 ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。 ⑭ 物品の出納、保管に関する事。 ⑮ 乗用自動車に関する事。 ⑯ 他の課の所管に属しない事。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本会議に関する事。 ② 議案その他会議に関する文書に関する事。 ③ 請願書及び陳情書に関する事。 ④ 委員会に関する事。 ⑤ 公聴会に関する事。 ⑥ 会議録の編集に関する事。 ⑦ 議会関係規程(議事課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 政務活動に関する事。 ② 議会広報に関する事。 ③ 行政調査に関する事。 ④ 資料の収集整理及び保管に関する事。 ⑤ 図書室に関する事。 ⑥ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。

(2) 組織図 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

定 数 28 人

現員数 28 人



議会

(3) 議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	配布先
市政概要	年1回	170	A4	オフセット 印刷	議員、執行部、関係機関
本会議会議録	定例会ごと (臨時会含)	68	A4	オンデマンド*	議員、執行部、関係機関
委員会会議録	定例会ごと	120	A4	オンデマンド*	議員、執行部、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	60	A4	PTO	議員、執行部、関係機関
市議会だより	年4回	323,900	タブロイド版	オフセット 印刷	市内全世帯、市の主要施設
市議会だより (点字・音声版)	年4回	点字 100 音声 100	—	—	申出による希望者

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平成29年4月1日現在)

分類	蔵書数(冊)	分類	蔵書数(冊)
0 総記	124	6 産 業	413
1 哲 学	137	7 芸 術・美 術	121
2 歴 史	598	8 言 語	118
3 社 会 科 学	3,114	9 文 学	156
4 自 然 科 学	162	議 会 資 料	1,998
5 技 術・工 学	333	行 政 資 料	1,180
合計			8,454

イ 雑誌

ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローバル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説、D-file、時の法令、法律のひろば

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、讀賣新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞

エ 図書室利用者数

(単位：人)

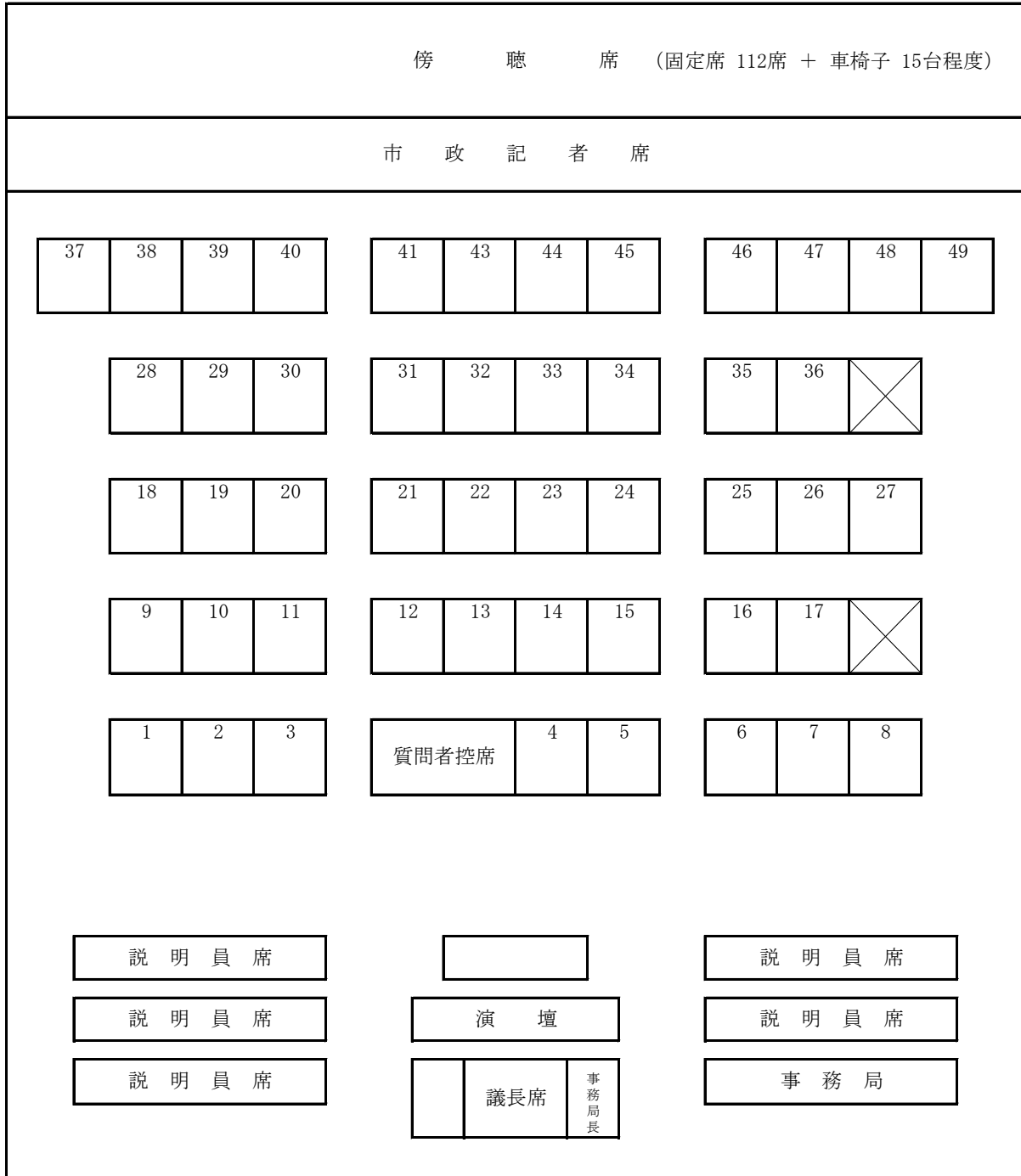
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
307	935	1,199	1,428	1,769

※平成24年度においては、下半期のみ(10月～3月)の集計。

(5) 視察来訪状況

年別	来訪件数	来訪人員
平成28年	153	1,316
平成27年	137	1,124
平成26年	175	1,317
平成25年	164	1,351
平成24年	175	1,438

議場見取図



議 会

政 策

1	総 合 計 画	31
2	震 災 復 興	35
3	連 携 中 枢 都 市 圏 構 想	38
4	海 外 都 市 と の 交 流	41
5	国 内 交 流	48
6	広 報	49
7	危 機 管 理 防 災	50
8	都 市 政 策 研 究 所	52

1 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成しており、平成28年3月に第7次総合計画を策定した。

（1）熊本市第7次総合計画基本構想

本市は、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげる。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

ア まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性が調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。そこで、市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

ウ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、子育て家庭に対する支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

(イ) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をつくります。

そこで、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの構築など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、都市機能の維持と市民生活の利便性を確保するため、この特性を維持していきます。

そこで、高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整えます。

本市においては、20代、30代の若者が働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。これを抑制するとともに、子育て世代や第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めます。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりなど、都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、(仮称)熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

(イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されています。

そこで、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全し、豊かな自然の恵みあふれる「水の都」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信していきます。

エ 分野別施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- ② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- ③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- ④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- ⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- ⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- ⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- ⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

(2) 熊本市第7次総合計画基本計画

(以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

イ 計画の期間と対象

◆計画期間

この計画は、平成35年度（西暦2023年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成31年度に全体的に見直します。

◆対象区域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ 区における自主自立のまちづくり

本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。

区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。

エ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

- 安心して子育てができる少子化対策の推進
- 子どもたちがいきいきと育つ環境整備

(イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

- 多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり
- お互いに支え合う地域のつながりづくり

②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

- 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり
- 市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

- 地域経済を支える地場産業の振興
- 安定した雇用の創出

③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

- 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信
- 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり

(イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

- 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり
- 安全で良質な農水産物の魅力発信

オ 分野別施策

第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

カ 危機管理

近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。

キ 熊本市震災復興計画

平成28年熊本地震からの復旧・復興にあたっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組まなければなりません。「熊本市震災復興計画」は、熊本市第7次総合計画（平成28年度～平成35年度）の前期基本計画の一部として位置づけ、市民・地域・行政が認識を共有し、総力を結集して早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくため、本市の復旧・復興への基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要施策や具体的な取組みを体系的に定め、着実に推進するものです。

ク 総合計画を推進するために

- ① 参画と協働の推進
- ② マネジメント機能の強化
- ③ 市民に信頼される職員の育成
- ④ 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上
- ⑤ 持続可能な市政運営の実現
- ⑥ 市域を越えた広域的連携の強化

2 震災復興（復興総室）

（1）復興部（総室）設置

平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に取り組むために、平成28年5月6日に「復興部」を設置し、平成29年4月1日より「復興総室」に組織改編した。

復興総室（部）は、既存組織と連携して震災復興に係る諸事業を組織横断的に推進し、震災からの早期復興を目指す。

平成28年10月に策定した「熊本市震災復興計画」に基づき、既存組織が実施する支援業務や復興事業の総合調整のほか、新たな業務や事業の企画・実施を行う。

復興総室組織 人員25名（室長1名、副室長1名、室員23名）

部署名	業務概要
復興総室 (室長以下25名)	(1) 平成28年熊本地震に関する災害復興事業に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 平成28年熊本地震の被災者（以下この項において「被災者」という。）の生活再建支援に係る企画及び総合調整並びに実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 被災者の生活再建に係る総合的相談に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 災害義援金配分委員会に関すること。 (5) 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。

(2) 熊本市震災復興計画

熊本市震災復興計画（以下「復興計画」という。）は、市民・地域・行政が総力をあげて、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて着実に歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめたものであり、平成28年10月に市議会の議決を経て策定した。

（以下、復興計画の原文を一部抜粋して掲載。）

ア 計画の対象地域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図る。

イ 計画の位置付け

「地域主義」をまちづくりの基本理念とした熊本市第7次総合計画（以下「総合計画」という。）（平成28年度～平成35年度）の基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標であり、これを実現するための施策や具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に推進していくため、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、総合計画の前期基本計画の中核として位置付ける。

ウ 計画期間

平成28年度から総合計画対象期間の中間年度に当たる平成31年度までの4年間とし、当面の復興目標年度を期間最終年度の平成31年度とする。

ただし、4年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には平成32年度以降も継続して取り組んでいく。

エ 計画の構成

「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」等で構成している。

- ◆基本方針 「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すもの。
- ◆復興重点プロジェクト 「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げたもの。
- ◆目標別施策 「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたもの。
- ◆復興計画の推進に向けて 復興計画の取組を着実に進めていくための考え方を示したもの。

オ 基本方針 ～市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造～

熊本地震からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組む。

- 1 避難から復旧、そして、74万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ
- 2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開
- 3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

カ 復興重点プロジェクト ～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～

1 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心して自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組む。

2 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療などの政策医療を担ってきた責任と役割の重大さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子どもたちの命を守るため、一日も早い再生に取り組む。

3 くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ関係団体などの力を結集し、中長期的な視点を持って復旧に取り組むとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用を図る。

4 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで、本市を含む熊本連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）全体の経済の再生・成長をけん引する。また、高度な都市機能が集積する中心市街地においては、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畑周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出する。

5 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承する。

キ 目標別施策

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

- ①被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進
- ②恒久的な住まいの確保支援

2 「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくり

- ①互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進
- ②復興を支える担い手の育成
- ③市民・地域と行政のパートナーシップの推進

3 防災・減災のまちづくり

- ①災害に強い都市基盤の形成
- ②市民・地域・行政の災害対応力の強化
- ③避難環境の見直し・強化

4 「くまもとの元気・活力」を創り出す

- ①地域産業への多様な支援と復興需要による地域経済の再生と活性化
- ②農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の復興
- ③震災からの再生をアピールし集客を図る国内外へのシティセールスと観光戦略の展開

5 都市圏全体の復興をけん引する取組の推進

- ①連携強化と近隣自治体への支援
- ②都市圏全体の復興実現

ク 復興計画の推進に向けて

- 1 市民・地域と行政の協働による推進
- 2 復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立
- 3 実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

3 連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成28年3月30日に熊本連携中枢都市圏の16市町村と連携協約を締結し、平成28年4月から取組を開始した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障がでたものの、全市町村が共同で国への要望活動を行うなど圏域が一丸となって、復旧・復興に取り組んでいる。

<熊本連携中枢都市圏の構成市町村>

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（5市10町2村）

（1）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約76,000の事業所のうち、圏域には約45,000の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約7割が集中し、近隣市町村から約4万人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約3万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学金官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技术や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ 6次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物に恵まれており、そのような地域資源を生かした第1次産業や第2次産業が盛んである。その特性を更に磨き、新たな農水産物やその加工品を開発するとともに、熊本産ブランドを確立させ、国内外への販路を拡大する、いわゆる6次産業化・農商工連携を推進することが圏域にとって有効である。

ウ 物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

（2）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

ア 高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。熊本市においては、熊本市民病院が総合周産期母子医療センターや地域がん診療連携拠点病院として高度医療を提供するとともに、関係医療機関の連携体制を整備し、圏域住民が安心して生活しやすい環境づくりを行っていく。

イ 中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一带から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畑地区の再開発を始めとした110万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ 人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待される場所である。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

《生活機能の強化に係る政策分野》

ア 地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ 子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ 高齢者、障がい者等への支援

障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。

エ DV被害者への支援等

熊本市が実施するDVに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ 公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ 文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ 消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク 空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ 企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ 新規就農者への支援

新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

サ 観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。

シ 災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス 環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ 生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

《結びつきやネットワークの強化に係る政策分野》

ソ 持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくることに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点をつなぐ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ ICT を活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICT を活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ 広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ 地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

テ 都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を図るため、遊休農地を活用する等して農作業体験や宿泊体験の自然体験型交流事業を実施することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

ト 移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

《圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野》

ナ 職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

ニ 機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

4 海外都市との交流（国際課）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。平成25年2月にフランス・エクサンプロヴァンス市、5月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、さらに平成29年1月には熊本県と共同で台湾・高雄市と友好交流協定を締結した。

また、平成21年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、「熊本市国際化指針」及び「熊本市東アジア戦略」を策定し、諸外国との多様な交流や、地域の国際化、多文化共生などの推進に取り組んでいる。

（1）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は長期的な視野に立って教育・文化・観光等幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、高校生交流事業は、友好都市締結当初から継続して実施しており、青少年の人材育成に寄与している。（平成28年度は地震のため中止）

平成11年には、両市は友好都市締結20周年を迎え、桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結25周年を迎えた平成16年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされた。また、平成21年には友好都市締結30周年を迎え、市民友好の翼の相互派遣や、文化芸能団が桂林山水文化旅行まつりに参加するなど、様々な記念事業を実施した。今後もこのような実績を踏まえ、両市の友好関係の更なる発展を目指す。

最近の主な交流

平成26年 8月	桂林市高校生友好訪問団14名を受入
平成26年 8月	友好都市締結35周年事業及び第5回桂林市国際旅行博覧会への派遣（32名）
平成27年 8月	熊本市高校生友好訪問団（10名）の派遣
平成27年10月	桂林国際山水文化旅遊節への派遣（2名）
平成28年 2月	広西師範大学附属小学校4～6年生教育旅行60名受入

桂林市の概要

桂林市は1998年9月8日、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、2015年末人口約496万人、面積約27,809㎢となっている。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市・桂林は、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の4つの湖と2つの川を運河でつないだ「両江四湖^{りょうこうしよ}」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

（2）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行100周年を控えた昭和62年、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

平成26年	2月	第3回熊本城マラソンヘランナー1名の招聘
平成26年	7月	サンアントニオ市留学生（高校生）4名の受入
平成26年	8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成27年	7月	サンアントニオ市留学生（高校生）1名の受入
平成27年	8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成28年	7月	サンアントニオ市留学生（高校生）3名の受入
平成28年	8月	熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成28年	11月	故白根直子氏銅像除幕式への熊本市訪問団（5名）の派遣

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口146万人（2015年推計）を擁する全米第7位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約3,100万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2014年6月、5度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

(3) ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

- 平成26年 3月 ハイデルベルクIBA会議に参加
- 平成26年 5月 熊本市民病院医師・看護師（計4名）を派遣
- 平成26年 7月 熊本市青少年交流団（高校生）15名・スポーツ交流団（中学生）8名・役員6名を派遣
- 平成26年 7月 第19回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生3名派遣
- 平成27年 2月 第4回熊本城マラソンヘランナー2名を招聘
- 平成27年 3月 ハイデルベルク大学病院関係者2名を熊本市民病院にて受入
- 平成27年 7月 第20回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名派遣
- 平成27年11月 ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団23名受入
- 平成28年 3月 ハイデルベルク大学病院関係者3名を熊本市民病院にて受入
- 平成28年 7月 第21回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生2名派遣
- 平成28年 7月 熊本市青少年交流団（高校生）22名を派遣
- 平成28年11月 ハイデルベルク環境NPO3名を受入

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約15万人（2014年推計）を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気はただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩きたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,190万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

(4) ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年3月23日、熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

- 平成26年 3月 第11回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生10名）をローム市へ派遣
- 平成27年 5月 第6回ローム市中学生訪問団（8名）、随行者（4名）を受入。熊本市・ローム市友好関係に関する合意書に調印。
- 平成29年 3月 熊本市中学生訪問団12名をローム市へ派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万6千人（2013年現在）、面積は約77.3km²。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（5）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成19年10月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年5月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

- 平成26年 2月 第3回熊本城マラソンにおける選手団（5名）の受入
- 平成26年 4月 第11回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員3名、職員3名が参加
- 平成26年 6月 青少年文化訪問団（20名）の派遣（蔚山・熊本友情コンサートでダンスの披露）
- 平成27年 2月 第4回熊本城マラソンにおける選手団（5名）の受入
- 平成27年 3月 第12回蔚山太和江国際マラソンへ職員3名、市民ランナー1名が参加
- 平成27年 8月 青少年文化訪問団（17名）の受入（グローバルキャンプを通しての交流）
- 平成27年10月 熊本蔚山友好コンサート開催（日韓国交正常化50周年・蔚山広域市との友好協力都市締結5周年を記念）
- 平成28年 2月 第5回熊本城マラソンにおける選手団（5名）の受入
- 平成28年 9月 青少年文化訪問団の派遣（蔚山・熊本友情コンサートで太鼓、ダンスの披露）
- 平成29年 2月 第6回熊本城マラソンにおける選手団（5名）の受入
- 平成29年 3月 第14回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員1名、職員3名が参加

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人（2015年現在）、面積は1,058km²（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

(6) エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬(かの しゅうほう)氏がエクサンプロヴァンス市に絵檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年9月に、熊本市長・熊本市議会議長から成る熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年2月、エクサンプロヴァンス市からマルティン・フネストラス副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

平成26年 8月	エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念事業に伴う協議団の派遣
平成26年10月	エクサンプロヴァンス副市長訪問団の受入
平成26年12月	エクサンプロヴァンス友好姉妹都市青少年会議への代表団派遣
平成26年12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施
平成27年 5月	エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念式典への熊本市友好代表団派遣
平成27年12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施
平成28年12月	エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、地中海に面したマルセイユの北25kmに位置している。

ローマ時代に建設され、15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約14万人（2012年現在）、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間をとおして世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

(7) 中国・蘇州国家高新区との交流都市協定締結

協定締結までの経緯

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成24年、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成24年1月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成25年5月22日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

最近の主な交流

平成26年 2月	第3回熊本城マラソンヘランナー7名を招聘
平成26年 8月	蘇州外国語学校関係者来熊、熊本学園大、尚綱大との協議（15名）
平成27年 1月	蘇州国家高新区議会及び政府関係者来熊、今後の交流協議（6名）
平成27年 3月	蘇州企業家ゴルフチーム受入れ（32名）
平成27年10月	市訪問団が蘇州国家高新区を訪問し、今後の交流に関する協議を実施（4名）

蘇州国家高新区の概要

蘇州国家高新技術産業開発区（蘇州国家高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の一つであり、2,000社に上る外資系企業（うち日本企業は500社）や、8,000社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ100km、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約30分。面積は258km²で熊本市のおよそ3分の5程度である。人口は77万人で、約6,000人の日本人が居住している。

（8）台湾・高雄市との友好交流協定締結

協定締結までの経緯

台湾交流は、平成24年4月の高雄市政副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のPRなど、県市協力して交流を行うことで、平成25年に熊本県、熊本市、高雄市の3者によるMOU（国際交流促進覚書）を締結した。その後、高雄での観光PR、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成27年10月には定期便就航が始まり、MOUの期間満了に伴い、平成29年1月11日高雄市政で、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

主な交流の経緯

- 平成26年 2月 第3回熊本城マラソンへランナー5名を招聘
- 平成26年 9月 高雄市にて本市物産の商談会・観光PR等を実施
- 平成26年11月 熊本市訪問団を高雄市立図書館総館落成式及び国際フォーラムに派遣
- 平成27年 2月 熊本市長、熊本市訪問団が高雄市を訪問
高雄市政副市長、高雄市政議会議長ら訪問団が熊本市を訪問し、高雄市観光プロモーションを実施
- 平成27年10月 熊本-高雄を結ぶ定期航空便就航開始
- 平成28年 2月 高雄国際マラソン訪問団派遣及び熊本城マラソン受入
- 平成28年 3月 高雄市高杏合唱団お城まつりに出演
- 平成28年 6月 高雄市長・市議会議長等が震災の見舞いのため熊本を訪問
- 平成29年 1月 熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を高雄市政で締結
- 平成29年 2月 第6回熊本城マラソンへ高雄市民ランナーが参加

台湾・高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第2の大都市（面積2,952km²・人口277万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南に巴士海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

(9) 熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年9月、熊本市国際交流会館を開館した。平成18年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、1・2階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大230名収容可能なホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体	熊本市
管理運営	熊本市国際交流会館共同企業体（指定管理者 期間：平成26年度～平成30年度）
所在地	中央区花畑町4番18号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建
面積	敷地面積1,656㎡ 延床面積 8,439㎡
開館	平成6年9月1日
総工費	40億9000万円

主要施設

階 層	内 容
6.7階	ロビー、通訳ブース、ホール（230人）
5階	大広間A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4階	第1会議室、第2会議室、第3会議室
3階	国際会議室、研修室1～3
2階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディルーム、NGO活動スペース、多文化共生オフィス
1階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下1階	駐輪場、防災センター
地下2階	多目的ルーム

会館利用状況

(平成28年度)

	ホール	会議室等（16室）	サポートセンター	合 計
利用人数（人）	41,411	139,567	177,213	358,191

5 国内交流（観光政策課）

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成27年10月	秋のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（2名）の受入
平成28年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成28年 2月	第5回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成28年 4月	第31回ふくい春まつりへ市長訪問団（6名）の派遣
平成29年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成29年 2月	第6回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成29年 4月	第32回ふくい春まつりへ市長訪問団（4名）の派遣

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万7千人（2015年7月1日現在）、面積536.41km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

6 広報（広報課）

（1）広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	327,990部 (平成29年4月号実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	96部	郵送
声の市政だより (CD版、視覚障がい者向け)	〃	114本	郵送

（3）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タイトル	放送局・時間
くまもと市政だより - テレビ版 -	RKK 毎週金曜日 午後6時55分～7時（実質放送時間：2分半）
クローズアップくまもと	J：COM ※ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 （再放送）毎日 午後9時から
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タイトル	放送局・時間
とんでるワイド 大田黒浩一の きょうも元気！ 内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
小学生の時間 内	RKK 毎週日曜日 午後6時40分から午後7時の間の20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前8時45分ごろから 5分間
I LOVE WOMAN	FM熊本 毎週火曜日から木曜日 午後0時10分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜日から金曜日 午前7時45分から 13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜日から金曜日 正午から 5分間 （再放送）午後6時55分から
もっと知りたい熊本市	熊本シティエフエム 毎週金曜日 午後1時から 20分間
子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時の間の5分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日 午前10時から 15分間

(4) 新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

(5) ホームページなどによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信する。

ホームページアドレス	http://www.city.kumamoto.jp/
携帯電話用ホームページアドレス	http://www.city.kumamoto.jp/defaultM.aspx
フェイスブックによる情報発信	http://www.facebook.com/KumamotoCity

(6) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に2回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
- ・資料提供（報道資料配布：年間1,528件※平成27年度実績）
※記者クラブ加入社（14社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・
KKT・KAB・時事通信・共同通信・産経

7 危機管理防災（危機管理防災総室）

(1) 危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

(2) 地域防災計画

ア 地域防災計画

本市の地域防災計画は、平成28年熊本地震における課題と教訓を反映させることを主眼として、市民・地域・行政の災害対応力の強化を基本理念とし、①災害に強い都市・ひと・地域づくり、②行政の災害対応力の強化、③避難対策の強化、④備蓄・供給体制の強化、⑤広域連携・受援体制の整備、⑥被災者の生活支援に向けたトータルケアの整備の6つのポイントを中心に改定を行った。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

イ 校区防災連絡会

今回の地域防災計画改定に伴い、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定緊急避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議を行う等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ 防災訓練

これまでは、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかったことから、平成29年度からは、校区単位毎の市民参加型訓練を多く実施し連携強化を図ることとした。防災訓練実施に当たっての基本理念として、①危機管理体制の強化・災害対応力の向上、②市民・地域・行政による実践的、効果的な訓練の実施、③多数の主体が参加・連携した訓練の実施、④複数の市町村にわたる広域災害対応力の向上、⑤防災関係機関等との連携強化、⑥地域防災計画や各種マニュアルの検証⑦職員への研修や市民への防災に関する啓発を揚げ、より実践的な訓練を実施する。

○「災害対処実動訓練」〈平成29年度実績〉

第1回 平成29年4月16日 向山校区、尾ノ上校区、小島校区、力合校区、高平台校区

エ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。25年度より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 731クラブ（平成29年3月現在）

オ 防災情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置している。また、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するために整備を行った。既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行う。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行うなど、防災行政伝達手段の多重化を図っている。

カ 物資供給計画

平成28年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大災害時における物資供給体制を連携した「熊本市物資供給計画」を策定した。避難者数11万人を想定し、防災備蓄センターを新たに設置するとともに、市内10箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所、まちづくりセンターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに避難所となる市内の各小中学校等149箇所にも分散備蓄倉庫を設置している。

今後、熊本地震の検証を行う中で防災倉庫等の整備についても検討を行う予定である。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(4) 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

8 都市政策研究所

(1) 都市政策研究所について

ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

所長以下8名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、研究員（市職員3名、非常勤研究員3名）〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っていく。

(2) 調査・政策研究に関する活動について

ア 地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

明治22年の市政施行以降、本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これからの様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治22年～昭和22年）を平成26年11月、「熊本都市形成史図集－戦後編－」（昭和20年～平成26年）を平成28年3月に刊行した。その他、地理的・地勢的状况を共有できるような地図情報の構築を進めている。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成28年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治22年に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行った「【現代語訳】熊本明治震災日記」を平成28年12月に刊行した。

イ 研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の3つの研究フレームの中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。これまでに発表した研究報告等は次のとおり。

■ 都市の本質に関する研究

- ・政令指定都市「熊本」の合併の歴史の変遷と現在
- ・熊本市の人口動態の分析及び福岡市との比較考察
- ・熊本市における合計特殊出生率向上に向けた少子化対策についての一考察
- ・政令指定都市間の比較から見た少子化の要因分析並びに抑制可能性
- ・ソーシャル・キャピタルの今日的意義と都市政策への応用可能性
- ・城下町・熊本の街区要素の一考察
- ・熊本城下・新町地区における勢屯の広場化の考察

<p>■都市の生活に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市における公共交通と特定公共施設分布の関係分析に基づく都市形成の考察 ・熊本市の都市緑化政策の評価と課題 ・熊本市家庭の森づくり事業に関する研究 ・熊本市におけるコミュニティ政策の変遷とその特性 ・熊本市の目指す多核連携都市における人口集約によるCO2削減シミュレーション ―自動車交通に伴うCO2削減効果― ・行政における民俗文化財の保護・活用に関する一考察 ―熊本市の「沈目地区の大蛇踊り」を事例に―
<p>■都市の産業に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共有財の保全活動における民間企業と行政の連携 ―熊本地域の地下水保全事業の事例から― ・熊本市に立地する企業の特性分析 ・熊本市におけるリノベーションまちづくりの可能性
<p>■熊本地震関連研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震と都市政策 ・平成28年(2016年)熊本地震の特徴と被害特性についての考察 ・平成28年熊本地震における避難所の形成パターン ～熊本市地域防災計画の改訂に向けた示唆 ・過去の大地震における住宅復興に向けた施策の展開と課題の整理 ・記憶の継承と「記憶の風化」 ・震災記録誌とは ―記録の歴史と現代の記録誌の諸事例 ・熊本県立図書館蔵の明治二十二年熊本地震資料(特別寄稿) ・教え歌に見る「明治二十二年熊本地震」の記憶(特別寄稿) ・新聞五紙の東京版にみる熊本地震の報道(特別寄稿)

ウ 政策支援機能の充実

本市の人口分析情報の提供をはじめとする、各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

(3) 人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、地方創生などの様々な都市問題や課題をテーマにした講演会を年4回開催している。また、開催に際し、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

講演会の開催実績(平成26年度以降)

回数	日時	講師・テーマ等	参加者数
第8回	平成26年5月22日(木) 午後3時～5時	NPO法人アジア・エイジング・ビジネスセンター理事長 小川 全夫 氏 『生涯現役社会づくり』	121名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 長 和史 『熊本市の都市緑化政策の評価と課題』	
第9回	平成26年8月12日(火) 午後3時～5時	東京農工大学名誉教授 千賀 裕太郎 氏 『子どもが地域愛を育むプロセス ―まちづくり・地域活性化原論として―』	114名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 渡辺 亨 『熊本地域の地下水保全事業 ―持続的協働モデルとしての特徴と課題―』	
第10回	【開設2周年記念講演会】 平成26年11月5日(水) 午後3時～5時	九州大学産学連携センター教授 谷口 博文 氏 『地域を担う人材育成と地域の自立 ～パブリックガバナンス改革～』 <鼎談> 『持続可能で創造的な都市づくりと人材育成』 九州大学産学連携センター教授 谷口 博文氏 熊本市長(当時) 幸山 政史 熊本市都市政策研究所長 蓑茂 壽太郎	190名
第11回	平成27年2月5日(木) 午後3時～5時	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 久野 譜也 氏 『超高齢・人口減社会に挑戦する健『幸』まちづくり ～スマートウェルネスシティを目指して～』	165名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 草野 泰宏 『歴史のまち・熊本におけるリノベーションまちづくりの可能性』	
第12回	平成27年5月21日(木) 午後3時～5時	熊本大学 政策創造研究教育センター教授 上野 眞也 氏 『政策創造と人材育成』	113名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 中野 啓史 『熊本市におけるコミュニティ政策の変遷と特性』	

第13回	平成27年7月31日(金) 午後3時～5時	豊橋技術科学大学学長・日本学術会議会長 大西 隆 氏 『縮小時代の都市政策』	176名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 荒木 新吾 『多核連携都市における人口集約によるCO2削減シミュレーション』	
第14回	平成27年11月4日(水) 午後3時～5時	崇城大学大学院芸術研究科長 芸術学部デザイン学科教授 本間 康夫 氏 『デザイン・イノベーションの時代』	77名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 久保 由美子 『熊本城下・新町地区における勢屯の広場化の考察』	
第15回	平成28年2月5日(金) 午後3時～5時	明治大学政治経済学研究所・危機管理研究センター特任教授 中林 一樹 氏 『地域継続と事前復興からの国土強靱化の発想 ～想定外の災害に備えるためには～』	104名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 渡辺 亨 『熊本市の地域資源としてみた老舗企業』	
第16回	平成28年11月7日(月) 午後3時～5時	前 国土交通省国土地理院長((一財)河川情報センター 審議役) 越智 繁雄 氏 『災害に負けない地域づくりを目指して ～幅を持った社会システムの構築を～』	80名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 田中 大二郎 『過去の大地震と平成28年熊本地震の比較検討 ～記憶の風化と記憶の継承についての考察』	
第17回	平成29年2月6日(月) 午後3時～5時	熊本県立大学総合管理学部准教授 澤田 道夫 氏 『地域・大学・行政の連携ーその意義と可能性ー』	86名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 加藤 壮一郎 『平成28年熊本地震における避難所形成パターン ～防災・コミュニティ政策への含意～』	

イ 講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ 職員併任研究員制度

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

(4) 情報収集・発信に関する活動について

ア 研究所パンフレットの作成

研究所の概要を広く発信するためのパンフレットを作成し、関係機関へ配付のほか、講演会等で配付を行っている。

イ 研究所ホームページによる情報発信

研究所のホームページの充実を図り、目的、機能、組織、活動内容等について広く情報発信を行っている。

ウ ニューズレターの発行

ニューズレターを発行し、研究所の活動内容や研究報告等の情報発信を行う。

エ 学会への参加

都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに、各局・区等へ情報提供を行っている。
※加入学会 日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

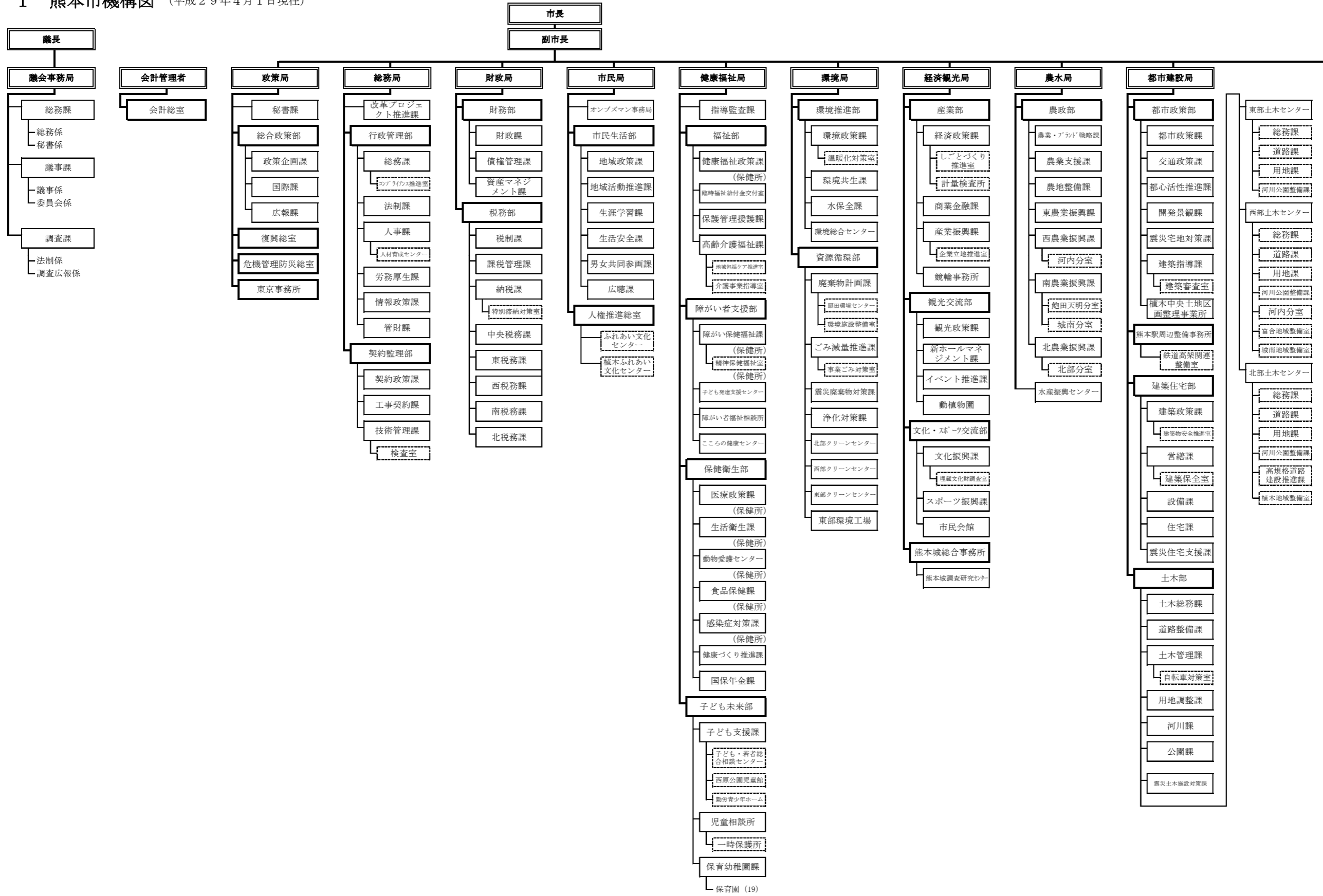
オ 「熊本都市政策」(熊本市都市政策研究所年報)の刊行

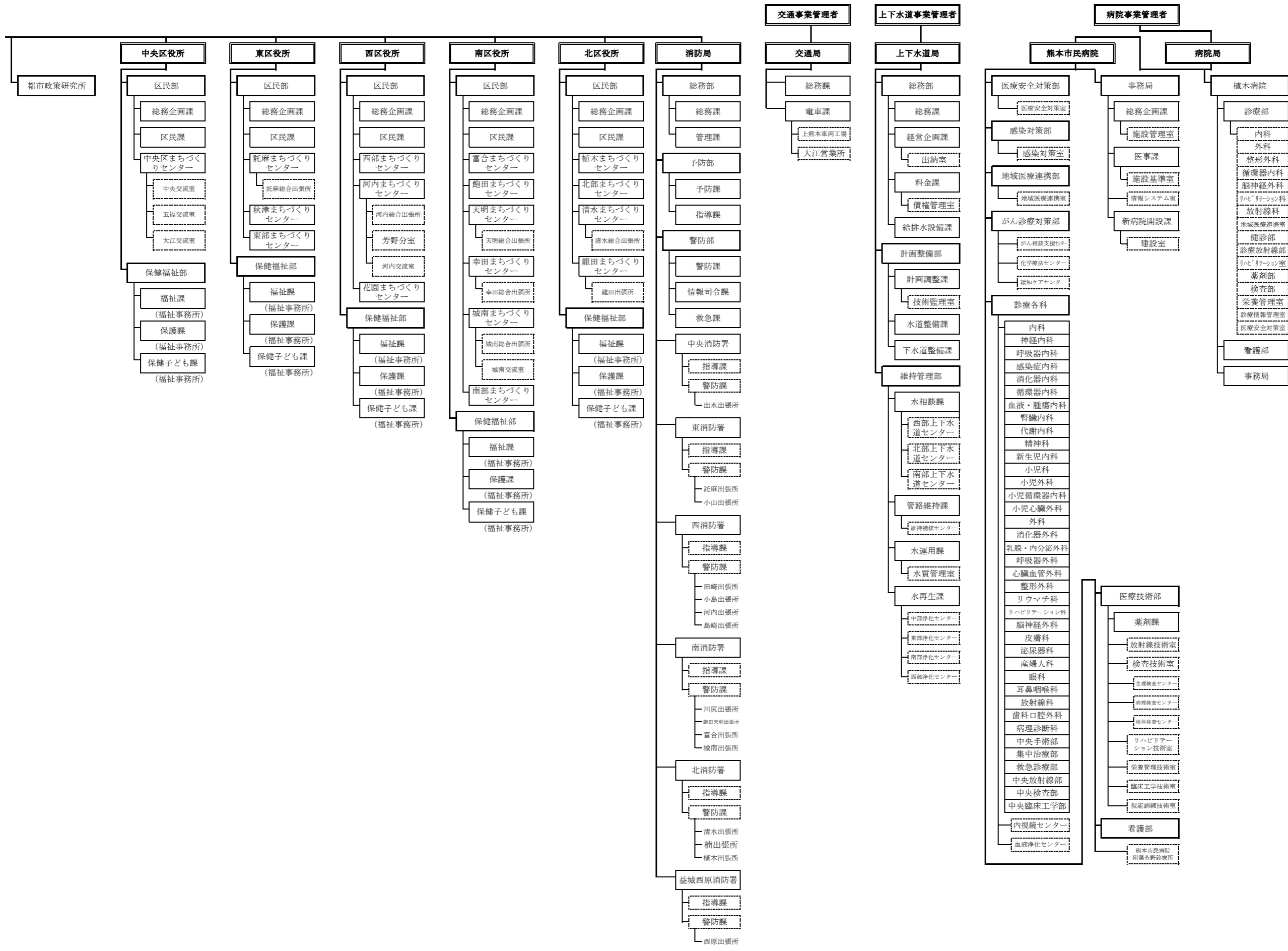
研究所の年間の活動等について整理した年報を作成し、関係機関等へ配付を行っている。

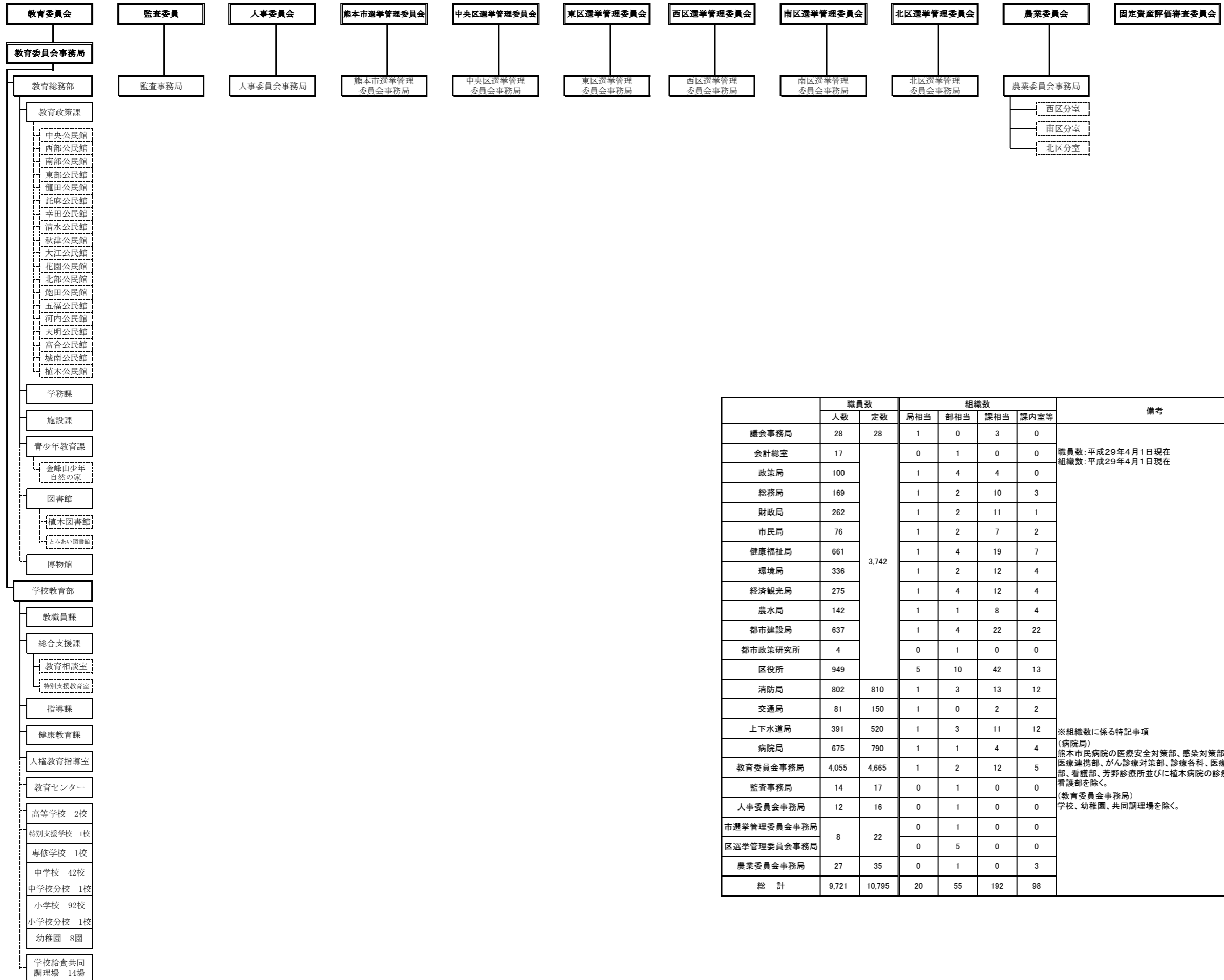
総務・財政

1	熊本市機構図	57
2	情報公開・個人情報保護	65
3	市役所改革	67
4	行財政改革	68
5	指定管理者制度	70
6	職員数	73
7	給与	73
8	職員研修	76
9	契約	79
10	情報化推進	80
11	統計	84
12	財政	85
13	公共施設等総合管理計画	90
14	市庁舎概要	91
15	市税	96
16	選挙	100
17	人事委員会	105

1 熊本市機構図 (平成29年4月1日現在)







	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会事務局	28	28	1	0	3	0	職員数:平成29年4月1日現在 組織数:平成29年4月1日現在
会計総室	17	3,742	0	1	0	0	
政策局	100		1	4	4	0	
総務局	169		1	2	10	3	
財政局	262		1	2	11	1	
市民局	76		1	2	7	2	
健康福祉局	661		1	4	19	7	
環境局	336		1	2	12	4	
経済観光局	275		1	4	12	4	
農水局	142		1	1	8	4	
都市建設局	637		1	4	22	22	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	949		5	10	42	13	
消防局	802		810	1	3	13	
交通局	81		150	1	0	2	2
上下水道局	391	520	1	3	11	12	
病院局	675	790	1	1	4	4	
教育委員会事務局	4,055	4,665	1	2	12	5	※組織数に係る特記事項 (病院局) 熊本市病院の医療安全対策部、感染対策部、地域医療連携部、がん診療対策部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く。
監査事務局	14	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総計	9,721	10,795	20	55	192	98	

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行した。

平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウントビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（2）平成28年度情報公開制度の実施状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示	部分開示	請 求 拒 否					合 計	取 下 げ	却 下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
1044	598	388	8	0	69	1	78	1064	15	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったものについて、却下したものをいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び平成28年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数 (単位 件)

区分	不服申立ての件数 (件)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
異議申立て・審査請求	2	7	6	4	7

平成28年度の処理状況 (単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	7	4	7	0	0

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成28年度個人情報保護制度の実施状況 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
85	45	24	3	21	0	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び平成28年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数 (単位 件)

区分	不服申立ての件数 (件)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
異議申立て・審査請求	0	1	4	0	0

平成28年度の処理状況 (単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況 (単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
28	0		0

3 市役所改革 (改革プロジェクト推進課)

(1) 概要

熊本地震により本市を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、質的な改革に取り組むことで市役所全体の生産性を向上させ、「上質な生活都市」の実現を目指す。

具体的には、職員が市民との対話の中でニーズを把握し、「自ら考え、自ら見直し、自ら行動する」ことで真に市民が求める付加価値のある質の高いサービスを提供できる市役所に改革していく。

(2) 主な取組

ア 職員提案

- ・職員の気づきや提案から生まれた「改革のタネ」を募集し、仕事のしぐみや職場風土を改善

イ 地域担当職員を活かす仕組みづくり

- ・ファシリテーション研修、マネジメント研修などによる地域担当職員の人材育成
- ・情報共有システム導入など、活動支援体制の整備

ウ 市民ニーズに基づく事業の企画立案の仕組みづくり

- ・地域担当職員を中心とした地域ニーズの集約
- ・事務事業評価や予算編成などの見直し

エ 窓口サービスの向上

- ・市民が利用しやすく、職員が働きやすい窓口を実現するため、区役所等の窓口サービスを改善

オ 会議の質の向上

- ・ICTを活用したペーパーレス会議の実践、庁議等の見直し等、会議運営の効率化

4 行財政改革（総務課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）、平成16年3月には、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、また、平成21年3月には、行財政改革計画（第4次行革）を策定し、市民に信頼される市政の実現とともに効率的で質の高い市政運営を目指してきた。

さらに、第6次総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進に向けて、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目標とした第5次となる「行財政改革計画」（期間：26年度から30年度）を平成26年4月に策定した。

この計画に基づき、質の高い区政サービスの提供、民間活力等の活用及び財政基盤の強化など71項目に取り組んでいく。

（1）経費改善への取組実績

第1次行革：第1次行政改革大綱

（単位：百万円）

区分		年度			
		8	9	10	11
1	事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118
	廃止・縮小・統合		5	143	204
	簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624
	民間委託等の推進			197	290
	その他				
2	財政の健全化			1,040	1,677
3	人事管理制度の見直し		77	332	1,096
合計		83	594	3,202	4,891

第2次行革：第2次行政改革大綱

（単位：百万円）

区分		年度			
		12	13	14	15
1	事務事業の見直し	329	511	1,005	1,619
	廃止・縮小・統合	81	83	89	96
	簡素・効率化・経費節減	242	340	744	1,336
	民間委託等の推進	6	79	149	158
	その他		9	23	29
2	財政の健全化	2,079	1,273	1,959	1,599
3	人事管理制度の見直し	578	1,315	1,696	2,065
合計		2,986	3,099	4,660	5,283

第3次行革：行財政改革推進計画

（単位：百万円）

区分		年度				
		16	17	18	19	20
市民サービスの改革		176	254	355	394	443
組織の改革		150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革		230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化		0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進		1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合計		1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

第4次行革：行財政改革計画

(単位：億円)

区分	計画額	効果額	計画差
定員管理・民間委託等の推進	41	90	49
職員給与の適正化	6	40	34
時間外勤務の縮減	10	△31	△41
市税等の収納率の向上	24	13	△11
受益者負担等の見直し	8	2	△6
市有財産等の活用による歳入の確保	5	8	3
組織・事務事業の見直し	68	48	△20
合 計	162	170	8

(2) 職員数の推移

第1次行革：第1次行政改革大綱

(単位：人)

区分	8	9	10	11
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612
市民数 ②	648,543	651,605	654,613	657,850
職員一人あたり市民数 (②÷①)	96.2	96.8	97.7	99.5

第2次行革：第2次行政改革大綱

(単位：人)

区分	12	13	14	15
職員総数 ①	6,544	6,458	6,407	6,364
市民数 ②	659,942	661,115	664,279	666,698
職員一人あたり市民数 (②÷①)	100.8	102.4	103.7	104.8

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：人)

区分	16	17	18	19	20
職員総数 ①	6,322	6,249	6,231	6,156	6,119
市民数 ②	667,746	668,797	667,169	667,899	668,021
職員一人あたり市民数 (②÷①)	105.6	107.0	107.1	108.5	109.2

第4次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分	21	22	23	24	25
職員総数 ①	6,123	6,486	6,402	6,455	6,441
市民数 ②	677,375	728,332	733,012	734,361	737,294
職員一人あたり市民数 (②÷①)	110.6	112.3	114.5	113.8	114.5

第5次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分	26	27	28	29
職員総数 ①	6,420	6,432	6,372	6,143
市民数 ②	738,371	739,015	739,698	737,812
職員一人あたり市民数 (②÷①)	115.0	114.9	116.1	120.1

総財

5 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況（平成29年4月1日現在）

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
25	熊本市斎場	25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G斎場管理共同企業体	25.4.1～30.3.31
	熊本市水の科学館	18.4	1	上下水道局 経営企画課	(公財)熊本市上下水道サービス公社	28.4.1～30.3.31
	熊本市富合老人福祉センター	25.1	1	高齢介護福祉課	富合老人福祉センター管理運営共同企業体	25.10.6～30.3.31
	戸島ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	25.9.1～29.3.31
	扇田ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	田上アクト共同企業体	25.9.1～29.3.31
	熊本市立城南図書館	26.3	1	教育委員会事務局 熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	26.3.1～30.3.31
	熊本市城南児童館	26.3	1	子ども支援課		
26	熊本市辛島公園地下駐車場	18.4	1	管財課	(一財)熊本市駐車場公社	26.4.1～31.3.31
	熊本市辛島公園地下通路	26.4	1	管財課		
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)	18.4	1	土木管理課 自転車対策室		
	熊本市植木健康福祉センター	21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市老人福祉センター (北・西・南・川上・河内・天明)	18.4	6	高齢介護福祉課	(社福)熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市お達者文化会館	18.4	3	高齢介護福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市南部万年青会館	18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	18.4	1	障がい保健福祉課	(社福)熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市国際交流会館	18.4	1	国際課	熊本市国際交流会館共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合体育館・青年会館	18.4	7	スポーツ振興課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合屋内プール	18.4				
	南部総合スポーツセンター	18.4				
	託麻スポーツセンター	18.4				
	田迎公園運動施設	18.4				
	水前寺競技場	18.4				
水前寺野球場	18.4					
熊本市現代美術館	18.4	1	文化振興課	(公財)熊本市美術文化振興財団	26.4.1～31.3.31	
熊本市城南地域物産館	26.1	1	南農業振興課	九州総合サービス 株式会社	26.10.1～31.3.31	

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
27	熊本市祖崇納納骨堂	20.4	1	人権推進総室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	27.4.1~30.3.31
	熊本市夢もやい館	19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	27.4.1~32.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	27.4.1~30.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	27.4.1~30.3.31
	熊本市東老人福祉センター	18.4	1	高齢介護福祉課		
	熊本市森林学習館	18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	27.4.1~30.3.31
	熊本市食品交流会館	17.4	1	産業振興課	株式会社 フードバル熊本	27.4.1~32.3.31
	熊本市流通情報会館	17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	27.4.1~32.3.31
	熊本市くまもと工芸会館	17.4	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	27.4.1~32.3.31
	公営住宅(中央区・北区・西区)	18.4	69	住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体	27.4.1~32.3.31
	改良住宅(中央区・北区・西区)	18.4	4			
	単独住宅(中央区・北区・西区)	18.4	3			
	特定優良賃貸住宅(中央区・北区・西区)	18.4	7			
	小集落改良住宅(中央区・北区・西区)	18.4	2			
	公営住宅(東区・南区)	18.4	44	住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	27.4.1~32.3.31
	改良住宅(東区・南区)	18.4	4			
	単独住宅(東区・南区)	18.4	2			
	特定優良賃貸住宅(東区・南区)	18.4	5			
	小集落改良住宅(東区・南区)	18.4	1			
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(運営)	18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 パスト24	27.4.1~30.3.31
	熊本市自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市健軍自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	27.4.1~30.3.31
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	27.4.1~30.3.31
	28	熊本市立雁回敬老園	23.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団
熊本市城南老人福祉センター		23.4	1	高齢介護福祉課	株式会社 オカムラ	28.4.1~33.3.31
熊本市子ども文化会館		23.4	1	子ども支援課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	28.4.1~33.3.31
東部交流センター		19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	28.4.1~33.3.31
くまもと森都心プラザ		23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	28.4.1~33.3.31
熊本市植木地域農産物の駅		28.11	1	北農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	28.11.1~33.3.31
熊本市植木温泉福祉交流館		22.4	1	北区役所 総務企画課	ゆうしんグループ共同企業体	28.4.1~31.3.31
29	熊本市男女共同参画センターはあもにい	24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	29.4.1~34.3.31
	戸島ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	29.4.1~34.3.31
	扇田ふれあい広場	25.9	1	廃棄物計画課 環境施設整備室	田上アクト共同企業体	29.4.1~34.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	29.4.1~34.3.31
	熊本市健軍文化ホール	24.4	1	市民会館	健軍文化ホール事業推進共同企業体	29.4.1~34.3.31
	水前寺江津湖公園	24.4	1	東部土木センター 河川公園整備課	(一社) 熊本市造園建設業協会	29.4.1~34.3.31

総財

(2) 地域密着型施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市老人憩の家	18.4	129	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	26.4.1～31.3.31
27	熊本市共同利用施設託麻東部会館	18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	27.4.1～30.3.31
	三山荘	18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	27.4.1～30.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	18.4	1	観光政策課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	27.4.1～30.3.31
	地域コミュニティセンター	18.4 から 順次	53	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	27.4.1～30.3.31
28	地域コミュニティセンター	17.4 から 順次	11	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	28.4.1～31.3.31
29	地域コミュニティセンター	20.4 から 順次	9	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	29.4.1～32.3.31

※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

(3) 小規模施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市高齢者技能習得センター	18.4	1	高齢介護福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	26.4.1～31.3.31
27	リデル、ライト両女史記念館	18.4	1	文化振興課	リデル、ライト両女史顕彰会	27.4.1～30.3.31
28	熊本市事業内高等職業訓練校	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	職業訓練法人 熊本市職業訓練協会	28.4.1～30.3.31

※管理委託料が年間 500 万円以下の施設

(4) P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場	23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	23.3.5～43.3.31

(5) その他非公募施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市西里老人福祉センター	26.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
28	熊本市職業訓練センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	職業訓練法人 熊本市職業訓練センター	28.4.1～30.3.31

6 職員数（人事課）

（平29.4.1現在）

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,742	3,628
議 会 事 務 局	28	28
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	8
監 査 事 務 局	17	14
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	4,055
人 事 委 員 会 事 務 局	16	12
消 防 局	810	802
農 業 委 員 会 事 務 局	35	27
交 通 局	150	81
上 下 水 道 局	520	391
病 院 局	790	675
計	10,795	9,721

7 給与（労務厚生課）

（1）局別職員給料

（平29.4.1現在）

局 別	給 料 月 額（円）			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	553,300	149,400	327,374	42歳7月	18年8月
議 会 事 務 局	517,700	224,900	357,169	43歳11月	21年3月
選挙管理委員会事務局	503,000	228,500	388,413	49歳7月	27年2月
監 査 事 務 局	607,000	333,400	414,560	50歳4月	24年0月
教育委員会事務局	494,000	149,400	369,332	46歳7月	21年7月
人事委員会事務局	452,600	217,700	329,358	40歳10月	17年8月
消 防 局	503,000	159,000	305,857	38歳2月	15年5月
農業委員会事務局	451,800	230,300	378,290	52歳2月	29年3月
交 通 局	470,400	183,400	335,643	46歳10月	21年2月
上 下 水 道 局	494,000	159,000	338,485	44歳11月	21年11月
病 院 局	570,400	157,800	328,655	41歳10月	15年11月
全 体	607,000	149,400	344,111	44歳0月	19年8月

（注）給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(平29.4.1現在)

区分	職種	試験		学歴免許等		初任給	
				級	号給	金額(円)	
行政職員給料表	一般	正規の試験	上級職		1	29	183,400
			初級職		1	9	149,400
	保育士		短大卒	1	19	162,600	
	獣医師		大学6卒	1	42	203,800	
	薬剤師		大学6卒	1	42	203,800	
	栄養士		大学卒	1	29	183,400	
			大学卒	1	29	183,400	
	保健師		短大卒	1	19	162,600	
			大学卒	1	29	183,400	
	看護師		短大3卒	1	25	176,200	
			短大3卒	1	23	171,200	
	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 視能訓練士		大学卒	1	28	181,600	
			短大3卒	1	24	173,700	
	歯科衛生士		短大3卒	1	24	173,700	
			短大2卒	1	19	162,600	
	学芸員		高校専攻科卒	1	15	156,600	
			大学卒	1	29	183,400	
	その他		大学卒	1	29	183,400	
			短大卒	1	19	162,600	
			高校卒	1	9	149,400	
業務職		高校卒	1	17	144,600		
		中学卒	1	9	136,600		
消防職	上級消防職	正規の試験	上級職		1	37	196,600
	初級消防職		初級職		1	17	159,000
医職給料表	医歯科医師		博士課程修了	1	25	328,200	
			大学6卒	1	1	243,300	
教育職員給料表(一)	教養護教諭		博士課程修了	2	33	267,200	
			修士課程修了	2	17	226,800	
			専門職学位課程修了	2	17	226,800	
	助養護教諭 講習助手		大学卒	2	5	204,700	
			短大卒	1	15	179,600	
			大学卒	1	25	200,800	
			短大卒	1	15	179,600	
教育職員給料表(二)	教養護教諭		博士課程修了	2	45	267,200	
			修士課程修了	2	29	226,800	
			専門職学位課程修了	2	29	226,800	
	助養護教諭		大学卒	2	17	204,700	
			短大卒	2	7	182,300	
			大学卒	1	25	200,800	
			短大卒	1	15	179,600	
	高校卒	1	5	159,800			

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市長	1,186,000	平27. 4. 1	1,132,000	平24. 4. 1
副市長	944,000	〃	883,000	〃
常勤監査委員	688,000	平24. 4. 1	691,000	平23. 4. 1
企業管理者(水道・病院)	703,000	平27. 4. 1	700,000	平24. 4. 1
企業管理者(交通)	633,000	〃		
教育長	703,000	〃	700,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委員	月額 88,000	平16. 4. 1	89,000	平10. 4. 1
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤) 市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 137,000	〃	139,000	〃
		月額 71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委員長	月額 165,000	〃	167,000	〃
		月額 139,000	〃	140,000	〃
市の選挙管理委員会	委員長	月額 90,000	〃	92,000	〃
		月額 59,000	〃	60,000	〃
		日額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
区の選挙管理委員会	委員長	月額 60,000	平24. 4. 1	-	-
		月額 40,000	〃	-	-
		日額 10,000	〃	-	-
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く)及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選挙長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期日前投票所の投票管理者		1回につき12,000	平15. 12. 22		
期日前投票所の投票立会人		1回につき10,000	平15. 12. 22		
固定資産評価審査委員会委員		日額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農業委員会	委員長 副会長、部会長及び副部会長 部会の委員及びその他の委員	月額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
		月額 59,000	〃	60,000	〃
		月額 55,000	〃	56,000	〃
その他の非常勤の職員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては3,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認められた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2 船賃の額は、はしけ賃及びびさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほか現に支払った寝台料金を支給する。

3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

8 職員研修（人事課）

(1) 研修受講人員

(平成28年度)

区 分	特別研修	基本研修	選択研修 (公募型)	内部講師 養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	437	607	0	0	1	11,865	121	13,031

(2) 特別研修

(平成28年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
職員セミナー（休止）	主幹級以下の一般職員				
政策形成実践研修（休止）	主幹級以下の一般職員				
階層別倫理研修	階層別研修受講者	-	437	1回当たり 20～50分	各階層別 研修時
管理職人事評価研修（休止）	新任ライン課長				
ワーク・ライフ・バランス（休止）	主査級以上の職員				

※平成28年度は、熊本地震の影響により一部休止。

(3) 基本研修

(平成28年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)
新規採用職員研修(前期)	4月採用者(事務・技術・保健師・薬剤師・保育士)	1	138	9	4
	4月採用者(看護師等)	1	10	3	9・10
新規採用職員研修(フォロー)	平成28年4月採用者	3	136	2	10
職種変更試験合格者研修	平成28年度職種変更試験合格者	1	4	5	1~3
職種変更職員フォロー研修(休止)	職種変更した職員				
採用3年目職員研修(休止)	採用3年目の職員				
採用5年目職員研修	採用5年目の職員	4	213	1	11
採用7年目職員研修(休止)	採用7年目の職員				
採用11年目職員研修(休止)	採用11年目の職員				
業務職員研修(休止)	平成14・15・20・21年度採用業務職員				
新任作業長・主任研修(休止)	新任作業長・主任				
主査級昇任者研修(休止)	主査級昇任者				
主幹級昇任者研修(休止)	主幹級昇任者				
課長級試験合格者研修	平成28年度課長級昇任試験合格者	1	63	2	2
課長級昇任者研修(休止)	課長級昇任者				
新任課長人事評価研修(休止)	新たにラインの課長になった職員				
課長ブラッシュアップ研修(e-ラーニング)	課長級昇任3年目の職員	—	43	—	7~2

※平成28年度は、熊本地震の影響により一部休止。

(4) 選択研修

(平成28年度)

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)
女性のキャリアデザイン講座	主幹級以下の一般職員、女性職員				
相手に伝わる説明力講座	主査級以下の一般職員				
ロジカル問題解決講座	主査級以下の一般職員				
段取り力強化講座	主査級以下の一般職員				
説明力強化講座	主幹級以下の一般職員				
行政法研修	全職員				
民法研修	全職員				

※平成28年度は、熊本地震の影響により休止。

(5) 内部講師養成研

(平成28年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
接遇リーダー養成研修	全職員 (各局推薦)				
接遇リーダーブラッシュアップ研修	接遇リーダー				

※平成28年度は、熊本地震の影響により休止。

(6) 派遣研修

(平成28年度)

研 修 名	場 所	人員 (人)	期間
自治大学校派遣	一般課程	1	5ヶ月
	特別課程 (休止)		
	専門課程 (休止)		
早稲田大学マニフェスト研究所派遣 (休止)	東京都中央区		
国際文化アカデミー派遣 (休止)	滋賀県大津市		
市町村アカデミー派遣 (休止)	千葉県美浜区		
熊本県市町村研修協議会派遣 (休止)	熊本市東区自治会館		

※平成28年度は、熊本地震の影響により一部休止。

(7) 職場研修

(平成28年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
他課主催全庁研修	全職場・全職員	—	957	—	4~3
職場集合研修 (休止)	全職場・全職員				
職場派遣研修 (休止)	全職場・全職員				
OJT研修会 (休止)	主幹級職員				
職場指導員研修 (休止)	新規採用職員の職場指導員				
すまいる向上キャンペーン (休止)	全職場・全職員				
倫理月間	全職場・全職員	1	10,908	1ヶ月	12

※平成28年度は、熊本地震の影響により一部休止。

(8) 自主研修及び自己啓発支援

(平成28年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期
eラーニング	全職員	—	112	—	通年
自主学習グループ活動支援 (休止)	5人以上の本市職員で構成するグループ	—			
資格取得支援	全職員	—	9	—	随時
大学公開講座受講支援 (休止)	全職員				

※平成28年度は、熊本地震の影響により一部休止。

9 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、平成28年度は123件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（1）競争入札有資格者（平成29年度） ※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,119	591
県外業者（社）	619	503
計	1,738	1,094

（2）契約件数及び金額（平成28年度） (単位 千円)

	件 数	金 額
工事請負契約	904	40,936,527
測量等委託	771	6,218,850
保守点検	83	182,868
計	1,758	47,338,245

（3）契約額及び件数・業種別集計表 (単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
24	16,326,087	431	5,939,953	87	3,449,148	104	1,938,404	91
25	19,342,548	414	3,637,131	90	2,725,617	111	1,662,120	103
26	20,893,823	364	5,327,926	81	3,463,562	97	2,609,548	101
27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
28	15,518,197	292	6,467,062	74	1,915,308	65	2,127,769	80
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
24	1,435,751	85	409,759	11	4,215,210	101	5,323,567	273
25	2,472,688	125	468,135	13	3,725,369	96	6,448,851	307
26	1,611,945	74	133,202	7	3,461,424	79	8,064,342	271
27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
28	4,135,017	92	703,190	33	3,551,963	65	6,518,021	203
年度	測量等委託		保守点検		合 計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
24	4,108,132	814	238,580	114	43,384,596		2,111	
25	4,790,380	837	186,318	88	45,459,158		2,184	
26	4,366,007	666	185,906	82	50,117,686		1,822	
27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	
28	6,218,850	771	182,868	83	47,338,245		1,758	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

10 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがICT（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）、平成19年3月に情報化計画を策定し、情報化の推進を図ってきた。これに引き続き、平成24年6月にICT推進計画を策定し、情報化施策を推進してきたところ。

しかしながら、今後、ICTに関する技術やサービス等の進展は著しく変化していくことが予想され、将来にわたり計画的に見通すことは困難な状況となっており、時代に即した情報化が必要であることから、平成29年度以降は、中長期的な情報化計画は策定せず、第7次総合計画等のまちづくりの指針にICT利活用を個別に盛り込むことで、情報化の推進を図る。

（1）電子自治体推進事業

国のICT推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成15年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成23年度のシステム更改時には民間ASP方式に移行し、費用縮減に取り組んだ。今後とも更なる利用促進を目指す。

平成19年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型GIS共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

（2）地域情報化推進事業

ICTの利活用による地域課題への対応、地域社会の活性化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出に向けた技術及びサービスの検証を行うことで、魅力あふれ、暮らしやすさと幸せが実感できる熊本の実現を目指すことを目的として、平成24年2月14日に本市は熊本県、西日本電信電話株式会社と「ICT利活用による地域活性化等に関する包括連携協定」を締結した。協定の期間は3年間で、その間に行うICTの活用に関する各種取り組みは実証実験という位置付けになっている。

また、平成27年2月10日には、包括連携協定の期間をさらに3年間延長する協定を締結した。

- ①交通・観光・空港・中心市街地活性化
- ②安全・安心・防災
- ③高齢者対策・健康づくり
- ④環境・教育
- ⑤エネルギー
- ⑥中山間地域農業活性化

これらの分野についてICTの活用に関する検討を進め、具体化したものから「スマートひかりタウン熊本」プロジェクトとして取り組んでいる。

(3) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備
- ・平成20年度 富合町合併によるLAN整備
- ・平成21年度 城南町・植木町合併によるLAN整備
- ・平成23年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のLAN整備
庁内ネットワーク再構築に関する基本計画策定
- ・平成24年度 庁内ネットワーク再構築の実施設計
- ・平成25年度 庁内ネットワーク再構築
- ・平成28年度 庁内ネットワークセキュリティ強化
- ・平成29年度 庁内ネットワーク強靱化の実施（ネットワーク分離・自治体セキュリティクラウド接続）

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

2 システムの概要

総合行政情報システムは、昭和60年度に汎用機（ホスト）を導入して以来、平成19年度にHAW ネット、平成24年度にA ネットが稼動し、合計52業務が稼動している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 電算システム稼働業務一覧

1 ホスト

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
昭和 60	1	住民記録	平成 16	11	市税収滞納支援
昭和 61	2	行政基本		12	市民税課税支援
	3	学校教育	平成 17	13	諸税管理（事業所・市たばこ・入湯）
昭和 62	4	軽自動車税		14	諸税収納
	5	市・県民税		15	固定資産税家屋評価
	6	税収納管理		16	税地図情報
	7	法人市民税		17	税ファイリング
	8	固定資産税	平成 18	18	固定資産税異動管理
平成 7	9	特別土地保有税	平成 23	19	住記連携
平成 15	10	市税基本			

2 HAWネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 20	11	貸付金（災害援護）
	2	障がい者手当		12	さくらカード管理
	3	障がい者支援		13	健康管理
平成 20	4	総合相談		14	予防接種管理
	5	子育て医療給付	平成 24	15	扶養共済
	6	子育て支援		16	更生相談
	7	高齢者福祉	平成 26	17	臨時福祉給付金
	8	手帳交付管理		18	子ども子育て支援
	9	更生医療給付	平成 27	19	障がい者自立支援
	10	精神通院医療			

3 Aネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名	
平成 24	1	共通基盤	平成 28	10	生活保護	
	2	住民記録／印鑑登録		11	児童手当	
平成 25	3	戸籍		12	児童扶養手当	
	4	住基ネット		13	ひとり親家庭等医療費助成	
	5	住居表示証明／就学		14	母子父子寡婦福祉資金貸付	
平成 26	6	選挙		15	子ども医療費助成	
平成 27	7	国民健康保険		16	重度心身障がい者医療費助成	
	8	介護保険		17	養護老人ホーム入所措置	
	9	国民年金				

ウ 情報システムの将来

1 最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼動以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定した。

2 最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成24年4月の政令指定都市移行、同7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成24年度に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼動。平成25年度には、共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分が稼動した。平成27年度に保険料系システム、平成28年度に福祉系システムが稼動した。税務系システムについては、社会保障・税番号制度への対応を考慮しつつ、業務の効率化・市民サービスの向上等の観点から再構築を行っているところ。

(5) 情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や書き換え等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を維持するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

1 1 統計（総務課）

（1）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	5年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサスー基礎調査 経済センサスー活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

（2）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサスー活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

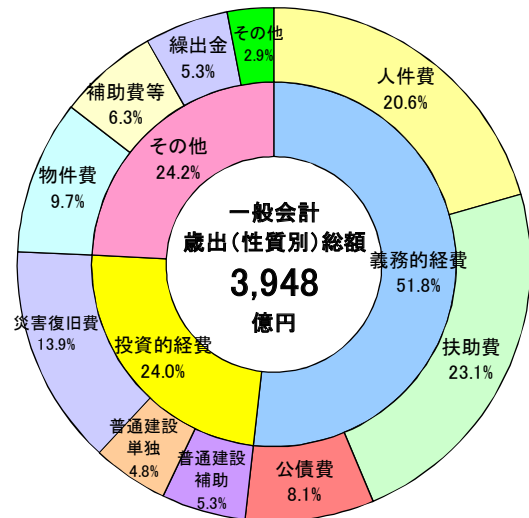
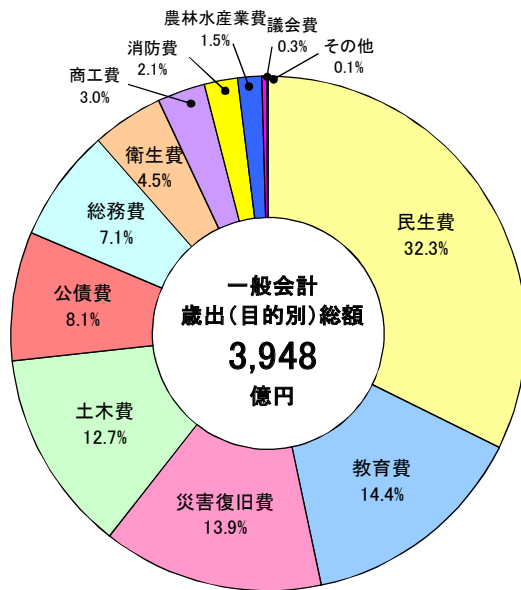
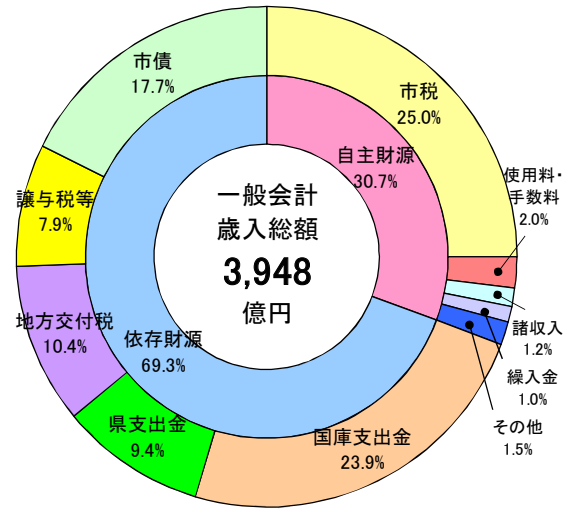
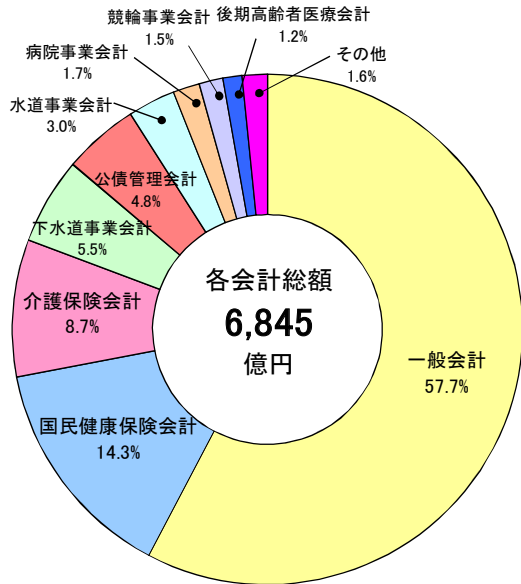
（市独自の統計データ）

- ① 熊本市統計書
- ② グラフでみるくまもと
- ③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データについては、市ホームページ上に開設している「統計情報室」において閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

1 2 財政 (財政課)

(1) 平成29年度当初予算図表



総財

(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名	平成28年度	構成比 (%)	平成29年度	構成比 (%)	比 較 (B-A)	伸率 (%)
	(A)		(B)			
一 般 会 計	302,810,000	50.3	394,790,000	57.7	91,980,000	30.4
特 別 会 計	219,657,978	36.5	217,417,573	31.7	△ 2,240,405	△ 1.0
国民健康保険会計	97,591,637	16.2	97,576,381	14.3	△ 15,256	△ 0.0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	224,000	0.0	217,000	0.0	△ 7,000	△ 3.1
介護保険会計	57,985,589	9.6	59,536,388	8.7	1,550,799	2.7
後期高齢者医療会計	8,283,459	1.4	8,481,734	1.2	198,275	2.4
農業集落排水事業会計	182,608	0.0	185,142	0.0	2,534	1.4
産業振興資金会計	3,528,000	0.6	3,508,000	0.5	△ 20,000	△ 0.6
食品工業団地用地会計	64,787	0.0	62,414	0.0	△ 2,373	△ 3.7
競輪事業会計	13,506,673	2.3	10,503,865	1.5	△ 3,002,808	△ 22.2
地下駐車場事業会計	167,094	0.0	310,852	0.1	143,758	86.0
都市開発資金貸付事業会計	3,013,000	0.5	3,015,000	0.4	2,000	0.1
熊本駅西土地区画整理事業会計	907,715	0.2	667,488	0.1	△ 240,227	△ 26.5
植木中央土地区画整理事業会計	1,270,877	0.2	555,151	0.1	△ 715,726	△ 56.3
奨学金貸付事業会計	173,840	0.0	173,800	0.0	△ 40	△ 0.0
公債管理会計	32,758,699	5.5	32,624,358	4.8	△ 134,341	△ 0.4
一般会計・特別会計合計	522,467,978	86.8	612,207,573	89.4	89,739,595	17.2
企 業 会 計	79,059,309	13.2	72,312,760	10.6	△ 6,746,549	△ 8.5
病院事業会計	16,986,166	2.8	11,694,025	1.7	△ 5,292,141	△ 31.2
水道事業会計	20,273,425	3.4	20,406,046	3.0	132,621	0.7
下水道事業会計	38,715,842	6.5	37,252,450	5.5	△ 1,463,392	△ 3.8
工業用水道事業会計	6,997	0.0	6,973	0.0	△ 24	△ 0.3
交通事業会計	3,076,879	0.5	2,953,266	0.4	△ 123,613	△ 4.0
総 計	601,527,287	100.0	684,520,333	100.0	82,993,046	13.8

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

性質別	区分		区分		比較 (B-A)	伸率 (%)
	平成28年度 (A)	構成比 (%)	平成29年度 (B)	構成比 (%)		
人件費	48,781,386	16.1	81,496,229	20.6	32,714,843	67.1
扶助費	89,691,843	29.6	91,047,320	23.1	1,355,477	1.5
公債費	31,956,689	10.6	31,826,196	8.1	△ 130,493	△ 0.4
義務的経費	170,429,918	56.3	204,369,745	51.8	33,939,827	19.9
普通建設(補助)	26,805,898	8.9	20,885,913	5.3	△ 5,919,985	△ 22.1
普通建設(単独)	23,408,694	7.7	18,887,813	4.8	△ 4,520,881	△ 19.3
災害復旧費	54,200	0.0	55,097,626	13.9	55,043,426	101,556.1
投資的経費	50,268,792	16.6	94,871,352	24.0	44,602,560	88.7
物件費	30,448,767	10.1	38,106,810	9.7	7,658,043	25.2
維持補修費	2,999,837	1.0	7,742,672	2.0	4,742,835	158.1
補助費等	24,808,474	8.2	24,658,500	6.3	△ 149,974	△ 0.6
積立金	1,530,855	0.5	2,061,878	0.5	531,023	34.7
投資及び出資金	1,713,989	0.6	1,741,308	0.4	27,319	1.6
貸付金	40,000	0.0	177,000	0.0	137,000	342.5
繰出金	20,449,368	6.7	20,940,735	5.3	491,367	2.4
その他の経費	81,991,290	27.1	95,428,903	24.2	13,437,613	16.4
予備費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
合計	302,810,000	100.0	394,790,000	100.0	91,980,000	30.4

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

区 分	年 度	24			25			26			27			28		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源		119,320,183	43.3	△ 0.8	121,477,973	41.2	1.8	128,255,200	43.0	5.6	126,574,886	41.1	△ 1.3	129,541,436	35.2	2.3
市 税		94,594,913	34.2	0.8	96,099,841	32.6	1.6	98,325,268	33.0	2.3	98,989,897	32.1	0.7	98,115,570	26.7	△ 0.9
分担金及び負担金		4,048,455	1.5	3.2	4,112,353	1.4	1.6	4,792,934	1.6	16.5	4,486,961	1.5	△ 6.4	3,767,244	1.0	△ 16.0
使用料及び手数料		8,788,545	3.2	6.1	8,816,465	3.0	0.3	8,874,742	3.0	0.7	8,816,016	2.9	△ 0.7	7,662,492	2.1	△ 13.1
財 産 収 入		710,171	0.3	△ 9.1	356,858	0.1	△ 49.8	371,439	0.1	4.1	670,297	0.2	80.5	988,790	0.2	47.5
寄 附 金		61,396	0.0	7.2	61,165	0.0	△ 0.4	200,039	0.1	227.0	107,708	0.0	△ 46.2	3,682,212	1.0	3,318.7
繰 入 金		2,991,911	1.1	△ 36.9	3,747,128	1.3	25.2	5,973,327	2.0	59.4	3,589,136	1.2	△ 39.9	4,929,282	1.3	37.3
繰 越 金		3,707,361	1.4	△ 17.1	3,273,353	1.1	△ 11.7	4,808,137	1.6	46.9	5,583,002	1.8	16.1	5,017,339	1.4	△ 10.1
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)		2,659,178	1.0	△ 33.2	3,012,883	1.0	13.3	2,994,157	1.0	△ 0.6	2,627,281	0.8	△ 12.3	2,098,691	0.6	△ 15.3
収 益 事 業 収 入		1,758,253	0.6	779.1	1,997,927	0.7	13.6	1,915,157	0.6	△ 4.1	1,704,588	0.6	△ 11.0	3,279,816	0.9	76.8
依 存 財 源		157,017,557	56.7	4.6	173,056,977	58.8	10.2	170,120,870	57.0	△ 1.7	181,807,826	58.9	6.9	238,290,588	64.8	31.1
地 方 譲 与 税		2,293,283	0.8	25.0	2,203,108	0.7	△ 3.9	2,084,479	0.7	△ 5.4	2,197,591	0.7	5.4	2,156,575	0.6	△ 1.9
利子割交付金		186,942	0.1	△ 20.2	186,237	0.1	△ 0.4	156,772	0.1	△ 15.8	133,179	0.0	△ 15.0	89,608	0.0	△ 32.7
配当割交付金		127,196	0.0	27.7	180,931	0.1	42.2	566,107	0.2	212.9	482,243	0.2	△ 14.8	207,055	0.1	△ 57.1
株式等譲渡所得割交 付 金		32,505	0.0	2.6	36,799	0.0	13.2	565,063	0.2	1,435.5	411,091	0.1	△ 27.2	151,004	0.0	△ 63.3
地方消費税交付金		7,289,235	2.6	0.8	7,225,800	2.5	△ 0.9	8,689,916	2.9	20.3	14,405,390	4.7	65.8	13,086,200	3.5	△ 9.2
自動車取得税交付金		489,715	0.2	86.7	393,236	0.1	△ 19.7	183,988	0.1	△ 53.2	292,443	0.1	58.9	363,923	0.1	24.4
軽油引取税交付金		2,911,265	1.1	皆増	3,155,939	1.1	8.4	2,371,485	0.8	△ 24.9	2,776,281	0.9	17.1	2,866,906	0.8	3.3
ゴルフ場利用税交付金		14,080	0.0	△ 4.5	13,187	0.0	△ 6.3	12,467	0.0	△ 5.5	11,479	0.0	△ 7.9	10,046	0.0	△ 12.5
地方特例交付金		325,534	0.1	△ 64.9	346,055	0.1	6.3	362,777	0.1	4.8	382,726	0.1	5.5	418,635	0.1	9.4
地 方 交 付 税		38,982,155	14.1	△ 13.3	36,428,866	12.4	△ 6.5	35,109,040	11.8	△ 3.6	33,748,477	10.9	△ 3.9	39,750,811	10.8	17.8
交通安全対策 特 別 交 付 金		348,477	0.1	120.4	332,404	0.1	△ 4.6	286,552	0.1	△ 13.8	295,730	0.1	3.2	274,467	0.1	△ 7.2
国有提供施設等所在 市町村助成交付金		5,117	0.0	△ 10.0	5,155	0.0	0.7	5,016	0.0	△ 2.7	5,033	0.0	0.3	4,850	0.0	△ 3.6
国 庫 支 出 金		50,064,654	18.1	1.6	61,024,988	20.7	21.9	62,227,547	20.8	2.0	64,891,840	21.1	21.1	81,320,557	22.1	25.3
県 支 出 金		13,426,591	4.9	1.4	17,699,545	6.0	31.8	13,944,577	4.7	△ 21.2	17,967,580	5.8	28.8	40,421,023	11.0	125.0
受 託 事 業 収 入		110,008	0.0	△ 23.7	247,427	0.1	124.9	392,484	0.1	58.6	569,543	0.2	45.1	197,866	0.1	△ 65.3
市 債		40,410,800	14.6	27.6	43,577,300	14.8	7.8	43,162,600	14.4	△ 1.0	43,237,200	14.0	0.2	56,971,062	15.5	31.8
うち臨時財政対策債		20,004,000	7.2	58.7	22,031,600	7.5	10.1	21,939,100	7.4	△ 0.4	19,028,200	6.2	△ 13.3	17,444,200	4.7	△ 8.3
合 計		276,337,740	100.0	2.2	294,534,950	100.0	6.6	298,376,070	100.0	1.3	308,382,712	100.0	3.4	367,832,024	100.0	19.3

(歳出)

区 分	年 度	24			25			26			27			28		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費		1,160,893	0.4	△ 7.6	1,079,424	0.4	△ 7.0	1,120,026	0.4	3.8	1,175,645	0.4	5.0	1,049,573	0.3	△ 10.7
総 務 費		27,410,999	10.1	△ 11.5	32,256,260	11.1	17.7	29,694,665	10.1	△ 7.9	29,349,582	9.7	△ 1.2	37,224,271	10.4	26.8
民 生 費		113,880,313	41.7	3.9	116,828,191	40.3	2.6	122,483,204	41.8	4.8	125,392,838	41.3	2.4	131,071,075	36.7	4.5
衛 生 費		18,866,296	6.9	△ 7.2	18,584,687	6.4	△ 1.5	19,807,410	6.8	6.6	25,748,017	8.5	30.0	17,346,270	4.8	△ 32.6
農 林 水 産 業 費		4,335,711	1.6	1.5	10,586,266	3.6	144.2	5,433,488	1.9	△ 48.7	5,760,295	1.9	6.0	5,505,461	1.5	△ 4.4
商 工 費		5,198,578	1.9	△ 33.3	4,519,919	1.6	△ 13.1	4,667,661	1.6	3.3	5,423,045	1.8	16.2	7,744,267	2.2	42.8
土 木 費		35,231,837	12.9	27.9	40,243,307	13.9	14.2	41,703,153	14.2	3.6	42,226,336	13.9	1.3	52,380,654	14.7	24.0
消 防 費		8,003,106	2.9	3.7	8,275,824	2.8	3.4	8,816,843	3.0	6.5	9,409,764	3.1	6.7	8,129,432	2.3	△ 13.6
教 育 費		24,466,999	9.0	8.1	23,713,912	8.2	△ 3.1	25,997,669	8.9	9.6	26,249,345	8.7	1.0	25,249,180	7.1	△ 3.8
災 害 復 旧 費		338,883	0.1	144.7	181,831	0.1	△ 46.3	53,580	0.0	△ 70.5	448,553	0.1	737.2	39,930,874	11.2	8,802.2
公 債 費		32,593,072	11.9	△ 0.6	32,040,892	11.1	△ 1.7	31,628,269	10.8	△ 1.3	31,081,649	10.2	△ 1.7	31,280,691	8.7	0.6
諸 支 出 金		1,577,700	0.6	△ 4.4	1,416,300	0.5	△ 10.2	1,387,100	0.5	△ 2.1	1,100,300	0.4	△ 20.7	426,900	0.1	△ 61.2
合 計		273,064,387	100.0	2.4	289,726,813	100.0	6.1	292,793,068	100.0	1.1	303,365,369	100.0	3.6	357,338,648	100.0	17.8

総財

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

区 分	24		25		26		27		28						
	伸率 (%)	指数	伸率 (%)	指数	伸率 (%)	指数	伸率 (%)	指数	伸率 (%)	指数					
基準財政需要額	114,629,853	0.5	103	113,667,858	△0.8	102	114,449,344	0.7	103	116,040,808	1.4	105	118,999,191	2.5	107
基準財政収入額	78,017,418	4.5	107	79,431,345	1.8	109	81,511,700	2.6	111	84,722,897	3.9	116	87,340,717	3.1	119
標準税収入額	101,434,508	4.7	107	103,496,890	2.0	109	105,647,856	2.1	111	108,744,670	2.9	115	112,211,611	3.2	118
標準財政規模	158,050,999	3.9	108	159,765,089	1.1	110	160,524,751	0.5	110	159,090,833	△0.9	109	161,218,179	1.3	111
財政力指数	0.66			0.68			0.70			0.71			0.72		
実質収支比率 (%)	1.8			2.1			1.9			2.6			3.2		
経常収支比率 (%)	89.1			89.5			90.6			90.9			92.7		
公債費比率 (%)	—			—			—			—			—		
実質赤字比率	— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)		
連結実質赤字比率	— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)		
実質公債費比率 (%)	11.1			10.6			9.9			9.6			9.3		
将来負担比率 (%)	120.7			122.5			122.4			125.5			123.5		

1.3 公共施設等総合管理計画 (資産マネジメント課)

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握するために平成27年度に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成28年度に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定したところである。

今後は、「熊本市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の統廃合、運営形態の見直しなどの再編方針や、公共建築物の計画保全等に関する指針を策定するなど、本市の資産マネジメントの取組を推進していく。

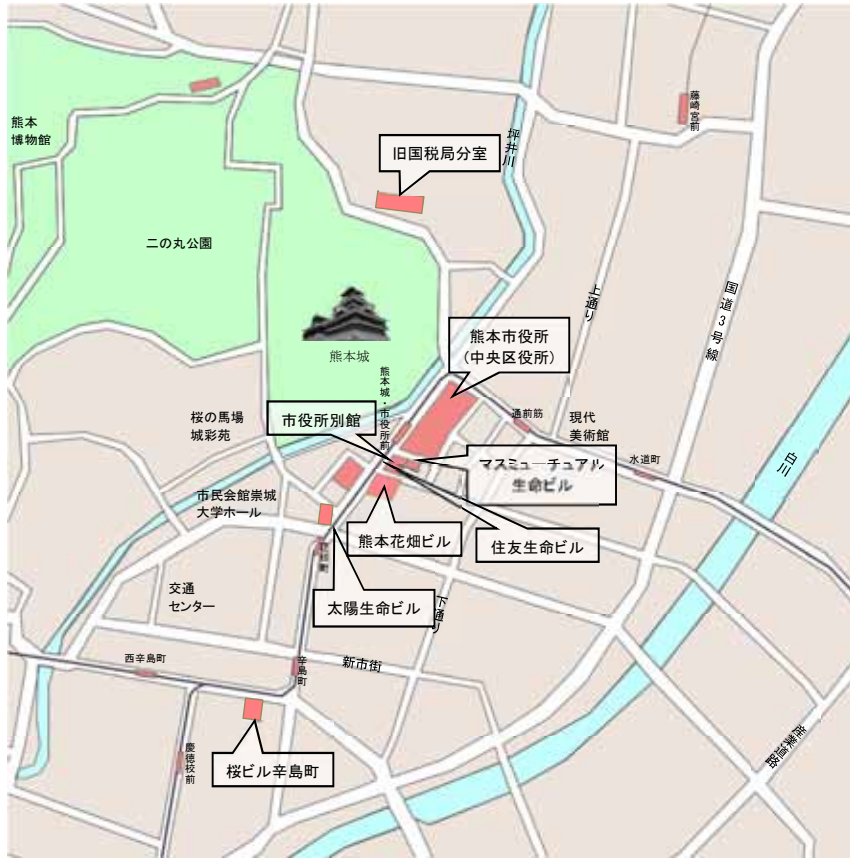
1.4 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

（1）建物概要

所在地	中央区手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延床面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工期	着工	昭和54年 3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基金	62億5,000万円	
	起債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

庁舎位置図



住友生命ビル		市役所別館		マスミューチュアル生命ビル		
選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会室)	9	大会議室	8	人権教育指導室 人教職員課	8	
農業委員会事務局 (農業委員会室)		(国保年金課分室) (情報政策課分室)	7	施設教育委員会課室	7	
人事委員会事務局 (人事委員会室)		青少年教育課 統計情報室	6	教育長室 教育政策課	6	
監査事務局 (監査委員会)	6	生活安全課 消費者センター	5	学務指導課	5	
都市政策研究所 情報化研修ルーム ごみゼロコール	5	自転車駐車場	4 1	健康教育課 健康総合支援課 (特別支援教育室)	4	
熊本博物館(仮事務所) 熊本市歴史文書資料室	4	太陽生命ビル		技術管理課 工事契約課	3	
情報政策課分室	3	臨時福祉給付金交付室		7	契約政策課 オンブズマン事務局	2
桜ビル辛島町		熊本花畑ビル				
熊本城総合事務所 熊本城復旧復元プロジェクト	4	震災宅地対策課		3		
旧国税局分室						
熊本城調査研究センター						

※数字は階層

本 庁 舎

		機械室	機械室	階 15								
		レストラン	展望ロビー（震災住宅支援課家屋応急修理執務室）	大ホール	14							
		復興総室分室	土木管理課 （自転車対策室）	人権推進総室	用地調整課	13						
		資産マネジメント課	債権管理課	公園課	土木総務課	道路整備課	河川課	12				
		スポーツ振興課	農業支援課	農業・ブランド戦略課	農水局長室		11					
		農地整備課	男女共同参画課	生涯学習課	地域活動推進課	地域政策課	市民局長室	10				
		障がい保健福祉課	開発景観課	都市活性推進課	交通政策課		9					
		建築指導課	建築審査室	都市政策課	都市建設局長室		8					
		保育幼稚園課	保護管理援護課	子ども支援課		7						
		高齡介護福祉課 （介護事業指導室）	健康福祉政策課 （地域包括ケア推進室）	健康福祉局長室		6						
		建築政策課 （建築物安全推進室）	住宅課	市営住宅管理センター		5						
		設備課	営繕課 （建築保全室）	震災住宅支援課		4						
		観光政策課	イベント推進課	文化振興課 （埋蔵文化財調査室）		3						
		広聴課	新ホールマネジメント課	産業振興課	商業金融課	経済政策課	経済観光局長室	2				
		（企業立地推進室）		（しごとづくり推進室）		1						
		浄化対策課	ごみ減量推進課 （事業ごみ対策室）	震災廃棄物対策課	廃棄物計画課		0					
		環境施設整備室	水保全課	環境共生課	環境政策課 （温暖化対策室）	環境局長室		-1				
		労務厚生課	職員厚生会	人事課	人材育成センター	管財課		-2				
		改革プロジェクト推進課	指導監査課	法制課	国際課	総務課	総務局長室 （コンプライアンス推進室）	-3				
常任委員会室 特別委員会室		秘書課	副市長室	市長室				-4				
議場		渡り廊下	政策局長室	政策企画課	復興総室		-5					
議員控室			市政記者室	広報課	財政課	財政局長室		-6				
議長室 議員控室 議会事務局 議会事務局 総務課 議事課 調査課		副議長室 議会事務局 議長室	熊本市役所職員組合	情報政策課	浄書室	第一職員労働組合	危機管理防災総室	-7				
常任委員会室 予算決算委員会室		保健子ども課						-8				
議運・理事会室 議会図書室		保護課	税制課	課税管理課	中央税務課	納税課	会計管理者室 （特別滞納対策室）	-9				
福祉課		福祉相談支援センター		自立支援センター		会計総室		-10				
中央区長室		総務企画課	まちづくりセンター	マイナンバーセンター	国保年金課	区民課		-11				
地域支え合いセンター		情報公開窓口	ATM	水道料金納入所	総合案内	パスポートセンター（時間外証明窓口）		-12				
		展示コーナー		美容室	文書集配室	ATM	衛生管理室	食堂	防災センター	守衛室	時間外出入口	地下 1
		写真店	時計店	売店	郵便局	公用車集中管理室		公用車駐車場		地下 2		
		機械室		中央監視室						地下 2		

総財

議会棟

行政棟

(2) 熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所在地	中央区下通1丁目1番8号			
供用開始年月	昭和55年4月			
床面積	8,001.2㎡			
収容台数	333台			
駐車料金	区 分		駐車料金	
	・月曜日から金曜日まで (休日を除く)	(午前8時30分から 午後5時30分前まで)	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
			規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・月曜日から金曜日まで (休日を除く)	(午後5時30分から 翌日の午前8時30分前まで)	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
			規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	・土曜日、日曜日及び休日	(午前0時分から 午後12時まで)	規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
利用状況 (平成28年度)	利用台数	396,323台		
	駐車料金収入	81,740,800円		

(3) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	中央区辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
供用開始	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車625台(地下駐車場) 自転車470台、原付バイク316台、自動二輪車50台(自転車駐車場)
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時(地下駐車場) 午前7時～翌日午前1時(自転車駐車場)

駐車料金

区 分	駐 車 料 金		
基 本 料 金	30分までごとに 100円		
打 切 料 金	午前7時から午後7時まで 1,000円		
	午後7時から翌日午前7時まで 800円		
全日定期駐車料金（機械式）	1月	25,000円	
全日定期駐車料金（自走式）	1月	27,000円	
平日定期駐車料金（機械式）	1月	13,000円	
平日定期駐車料金（自走式）	1月	17,000円	
カード式回数券	50円分券	11枚	500円
	100円分券	11枚	1,000円
	200円分券	11枚	2,000円
	400円分券	11枚	4,000円
	100円分券	6,000枚	500,000円
	100円分券	25,000枚	2,000,000円
	200円分券	6,000枚	1,000,000円
	400円分券	6,000枚	2,000,000円
	プリペイド	3,300円分券	3,000円
	〃	5,500円分券	5,000円

利 用 状 況 (平成28年度)	利用台数	198,758台
	駐車料金収入	173,455,550円

熊本市駐車場公社

- 名 称 一般財団法人 熊本市駐車場公社（平成25年4月1日～）
- 設 立 年 月 日 平成5年1月18日
- 目 的 道路交通の円滑化及び都市機能の確保並びに地域社会の振興と発展に必要な事業を行い、もって市民の安全、文化芸術と福利の増進に寄与することを目的とする。
- 事 業
- (1) 熊本市から委託された路外駐車場及び通路の管理
 - (2) 路外駐車場の設置及び管理
 - (3) 熊本市の駐車場施策に協力する事業
 - (4) 自治体等施設の管理（営繕・修理、清掃、設備の保守・点検、施設に付随する道路の管理等含む。）
 - (5) 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業
 - (6) 市民サービスの提供に係る講習・セミナー、コンサルティングに関する事業
 - (7) カーシェアリング・カーケア等に関する事業
 - (8) コインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業
 - (9) IT等の情報処理・管理に関する事業
 - (10) 安全・安心まちづくり及び人材育成に関する事業
 - (11) 市民の文化活動の振興及び地域経済の活性化に関する事業
 - (12) 前各号に付帯する一切の業務
 - (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 基 本 財 産 50,000千円（市出損金）

15市税（税務課）

(1) 市税の税率及び納期

税目		税率	納期（限）	
市 税	個人	均等割	3,500円	
		所得割	課税所得金額の6%	
	法人	均等割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が50人以下のもの 年額 60,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
			(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円	
			(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000円	
			(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 180,000円	
			(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000円	
			(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 480,000円	
			(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000円	
			(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 2,100,000円	
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの 年額 3,600,000円				
	法人税割	$\frac{12.1}{100}$ $\left[\begin{array}{l} \text{※平成26年10月1日以前に} \\ \text{開始する事業年度分からは} \end{array} \right. \frac{14.7}{100} \left. \right]$		
県民税	個人	均等割	2,000円	
		所得割	課税所得金額の4%	
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	1期 5/1 ~ 5/31 2期 7/1 ~ 7/31 3期 9/1 ~ 10/2 4期 12/1 ~ 1/4	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 2,000円 イ 90cc以下 2,000円 ウ 125cc以下 2,400円 エ ミニカー 3,700円 2 軽自動車 ア 二輪のもの(側車付を含む) 3,600円 イ 三輪のもの 3,100円 (新税率) 3,900円 (重課税率) 4,600円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用7,200円 (新税率) 10,800円 (重課税率) 12,900円 営業用5,500円 (新税率) 6,900円 (重課税率) 8,200円 貨物用のもの 自家用4,000円 (新税率) 5,000円 (重課税率) 6,000円 営業用3,000円 (新税率) 3,800円 (重課税率) 4,500円 ※イ、ウについては、平成27年4月1日以後に最初の 新規検査を受けるものは新税率を適用、最初の 新規検査から13年を経過したものは重課税率が 適用されます。 エ 雪上車 3,600円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400円 イ その他のもの 5,900円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 6,000円	5/1~5/31
市たばこ税	1,000本につき5,262円(紙巻たばこ三級品は3,355円) 手持品課税 平成29年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻 たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者 1,000本につき430円	毎月1日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 平成29年 5月1日申告期限 平成29年10月2日納付期限
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(2) 納税義務者の推移

税 目		年 度					
		24	25	26	27	28	
市 民 税	個 人	普通徴収					
		均等割のみ	13,928	11,237	11,216	10,823	11,193
		所得割のみ	15,879	15,729	15,815	15,796	15,599
		均等割と所得割を納める者計	83,530	58,000	53,146	49,269	50,491
	特別徴収						
	均等割のみ	16,679	20,119	21,133	21,843	21,632	
	所得割のみ	—	—	—	—	—	
	均等割と所得割を納める者計	214,325	243,896	252,305	257,327	262,293	
	小 計	322,310	325,758	329,621	332,580	336,790	
	法人調定件数	29,087	29,757	30,515	31,275	31,206	
固定資産税	土地及び家屋償却資産	222,282	234,808	236,692	238,458	240,070	
	小 計	(6,088)	(7,351)	(7,753)	(8,163)	(8,630)	
軽自動車税		222,282	234,808	236,692	238,458	240,070	
合 計		253,587	259,024	265,736	270,500	272,265	
対前年度	増加数	827,266	849,347	862,564	872,813	880,331	
	伸率(%)	101	103	102	101	101	

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。

2. 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税 目		年 度			27			28		
		調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)			
市 民 税	個人分	普通徴収	6,172,052	5,744,546	93.1	6,653,613	6,323,064	95.0		
		特別徴収	29,683,860	29,602,900	99.7	29,285,018	29,288,710	100.0		
		計	35,855,912	35,347,446	98.6	35,938,631	35,611,774	99.1		
	法人分	10,350,554	10,313,013	99.6	9,118,597	9,085,979	99.6			
小 計	46,206,466	45,660,459	98.8	45,057,228	44,697,753	99.2				
固定資産税	固定資産	土地・家屋・償却資産	38,487,167	37,962,608	98.6	38,163,926	37,736,849	98.9		
	交付金		340,962	340,962	100.0	335,216	335,216	100.0		
	小 計	38,828,129	38,303,570	98.6	38,499,142	38,072,065	98.9			
軽自動車税		1,349,516	1,320,567	97.9	1,623,430	1,574,856	97.0			
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0			
入湯税		26,685	26,685	100.0	26,207	26,207	100.0			
事業所税		2,082,207	2,076,651	99.7	2,256,693	2,248,907	99.7			
都市計画税		5,084,899	5,015,595	98.6	5,061,528	5,004,887	98.9			
市たばこ税		5,445,900	5,445,900	100.0	5,518,553	5,518,553	100.0			
合 計		99,023,802	97,849,427	98.8	98,042,781	97,143,228	98.8			
滞納繰越分		4,722,030	1,140,470	24.2	4,100,875	972,342	23.7			
総 計		103,745,832	98,989,897	95.4	102,143,656	98,115,570	96.1			

(4) 徴収対策

① 現年度徴収対策

納税推進コールや民間コール等を有効に活用しながら、初期未納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の縮減

徴収困難案件等の適切な滞納整理により、繰越額の圧縮を図る。

(5) 債権管理の適正化の推進（債権管理課）

本市の未収債権額は、平成27年度決算（企業会計を除く。）において約141億円となっている。市全体の未収額は年々減少しているものの、市税や国民健康保険料以外の債権においては増加傾向にある。

このような中、熊本市債権管理条例や同条例施行規則、債権管理事務マニュアル等の適正な制度運用による効率的な事務管理を全庁的に徹底するとともに、未収額の削減目標やその削減に向けた具体的な取組を定めた「熊本市債権管理計画」に基づき、適正な債権管理を進めていく。

16 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

※H24.4.1政令指定都市移行により行政区が開票区となったため行政区を記載

(平29.6.1現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
中央区	101	熊本市役所	1,057	1,348	2,405
	102	慶徳小学校	1,407	1,762	3,169
	103	五福まちづくり交流センター	1,386	1,866	3,252
	104	一新小学校	2,210	2,840	5,050
	105	一新幼稚園	951	1,284	2,235
	110	京陵中学校	1,461	1,800	3,261
	111	壺川小学校	1,475	1,780	3,255
	112	藤園中学校	1,249	1,609	2,858
	113	碩台小学校	1,432	1,882	3,314
	114	竜南中学校	1,736	2,047	3,783
	115	黒髪小学校	1,213	1,328	2,541
	116	桜山中学校	2,199	2,149	4,348
	131	白川小学校	1,697	2,144	3,841
	132	尚綱大学1号館	1,302	1,627	2,929
	133	九州学院	1,763	2,291	4,054
	134	大江小学校	1,908	2,148	4,056
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,972	1,788	3,760
	136	託麻原小学校	3,363	3,655	7,018
	137	白山保育園	1,082	1,327	2,409
	138	白山小学校	2,576	3,068	5,644
	139	出水小学校	2,138	2,717	4,855
	140	出水校区戸井の外集会所	2,033	2,719	4,752
	141	東水前寺公民館	2,416	2,976	5,392
	142	熊本県庁	868	1,006	1,874
	143	砂取小学校	2,734	3,583	6,272
	144	出水中学校	3,105	3,662	6,767
	145	出水南中学校	1,619	1,919	3,538
	160	帯山西小学校	2,218	2,773	4,991
	161	帯山小学校	3,247	3,922	7,169
	162	帯山校区第6町内公民館	2,141	2,476	4,617
	205	横手保育園	403	499	902
	208	向山小学校	2,968	3,350	6,318
209	世安町公民館	1,258	1,441	2,699	
210	本荘小学校	1,391	1,609	3,000	
211	春竹小学校	3,073	3,760	6,833	
212	南熊本老人憩の家	2,388	2,678	5,066	
	小計		67,439	80,788	148,227
東区	146	江津湖団地第2集会所	1,490	1,931	3,421
	147	画図地域コミュニティセンター	3,562	4,135	7,697
	148	湖東中学校	1,824	2,179	4,003
	149	泉ヶ丘小学校	1,400	1,670	3,070
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,110	1,360	2,470
	151	若葉小学校	1,899	2,340	4,239
	152	東野中学校	2,725	3,197	5,922
	153	秋津出張所	1,790	1,998	3,788
	154	桜木小学校	4,577	5,186	9,763
	155	東町小学校	2,436	2,405	4,841
	156	健軍東小学校	2,282	2,878	5,160
	157	健軍小学校	2,710	3,168	5,878
	158	尾ノ上小学校	3,087	3,786	6,873

開票区	投票区	投票所	男	女	計
東区	159	錦ヶ丘中学校	1,779	2,047	3,826
	163	月出地域コミュニティセンター	3,324	3,729	7,053
	164	山ノ内校区第一町内公民館	4,536	5,121	9,657
	165	長嶺小学校	4,691	5,265	9,956
	166	さくら幼稚園	2,565	2,963	5,528
	167	託麻南小学校	3,178	3,548	6,726
	168	託麻東小学校	5,306	5,721	11,027
	169	託麻北小学校	3,209	3,454	6,663
	170	託麻総合出張所	2,481	2,597	5,078
	171	託麻西小学校	3,366	3,720	7,086
	172	下南部公民館	1,239	1,362	2,601
	173	西原公民館	1,011	1,339	2,350
	174	西原小学校	4,380	4,702	9,082
		小計	71,957	81,801	153,758
西区	106	上熊本老人憩の家	902	1,109	2,011
	107	池田地域コミュニティセンター	1,628	1,737	3,365
	108	池田小学校	1,677	1,732	3,409
	109	京町台保育園	971	1,182	2,153
	201	花園小学校	2,824	3,351	6,175
	202	花園(牧崎)公民館	1,488	1,815	3,303
	203	城西一町内ふれあいセンター	1,576	1,948	3,524
	204	城西小学校	2,934	3,522	6,456
	206	春日小学校	1,754	2,074	3,828
	207	春日保育園	945	1,053	1,998
	224	古町小学校	1,261	1,435	2,696
	225	花陵中学校	1,884	2,459	4,343
	226	白坪小学校	2,580	2,985	5,565
	227	城山小学校	3,992	4,679	8,671
	228	西部上下水道センター	2,054	2,514	4,568
	229	高橋小学校	1,146	1,323	2,469
	230	中島地域コミュニティセンター	816	942	1,758
	231	二番公民館	759	822	1,581
	232	小島小学校	1,072	1,219	2,291
	233	有明保育園	247	275	522
	234	旧松尾東小学校	277	294	571
	235	旧松尾西小学校	413	482	895
	236	松尾北地域コミュニティセンター	83	92	175
	237	河内小学校	1,018	1,129	2,147
238	河内公民館	707	800	1,507	
239	椎亀公民館	357	412	769	
240	芳野中学校	455	515	970	
	小計	35,820	41,900	77,720	
南区	213	託麻中学校	2,443	2,880	5,323
	214	田迎南小学校	3,090	3,445	6,535
	215	御幸小学校	3,880	4,534	8,414
	216	川尻小学校	1,614	1,843	3,457
	217	城南中学校	2,422	2,905	5,327
	218	城南小学校	909	1,168	2,077
	219	そよかぜ保育園	1,622	1,863	3,485
	220	日吉小学校	1,906	2,280	4,186
	221	日吉東小学校	2,721	3,053	5,774
	222	力合小学校	2,926	3,500	6,426

開票区	投票区	投票所	男	女	計
南区	223	力合西小学校	2,584	3,097	5,681
	241	飽田東小学校	2,743	3,165	5,908
	242	飽田南小学校	940	1,076	2,016
	243	飽田西小学校	987	1,119	2,106
	244	中緑小学校	403	475	878
	245	銭塘小学校	903	1,007	1,910
	246	奥古閑小学校	1,326	1,479	2,805
	247	川口小学校	820	889	1,709
	248	田迎西小学校	2,470	2,857	5,327
	401	南区役所	2,637	3,063	5,700
	402	坂本公民館	1,276	1,383	2,659
	403	杉上地域コミュニティセンター	1,097	1,212	2,309
	404	城南福祉センター	2,468	2,730	5,198
	405	六田公民館	317	349	666
	406	豊田小学校	989	1,093	2,082
	407	鱒瀬公民館	506	582	1,088
	408	下宮地コミュニティセンター	876	976	1,852
	409	東阿高公民館	813	871	1,684
	410	富合中学校	994	1,065	2,059
		小計		48,682	55,959
北区	117	清水小学校	2,224	2,742	4,966
	118	亀井公民館	1,367	1,604	2,971
	119	高平台小学校	3,865	4,526	8,391
	120	化学及血清療法研究所	1,774	2,021	3,795
	121	水の科学館	1,447	1,710	3,157
	122	城北小学校	2,964	2,252	5,216
	123	清水北老人憩の家	1,225	1,411	2,636
	124	麻生田小学校	2,967	3,741	6,708
	125	楡木小学校	2,565	3,136	5,701
	126	楠小学校	2,395	2,801	5,196
	127	武蔵小学校	2,474	2,932	5,406
	128	弓削小学校	2,164	2,362	4,526
	129	龍田小学校	3,864	4,288	8,152
	130	龍田西小学校	2,359	2,650	5,009
	175	西里地域コミュニティセンター	1,107	1,230	2,337
	176	熊本保健科学大学	1,510	1,671	3,181
	177	めいとくの里	1,079	1,230	2,309
	178	北部まちづくりセンター	3,041	3,494	6,535
	179	勤労青少年ホーム	4,055	4,669	8,724
	301	植木地域コミュニティセンター	1,403	1,641	3,044
	302	かがやき館	1,582	1,683	3,265
	303	山東地域コミュニティセンター	436	477	913
	304	吉松スポーツ公園	487	489	976
	305	吉松地域コミュニティセンター	990	1,117	2,107
	306	山本地域コミュニティセンター	748	803	1,551
	307	田原地域コミュニティセンター	620	718	1,338
	308	鹿南中学校	931	1,029	1,960
	309	菱形地域コミュニティセンター	626	647	1,273
	310	桜井小学校	1,236	1,362	2,598
	311	千本桜公民館	775	814	1,589
	312	田底地域コミュニティセンター	650	829	1,479
	313	植木ふれあい文化センター	360	393	753
	314	大和地域コミュニティセンター	1,001	1,230	2,231
		小計		56,291	63,702
合計			280,189	324,150	604,339

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分	選挙執行年月日				
	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙	平22. 4. 25 植木町選挙区 増員選挙	平23. 4. 24 熊本市選挙区	平23. 4. 24 富合町選挙区
有権者総数	518,153	6,661	24,676	564,316	6,963
投票者数	244,041	4,921	14,081	248,461	3,861
投票率(%)	47.10	73.88	57.06	44.03	55.45
立候補者数	62	2	5	66	2
定数	48	1	2	48	1
最高得票数	7,529	2,771	3,934	11,196.000	2,465
当選者最低得票数	3,134	2,771	3,551	3,163.343	2,465
立候補者最高年齢	71	63	63	68	65
〃最低年齢	25	61	35	30	47

区分	選挙執行年月日				
	平27. 4. 12 中央区選挙区	平27. 4. 12 東区選挙区	平27. 4. 12 西区選挙区	平27. 4. 12 南区選挙区	平27. 4. 12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率(%)	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃最低年齢	26	34	36	43	37

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別(実施日)	開票区	開票区					全体
		中央区	東区	西区	南区	北区	
参議院議員通常選挙(選挙区)	(平25. 7. 21)	47.81	49.96	49.17	47.63	49.87	48.92
熊本市長選挙	(平26. 11. 16)	40.44	39.55	40.68	40.89	40.43	40.32
衆議院議員総選挙(小選挙区第1区)	(平26. 12. 14)	48.55	48.21	48.65	49.00	48.53	48.53
衆議院議員総選挙(小選挙区第2区)	(平26. 12. 14)	38.68	42.44	42.34	41.84	41.84	41.84
衆議院議員総選挙(小選挙区第3区)	(平26. 12. 14)	41.62	41.62	41.62	41.62	41.62	41.62
衆議院議員総選挙(小選挙区第4区)	(平26. 12. 14)	41.79	41.79	41.79	41.79	41.79	41.79
市議会議員一般選挙	(平27. 4. 12)	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙	(平27. 4. 12)	42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙	(平28. 3. 27)	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙(選挙区)	(平28. 7. 10)	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	民主党	維新	次世代	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平 25.7.21)	総得票数		162,763			23,677	85,971			4,479		276,890
	最高 "		162,763			23,677	85,971			4,479		
	最低 "		162,763			23,677	85,971			4,479		
	得票率 (%)		58.78			8.55	31.05			1.62		100
	候補者数		1			1	1			1		4
熊本市長選挙 (平 26.11.16)	総得票数										232,271	232,271
	最高 "										129,994	
	最低 "										25,769	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										3	3
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平 26.12.14)	総得票数		87,111			14,947		73,274				175,332
	最高 "		87,111			14,947		73,274				
	最低 "		87,111			14,947		73,274				
	得票率 (%)		49.68			8.52		41.79				100
	候補者数		1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平 26.12.14)	総得票数		45,624			18,672						64,296
	最高 "		45,624			18,672						
	最低 "		45,624			18,672						
	得票率 (%)		70.96			29.04						100
	候補者数		1			1						2
衆議院 小選挙区選挙第3区 定数1 (平 26.12.14)	総得票数		7,048			2,532						9,580
	最高 "		7,048			2,532						
	最低 "		7,048			2,532						
	得票率 (%)		73.57			26.43						100
	候補者数		1			1						2
衆議院 小選挙区選挙第4区 定数1 (平 26.12.14)	総得票数					2,482		7,019				9,501
	最高 "					2,482		7,019				
	最低 "					2,482		7,019				
	得票率 (%)					26.12		73.88				100
	候補者数					1		1				1
市議会議員選挙 定数48 (平 27.4.12)	総得票数		64,893		29,610	15,645	9,753	3,762			86,479	210,142
	最高 "		8,386		5,555	5,304	5,238	3,762			6,490	
	最低 "		4,153		4,232	2,467	4,515	3,762			588	
	得票率 (%)		30.88		14.09	7.44	4.64	1.79			41.15	100
	候補者数		16		7	5	2	1			28	59
県議会議員選挙 定数17 (平 27.4.12)	総得票数		95,714		36,696	16,354	26,352				79,343	254,459
	最高 "		18,535		12,509	10,985	13,472				18,784	
	最低 "		9,902		11,748	5,369	12,880				699	
	得票率 (%)		37.61		14.42	6.43	10.36				31.18	100
	候補者数		7		3	2	2				8	22
熊本県知事選挙 (平 28.3.27)	総得票数										268,914	268,914
	最高 "										174,459	
	最低 "										13,163	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										3	3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平 28.7.10)	総得票数		158,275							12,615	107,279	278,169
	最高 "		158,275							6,571	107,279	
	最低 "		158,275							6,044	107,279	
	得票率 (%)		56.90							4.53	38.57	100
	候補者数		1							2	1	4

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

17 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

(1) 平成28年度職員採用試験の実施状況

	職 種	申込者数 (人)	第 一 次	第 一 次	第 二 次	最 終	倍率 (倍) A/B	
			受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人)	受 験 者 数 (人)	合 格 者 数 (人) B		
上 級 職	事 務 職	573	410	125	123	62	6.6	
	社 会 福 祉 職	39	33	18	17	9	3.7	
	技 術 職	土 木	37	30	29	26	16	1.9
		建 築	25	12	7	7	2	6.0
		機 械	13	11	10	9	5	2.2
		電 気	35	29	22	20	11	2.6
		化 学	18	14	9	9	3	4.7
		水 産	2	2	0	-	-	-
造 園	5	5	3	1	1	5.0		
民間企業等経験者等	技 術 職 (土 木)	29	26	24	21	3	8.7	
	事 務 職 (情 報)	22	21	16	14	4	5.3	
	事 務 職 (法 務)	16	14	14	12	4	3.5	
免許資格職(上級職)	保 健 師	42	36	14	13	7	5.1	
初 級 職	事 務 職	150	125	20	19	8	15.6	
	学校事務職(県費負担)	14	13	9	7	3	4.3	
	技 術 職	土 木	17	16	9	7	3	5.3
		機 械	4	4	4	2	1	4.0
		電 気	4	4	4	4	2	2.0
消 防 職	上 級 消 防 職	172	148	18	17	9	16.4	
	初 級 消 防 職	271	220	16	16	8	27.5	
	初級消防職(救急救命士)	31	26	7	6	2	13.0	
採用選考試験	文 化 財 専 門 職	7	6	4	4	1	6.0	
	獣 医 師	3	3	3	1	1	3.0	
	保 育 士	69	63	20	19	10	6.3	
	身体障害者対象(事務職)	15	10	-	-	3	3.3	
	身体障害者対象(学校事務)	13	7	-	-	2	3.5	
計		1,626	1,288	405	374	180	7.2	

※任期付、任命権者実施分を除く。

(2) 職員の給与等に関する報告

人事委員会は、平成28年10月18日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告」を行った。
その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

(平成28年4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	4,475 人	353,135 円	41 歳 9 月	19 年 6 月
うち一般行政職	2,838 人	356,768 円	42 歳 5 月	20 年 3 月

イ 民間の状況

市内の120事業所(企業規模50人以上、事業所規模50人以上の286事業所から抽出)を対象として、職種別民間給与実態調査を実施する予定であったが、平成28年熊本地震の影響により、調査を見送った。

ウ 公民給与の較差(一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較)

職種別民間給与実態調査を見送ったため、職員の給与と民間事業所の従業員の給与との比較ができなかった。

エ 報告の内容

(7) 給与の改定について

例年、本市職員の給与と職種別民間給与実態調査の結果から得られた民間事業所の従業員の給与との比較を行い、給与勧告を行ってきたところであるが、平成28年は平成28年熊本地震の影響により、職種別民間給与実態調査を見送ったため、民間事業所の従業員の給与との比較を行うことができなかった。

本委員会は、地方公務員法に定められている情勢適応の原則及び均衡の原則の趣旨に基づき、人事院勧告の内容も踏まえつつ検討を行ったが、これまで本委員会が行ってきた給与勧告の趣旨に鑑みると、平成28年においては民間事業所の従業員の給与との比較ができなかったことから、極めて異例ではあるが、月例給、特別給、初任給調整手当に係る平成28年の給与勧告は見送らざるを得ないと判断した。

(4) 扶養手当制度の見直しについて

平成28年、人事院は、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること等から、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うよう勧告した。

本市においては、平成28年は市内民間事業所における家族手当の状況が把握できていないこともあり、今後、国及び他の地方公共団体の動向を注視しつつ、慎重に検討を行っていくことが必要である。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

平成28年度は新たな措置要求事案はなく、係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する審査請求

不利益処分についての審査請求の審査の状況

係属事案4件

(平成29年3月31日現在)

事案名	審査の状況
平成28年不第1号事案(平成28年1月22日申立て)	平成28年12月6日 準備手続 平成29年2月23日 第1回口頭審理
平成28年不第2号事案(平成28年2月17日申立て)	平成29年3月10日 準備手続
平成28年不第3号事案(平成28年2月24日申立て)	平成29年1月12日 第1回書面審理 平成29年2月17日 第2回書面審理 平成29年3月30日 第3回書面審理
平成29年審第1号事案(平成29年1月20日請求)	平成29年1月27日 受理

ウ 職員からの苦情処理

苦情相談をすることができるのは、地方公務員法上の一般職の職員(企業局職員及び技能労務職員を除く。)であり、教職員(県費負担教職員を含む。)、消防職員、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。

平成28年度の相談者数(件数)は6件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	勤務条件 服 務	福 利 厚 生	セクハラ いじめ等	そ の 他	計
件 数	2	-	1	-	2	1	6

市民生活

1	区	政	111
2	広	聴	131
3	社会保障・税番号 制 度 推 進		135
4	市 民 協 働		137
5	地域コミュニティ づ ぐ り 支 援		138
6	安全安心まちづくり 交 通 安 全 対 策		140
7	消 費 者 行 政		143
8	男 女 共 同 参 画		145
9	人 権 推 進		147
10	生 涯 学 習		150
11	熊本市オンブズマン制度		155

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所・出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
(地域整備室※2)	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
(植木中央土地区画整理事業所※3)	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※4	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※5	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点としてまちづくりセンターを設置し、地域担当職員を配置した。これにより、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割りを担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

ウ 総合出張所・出張所・サービスコーナーの機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、総合出張所及び出張所を設置している。

平成29年4月、一部の総合出張所・出張所を廃止し、一部の証明書のみを発行するサービスコーナーへ移行した。

まちづくりセンター (総合出張所・出張所、サービスコーナー)	主な取扱業務
まちづくりセンター (中央区・託麻・秋津・東部・西部・河内・花園・富合・ 鮑田・天明・幸田・城南・南部・植木・北部・清水・龍田)	まちづくり支援業務
総合出張所・出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成(ひまわりカード)に関する一部事務
サービスコーナー (大江・秋津・東部・花園・鮑田・南部・北部)	一部の証明書発行

エ 建物概要及び職員数

(平成29年4月1日現在)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積 (㎡)	職員数 (再任用数)
			建設費(千円)		建物延面積 (㎡)	
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町1番1号 (市庁舎1~3階の一部)	S56.9.30 —	—	— —	248 (30)
	五福交流室	細工町2丁目25番地	H3.3.15 2,816,050	R C造 地下1階 地上4階建	6,682.00 8,227.00	5 (1)
	大江交流室	大江6丁目1番85号	S63.7.11 486,435	R C造2階建	5,029.40 1,534.62	9 (3)
東区	東区役所	東本町16番30号	H24.1.31 1,804,453	SRC造3階建 一部S造	8,394.62 5,172.88	182 (15)
	託麻まちづくりセンター (託麻総合出張所)	長嶺東7丁目11番15号	S56.5.30 483,590	R C造2階建	6,248.20 2,010.00	23 (2)
	秋津まちづくりセンター	秋津3丁目15番1号	S60.8.10 521,448	R C造2階建	11,165.53 1,910.34	11 (1)
	東部まちづくりセンター	錦ヶ丘1番1号	S52.7.4 311,552	R C造2階建 一部S造	8,008.30 2,030.14	12 (3)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積 (㎡)	職員数 (再任用数)
			建設費(千円)		建物延面積 (㎡)	区役所・まちづくりセンター
西区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島2丁目7番1号	H14.3.29 1,857,437	RC造2階建	14,970.66	122
			H24.1.31増築 1,481,994	RC造3階建 一部S造	7,501.86	(15)
	河内まちづくりセンター (河内総合出張所)	河内町船津2069番地5	S59.3.20 559,947	RC造地下1階 地上4階建	2,009.66 2,766.50	10 (3)
	河内まちづくりセンター 芳野分室	河内町野出1410番地	S58.3.18	S造2階建	6,717.00	3
			149,786		761.02	(1)
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津 791番地	H3.3.20	RC造3階建	18,013.69	3
			351,549		1,475.85	(2)
	花園まちづくりセンター	花園5丁目8番3号	H2.8.27 591,608	RC造2階建	5,145.00	8
	南区役所	富合町清藤405番地3	H7.3.6 1,317,243		RC造3階建	1,864.30 5,545.71
			富合まちづくりセンター	富合清藤400番地	H15.4.1 1,630,000	RC造 1部S造
飽田まちづくりセンター	会富町1333番地1	H8.3.15			RC造2階建	3,422.00
		1,840,000	6,544.00 2,999.79	11 (4)		
天明まちづくりセンター (天明総合出張所)	奥古閑町2035番地	H6.3.30	RC造2階建	7,426.00	16	
		127,988		720.00	(2)	
幸田まちづくりセンター (幸田総合出張所)	幸田2丁目4番1号	S57.6.2	RC造2階建	5,578.00	22	
		492,240		1,950.94	(3)	
城南まちづくりセンター (城南総合出張所)	城南町宮地1050番地	S60.4.5	RC造3階建	29,083.40	22	
		862,172		3,470.06	(2)	
城南交流室	城南町舞原394番地1	H9.3.19 1,419,914	RC造一部SR C造2階建	21,860.00 5,156.67	6 (1)	
南部まちづくりセンター	南高江6丁目7番35号	S62.7.6 541,115	RC造2階建	8,284.61 1,917.27	10 (1)	
北区役所	植木町岩野238番地1	H3.10.14	RC造3階建 一部4階建	22,754.75	150	
		2,141,203		5,988.30	(14)	
植木まちづくりセンター	植木町岩野238番地1	H5.10.1	RC造2階建 一部4階建	19,336.70	12	
		2,069,503		4,921.76	(1)	
北部まちづくりセンター	鹿子木町66番地	H1.12.4	RC造2階建	8,034.92	9	
		730,800		4,509.42	(1)	
清水まちづくりセンター (清水総合出張所)	清水亀井町14番7号	S59.5.10	RC造2階建	8,363.26	20	
		451,268		1,793.38	(3)	
龍田まちづくりセンター (龍田出張所)	龍田弓削1丁目 1番10号	S54.7.11 350,428	RC造2階建	5,380.00 1,803.26	21 (4)	

※()の再任用の人数は、職員数の内数

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会^{まち} ～つながる、中央区。～”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格ただようまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

平成29年度の中央区まちづくり推進事業

【参加意欲を高める情報の発信】

⇒熊本地震の実情と教訓を活かした、中央区各地域の防災まちづくりを掲載

- ①「区だよりの制作・発行」 年1回発行

⇒地域や街が活性化するような、中央区の魅力に掲載。

【住民や地域がつながる機会の創出】

- ②「中央区お宝探検事業」 地域のお宝を子どもたちが発見し、地元企業等と一緒に魅力発信を行う
- ③「井手の魅力再発見事業」 地域の歴史的遺産「大井手」をテーマとした学習会等の開催など

【担い手の育成と参画の支援】

- ④「からだいきいき健康フェスタ」 運動を通じた区民の健康増進や中央区の活性化を目指す
- ⑤「中央区スポーツ交流事業」

校区対抗のスポーツ大会を開催することにより、校区間の交流を図り新たなつながりを創出する

- ⑥「中央区地域活性化支援事業」

中央区まちづくりセンターを拠点として、4エリア19校区の交流とまちづくりの取り組みを支援する

【住民主体のまちづくりの支援】

- ⑦「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」

校区や町内の様々な分野の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取組を財政的に支援

- ⑧「水前寺賑わいづくり支援事業」 水前寺界隈の活性化に向けた地域の取組を支援する
- ⑨「中央区地域防災支援事業」 地域の防災意識を向上させるため、校区等と共催で防災イベントの実施



めざす
区の色

新たな出会いと未来創造の都会

～つながる、中央区～

さまざまな「つながり」を大切にすることで、心豊かで活力ある未来



- 〈まちづくりの方向性〉 ① “きらり” とひかる品格ただよまちをつくる ② “わくわく” があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
③ “ほっと” できる安全で安心なまちをつくる ④ “いきいき” と暮らせる健やかなまちをつくる
- 〈まちづくりの進め方〉 ① 参画と協働によるまちづくり ② 情報の共有と住民対話の推進
- 〈まちづくり事業等〉 事業予算 2千万円

広報

- 中央区だより
- 市政だより「区のパージ」
- 中央区ホームページ
- 中央区フェイスブック



区だより



中央区フェイスブック

地域コミュニティづくり支援補助金

■魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会や町内自治会等が実施する様々な分野のコミュニティ活性化や課題解決への取組みに対して、財政的支援を行います。平成28年度は10団体から企画提案があり、9団体の事業が採択されました。

井手の魅力再発見事業

■中央区内を流れる白川や井手への関心を高め、地域のまちづくりに活かしていきます。平成28年度は、規模を縮小し大井手をテーマとした学習会や講演会・パネルディスカッション、大井手沿線の公園でのピクニックを開催しました。



講演・パネルディスカッション



白川緑の区間

食べて、話して繋がろう中央区

■中央区役所と市民が協働して考案した「ペロタッチマニュアル」や「うまか体操」を活用して、歯で噛むことの大切さや食とのつながりの理解を広げるため、講演会、研修会を開催するとともに、活動を担う応援隊の育成を図りました。



ペロタッチ

防災

- 防災キャラバン事業
- 地域版ハザードマップ作成支援



防災キャラバン



ハザードマップ

水前寺賑わいづくり支援事業

■「水まち水前寺～春・夏・秋・冬～」をテーマに、水前寺界隈の活性化に向けた取り組みを支援します。平成28年度は「水まち水前寺にぎわい祭り」を10月30日、戸井の外公園と水前寺成趣園参道の2会場で開催しました。



戸井の外公園



水前寺参道

中央区まちづくり懇話会

■区の特性を生かしたまちづくりの推進に関して、「まちづくり事業アイデア提案制度」により提案された内容等を協議しました。



市民

東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に伸びており、国道57号(通称東バイパス)や一般県道熊本空港線(通称国体道路)、主要地方道熊本益城大津線(通称第二空港線)、主要地方道熊本高森線(通称電車通り)等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

平成29年度の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・東区民まつり開催経費 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。
- ・地域情報受発信充実事業 広報誌やホームページ等を活用して区や地域の情報を提供する。
- ・地域コミュニティづくり支援補助金 自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり 認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。
- ・子育て支援ネットワーク活性化事業 校区子育てマップや防災リーフレットの活用により、ネットワーク活動活性化と子育て支援の充実に繋げる。
- ・東区健康まちづくり活性化経費 健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。
- ・熊本市子どもの食育推進ネットワーク(東区役所エリア)を活用した食育の推進 非常災害時に必要な備えや情報をまとめ、共有していくことで災害に強い食育の地域づくりを推進する。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会開催経費 まちづくりに関する事項について協議を行う。
- ・東区地域活性化支援事業 「地域担当職員」が担当校区の地域課題を解決するために各種支援を行う。など

めざす区の姿 自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

基本方針 1
【人と人がつながり世代を越えて語り合うまち】

東区地域コミュニティづくり支援補助事業

■熊本地震の経験を活かし、乾燥加工食のおいしい食べ方や手軽に出来る「炊き出し用献立」をセミナーで紹介し、学びの場を提供しました。厳しい環境下での調理のノウハウを共有するとともに、食を通じて災害を意識し、地域コミュニティの向上を図りました。



セミナーの様子

基本方針 2
【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

地域防災合同訓練事業（H29. 2. 25）

■震度 6 強の直下型地震が発生したという想定で泉ヶ丘校区自治協議会と東区役所などによる合同訓練を行いました。



地震体験

避難所運営ゲーム

基本方針 3
【誰もがいきいきと暮らせるまち】

長嶺校区徘徊模擬訓練（H28. 11. 20）

■東区長嶺校区では、認知症の方が自分らしく地域の中で暮らしていけるような適切な支援、見守り体制を構築するため、「認知症徘徊模擬訓練」を開催しました。



訓練の様子

東区認知症シンポジウムの開催（H28. 10. 22）

■認知症は正しく理解することで、早期診断・早期対応に繋がります。医療・介護・地域等の連携により認知症の方が自分らしく地域の中で暮らしていけるような適切な支援、見守り体制を構築するための講演会、シンポジウムを開催しました。

参加者 160名 会場 熊本県立大学 大ホール



東区の子育て支援

■子育て支援マップ「あつまっぶる」は、「地域ぐるみで子育てを応援したい!」、「自分のんでのいる地域を知ってほしい」という思いで作成し、こんにちは赤ちゃん訪問等で配布しています。平成 28 年度には熊本地震の後、地震を経験したママたちとワークショップを行い、「子どもを守る防災リーフレット」を作成しました。今後、このリーフレットを活用し、東区での防災教育を進めていきます。



あつまっぶる

子どもを守る防災リーフレット

東区健康まちづくり推進員協議会

■平成 25 年度から健康まちづくり推進員の養成を行っており、平成 27 年度に自主組織「東区健康まちづくり推進員協議会」が設立されました。健康まちづくり推進員は、地域の身近な健康づくりのボランティアとして、地域イベント等で活躍しています。



基本方針 4
【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

【まちづくりビジョンの推進体制】

東区まちづくり懇話会

■東区のまちづくり基本方針に基づいて、東区役所と東区の代表 19 名の皆様と一緒に東区のまちづくりについて考え、意見等をいただいております。



基本方針 5
【暮らしやすく活気あるまち】

市民

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

平成29年度の西区まちづくり推進事業

西区においては、まちづくり人材の育成やまちづくりへの支援事業及び区のめざす姿の実現に向けた重点的取り組みの推進のための事業を展開しているところであり、平成29年度まちづくり予算に基づく主な事業は次のとおり。

- (1) まちづくり支援事業・・・西区地域コミュニティづくり支援補助事業、西区活性化支援事業（お宝マップ作成、花のあるまちづくり支援 他）など
- (2) 重点的取り組み事業・・・【安心安全のまちづくり】防災意識啓発事業、【農水産業を生かしたまちづくり】子ども農山漁村交流事業【楽しさあふれるまちづくり】西区フェスタ・スポーツ大会開催、エリア別まちづくり事業、大学連携まちづくり事業など
- (3) まちづくり推進体制・・・西区まちづくり懇話会開催



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくり支援

○西区活性化支援事業
熊本駅周辺のお宝マップ作成や、まちづくりキャラクターを活用したLINEスタンプを作成しました



○西区地域コミュニティづくり支援補助事業
地域コミュニティの活性化や課題解決のための補助金を交付しました（補助率1/2）



（採択事業 一例）
○しらかわ秋灯り
春日・白坪・古町校区合同の手持ち花火大会

重点的取り組み1

安全安心のまちづくり

○防災意識啓発経費
地域の防災力を高めるために、防災教育を実施する人材を地域に派遣しました



実施団体
4団体（参加者152名）
【内容】
・クロスロードゲーム
・リバイバルメシタキ
他

重点的取り組み2

子育てしやすいまちづくり

○西区スポーツ大会
西区管内の小学校対抗サッカー大会を開催し、7校12チーム、120名が参加しました



サッカー大会に加え、グランドゴルフ大会も開催しました
12校区から、21チーム124名が参加されました

重点的取り組み3

楽しさあふれるまちづくり

○西区フェスタ
地域間の交流促進や情報交換の場として、また、西区をより知ってもらうことを目的として開催しました



来場者数 2,400名
参加業者 22店舗
【内容】
健康漫談
防災体験コーナー

○エリア別まちづくり
地域住民と連携して地域の魅力発信を2つの地域（金峰山・上熊本）で行いました



オレンジウォーク in 河内
参加者：425名
オンリーワン体験
ウォーキング
参加者：412名

○大学連携まちづくり推進事業
大学と連携し、SNS等を活用して魅力発信を行い若者が集うまちづくりを推進しました



SNS投稿回数
57回
宝探しロゲイニング
オレンジカクテルナイト
参加者数 58名

まちづくり懇話会

○西区まちづくり懇話会
多種多様な世代や団体からまちづくりに関する意見を聞く場として、懇話会を設置しています



平成28年度は17名の委員の方々から、西区のまちづくりについて様々な意見をいただきました
※4回開催

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、JR熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区” とし、その実現のために以下の6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 基本目標1 農と漁業を誇れるまち | 基本目標2 歴史・文化を育むまち |
| 基本目標3 自然と共生した住みやすいまち | 基本目標4 みんなが健康で元気なまち |
| 基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち | 基本目標6 安全・安心なまち |

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

平成29年度の南区まちづくり推進事業は、

『情報発信の充実』『人材育成の充実』『テーマに応じたまちづくりの推進』『エリア特性を活かしたまちづくりの推進』の4本を事業の柱とし、ビジョンに掲げる行動指針「知る」「集まる」「始める」「伝える」のサイクルによる“区民協働のまちづくり”の更なる展開を図る。

①「南区を知ろう」情報発信事業の充実

PRグッズの作成 など

②まちづくりを担う人材育成の充実

「防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催

③テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

「南区“いきいき”フェスタ2017」の開催、家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）事業 など

④地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付 など

今後、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、南区のまちづくり推進事業の評価検証を行いながら、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と6つの基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。



めざす区の姿
～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区



基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

南区“いきいき”フェスタ2016

南区の魅力の区内外への情報発信、南区の一体感の醸成を目的として、南区の多彩な農水産物を全面的にアピールするとともに「農・漁業」「歴史・文化」「健康・子ども」など南区まちづくりビジョンの基本目標と連携した催しを開催

- 日時：平成28年10月30日 午前9時半～午後3時
- 会場：JR九州熊本総合車両所
- 来場：約10,500人
- その他：「新幹線フェスタ2016 in 熊本」と同時開催



基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

自然を活かした地域連携支援事業

自然と共生した住みやすいまちづくりと南区の豊かな自然の次世代への継承を目的として、自然に親しむことができる「穴掘り大会」を開催

- 日時：平成29年3月12日
午前10時～午後3時
- 会場：加勢川河川敷
- 参加：33チーム(165人)



基本目標4 みんなが健康で元気なまち

南区ウォーキングキャンペーン

区民1人1人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に、1チーム10人の団体と個人で参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施

- 期間：平成29年1月10日～2月28日
- 参加：392人



基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

子育て支援リーダー育成事業

地域の子育て支援団体のネットワークの強化と子育て支援リーダーの育成を目的として、地域での役割や関係機関とのあり方についての研修や情報の提供に関するワークショップを開催

- ワークショップ(参加：延119人)
平成28年8月8日～平成29年2月15日の間に10回開催
- 研修会(参加：45人)
平成29年2月5日開催



基本目標6 安全・安心なまち

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的として、災害の基礎知識と「地域版ハザードマップ」の役割を学ぶ講座を開催

- 期間：平成29年12月19日～20日
- 会場：アスパル富合
- 参加：79人
- その他：初級編として期間内に4回開催



区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員(地域代表6名、テーマ代表8名、公募委員2名)で組織された南区まちづくり懇話会を設置

- 開催回数：平成29年5月12日～平成30年3月7日の間に6回開催



市民

北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状線など新たな幹線道路の整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

平成29年度の北区まちづくり推進事業は、

- ・区民の交流促進、健康増進を目的として各世代で楽しめる「北区いきいき交流スポーツ大会」を開催。
- ・「北区防災まちづくり事業」では、防災・減災に役立つ行動や知識の習得、避難行動や避難所運営など共助における防災力の向上を図る。また、地域の復興等につながる自助・共助の仕組みづくりを進め、地域づくりの担い手育成など、地域力の維持・向上を図るため「北区復興シンポジウム」を開催。
- ・地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもを中心に交流を深め賑わいを創出する、「北区こどもまつり2017」を開催。
- ・「北区中学生交流事業」では、次代を担う中学校の生徒たちに、宿泊交流や討議を通して、北区に対する認識と愛着を深め、自らの生活に活かし、将来のまちづくりへとつなぐ。
- ・「北区幸せ絵巻活用事業」では、「食」「史跡・文化」「自然・風景」など北区の魅力を掲載した、まち歩きマップ（平成26年度から作成）を活用し、まち歩きや写真コンテストを実施。
- ・区内の大学と連携し世代間交流やネットワーク作りに繋げる「ぶらりきたくなる大学」を実施。
- ・「北区地域活性化支援事業」では、平成29年4月から設置されるまちづくりセンターによる、地域の特性を生かしながら地域の課題解決やまちづくり活動、地域づくりの担い手育成などの支援を行う。

平成28年度 北区まちづくり推進事業の主な実績



めざす
区の様

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします



■基本方針1

【健康と暮らしの安全・安心の向上】

北区防災フェア

2校区（植木校区、吉松校区）において、校区自治協議会や小学校と連携して、防災・減災に役立つ行動や知識を学ぶ防災フェアを開催し、防災意識の啓発・向上を図りました。



■基本方針2

【住みやすい住環境の整備】

北区PR事業

区の花「ひまわり」に親しんでいただくため、写真コンテストや絵画コンクールを実施するとともに、公共施設や農業関係者等に区内各所で栽培してもらい、訪れた方に「ひまわり」を楽しんでいただきました。また、各種イベントで、シンボルマーク入りのグッズを配布し、区内外へPRを行いました。



■基本方針3

【まちの賑わいと産業の振興】

北区子どもまつり

地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもを通して親睦と交流を図り、地域間交流による賑わいの創出とともに区の一体感を醸成するため、11月に開催しました。親子でご覧いただけるステージイベントや小中高校の吹奏楽演奏、北区管内のグルメや農産物の販売など北区を満喫できる内容で、多くの子供たちやご家族連れで賑わいました。



北区農産物の朝市

北区の豊かな農産物のPRと北区の魅力を発信するため、朝市を3回（北部地域、清水地域、子どもまつり）開催し、多くの来場者で賑わいました。



■基本方針4

【地域資源の継承と活用】

グリーンツーリズム in 北区



北区の重要な産業である農業を知ってもらうため、農作物の作付けや収穫を親子で体験するイベントを実施しました。また、北区の農産物を利用した「伝統料理」と「創作料理」を学ぶ「食の名人さんの料理教室」を開催しました。

北区幸せ絵巻

～ぶらり北さるき～

北区の地域資源を掲載した「北区幸せ絵巻」（第1弾、第2弾）を配布し、区内外に北区の魅力を発信しました。また、「北区幸せ絵巻」を活用したまち歩きなどの事業を実施し、魅力の再発見につなげ交流やにぎわいを促進しました。



■基本方針5

【住民自治と協働の推進】

北区地域コミュニティづくり支援補助金

地域の活性化を図るため、主体的に地域課題の解決や地域活性化に向けて取り組む校区自治協議会や町内自治会等5団

体に対し、補助金を交付し、支援しました。

■平成28年度採択事業

事業名
田原坂ウォークラリー（西南戦争史跡を訪ねて）
南陽台自治会コミュニケーションづくりの推進
桜井校区コミュニティ祭り
テレビ購入（老人会のコミュニケーションの醸成及び災害情報収集のため）
物置設置（町内各団体の行事のため）

北区だより「ひまわり通信」

市政だよりでは伝えきれない北区に特化した情報や地域づくりに関する情報を広報誌として、北区内に全戸配布し、多くの区民に北区の地域情報を提供しました。

（H28.10月号、H29.3月号）



まちづくりビジョンの推進体制

まちづくり懇話会

5つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組んでいます。



区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として18名の委員の皆様から、北区のまちづくりに関する意見等をいただきました。

市民

(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

区	所属	所在地	開設年月日	建設費 (千円)	構造	建物延面積 (㎡)
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町2丁目25番地	H3.4.15	2,816,050	R C造 地下1階 地上4階建	8,227.00
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出1410番地	S58.4.1	149,786	S造2階建	761.02
南区	天明ホール	奥古閑町2035番地	H3.6.15	841,897 (天明公民館含む)	S造2階建 一部3階建	1,331.00
	アスパル富合 (富合ホール)	富合町清藤400番地	H15.4.1	1,630,000 (富合公民館含む)	R C造 一部S造	3,422.00
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	城南町舞原394番地1	H9.4.27	1,419,914 (城南公民館、保健 センター含む)	R C造一部 S R C造 地上2階建	5,156.67
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	植木町岩野238番地1	H5.10.1	2,069,503	R C造2階建 一部4階建	4,921.76

(5) ホール等の利用状況

(平成28年度実績)

区	所属	主要施設	件数	人数	利用料(千円)
中央区	五福まちづくり交流センター	センター会議室	584件	10,203人	254千円
		プール(一般開放)	—	5,954人	903千円
西区	芳野コミュニティセンター	多目的ホール(200名)	47件	3,065人	23千円
		1階和室、2階和室、料理室	117件	2,869人	4千円
南区	天明ホール	ホール(固定席387席、車椅子席3席)	11件	900人	126千円
	アスパル富合(富合ホール)	ホール(406名)	245件	27,005人	5,322千円
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	ホール(594名)	12件	1,250人	275千円
		舞台のみ	36件	1,285人	96千円
		リハーサル室	207件	3,221人	417千円
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	文化ホール(固定席601名、車椅子席4席)	534件	53,769人	8987千円
		リハーサル室	342件	7,432人	918千円

(6) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、各出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分		年度	24	25					
				合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	342,503	343,014	79,581	90,428	43,318	60,077	69,610
		女	385,242	385,584	93,504	99,749	49,457	66,678	76,196
		合計	727,745	728,598	173,085	190,177	92,775	126,755	145,806
	世帯数		320,877	323,964	88,264	82,372	41,403	50,724	61,201
	人口 (外国人)	-	1,733	1,874	969	360	237	114	194
		-	2,337	2,405	1,192	451	251	209	302
		-	4,070	4,279	2,161	811	488	323	496
	世帯数(外国人)		1,969	2,092	1,190	325	236	141	200
外国人登録※			-	-	-	-	-	-	
戸籍	本籍数		281,119	282,298	82,370	53,165	51,356	45,769	49,638
	本籍人口数		690,815	691,833	191,469	137,234	130,547	109,701	122,882

市民

区分		年度	合計	26				
				中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	345,137	80,659	90,845	43,427	60,778	69,428
		女	388,379	94,935	100,207	49,500	67,458	76,279
		合計	733,516	175,594	191,052	92,927	128,236	145,707
	世帯数		328,961	90,307	83,337	41,871	51,755	61,691
	人口 (外国人)	男	1,939	955	370	242	134	238
		女	2,416	1,212	421	261	210	312
		合計	4,355	2,167	791	503	344	550
	世帯数(外国人)		2,201	1,239	313	237	157	255
外国人登録※			-	-	-	-	-	
戸籍	本籍数		283,194	82,275	53,849	45,585	49,835	51,650
	本籍人口数		692,798	190,889	138,698	108,991	123,032	131,188

区分		年度	27					
			合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	343,077	79,986	90,441	43,010	60,985	68,655
		女	386,053	93,878	99,846	49,046	67,801	75,482
		合計	729,130	173,864	190,287	92,056	128,786	144,137
	世帯数		330,101	90,062	83,850	41,879	52,512	61,798
	人口 (外国人)	男	1,998	980	371	273	140	234
		女	2,510	1,244	429	278	227	332
		合計	4,508	2,224	800	551	367	566
	世帯数(外国人)		2,335	1,271	330	283	180	271
外国人登録※			-	-	-	-	-	
戸籍	本籍数		284,510	82,328	54,519	45,486	50,146	52,031
	本籍人口数		694,268	190,633	140,112	108,420	123,478	131,625

区分		年度	28					
			合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	342,759	80,480	89,469	42,873	61,200	68,737
		女	384,303	93,671	98,422	48,684	67,969	75,557
		合計	727,062	174,151	187,891	91,557	129,169	144,294
	世帯数		331,166	90,613	83,221	41,890	52,941	62,501
	人口 (外国人)	男	2,128	1,020	395	274	180	259
		女	2,564	1,262	429	277	260	336
		合計	4,692	2,282	824	551	440	595
	世帯数(外国人)		2,525	1,335	379	277	232	302
外国人登録※			-	-	-	-	-	
戸籍	本籍数		285,212	82,244	55,128	45,348	50,174	52,318
	本籍人口数		694,228	190,158	141,241	107,688	123,269	131,872

※H24以降は住民登録へ移行

イ 各種証明取扱件数

区分		年度		25				
		24	合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	188,565	185,166	82,860	32,042	18,066	24,687	27,511
	無料	69,171	66,596	50,547	6,632	2,769	2,128	4,520
	合計	257,736	251,762	133,407	38,674	20,835	26,815	32,031
住民票関係	有料	374,519	417,439	142,459	103,132	47,528	60,703	63,617
	無料	40,884	36,099	30,364	1,605	1,852	647	1,631
	合計	415,403	453,538	172,823	104,737	49,380	61,350	65,248
印鑑証明	有料	279,859	300,101	69,280	79,287	39,501	55,430	56,603
	無料	1,673	1,520	272	352	166	270	460
	合計	281,532	301,621	69,552	79,639	39,667	55,700	57,063
合計	有料	842,943	902,706	294,599	214,461	105,095	140,820	147,731
	無料	111,728	104,215	81,183	8,589	4,787	3,045	6,611
	合計	954,671	1,006,921	375,782	223,050	109,882	143,865	154,342

市民

区分		年度		26				
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区	
戸籍関係	有料	181,978	80,557	31,572	17,785	25,208	26,856	
	無料	67,696	52,587	5,783	2,424	2,936	3,966	
	合計	249,674	133,144	37,355	20,209	28,144	30,822	
住民票関係	有料	379,349	130,652	93,630	43,405	54,665	56,997	
	無料	40,587	31,649	2,010	3,729	1,910	1,289	
	合計	419,936	162,301	95,640	47,134	56,575	58,286	
印鑑証明	有料	283,996	64,532	78,927	37,117	51,761	51,609	
	無料	1,347	283	301	214	214	335	
	合計	285,343	64,815	79,228	37,331	51,975	51,944	
合計	有料	845,323	275,741	204,129	98,307	131,634	135,462	
	無料	109,630	84,519	8,094	6,367	5,060	5,590	
	合計	954,953	360,260	212,223	104,674	136,694	141,052	

区分		年度		27			
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	191,202	82,958	32,787	20,474	26,158	28,825
	無料	73,816	59,377	5,711	2,629	2,434	3,665
	合計	265,018	142,335	38,498	23,103	28,592	32,490
住民票関係	有料	379,953	127,806	94,366	45,984	55,503	56,294
	無料	31,708	25,570	2,010	2,430	724	974
	合計	411,661	153,376	96,376	48,414	56,227	57,268
印鑑証明	有料	255,522	55,943	70,520	35,549	47,405	46,105
	無料	820	156	232	165	95	172
	合計	256,342	56,099	70,752	35,714	47,500	46,277
合計	有料	826,677	266,707	197,673	102,007	129,066	131,224
	無料	106,344	85,103	7,953	5,224	3,253	4,811
	合計	933,021	351,810	205,626	107,231	132,319	136,035

区分		年度		28			
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	203,140	89,476	33,482	20,745	20,745	29,507
	無料	67,975	55,781	4,334	1,749	1,749	2,638
	合計	271,115	145,257	37,816	22,494	22,494	32,145
住民票関係	有料	399,182	127,116	98,742	50,869	61,051	61,404
	無料	130,888	50,391	39,399	12,560	17,723	10,815
	合計	530,070	177,507	138,141	63,429	78,774	72,219
印鑑証明	有料	269,216	60,932	73,475	38,092	50,182	46,535
	無料	29,377	5,530	10,330	2,740	6,789	3,988
	合計	298,593	66,462	83,805	40,832	56,971	50,523
合計	有料	871,538	277,524	205,699	109,706	210,722	137,446
	無料	228,240	111,702	54,063	17,049	26,261	17,441
	合計	1,099,778	389,226	259,762	126,755	236,983	154,887

(7) 住居表示 (地域政策課)

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平成29. 3. 31現在)

種別 区分	整備区域	面積(K㎡)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40. 4. 1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40. 11. 1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41. 7. 1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目 (追加) 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42. 7. 1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	43. 11. 1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目 (追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44. 8. 1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目 (追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	45. 10. 1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 菓園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47. 4. 1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47. 12. 1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49. 10. 1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50. 10. 1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51. 10. 1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目 (追加)	0.97	4,200	52. 10. 1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目 (追加)	1.15	2,900	53. 10. 1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54. 10. 1
16次	大江二丁目 (追加)	0.08	700	55. 10. 1
17次	帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加)	0.17	700	56. 10. 1
18次	帯山五丁目 (追加)	0.07	300	57. 10. 1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目 (追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	58. 10. 1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59. 10. 1
21次	出水六丁目 春日四丁目 (追加) 春日五丁目 (追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62. 10. 1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63. 10. 11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元. 11. 27

市民

24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目 (追加) 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鷺町一丁目 鷺町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 八景水谷三丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7,200	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27
40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加)	2.44	2,500	19.2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目 (追加) 下江津一丁目～下江津二丁目 (追加)	2.56	1,350	20.2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目 (追加)	0.47	900	21.2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目 (追加)	0.93	1,600	22.2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	23.2.28
45-1次	松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更: 中松尾町、上松尾町、西松尾町)	0.42	800	26.10.27
45-2次	松尾一丁目 (追加)	0.02	20	27.3.12

2 広 聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア ドンドン語ろう！（防災編）

市民参加による市政を実現するため、市長が各区に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

（平成28年度）

	日時	開催場所	参加者数	発言者数
南 区	2月1日	アスパル 富合	115	17
北 区	2月7日	植木文化センター	60	17
西 区	2月10日	西部公民館	54	15
中 央 区	2月15日	大江公民館	64	13
東 区	2月17日	東区役所	45	14

イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称：熊本市コールセンター「ひごまるコール」

運用実績 【年中無休（朝8時～夜9時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

区 分		年 度	24	25	26	27	28
利用実績	問 合 せ 等 件 数		33,191	33,953	44,110	52,841	52,617
	問 合 せ 件 数		29,849	30,296	38,541	42,033	43,308
	申 込 受 付 件 数		3,342	3,657	5,569	10,808	9,309
	アンケート等受付数		5,552	6,029	7,272	6,560	6,820
	総 利 用 実 績 数		38,743	39,982	51,382	59,401	59,437
チャネル別	電 話 件 数		32,419	33,176	43,407	52,020	51,535
	F A X 件 数		460	374	240	450	420
	E - M a i l 件 数		116	149	139	124	253
	質 問 箱 件 数		196	254	324	247	409
	アンケートシステム		5,552	6,029	7,272	6560	6,820
回答率	1 次 回 答 数		30,043	28,980	37,853	45,386	40,834
	1 次 回 答 対 象 件 数		30,435	29,371	38,238	45,706	41,082
	回 答 率（%）		98.71	98.67	98.99	99.30	99.40

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成28年度)

	問 合 せ 内 容	問合せ数	担当課
1	【震災】平成28年熊本地震	2,963	危機管理防災総室
2	【相談予約】特別相談の予約受付	2,342	広聴課
3	【イベント申込】【集団検診】7月植木集団検診の申込み	1,944	健康づくり推進課
4	【健診】高齢者健診の受診券の申込み	1,671	国保年金課
5	(熊本地震：被災)住家の「り災(罹災)証明」発行	1,655	健康福祉政策課
6	【イベント申込】【集団検診】9月城南集団検診の申込み	1,519	健康づくり推進課
7	【健診】特定健診の受診券の申込み	1,498	国保年金課
8	(熊本地震：ごみ)熊本地震により発生した災害ごみについて	1,380	廃棄物計画課
9	災害で被災したら、どのような援助が受けられますか	986	危機管理防災総室
10	社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要およびスケジュール	966	社会保障・税番号制度推進室

※問合せ数上位10件を掲載

FAQアクセス数

F A Q 件 名	アクセス数
介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者とはどう違うのですか？	84,514
災害で被災したら、どのような援助が受けられますか	62,296
家庭ごみの分別方法を知りたい。	26,682
断水の予定を知りたい。	25,366
火災で被災した場合の「り災(罹災)証明書」は、どちらで発行してもらえますか	22,224
道路上で犬または猫が死んでいます。	19,945
<法律>無料で弁護士に相談できると聞いたのですが？	19,901
阿蘇くまもと空港から熊本駅まではどのくらいで行けますか？	19,289
災害や火災の情報を入手する方法(概要)	19,167
熊本城復元整備募金 新「一口城主制度」について	18,014

※アクセス数上位10件を掲載

ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	24	25	26	27	28
件数(件)	285	248	268	267	282

エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	24	25	26	27	28
件数(件)	815	498	557	747	1,000

オ 市政アンケート調査

無作為に抽出した5,000人の市民に対して、市民生活の重要な課題への対応や施策の立案などのアンケート調査を実施し、市政運営の参考とする。

年度	区分	項目名	回答率(%)
28	1回目	① 防災に関するアンケート ② 市民病院の再建に向けた施設整備基本計画策定にかかるアンケート	48.8
	2回目	① 自治基本条例に基づく市民参画・協働について ② 「区役所の機能」と「区のまちづくり」について ③ 人権尊重社会の実現について	42.6
	3回目	① 市民公益活動について ② 広域道路網の整備について ③ 公園のあり方について	40.4

カ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
27	住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	個人住民税に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	国民年金に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）	0件（0人）
	熊本市個人情報保護条例の一部改正の考え方（素案）	0件（0人）
	熊本市立地適正化計画（素案）	13件（7人）
	熊本市総合計画（素案）	108件（22人）
	熊本市教育大綱（素案）	4件（1人）
	熊本市生物多様性地域戦略（仮称）（素案）	34件（5人）
	障がい者に対する合理的配慮に関する指針（素案）	1件（1人）
	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の考え方	0件（0人）
	長期未整備都市計画公園見直しガイドライン（素案）	13件（9人）
	熊本市地域公共交通網形成計画（素案）	16件（7人）
	熊本市人口ビジョン（素案）	0件（0人）
熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（素案）	58件（4人）	
28	まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針（素案）	0件（0人）
	まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針（素案修正版）	14件（3人）
	熊本市震災復興計画（素案）	100件（14人）
	「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）	45件（5人）
	熊本市消費者教育推進計画（素案）	8件（2人）
	熊本市女性の職業生活における活躍推進計画（素案）	0件（0人）
	第10次熊本市交通安全計画（素案）	1件（1人）
	熊本市公共施設等総合管理計画（素案）	10件（4人）

市民

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				24	25	26	27	28
法律相談	月・水・金 13：00～16：00	弁 護 士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,194	999	1,012	994	855
税務相談	第1・3月 13：00～16：00	税 理 士	所得税・相続税贈与税など	146	158	199	204	170
相続・登記相談	木 13：00～16：00	司 法 書 士	相続・土地・建物登記など	436	598	729	619	448
民事介入暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	22	16	15	6	5

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

3 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤(インフラ)であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

(1) 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。)」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

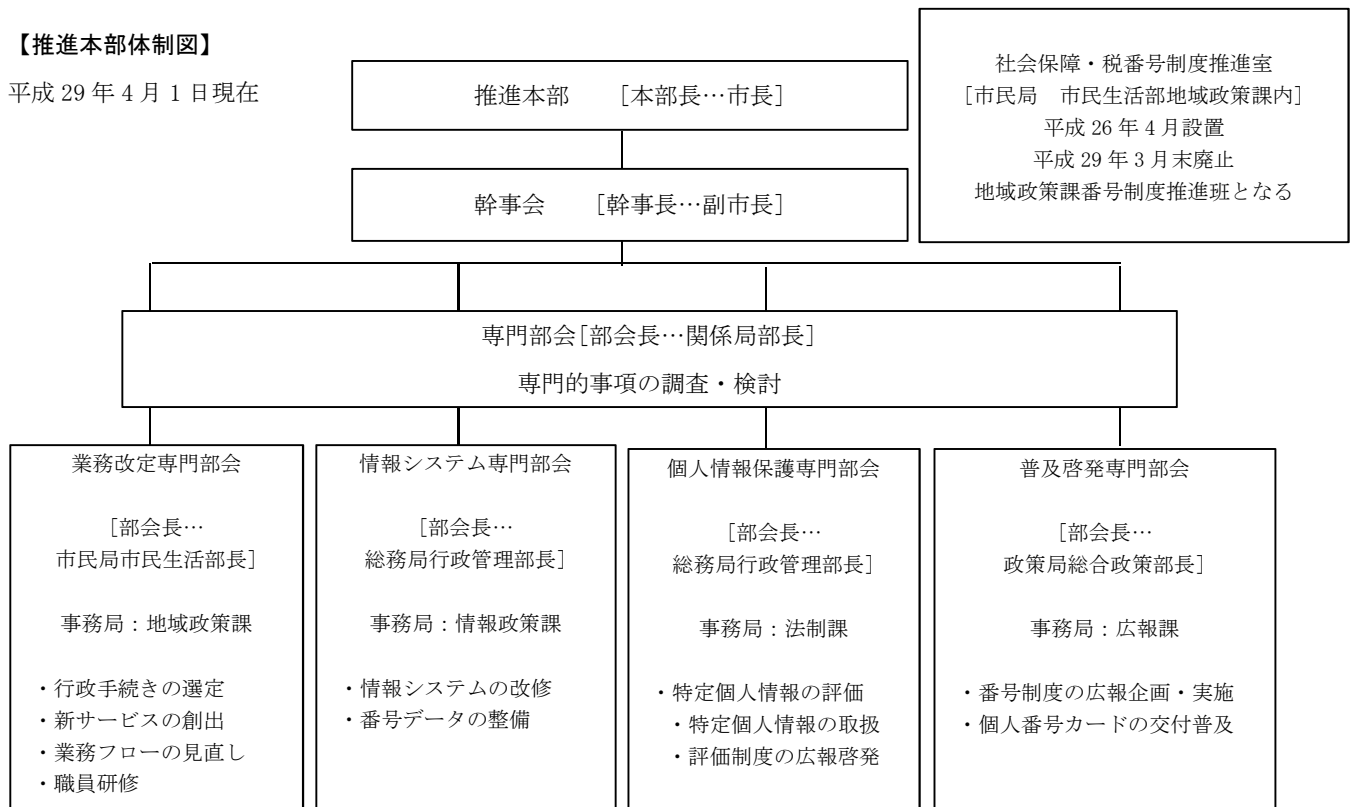
イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

【推進本部体制図】

平成 29 年 4 月 1 日現在



市民

(2) 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 38 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1)本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2)本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3)その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA: Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる

「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

オ マイナンバーコールセンターの開設

マイナンバー制度への市民からの問合せに応答するために、市独自のコールセンターを設置した。

運用開始時期	平成27年9月
設置期間	平成27年9月より平成28年11月まで

カ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書

4 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等に関する事前相談を実施

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立・定款変更認証や各種届けに関する受付窓口

キ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

ク 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、人材育成セミナーなどを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	24	25	26	27	28
件数	58,958	64,571	61,110	61,981	27,827

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。ボランティア活動保険登録団体数

年度	24	25	26	27	28
件数	2,142	2,207	2,331	2,223	2,143

（3）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。また、必要に応じ特定非営利活動促進法に関する説明会等を開催している。

（4）条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成27年4月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（5）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

5 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内17箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 29. 5. 13 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	138	138	167	232	918

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 26, 242灯 (平28.4.1現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1, 200円
	20ワットまで	1, 400円
	40ワットまで	1, 800円
	40ワットを超える	2, 000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6, 000円 (6, 000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況（92校区4地区）

（平29.4.1現在）

中央区（19/19校区）

校区名	校区名
1 出水校区	1 1 五福校区
2 出水南校区	1 2 白川校区
3 一新校区	1 3 城東校区
4 大江校区	1 4 砂取校区
5 帯山校区	1 5 碩台校区
6 帯山西校区	1 6 託麻原校区
7 黒髪校区	1 7 白山校区
8 慶徳校区	1 8 春竹校区
9 向山校区	1 9 本荘校区
10 壺川校区	

東区（18/18校区）

校区名	校区名
1 秋津校区	1 0 託麻西校区
2 泉ヶ丘校区	1 1 託麻東校区
3 画図校区	1 2 託麻南校区
4 尾ノ上校区	1 3 月出校区
5 健軍校区	1 4 長嶺校区
6 健軍東校区	1 5 西原校区
7 桜木校区	1 6 東町校区
8 桜木東校区	1 7 山ノ内校
9 託麻北校区	1 8 若葉校区

西区（16/16校区3地区）

校区名	校区名
1 池田校区	9 高橋校区
2 池上校区	1 0 中島校区
3 小島校区	1 1 花園校区
4 春日校区	1 2 古町校区
5 河内校区	1 3 松尾北地区
6 城山校区	1 4 松尾西地区
7 城西校区	1 5 松尾東地区
8 白坪校区	1 6 芳野校区

南区（21/21校区）

校区名	校区名
1 飽田西校区	1 2 田迎南校区
2 飽田東校区	1 3 富合校区
3 飽田南校区	1 4 豊田校区
4 奥古閑校区	1 5 中緑校区
5 川口校区	1 6 日吉校区
6 川尻校区	1 7 日吉東校区
7 隈庄校区	1 8 御幸校区
8 城南校区	1 9 力合校区
9 杉上校区	2 0 田迎西校区
10 銭塘校区	2 1 力合西校区
11 田迎校区	

北区（22/21校区1地区）

校区名	校区名
1 麻生田校区	1 2 龍田西校区
2 植木校区	1 3 田原校区
3 川上校区	1 4 大和地区
4 楠校区	1 5 西里校区
5 桜井校区	1 6 楡木校区
6 山東校区	1 7 菱形校区
7 清水校区	1 8 北部東校区
8 城北校区	1 9 武蔵校区
9 高平台校区	2 0 山本校区
10 田底校区	2 1 弓削校区
11 龍田校区	2 2 吉松校区

市民

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

（開設済数 平成29.4.1現在）

開設年度 (平成)	地域コミュニティセンター名						箇所数	
4	楠	城南	春竹	出水			4	73
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳		5	
7	帯山	城山	北部東				3	
8	小島	松尾西	庄口	向山			4	
9	砂取	一新					2	
10	田迎西	清水					2	
11	龍田	日吉					2	
12	黒髪	武蔵					2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田		5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上		5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西		5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木		5	
18	若葉	河内	本荘				3	
19	託麻東						1	
20	月出	城西	古町	春日			4	
21	花園						1	
22	川上	飽田					2	
23	白坪	長嶺					2	
24	託麻西						1	
25	菱形						1	
26	豊田	吉松	植木	山東			4	
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井	田原 田底 山本	8	
28	隈庄	白川					2	

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成29年4月1日現在、626館の地域公民館組織が結成されている。

中央区	中央地区・・・10館	大江地区・・・23館		
東区	東部地区・・・39館	託麻地区・・・50館	秋津地区・・・15館	
西区	西部地区・・・58館	花園地区・・・22館	河内地区・・・31館	
南区	南部地区・・・29館	幸田地区・・・22館	飽田地区・・・15館	天明地区・・・32館
	富合地区・・・23館	城南地区・・・42館		
北区	龍田地区・・・20館	清水地区・・・21館	北部地区・・・55館	植木地区・・・119館

建設・営繕・運営費及び借家料補助

・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館

・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、営繕費、運営費、借家料

・補助金額

建設費：建設費の2分の1を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

なお、熊本地震により被害を受けた地域公民館については、建設費の4分の3を補助、ただし補助金の額は最高1,125万円とする

営繕費：営繕費の2分の1を補助、ただし補助金の額は最高60万円とする

なお、熊本地震により被害を受けた地域公民館については、営繕費の4分の3を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の3分の1を補助、ただし、補助金の額は、年間15万円以内とする

6 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策（生活安全課）

概要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

(1) 安全安心パトロール

ア 防犯パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、本市において、市民や観光客等が犯罪に遭わないこと、犯罪を発生させないことを目指し、繁華街等安全安心パトロールを繁華街アーケードを中心に実施。本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし平成22年度から実施。

平成25年度に繁華街安全安心パトロール事業と路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業を業務提携させた。

なお、路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（ごみ減量推進課所管）が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

(ア) 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

(イ) ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

(ロ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止

(ハ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

(ニ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止

(ホ) 違法と認められる客引き行為の禁止

(ヘ) 違法と認められる金融業者の宣伝行為の禁止

(ト) 違法と認められる落書きの禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000円

② 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

(ア) 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止－違反者に罰則あり）

(イ) 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり）

(ロ) 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

(ハ) 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員3名（熊本県警察OB）

③ 事業費

平成29年度予算 7,200千円

(2) 違法駐車防止対策（平成29年度は休止）

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車等の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他4路線1,900m（平成5年4月1日指定）

(3) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和58年から、交通安全教育専門員（3人（平成28年度から2人））を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、facebook、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（毎月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(4) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、専門相談員1名が相談を受け対応している。

交通事故相談件数

年度 区分	24	25	26	27	28
被害者	280	233	269	282	285
加害者	68	58	82	81	63
合計	348	291	351	363	348

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

項 目		年 度				
		24	25	26	27	28
収	寄 付 金	643,740	435,806	792,193	716,556	390,933
	運 用 利 益	510,147	505,278	277,217	264,114	180,930
支	援 助 金 ほ か	△1,633,790	△1,195,256	△1,487,991	△1,463,556	△440,447
	差引(積立または取り崩し)	△479,903	△254,172	△418,581	△482,886	△1,012,310
基 金 残 高		83,521,202	83,702,836	84,076,448	84,300,118	83,678,741

7 消費者行政(消費者センター)

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービスの契約、販売方法、多重債務等に関する相談に対応するための相談体制の充実強化を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

相談件数

年 度	23	24	25	26	27	28
総件数	4,814	5,211	6,310	6,371	6,290	7,182

相談内容別件数

内 容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約(解約)	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合 計
件数	258	629	164	1,197	2	193	2,201	5,094	1,027	4	33	5	21	156	10,984

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対称に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を作成し、市内全校に配布

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、毎年5月30日を「消費者の日」、5月を「消費者月間」と定め、講演会等の記念事業を行う。

(3) 情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品・サービスの知識、消費生活に関する知識の普及のための情報を収集し、提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの貸出による情報提供を行う。

(4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

8 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年	4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年	4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年	4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年	4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年	4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年	9月	「DV防止連絡会議」「DV市内防止ネットワーク会議」設置
平成14年	6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年	4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年	5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年	4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年	3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年	4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年	11月	「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年	4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行
平成26年	10月	「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始
平成28年	4月	「市民協働課男女共生推進室」から「男女共同参画課」へ組織改編
平成29年	3月	「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画」策定

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年2回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数142人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

(2) 男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成26年度：28.8% 平成27年度：29.1% 平成28年度：29.1%
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数202人）
- 働く女性のキャリア形成支援や企業等における女性人材の活躍を推進するため、セミナー等を開催
- 家庭や地域、職場、心の問題等さまざまな問題に対して、自己選択や自己決定により解決できるよう支援を行うことを目的とした総合相談室を運営

総合相談室

年 度	24	25	26	27	28
相談件数	2,748	2,904	2,343	2,243	1,943

(3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号
構造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）
面積	敷地面積 6,665㎡ 延床面積 5,376㎡
工期	平成元年1月～平成2年3月
開館	平成2年4月7日
建設費	2,280,000千円
主要施設	4階 会議室、研修室A・B・C、和室 3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ 2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、相談室、ギャラリー 1階 メインホール（372人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター（熊本）、幼児室、事務室、 その他 駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台、第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台） 駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和議室等 (14室)
	集式 会 ・ 大会 典	音楽 会 ・ 演奏 会	歌謡 シ ョー ・ 浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	合 計	集式 会 ・ 大会 典	音楽 会 ・ 演奏 会	歌謡 シ ョー ・ 浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	
24	10	132	18	27	4	9	200	6	63	16	5	4	34	128	3,040
25	11	109	16	21	5	38	200	4	50	14	14	13	60	155	3,033
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165	3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計
24	40	10	95	55	200	20	10	57	41	128
25	32	18	142	8	200	18	4	112	11	145
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151
28	0	1	5	1	7	3	21	171	19	214

市民

9 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画第一章「互いに認め支えあいだれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

(1) 沿 革

昭和40年	8月	同和対策審議会答申
44年	7月	同和対策事業特別措置法の施行
50年	12月	市民局に同和対策室を設置
51年	5月	隣保館を設置
52年	6月	西原公園児童館を設置
62年	12月	熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成5年	1月	熊本市雇用開発協議会を設置
11年	6月	人権教育のための国連10年推進本部を設置
12年	5月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
12年	12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
13年	4月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
15年	8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
21年	3月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
22年	3月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
24年	3月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
26年	7月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
27年	4月	組織改編により市民局に人権推進総室を設置
29年	4月	組織改編によりふれあい文化センター及び植木ふれあい文化センターを「室」とする。

(2) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

(3) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成29年4月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正をおこない、専門部会として人権施策推進部会をおき、さらに各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備をおこない、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

(4) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 中央区本荘4丁目6番6号
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和51年5月1日
 構造 鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）
 敷地面積 1,015.38㎡ 建物面積 延1,849.43㎡ 駐車場面積 411.94㎡
 用地費 69,623千円
 工事費 新築（昭和50年度）82,495千円
 改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設）
 増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
 主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 3階 ホール（機能回復訓練用）

利用者

区 分	年 度				
	24	25	26	27	28
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	14,815	15,066	15,614	15,557	14,091
貸し館利用者数	9,930	10,172	13,374	13,309	9,555
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	12,437	10,883	11,428	10,312	9,322

(5) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 北区植木町宮原912番地
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和55年8月1日
 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建
 敷地面積 3022.82㎡ 建物面積 延774.40㎡ 駐車場面積 369.20㎡
 工事費 新築（昭和55年度）85,200千円
 増築（平成3年度）29,333千円
 主な施設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室
 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）

利用者

区 分	年 度				
	24	25	26	27	28
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等）	10,692	6,467	7,921	7,291	5,604
館外（運動場）利用者数（グラウンドゴルフ利用者 等）	1,694	102	1,443	963	364

10 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

本市においても「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定した。本指針において、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

(1) 施策の展開

<生涯学習ネットワークの構築>

ア 学習情報の収集と提供

- ・学習情報の収集・提供体制の整備・充実
- ・学習相談体制の整備充実
- ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実

イ 関係機関との連携

- ・生涯学習関係機関・団体・事業者等との連携
- ・庁内関係部署との連携強化

<学習機会の充実>

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

- ・乳幼児期における学習の充実
- ・学童期(小学生)における学習の充実
- ・思春期(中高生)における学習の充実
- ・成年期における学習の充実
- ・高齢期における学習の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・家庭教育力の向上
- ・地域教育力の向上
- ・現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

<学習成果を生かす環境づくり>

ア 学習成果を生かす場の創出

- ・学校を中心とした場の創出
- ・地域を中心とした場の創出

イ 人材の活用

- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
- ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

(2) 公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要

名称	中央公民館	河内公民館
所在地	中央区草葉町5番1号	西区河内町船津791番地
開設年月日	昭和26年4月1日 (昭和43年4月1日新築移転)	平成15年4月1日 (平成20年4月1日移転)
構造	鉄筋コンクリート地下1階地上5階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	解体 平成29年3月	18,496㎡
建物面積		1,475㎡
名称	北部公民館西里分館	北部公民館北部東分館
所在地	北区下硯川町1798番地	北区鶴羽田2丁目13番9号
開設年月日	平成3年4月1日	平成3年4月1日
構造	鉄筋コンクリート平屋建	木造平屋建
敷地面積	3,584.39㎡	-
建物面積	715.64㎡	13.24㎡

- ※ 西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田の各公民館の施設は、西区役所・各総合出張所・各出張所の施設と併設。また、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設は、区役所等所管ホールと併設。なお、併設施設の概要は、区政関係の概況に記載。
- ※ 北部東分館については、事務室のみ。本館については、健康福祉子ども関係の勤労青少年ホームに記載。地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載。
- ※ 中央公民館については、熊本地震により倒壊の危険性から解体を完了し、新築復旧に伴う基本実施設計を策定中。

平成28年度 市立公民館学習活動在籍状況

			中央区			東区			西区			南区						北区				合計	
			中央	大江	五福	東部	託麻	秋津	西部	花園	河内	南部	幸田	飽田	天明	富合	城南	龍田	清水	北部	植木		
主催事業	主催講座	講座数	54	45	36	77	101	58	65	84	57	136	60	32	29	55	39	39	111	193	38	1,309	
		在籍者数	797	1,302	1,380	2,379	2,229	1,877	1,670	1,962	3,552	5,390	3,704	1,381	443	1,456	963	1,816	2,125	3,631	1,940	39,997	
	家庭教育学級	学級数	4	7	4	10	9	5	5	3	2	3	5	4	5	2	0	4	4	4	0	80	
		在籍者数	86	146	75	254	108	69	117	53	109	72	92	130	144	25	0	61	69	36	0	1,646	
	教養講演会	講演会数	5	3	1	1	6	4	4	3	5	5	4	4	4	5	7	4	4	6	1	76	
		参加者数	383	267	75	29	637	643	275	178	224	356	508	275	225	336	638	336	444	290	24	6,143	
	合計	講座数	63	55	41	88	116	67	74	90	64	144	69	40	38	62	46	47	119	203	39	1,465	
		在籍者数	1,266	1,715	1,530	2,662	2,974	2,589	2,062	2,193	3,885	5,818	4,304	1,786	812	1,817	1,601	2,213	2,638	3,957	1,964	47,786	
	自主講座	合計	講座数	62	61	60	83	67	52	51	49	12	46	59	28	26	25	0	54	62	97	30	924
			在籍者数	1,774	1,289	1,111	2,117	1,288	1,210	945	849	150	813	1,263	347	323	326	0	1,138	1,487	1,325	436	18,191
総合計	講座数	講座数	125	116	101	171	183	119	125	139	76	190	128	68	64	87	46	101	181	300	69	2,389	
		在籍者数	3,040	3,004	2,641	4,779	4,262	3,799	3,007	3,042	4,035	6,631	5,567	2,133	1,135	2,143	1,601	3,351	4,125	5,282	2,400	65,977	
	在籍者数	講座数	342			473			340			583						651				2,389	
		在籍者数	8,685			12,840			10,084			19,210						15,158				65,977	

(3) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

イ 子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館12館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

(4) 青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

- 主な事業
- ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会
 - ・子ども・若者育成支援強調月間
 - ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
 - ・熊本市青少年健全育成大会
 - ・研修会
 - ・家庭・地域の教育力の向上
 - ・青少協活動の地域への浸透

イ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、89小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）14個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

(5) 青少年指導者養成

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

名称	内容	対象	開催期間	受講者数（人）	場所	備考
レクリエーション指導者セミナー	青少年指導者に必要とされる知識やスキルについての講義	市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者	平成28年度は、地震の影響により未実施。	—	未実施	

(6) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成29年成人式

開催日 平成29年1月9日

場 所 アクアドームくまもと

対象者 7,482人

1 1 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、その他制度を運営する事務局員3名の8名体制で運用を行っている。

（6）苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立では書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成28年度の運用状況

平成28年度は、66件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分4件と合わせて70件の苦情を処理した。

① 苦情申立て受付状況

(平成24年度～平成28年度)

(単位：件)

年度	24	25	26	27	28
受付件数	99	67	55	50	66

② 行政組織別受付状況

(平成28年度受付分)

(単位：件・%)

組織	件数	構成比
都市建設局	21 (3)	31.8
区役所	9 (3)	13.7
教育委員会	6	9.1
財政局	5	7.6
政策局	4 (3)	6.0
健康福祉局	4	6.0
経済観光局	4 (3)	6.0
総務局	3	4.6

組織	件数	構成比
市民局	3	4.6
環境局	3 (2)	4.6
交通局	1	1.5
上下水道局	1	1.5
人事委員会	1	1.5
農業委員会	1	1.5
合計	66 (14)	100.0

③ 苦情処理の状況

(平成27年度継続調査分を含めた平成28年度受付分)

(単位：件・%)

区分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	41 (8)	58.6
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	10 (3)	14.3
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	8 (2)	11.4
(3) 市の業務に不備がなかったもの	23 (3)	32.9
2 調査対象とならなかったもの	7 (1)	10.0
(1) 管轄外のもの	2 (0)	2.9
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	5 (1)	7.1
3 調査を中止したもの	3 (1)	4.3
4 取り下げられたもの	8 (3)	11.4
5 継続調査中のもの	11 (1)	15.7
合計	70 (14)	100.0

() 内は熊本地震関連の申立て 計14件

健康福祉子ども

1	健康づくりの推進	159
2	健康福祉サービス体制	163
3	社会保障制度	171
4	高齢者福祉	182
5	障がい者福祉	195
6	子ども育成	209
7	生活衛生	235

1 健康づくりの推進

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いである。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されている。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増している。

そこで、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」に基づき、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、今後、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めていく。

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加している。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化している。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければならない。

そこで、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

ア 食育の推進

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
子どもの食育推進ネットワーク 全体研修会参加者延べ数	466	484	404	388	172

イ 地区組織活動の支援

(単位 回)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
食生活改善推進員研修会	60	57	58	58	46
すこやか食生活改善講習会	92	93	94	94	82

ウ 食生活改善推進員の養成

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
修了者	78	92	85	70	54

(2) 歯と口腔の健康づくりの推進

乳幼児期からのむし歯予防事業や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図る。また、8020(ハチマルニイマル)推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努める。

ア 妊娠歯科健診受診状況

(単位 %)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
妊娠歯科健診受診率	63.7	60.4	61.6	61.0	60.9

イ 3歳児のむし歯の状況

(単位 %)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
3歳児でむし歯のない者	72.9	73.7	75.0	74.4	75.9

ウ フッ化物洗口を実施する認可保育園・幼稚園等の状況

(単位 %)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
フッ化物洗口を実施する保育園等	47.6	48.1	46.7	47.2	46.1

エ 8020推進員の育成

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
8020推進員の育成(累計)	638	698	771	828	863

(3) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア 健康手帳の交付

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
40～74歳	1,686	1,830	1,569	1,109	947
75歳以上	356	611	443	435	391
計	2,042	2,441	2,012	1,544	1,338

※40歳以上の市民で希望する者に交付。

イ 健康教育

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
開催回数(回)	513	735	697	646	496
延人員(人)	12,072	16,949	12,848	11,561	7,473

※平成18年度から対象年齢を変更(40歳以上を40歳から64歳まで)

ウ 健康相談

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
開催回数(回)	572	589	590	546	436
延人員(人)	6,446	7,475	13,464	11,094	5,396

※平成18年度から対象年齢を変更(40歳以上を40歳から64歳まで)

エ 訪問指導

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
実人員	332	365	222	160	535
延人員	400	420	242	199	570

※平成18年度から対象年齢を変更(40歳以上を40歳から64歳まで)

(4) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
健康増進法に基づく特定健康診査	210	810	785	751	545
肺がん検診	22,861	22,579	22,443	22,679	20,000
胃がん検診	10,556	10,107	9,904	9,477	8,658
大腸がん検診	22,670	22,467	22,194	22,512	18,108
乳がん検診	12,036	11,837	14,183	11,491	9,287
子宮頸がん検診	注1) 19,017	注2) 18,678	注3) 23,530	注4) 16,973	注5) 13,095

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1)、注2)、注3)、注4)及び注5)には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、3,672人、3,525人、3,606人、3,571人及び2,602人を含む。

(5) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

(単位 人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
新規人工透析者数	266	260	251	228	165

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

(6) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分	24	25	26	27	28
結核一般住民検診	15,406	15,285	15,608	16,227	14,634
ツベルクリン反応検査(乳幼児)	-	-	-	-	-
BCG接種(乳幼児)	6,881	6,962	6,899	6,871	6,732
管理検診	353	345	318	340	348
接触者検診	1,397	1,450	1,635	1,378	1,157

イ 患者管理

(単位 人)

区分	24	25	26	27	28
結核患者登録数	269	235	220	241	未確定
新登録患者数	115	96	98	125	未確定
結核患者訪問指導	318	309	431	356	244
新登録患者中の入院勧告患者数	53	42	47	50	32

(7) 感染症対策事業（感染症対策課）

ア エイズ相談及びHIV抗体検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

区分	24	25	26	27	28
相談	1,491	1,786	1,658	1,421	862
検査	1,415	1,657	1,571	1,375	828

イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

区分	24	25	26	27	28	
保健所	B型肝炎(HBs抗原)検査	52	56	49	53	17
	C型肝炎(HCV抗体)検査	46	57	48	53	17
医療機関	B型肝炎(HBs抗原)検査	4,918	4,023	3,863	4,484	2,381
	C型肝炎(HCV抗体)検査	4,955	4,048	3,910	4,505	2,388

(8) 予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

予防接種の状況

(単位 件)

区分	年度	24	25	26	27	28
四種混合		7,214	22,604	27,074	27,576	27,394
三種混合		22,583	6,476			
二種混合		5,784	5,810	5,502	5,599	5,507
ポリオ(生ワクチン)		5,102				
ポリオ(不活化ワクチン)		27,151	13,123	7,406	2,677	1,401
インフルエンザ		97,445	102,549	101,905	98,860	100,091
日本脳炎		27,859	23,893	30,245	26,147	38,408
麻疹風疹混合		26,792	13,336	13,394	13,359	12,888
子宮頸がん		8,367	1,227	103	83	68
ヒブ		29,166	30,405	28,340	27,478	27,053
小児用肺炎球菌		30,807	28,926	28,312	27,836	27,137
水痘				12,864	13,514	11,904
B型肝炎						11,056
成人用肺炎球菌				16,954	13,902	15,792

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌は、任意接種に対する助成事業として平成23年2月から実施、平成25年度からは法定接種となった。

ポリオは、平成24年9月から生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えとなった。

平成24年11月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。

三種混合ワクチン販売中止により、平成26年度から四種混合と合わせて集計している。

平成26年10月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が、法定接種となった。

平成28年10月から、B型肝炎の予防接種が、法定接種となった。

健
福

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 各区役所

区分	名称	本庁等	熊本市保健所	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
医師		4人	1人	0人	1人	1人	1人	1人
保健師		26人	2人	25人	25人	17人	21人	22人
管内世帯数		—	—	92,119世帯	83,444世帯	42,120世帯	53,150世帯	62,449世帯
管内人口		—	—	176,886人	188,283人	91,987人	129,512人	144,040人

(注) 1 管内世帯数、管内人数、医師、保健師数は平成29年4月1日

2 本市初のPFI方式により整備した熊本市総合保健福祉センター(愛称: ウェルパルクまもと)は、4階に熊本市保健所、3階に健康づくり推進課・精神保健福祉室・こころの健康センター・ひきこもり支援センター、2階に子ども発達支援センター・発達障がい者支援センター・子ども・若者総合相談センター、1階に市民活動支援センター・あいぼーと等の機能を有する複合施設

(2) 保健福祉情報ネットワークの活用(健康福祉政策課)

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう努める。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化を図るため保健福祉情報システムを活用していく。

(3) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 救急医療体制整備の経緯

昭和51年12月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関)
昭和52年7月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
昭和53年	病院群輪番制による二次救急医療業務開始
昭和56年11月	熊本市医師会（休日・夜間急患センター）に一次救急医療業務を委託（小児科・内科） 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和57年4月	休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始
昭和58年4月	休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充（小児科・内科・外科）
昭和63年4月	休日昼間の一次救急業務を開始
平成2年4月	熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託
平成14年8月	熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併)
平成17年4月	病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の3市7町 (平成22年3月より、合併のため3市5町)で事業継続のための協定を締結 (税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの)
平成20年10月	富合町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業（富合町分）を継承
平成22年4月	城南町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業（城南町分）を継承 植木町との合併により、鹿本郡市医師会に委託している在宅当番医制事業（植木町分）を継承 植木町との合併により、病院群輪番制による二次救急医療業務について、鹿本救急医療圏の2市（熊本市は植木地区）での協定を継続
平成27年4月	植木地区が、鹿本救急医療圏から熊本中央救急医療圏に編入されたことにより、鹿本救急医療圏の病院群輪番制病院運営事業負担金に関する協定を廃止

イ 一次救急医療業務（年末年始を除く）

① 休日・夜間急患センター

	熊本市医師会熊本地域医療センター	休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間（午後6時から翌午前8時まで） 休日昼間（午前8時から午後6時まで） (平成21年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強)	休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）

② 在宅当番医制

・熊本市医師会委託

診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)
(平成22年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(1)増強)
(平成28年度は、熊本地震により、初期救急を充実させるため、平成28年4月29日～5月8日の6日間に小児科を(2)増強、平成28年10月～12月の祝日4日間に小児科を(1)増強)

・下益城郡医師会委託 富合・城南地区(1)

・鹿本医師会委託 植木地区(1～2)

()内は、1日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌午前0時まで）及び休日（午前0時から翌午前0時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後6時から翌午前0時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 一次救急医療業務実績

区分		年度					
		24	25	26	27	28	
休日 夜間 急患 センター	地域医療センター	小児科(人)	17,432	16,722	15,690	16,547	15,846
		内科(人)	11,292	10,660	9,873	9,764	10,747
		外科(人)	2,851	2,382	1,924	2,056	2,177
		計(人)	31,575	29,764	27,487	28,367	28,770
	二次医療搬送(再掲)	1,179	1,152	1,370	1,419	1,261	
	熊本赤十字病院	患者総数(人)	4,593	5,448	5,173	5,145	4,970
在宅当番医制(人)		35,266	37,352	38,268	38,039	40,025	
(実施医療機関延数)		(925)	(910)	(925)	(904)	(930)	
救急調剤(件)		20,840	19,881	18,793	18,819	19,243	
休日夜間歯科診療(人)		161	158	95	105	121	
委託料(千円)		177,307	177,199	182,524	182,951	182,903	

ウ 一次救急医療業務（年末年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

① 休日・夜間急患センター

・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目 小児科・内科・外科

② 在宅当番医制（熊本市医師会委託）

診療科目 内科系(4～7)、外科系(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1)、泌尿器科(1)、
小児科(3～4)（小児科・泌尿器科は午前9時～午後5時）

()内は、1日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

⑤ 年末年始診療実績

区分		年度				
		24	25	26	27	28
診療実日数(日)		5	5	5	5	5
急患 センター	小児科(人)	671	670	891	570	598
	内科(人)	653	702	1,078	503	779
	外科(人)	198	101	90	81	99
在宅当番医(人)		5,025	5,964	8,008	4,207	5,839
救急調剤(件)		1,428	1,448	2,027	1,068	1,394
歯科在宅当番医(人)		429	490	486	340	448
委託料(千円)		18,298	18,298	19,145	18,936	18,550

エ 二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院（平成28年5月～輪番制休止））の輪番制により実施。

（4）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員3名（保健師、看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

		(単位 件)					
相談区分	年度	24	25	26	27	28	調査確認等 実施件数 (再掲)
相談・問合せ		1,154	1,239	1,274	1,716	1,376	3
苦情相談		575	489	524	383	392	51
その他		86	120	95	—	—	—
合計		1,815	1,848	1,893	2,099	1,768	54

（5）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年7月30日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等7団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編） 平成16年4月1日

・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

		(単位 人)				
項目	年度	24	25	26	27	28
目標者数		14,875	14,896	14,677	14,308	13,442
献血者数		11,994	12,009	11,680	11,653	9,931

（6）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

(審議会の構成)

- ・全体会
調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
- ・身体障害者福祉専門分科会
身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。
- ・身体障害者福祉専門分科会審査部会
- ・熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
- ・高齢者福祉専門分科会
高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。
- ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設整備等及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
- ・民生委員審査専門分科会
民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
- ・児童福祉専門分科会
児童福祉に関する事項の調査審議を行う。また、審査部会においては、児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。
- ・児童福祉専門分科会審査部会
- ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ 在宅福祉センター

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	1,601.00㎡	1,394.69㎡
延床面積	779.40㎡	801.70㎡
開館時間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	休養室 談話室 和室	休養室 談話室 和室
	多目的ホール 相談室	多目的ホール 相談室

(7) 民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1,452人、現員1,380人）

（平29.4.1現在）

性別（人）\地区	中央区	東区	西区	南区	北区	計
男	66	69	44	67	74	320
女	319	239	162	175	165	1,060
計	385	308	206	242	239	1,380

（主任児童委員141名を含む）

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- | | |
|---|---------------------------------|
| { | 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、 |
| | 校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、 |
| | 前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表 |

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 運営費補助金等（平成28年度分）

- ・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金 年額 7,587千円
- ・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金 年額 9,620千円（130千円×74団体）
- ・民生委員活動費（費用弁償） 年額 110千円／人
- ・民生委員活動費（費用弁償会長加算分） 年額 11,840円／人

(8) 社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢介護福祉課）

ア 主な福祉団体

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷愛一	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島喜義	南区平成1丁目10-8 熊本市健康センター 平成分室2F	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
熊本市民生委員児童委員協議会	野口 勲	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉連合会	濱田フクヨ	南区平成1丁目10-8	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	山田正	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室1F	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	村上國夫	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	吉田 精華	中央区大江3丁目1番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本BBS会	河内田晃子	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	多門文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	甲斐國英	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤美信	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

健
福

(9) 指導監査事業（指導監査課）

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

平成28年度 社会福祉法人 177法人 うち実施数 150法人

平成28年度 社会福祉施設 298施設 うち実施数 298施設

① 児童福祉施設 209施設

（保育所138、幼保連携型認定こども園43、母子生活支援施設2、乳児院2、児童養護施設4、障がい児施設7、児童厚生施設13
（児童館12※、児童遊園1）

※子ども支援課実施の公立児童館11を含む）

② 老人福祉施設 73施設

（特別養護老人ホーム32、地域密着型特別養護老人ホーム16、養護老人ホーム7、軽費老人ホーム（A型を含む）18）

③ 障がい者支援施設 14施設

④ 保護施設 1施設（救護施設1）

⑤ 社会事業授産施設 1施設

イ 介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成28年度 介護老人保健施設 29施設 うち実施数 3施設

(10) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（平成29年度当初予算） 996,600千円

（平成28年度予算繰越） 1,127,541千円

（平成29年度対象施設数） 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計14カ所

(11) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課、子ども支援課）

ア 目的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（平29.4.1現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員 7人

エ 利用状況（平成28年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談 919 件

・女性のための相談

(単位 件)

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	641	経 済 関 係	生活困窮	122
	薬物中毒・酒乱	7		サラ金・借金	3
	離婚問題	205		求職	10
	その他	42		その他	102
子ども	養育困難	1	住居問題		144
	その他子どもの問題	171	医 療 関 係	病気	22
親族	親の暴力	36		精神的問題	37
	その他親族の問題	106		妊娠・出産	15
人間関係	男女問題	17	その他	30	
	家庭不和	25	その他	73	
	その他	64	合計	1,873	

・子どものための相談

(単位 件)

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
97	5	3	0	11	1,323	108	1,547

3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

(1) 介護保険（平成12年度事業開始）（高齢介護福祉課）

ア 対象者

(平29.3.31現在)

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	90,764 人
	75歳以上	91,274 人
	合計	182,038 人
第1号被保険者のいる世帯数		130,588 世帯
40歳以上65歳未満者数		241,283 人

イ 要介護（要支援）認定

- ① 介護認定審査会 委員 253名
 (構成) ・医療関係者 98名
 ・保健関係者 51名
 ・福祉関係者 104名

② 審査件数 29,117件 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

③ 要介護（支援）認定の状況

(平29.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	6,838	5,967	9,241	6,044	4,319	4,286	3,328	40,203
65歳以上75歳未満	958	769	1,048	632	416	446	369	4,638
75歳以上	5,880	5,198	8,373	5,412	3,903	3,840	2,959	35,565
第2号被保険者	102	111	194	146	106	89	93	841
合 計	6,940	6,078	9,615	6,190	4,425	4,375	3,421	41,044

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

(平29.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	4,137	4,361	0	7,301	4,681	2,690	1,950	1,111	26,231
第2号被保険者	57	81	0	143	133	77	53	41	585
合 計	4,194	4,442	0	7,444	4,814	2,767	2,003	1,152	26,816

② 地域密着型サービス受給者

(平29.3.31現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	45	49	0	1,470	1,202	1,033	843	565	5,207
第2号被保険者	0	0	0	22	12	12	9	12	67
合 計	45	49	0	1,492	1,214	1,045	852	577	5,274

③ 施設サービス受給者

(平29.3.31現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
第1号被保険者	1,808	1,954	621	4,383
第2号被保険者	14	26	10	50
合 計	1,822	1,980	631	4,433

エ 保険料

① 平成29年度介護保険料額

(年 額)

段階	対 象 者	保険料の設定方法	保 険 料
1	・生活保護受給者 ・市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者 ・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.45	30,780円
2	・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の者	基準額×0.625	42,756円
3	・市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	基準額×0.75	51,300円
4	・本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	基準額×0.875	59,856円
5	・本人が市民税非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合	基準額×1	68,400円
6	・市民税が課税されている者で合計所得金額が120万円未満の場合	基準額×1.15	78,660円
7	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合	基準額×1.3	88,920円
8	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合	基準額×1.5	102,600円
9	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の場合	基準額×1.65	112,860円
10	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の場合	基準額×1.8	123,120円
11	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が500万円以上600万円未満の場合	基準額×1.9	129,960円
12	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が600万円以上700万円未満の場合	基準額×2.0	136,800円
13	・市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が700万円以上の場合	基準額×2.1	143,640円

健
福

② 保険料賦課収納の状況

(平29.3.31現在)

年度		区分				
		24	25	26	27	28
現年度分	保険料賦課額(円)	9,390,151,330	9,759,851,975	10,161,189,567	11,404,152,545	10,451,147,441
	保険料収納額(円)	9,188,007,967	9,548,309,001	9,947,101,467	11,163,398,316	10,254,884,249
	収 納 率 (%)	97.85	97.83	97.89	97.89	98.12
過年度分	保険料賦課額(円)	377,933,926	433,379,165	492,948,802	518,803,086	564,169,192
	保険料収納額(円)	52,975,317	60,442,110	73,632,765	81,268,321	104,609,078
	収 納 率 (%)	14.02	13.95	14.94	15.66	18.54
計	保険料賦課額(円)	9,768,085,256	10,193,231,140	10,654,138,369	11,922,955,631	11,015,316,633
	保険料収納額(円)	9,240,983,284	9,608,751,111	10,020,734,232	11,244,666,637	10,359,493,327
	収 納 率 (%)	94.60	94.27	94.05	94.31	94.05

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(平 29. 3. 31 現在)

介護サービス 事業所数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項			
		居宅サービス事業所 ・訪問介護 268 事業所 ・訪問看護 768 事業所 ・居宅療養管理指導 1,281 事業所 ・通所リハ 954 事業所 ・認知症通所介護 44 事業所 ・特定福祉用具販売 58 事業所 ・認知症GH 66 事業所 ・短期入所療養 61 事業所 ・特定施設 33 事業所 ・看護小規模多機能 2 事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設事業所 16 事業所 ・地域密着型通所介護 141 事業所 ・訪問入浴 5 事業所 ・訪問リハ 632 事業所 ・通所介護 143 事業所 ・夜間対応型訪問介護 1 事業所 ・福祉用具貸与 58 事業所 ・居宅介護支援 260 事業所 ・短期入所生活 42 事業所 ・小規模多機能 56 事業所 ・地域密着型特定施設 2 事業所 ・定期巡回・随時対応型 3 事業所			

② 施設サービス事業者

(平 29. 3. 31 現在)

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	33	1,784
② 介護老人保健施設	29	2,197
③ 介護療養型医療施設	23	1,018

カ 介護（予防）給付費

(単位 円)

区分		24	25	26	27	28
居宅 サービス	訪問通所系	16,816,833,953	18,380,350,562	19,747,708,078	20,453,235,047	18,961,812,379
	短期入所系	1,322,230,839	1,308,620,774	1,373,949,212	1,359,273,840	1,426,037,916
	その他	4,851,601,124	5,393,807,471	5,879,400,913	6,264,695,304	6,665,351,625
	福祉用具購入	94,729,185	93,909,978	95,960,017	105,070,923	104,821,625
	住宅改修	279,829,181	274,569,864	285,653,443	291,508,547	211,316,913
	小計	23,365,224,282	25,451,258,649	27,382,671,663	28,473,783,661	27,369,340,458
施設 サービス	介護老人福祉施設	5,221,960,057	5,377,258,524	5,448,580,425	5,452,643,604	5,478,259,017
	介護老人保健施設	6,338,650,538	6,294,819,496	6,322,148,377	6,308,606,498	6,492,323,588
	介護療養型医療施設	3,992,071,551	3,549,567,607	3,255,578,151	3,127,407,105	2,937,016,324
	小計	15,552,682,146	15,221,645,627	15,026,306,953	14,888,657,207	14,907,598,929
地域密着型サービス		4,832,528,869	5,437,634,164	6,037,684,620	6,477,353,075	9,091,075,655
計		43,750,435,297	46,110,538,440	48,446,663,236	49,839,793,943	51,368,015,042
高額介護サービス費		904,246,182	954,854,462	991,521,027	1,089,681,869	1,129,563,319
高額医療合算介護サービス費		113,031,893	102,268,949	118,013,073	134,503,733	92,375,178
審査支払手数料		67,864,510	64,504,050	66,459,197	67,503,177	55,466,143
特定入所者介護サービス費		1,493,248,060	1,579,105,528	1,631,821,657	1,685,222,064	1,608,201,048
合計		46,328,825,942	48,811,271,429	51,254,478,190	52,816,704,786	54,253,620,730

キ 地域密着型サービス（平成18年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせ、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護1以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護1以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせ、サービスの提供を行う。	対象 要介護1以上
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対象 要介護1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対象 要介護3以上
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。	対象 要介護1以上

健
福

ク 地域支援事業（平成18年度より実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成29年度より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（1日あたり3時間未満）

② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民主体の介護予防活動の場にはリハビリテーション専門職を派遣する。

③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター 運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険 (昭和34年7月1日事業開始) (国保年金課)

ア 世帯数及び被保険者数

(各年度3月31日現在)

区分	24	25	26	27	28
総世帯数	322,515	325,703	328,601	332,089	333,282
被保険者世帯数	111,219	110,164	108,698	106,314	104,258
加入率(%)	34.48	33.82	33.08	32.01	31.28
総人口	730,915	732,013	732,569	732,780	730,708
被保険者数	192,523	188,789	184,063	177,588	171,937
加入率(%)	26.34	25.79	25.13	24.23	23.53

イ 保険料賦課徴収状況

区分	年度	26			27			28		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額(円)	12,813,140,395	1,495,446,726	3,334,702,572	12,315,620,397	1,431,942,520	3,219,710,069	10,957,065,252	1,239,901,425	3,150,562,699
	収入済額(円)	11,281,167,365	1,293,017,472	2,945,565,560	10,813,164,852	1,230,091,693	2,838,414,348	9,605,664,144	1,066,889,941	2,772,660,243
	収納率(%)	87.85	86.35	88.26	87.80	85.90	88.16	87.67	86.05	88.01
過年度分	調定額(円)	4,932,700,752	659,279,422	1,141,525,910	4,416,603,643	593,558,536	1,039,627,125	4,261,791,878	575,943,750	1,025,267,442
	収入済額(円)	444,103,745	58,335,867	104,598,521	490,482,290	58,385,625	116,650,575	474,569,735	66,891,765	115,124,252
	収納率(%)	8.98	8.84	9.16	11.11	9.84	11.22	11.14	11.61	11.23
計	調定額(円)	17,745,841,147	2,154,726,148	4,476,228,482	16,732,224,040	2,025,501,056	4,259,337,194	15,218,857,130	1,815,845,175	4,175,830,141
	収入済額(円)	11,725,271,110	1,351,353,339	3,050,164,081	11,303,647,142	1,288,477,318	2,955,064,923	10,080,233,879	1,133,781,706	2,887,784,495
	収納率(%)	65.93	62.63	68.09	67.56	63.61	69.38	66.24	62.44	69.15
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額※	1人当り(円)	96,412	33,534	24,319	94,219	33,144	23,984	88,514	31,256	24,287
	1世帯当り									
	最高(円)	510,000	140,000	160,000	520,000	160,000	170,000	540,000	160,000	190,000
	最低(円)	15,300	4,020	3,900	15,300	4,020	3,900	15,420	4,230	4,260
	平均(円)	163,258	41,362	41,180	157,385	40,832	40,064	145,973	38,196	40,053
保険料率※	所得割(%)	9.2	2.2	2.3	9.2	2.2	2.3	9.3	2.2	2.6
	均等割(円)	28,400	13,400	7,300	28,400	13,400	7,300	28,800	14,100	8,100
	平等割(円)	22,600	-	5,700	22,600	-	5,700	22,600	-	6,100
算定割	所得割(%)	58.90	58.42	59.58	59.04	58.98	59.87	59.41	57.91	60.76
	均等割(%)	28.37	41.59	28.07	28.44	41.02	28.02	28.15	42.09	27.55
	平等割(%)	12.72	-	12.35	12.52	-	12.11	12.45	-	11.69
財政状況	歳入(円)	83,164,205,108			94,777,065,919			96,107,976,037		
	歳出(円)	85,210,246,639			98,843,598,141			100,327,270,182		
	単年度収支額(円)	△554,112,175			△2,020,490,691			△152,761,923		
	累積収支額(円)	△2,046,041,531			△4,066,532,222			△4,219,294,145		

健福

ウ 給付状況

区分		年度				
		24	25	26	27	28
給付割合	一般被保険者(割)	7	7	7	7	7
	70歳以上一般(割)	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並(割)	7	7	7	7	7
	未就学児(割)	8	8	8	8	8
療養費	件数	2,888,418	2,901,309	2,844,866	2,819,586	2,805,414
	費用(円)	63,417,702,663	63,956,973,828	65,031,445,396	66,075,861,141	65,957,620,328
一時出産金	件数	1,081	1,097	1,015	946	826
	費用(円)	452,190,000	453,000,000	424,192,000	396,492,000	346,851,622
産児	1件当たり給付額(円)	420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入:390,000 ※H27.1月以降 404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入:404,000)	420,000 (産科医療補償制度未加入:404,000)
	費用(円)	18,000,000	16,920,000	16,760,000	16,940,000	17,440,000
葬祭費	件数	900	846	838	847	872
	費用(円)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給付費計	件数	2,890,399	2,903,252	2,846,719	2,821,379	2,807,111
	費用(円)	63,887,892,663	64,426,893,828	65,090,624,596	66,489,293,141	66,321,483,770
はあきまゆ術	件数	36,507	34,467	32,847	31,030	28,533
	費用(円)	36,507,000	34,467,000	32,847,000	31,030,000	28,533,000
	1件当たり給付額(円)	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000
		—	—	—	—	—

エ 診療費・諸率

区分		年度				
		24	25	26	27	28
受診率(%)		1,013.09	1,028.87	1,047.90	1,067.78	1,090.82
1件当たり日数		2.3	2.2	2.2	2.2	2.1
1件当たり費用額(円)		26,625	26,716	27,459	27,857	28,353
1人当たり費用額(円)		269,735	274,868	287,745	297,447	309,283
1人当たり受診日数		23	23	23	23	23
1日当たり費用額(円)		11,736	12,014	12,517	12,846	13,199

オ 納付組織(平成29.3.31現在)

名称 国民健康保険会

組織数 10 組織

会員数 29 世帯

事務費 (保険会の事務費)

- ・当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書1枚につき200円(通常事務費)
- ・保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員1人につき1,000円(特別事務費変更時のみの交付)

カ 収納率向上対策

- ・保険料督促及び催告業務による未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・保険料収納員の臨戸徴収（9月まで）及び民間委託による収納業務の開始（10月から）
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談窓口の拡充
- ・口座振替の推進（ペイジー口座振替受付サービスの実施）※Web口座振替受付サービス（8月開始）
- ・コンビニエンスストア収納業務委託
- ・資格適正化の強化

（3）後期高齢者医療制度（平成20年4月1日より広域連合にて実施）

ア 対象者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）
 1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部
 - ※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入記されている者。
 - ・音声、言語機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・一下肢の下肢1/2以上を欠く
 - ・一下肢の機能の著しい障がい
 2. 療育手帳A1、A2
 3. 国民年金などの障害年金1級、2級
 4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

イ 後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分	年度	26		27		28	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現年度分	調定額(円)	3,523,619,000	2,635,515,940	3,418,015,700	2,613,811,100	3,121,391,200	2,373,949,300
	収入済額(円)	3,523,619,000	2,571,338,870	3,418,015,700	2,551,931,045	3,121,391,200	2,328,064,390
	収納率(%)	100	97.56	100	97.63	100	98.07
過年度分	調定額(円)	—	115,605,440	—	121,689,190	—	128,036,674
	収入済額(円)	—	41,192,870	—	39,897,791	—	44,547,879
	収納率(%)	—	35.63	—	32.79	—	34.79
計	調定額(円)	3,523,619,000	2,751,121,380	3,418,015,700	2,735,500,290	3,121,391,200	2,501,985,974
	収入済額(円)	3,523,619,000	2,612,531,740	3,418,015,700	2,591,828,836	3,121,391,200	2,372,612,269
	収納率(%)	100	94.96	100	94.75	100	94.83

(4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位 人/千円）

区分		年度				
		24	25	26	27	28
被保険者	第1号被保険者	113,998	110,394	107,073	102,525	98,793
	任意加入被保険者	1,718	1,548	1,436	1,355	1,268
	第3号被保険者	53,198	52,458	51,652	50,460	49,106
	合計	168,914	164,400	160,161	154,340	149,167
免除者保険料	法定免除	9,811	9,984	10,123	10,021	9,807
	申請免除	23,420	26,190	25,386	22,303	20,761
	納付猶予	3,226	3,469	3,480	2,971	3,456
	学生納付特例	12,302	12,688	12,874	12,394	12,191
	合計	48,759	52,331	51,863	47,689	46,215
免除率 (%)		42.8	47.4	48.4	46.5	46.8

イ 年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位 千円）

区分	年度	26		27		28	
		受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
老齢福祉年金		12	2,771	4	1,598	3	1,199
老齢年金		5,644	2,735,124	4,908	2,407,427	4,158	2,049,541
通算老齢年金		4,541	1,073,324	4,039	973,808	3,464	837,451
老齢基礎年金		148,468	97,149,602	155,119	102,592,925	160,391	106,263,736
障害年金		349	301,585	328	286,292	305	266,209
障害基礎年金		13,155	11,339,646	13,545	11,766,221	13,783	11,942,427
母子・遺児年金		0	0	0	0	0	0
遺族基礎年金		1,353	1,025,811	1,371	1,050,689	1,389	1,066,746
寡婦年金		90	40,451	85	38,607	73	33,365
計		173,612	113,668,314	179,399	119,117,567	183,566	122,460,674

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより
- ・ 市電・バス内ポスター掲示
- ・ ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）

(5) 生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

区分		年度				
		24	25	26	27	28
生活扶助	世帯	9,941	10,384	10,716	10,739	10,800
	人員	14,070	14,623	14,888	14,682	14,538
	金額(千円)	8,488,546	8,645,962	8,857,100	8,530,105	8,316,042
住宅扶助	世帯	8,479	8,895	9,217	9,314	9,357
	人員	11,492	11,948	12,231	12,173	12,210
	金額(千円)	3,363,988	3,550,346	3,688,943	3,741,612	3,683,665
教育扶助	世帯	736	767	764	740	679
	人員	1,099	1,180	1,176	1,139	1,073
	金額(千円)	140,595	151,347	161,677	155,910	145,285
医療扶助	世帯	9,746	10,266	10,665	10,797	10,536
	人員	12,242	12,910	13,331	13,344	12,901
	金額(千円)	13,041,986	13,919,041	14,173,869	14,668,304	13,520,351
介護扶助	世帯	1,884	2,094	2,275	2,419	2,473
	人員	1,942	2,169	2,354	2,505	2,548
	金額(千円)	383,185	430,006	469,264	475,788	481,367
出産扶助	世帯	0.2	0.1	0.4	0.4	0
	人員	0.2	0.1	0.4	0.4	0
	金額(千円)	891	545	1,336	1,231	1,985
生業扶助	世帯	415	396	364	366	358
	人員	935	901	843	844	727
	金額(千円)	78,701	74,145	75,370	75,822	72,986
葬祭扶助	世帯	18	17	19	19	19
	人員	18	18	20	20	19
	金額(千円)	62,197	69,153	71,182	73,789	66,281
保護施設事務費(千円)		264,122	256,275	281,674	276,709	311,875
就労自立給付金(千円)				1,995	5,490	5,431
実数	世帯	11,530	12,103	12,451	12,642	12,506
	人員	15,913	16,664	16,977	17,020	16,607
	金額(千円)	25,826,803	27,106,627	27,782,409	28,004,759	26,605,268

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移（年度平均）

区分		年度				
		24	25	26	27	28
		‰	‰	‰	‰	‰
市		21.57	22.55	23.00	23.08	22.38
県		13.92	14.50	15.00	15.11	14.82

ウ 保護措置状況

区分		年度				
		24	25	26	27	28
申請件数		2,494	2,278	2,158	2,198	2,132
開始件数		2,152	2,003	1,923	1,918	1,822
却下・取下件数		340	263	252	278	292
廃止件数		1,390	1,546	1,593	1,819	2,276

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成28年度月平均)

就 業 別	世 帯 数	構 成 比
世帯主が働いている世帯	1,408	11.3
常用勤労者	1,233	9.8
日雇労務者	131	1.1
内職者	15	0.1
その他の就業者	29	0.2
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	293	2.3
働いている者のいない世帯	10,757	86.3
合 計	12,458	100.0

※ 保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(平29.3.31現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	本山 雅徳	春日5丁目17-36	昭35.12	60	65
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村 哲也	上熊本2丁目11-24	昭27.4	87	0

4 高齢者福祉（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、平成28年10月1日現在で24.5%となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められている。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

(1) 高齢者人口の推移

(各年度10月1日現在推計)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
65歳 ~ 69歳	40,478	43,808	47,239	50,791	54,331
70歳以上	118,059	120,616	123,532	124,950	125,755
計	158,537	164,424	170,771	175,741	180,086
全人口に対する割合 (%)	21.65	22.40	23.24	23.92	24.55

(2) 高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目 的	臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
事業内容	原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。
設立年月日	昭和63年2月1日認可
実施主体	公益社団法人熊本市シルバー人材センター
登録人員	2,317人（平29.3.31現在）
就業実人員	1,804人（平成28年度）
平成28年度予算	40,800千円

イ 老人クラブ助成状況

① 老人クラブ活動助成金

助成基準 おおむね30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上）

助成金 月額 4,000円

② 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額 5,000円

③ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当たり 20,000円

助成実績

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	28
老人クラブ助成対象数	554	547	546	538	535	530
会 員 数	30,197	29,120	28,239	27,567	26,129	25,725
助成金支出額（円）	29,191,000	29,018,000	28,826,000	28,326,000	28,233,000	28,325,000

(3) 熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

（平成8年10月1日開始）

目 的 高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。

対 象 者 {
 ・70歳以上の人
 ・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の所持者

事業内容 バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけICカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成29年3月末交付者数 67,764人

(4) 敬老祝品 (平成10年4月1日開始)

目的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

対象者 次に掲げる者であって、本市に居住している者。

当該年度に80歳の誕生日を迎える者。 (平成28年度実績 6,183人、6,153千円)

当該年度に100歳の誕生日を迎える者。 (平成28年度実績 178人、4,787千円)

当該年度の市内最高齢者 男女1名 (平成29年度から)

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

目的 健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

事業概要 ・健康増進及び生きがいづくりに係る活動支援 学習講座、体操教室 等
 ・介護知識、介護方法等の普及 各種相談事業、講演会、実習講座
 ・ボランティア活動の推進 介護ボランティア教室、点字・手話教室 等
 ・地域交流及び世代間交流の推進 祭りや地域交流などの各種イベント 等

施設概要 「(11)施設」エ・オ・カに別途掲載

イ 老人農園 (昭和51年度開始)

目的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する。

対象者 60歳以上の高齢者

農園数 5カ所 (平29.4.1現在)

農園名	所在地	開設年月日	面積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52. 6. 1	1,470㎡
健軍老人農園	東区湖東1丁目24、97 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6. 1	1,214㎡
若葉老人農園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54.10. 1	2,772㎡
島崎老人農園	西区島崎5丁目502・503	昭54.11. 1	473㎡
楠老人農園	北区楠6丁目1352-1	昭55. 8. 1	1,285㎡

(6) ひとり暮らし高齢者対策

ア 高齢者安心支援事業 (平成3年度開始)

目的 一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者

貸与・給付台数 693 台 (平28年度末)

平成29年度予算 36,496 千円

イ 一人暮らし高齢者訪問事業（昭和50年度開始）

目 的 一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。

対 象 者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。

実 用 者 数 42人（平成28年度末）

訪 問 回 数 最低週1回

平成29年度予算 471千円

ウ 寝具乾燥（昭和53年度開始）

目 的 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。

事 業 内 容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。

利 用 者 数 233人（平成28年度）

平成29年度予算 2,029千円

(7) 在宅高齢者生活支援

ア 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者

(2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

利 用 状 況 (平29.3.31現在)

住宅名	項目	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地		H 4.4.1	20	1
市営出水団地		H 8.4.1	65	3
市営南部中央団地		H12.6.1	18	1
市営白藤団地		H14.4.1	44	2
市営楠団地		H11.12.1～H15.7.25	154	5
合 計			301	12

イ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

※障がい者福祉の項目に記載

(8) 家族介護支援

ア 家族介護者教室

目的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対象者 高齢者を介護している家族等

事業内容 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開催数 215回（平成28年度）

イ 高齢者介護用品支給事業（平成12年度開始・平成18年度より介護保険事業へ移管）

目的 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事業内容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

事業実績

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
対象者数(人)	171	193	194	240	350
事業費(千円)	12,111	12,625	13,034	14,800	13,572

ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成13年度開始・平成18年度より介護保険事業へ移管）

目的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。（平成28年度については、事業未実施）

対象者 要介護認定又は要支援認定を持った高齢者を現に介護している家族の者。

事業内容 演芸鑑賞や交流会を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開催数 0回（休止中）

(9) 老人ホーム入所者数

(平29.3.31現在)

区分	施設数(市内)	定員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	367

(10) 施設

ア 老人福祉センター

名称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所在地	東区健軍本町31番20号	西区小島3丁目3番26号	南区川尻4丁目8番13号
設置主体	熊本市	熊本市	熊本市
運営主体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和46年4月1日 (平成6年5月22日改築)	昭和49年7月10日	昭和49年6月27日
構造	鉄筋コンクリート造平家建	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	1,395.69㎡	3,400㎡	延264㎡
建物面積	延343.96㎡	延252㎡	延343.96㎡
建設費	142,116千円	25,875千円	24,486千円
開館時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使用料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定員	100人	100人	100人
主な設備	娯楽室 浴室男女各1 事務室 相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 談話室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室

名称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所在地	北区八景水谷1丁目2番6号	北区梶尾町1279番地1	南区銭塘町2172番地
設置主体	熊本市	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和48年10月22日	昭和47年4月1日	平成3年9月8日
構造	鉄筋平屋建	鉄筋平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積	2,961㎡	2,369㎡	1,272㎡
建物面積	延296㎡	延655.6㎡	延380.5㎡
建設費	24,300千円	合併による	99,330千円
開館時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使用料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定員	100人	150人	100人
主な設備	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 娯楽室 浴室男女各1 事務室 機能回復訓練室 図書室	大広間 多目的ホール 浴室男女各1 和室 食堂 事務室

名称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所在地	西区河内町船津2708番地	北区徳王町870番地	南区城南町宮地976番地
設置主体	熊本市	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	株式会社オカムラ
開設年月日	昭和51年1月21日	平成7年10月1日	平成22年3月23日
構造	鉄筋コンクリート及び鉄筋造 2階建	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積	2,629.3㎡	2,509㎡	3,890.46㎡
建物面積	延577.5㎡	延567.53㎡	延668.61㎡
建設費	合併による	141,375千円	合併による
開館時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使用料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定員	150人	150人	150人
主な設備	集会室 相談室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室

健福

名 称	富合老人福祉センター
所 在 地	南区富合町木原2319番地
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	富合老人福祉センター管理運営 共同企業体
開設年月日	昭和50年3月31日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積	2,652.64㎡
建物面積	延537.57㎡
建設費	合併による
開館時間	午前9時～午後5時
使用料	浴室使用料100円
定 員	—
主な設備	大広間 会議室 浴室男女各1 作業室 図書室 保健衛生室

利 用 状 況

(平成28年度)

施設名 区分	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利用者	8,386	8,581	9,376	19,074	11,213	6,027	6,535	7,665	13,338	5,826	96,021
1日平均 利用者	29	30	33	66	39	21	23	27	46	20	334
使用料収入 (円)	30,100	231,800	201,000	122,400	404,000	542,900	233,100	242,600	190,000	3,800	2,201,700

イ 養護老人ホーム

名 称	熊本市立雁回敬老園
所 在 地	南区富合町木原2316番地
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日	昭和34年12月
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷 地 面 積	4,687.11㎡
建 物 面 積	延1,651.23㎡
建 設 費	合併による
定 員	50人
主 な 設 備	集会所 医務室 面会室 静養室 浴室 洗濯室 ソーラーシステム設備 ゲートボール場

本市の措置状況

(平29.3.31現在)

施設名・区別	雁 回 敬 老 園		
	男	女	計
措置人数	8	21	29

ウ 老人憩の家 (昭和48年度開始)

目 的	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
設 置 主 体	熊本市
運 営 方 法	各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
構 造	木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造/平屋又は2階建
建 物 面 積	概ね50㎡前後
建 設 費	約648万円 (全施設平均)
施 設 内 容	集会場 トイレ 台所 その他
施 設 数	129カ所(他2ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	無料

エ お達者文化会館

名 称 熊本市お達者文化会館
 所 在 地 南区馬渡1丁目7番1号
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 介護予防支援施設管理運営共同企業体
 開 設 年 月 日 平成12年5月
 構 造 鉄骨平屋建
 敷 地 面 積 1,660㎡
 建 物 面 積 193.048㎡
 建 設 費 50,245千円
 開 館 時 間 午前9時～午後10時
 使 用 料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

オ 南部万年青年会館

名 称 熊本市南部万年青年会館
 所 在 地 南区八幡6丁目9番25号
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 介護予防支援施設管理運営共同企業体
 開 設 年 月 日 平成13年5月
 構 造 鉄骨平屋建
 敷 地 面 積 1,700㎡
 建 物 面 積 430㎡
 建 設 費 158,666千円
 開 館 時 間 午前9時～午後10時
 使用料及び主な設備

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

カ 東部はつらつ交流会館

名 称 熊本市東部はつらつ交流会館
 所 在 地 東区秋津3丁目17番23号
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 介護予防支援施設管理運営共同企業体
 開 設 年 月 日 平成15年5月
 構 造 木造平屋建
 敷 地 面 積 1,076.12㎡
 建 物 面 積 320.05㎡
 建 設 費 93,923千円
 開 館 時 間 午前9時～午後10時
 使 用 料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

主 な 設 備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

キ 高齢者技能習得センター

名 称 熊本市高齢者技能習得センター
 所 在 地 西区島崎4丁目2番95号
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
 開 設 年 月 日 平成12年5月
 構 造 木造平屋建
 敷 地 面 積 305.66㎡
 建 物 面 積 82.58㎡
 建 設 費 13,944千円
 開 館 時 間 午前9時～午後5時
 使 用 料 無料
 主 な 設 備 研修室 事務所 トイレ

ク 夢もやい館（健康福祉政策課）

名称 熊本市夢もやい館
 所在地 北区楠1丁目20番5-101号
 設置主体 熊本市
 運営主体 夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
 開設年月日 平成14年11月
 構造 鉄筋コンクリート造
 敷地面積 1,965.36㎡
 建物面積 903.66㎡
 建設費 304,797千円
 開館時間 午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
 使用料

（単位 円）

施設等名	使用料
体育室	1時間につき 600
学習室（洋室）	1時間につき 150
学習室（和室）	1時間につき 150
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1回 200
冷暖房設備	1時間までごとに 100

主な設備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン
 管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

ケ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名称 熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
 所在地 北区植木町岩野285番地29
 設置主体 熊本市
 運営主体 かがやき館管理運営共同企業体 代表 九州綜合サービス株式会社
 開設年月日 平成15年1月7日
 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 敷地面積 6,111.97㎡
 建物面積 3,632.06㎡
 建設費 1,167,928千円
 主な設備 事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室
 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室
 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

コ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田 順一	中央区神水1丁目14番1号	昭21.11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1番27号	昭21.11	50
〃	ライトホーム	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊本めぐみの園	〃	佐土原 護	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉 和 荘	〃	緒方 哲郎	北区植木町米塚105番地	昭32. 7	50
〃	明 生 園	〃	川野 尚子	西区花園7丁目19番1号	昭21. 2	120
〃	明 飽 苑	〃	内田 充俊	西区城山薬師2丁目10番10号	昭47. 2	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	社会福祉法人	石川 光男	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
〃	白 川 の 里	〃	満田 賢一朗	東区小山町2493	昭49. 5	120
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	バ ラ 苑	〃	佐土原 護	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	中村 亜紀子	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	51
〃	シルバー日吉	〃	中山 弘一	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	56
〃	三 和 荘	〃	後藤 道彌	西区城山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	47
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1-27	平 8.10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 千恵	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 悦子	中央区出水7丁目90-1	平10.10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10.12	52
〃	あ い こ う	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平12.11	52
〃	さ くら の 苑	〃	下川 みどり	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
〃	さ わ ら び	〃	斉藤 大祐	北区龍田町弓削864-1	平14.10	54
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15.12	50
〃	み かん の 丘	〃	池尻 久美子	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	河内 悟	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力 合 つ く し 庵	〃	松下 啓子	南区合志4丁目3-50	平19. 3	50
〃	た く ま の 里	〃	作取 久	東区御領1丁目13-26	平成19. 8	50
〃	祥 麟 館	〃	小林 佳之	南区长南町沈目1513	平4. 4	50
〃	ゆ う と び あ	〃	前山 美佳	南区富合町古閑994-1	平7. 3	50
〃	黎 明 館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4. 4	50
〃	川 尻 ヒ ル ズ	〃	中村 幸子	南区南高江7丁目3	平25. 8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾 浩志	西区春日2丁目1-24	平25.10	60
〃	かんなの杜	〃	松平 恒徳	北区植木町滴水9-2	平26. 8	60
〃	輝祥苑	〃	今村 文典	西区戸坂町177-44	平29. 2	60

健福

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
特別養護老人ホーム (地域密着型)	風 の 木 苑	社会福祉法人	上林 宏巳	東区西原1丁目11-63	平20.6	29
〃	八 角 堂	〃	植木 雅啓	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
〃	リデルホーム龍田	〃	中山 泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
〃	れいめいの家	〃	納富 賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
〃	向山つくし庵	〃	堺 珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
〃	上 熊 本 苑	〃	河本 達人	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
〃	み ゆ き 東 館	〃	中村 阿紀子	南区御幸笹田6丁目6-71	平25.4	20
〃	は る の 里	〃	藤岡 寿光	南区城南町舞原253-1	平25.6	29
〃	天 寿 園 青 葉	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平26.4	23
〃	リバーサイド熊本 ユニットホーム	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平26.4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂 浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26.5	29
〃	あいこう ひかり館	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平26.5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井 壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27.5	29
〃	託麻苑	〃	西山 稔郎	東区戸島町460-1	平28.6	29
〃	天寿園Ne0	〃	村上 まゆみ	南区奥古閑町4345	平28.7	29

5 障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（1）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。
 内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付
 諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）
 実 績
 身体障害者手帳所持者数

（平29. 3. 31現在）

障害別	年齢		計
	18歳未満	18歳以上	
視 覚 障 害	17	1,948	1,965
聴覚・平衡機能障害	71	2,682	2,753
音声・言語・そしゃく機能障害	5	270	275
肢 体 不 自 由	291	13,901	14,192
内 部 障 害	117	11,512	11,629
計	501	30,313	30,814

イ 療育手帳交付

目 的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。
 内 容 療育手帳の等級決定及び交付
 実 績
 療育手帳所持者数

（平29. 3. 31現在）

障害	年齢	年齢		計
		18歳未満	18歳以上	
知的障害	軽 度	1,191	1,072	2,263
	中 度	416	1,485	1,901
	重 度	271	936	1,207
	最 重 度	256	951	1,207
計		2,134	4,444	6,578

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目 的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。
 内 容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平29. 3. 31現在）

障害	年齢	年齢		計
		18歳未満	18歳以上	
1 級		54	1,133	1,138
2 級		57	5,631	5,688
3 級		51	1,324	1,375
計		113	8,088	8,201

(2) 障がい者社会参加促進事業

名 称	目 的	内 容
ア 重度身体障がい者 用自動車改造費助 成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額 上限100千円 対象者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり) 平成29年度予算 2,700千円
イ 障がい者自動車運 転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額 免許取得に要した費用の2/3(上限100千円) 平成29年度予算 1,800千円
ウ 障がい者福祉タク シー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 福祉タクシー利用券(450円)を年40枚、または患者等輸送タクシー利用券(大型車1,360円/中型車1,090円/小型車550円)を年35枚交付する。 対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。(所得税非課税の者に限る) 平成29年度予算 69,300千円
エ 熊本市優待証 (さくらカード) 交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ 障がい者燃料費 助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 燃料費助成券(1枚1,000円)を年12枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳A1、A2のいずれかを所持する者のうち、さくらカード、福祉タクシー利用券の利用ができない者。(所得税非課税の者に限る) 平成29年度予算 5,200千円
カ 福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス(定員34人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの)を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者 本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容 在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数 1,291人(平成28年度)
キ 手話通訳者設置等 経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数 3,386件(平成28年度) 平成29年度予算 13,868千円
ク 手話通訳者等派遣 等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 2,010件(平成28年度) 平成29年度予算 9,900千円
ケ 要約筆記者等派遣 等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 310件(平成28年度) 平成29年度予算 1,700千円
コ 盲ろう者通訳・ 介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者 市内に居住する盲ろう者 派遣件数 280件(平成28年度) 平成29年度予算 1,920千円

名 称	目 的	内 容
サ 点訳・朗読（音訳） 奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	平成29年度予算 280千円
シ 障がい者等住宅 改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額 90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 平成29年度予算 7,480千円
ス 障がい者スポーツ 大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者 本市に居住している障がい者 平成29年度予算 2,000千円

（3）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目 的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障がい者

平成29年度予算 800千円

（4）身体障がい者相談（平成28年度）

相 談 員 16人

相 談 件 数 294件

平成29年度予算 160千円（含む知的障害者相談員経費）

（5）知的障がい者相談（平成28年度）

相 談 員 5人

相 談 件 数 221件（会合・行事等への参加件数を除く）

(6) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（6ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	
24	2,585	1,221	350	6,896	11,052	351	176	64	526	1,117	12,169
25	2,624	1,113	201	5,428	9,366	368	170	50	443	1,031	10,397
26	2,020	1,277	173	3,936	7,406	387	185	40	505	1,117	8,523
27	1,825	1,147	157	3,857	6,986	247	147	45	656	1,095	8,095
28	1,267	1,165	918	3,818	7,168	144	207	26	584	961	8,129

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所ごとに毎月1回設け必要な援助を行う。

エ ネットワーク連絡会

各区で、関係機関と情報交換を行い連携体制をとって精神障がい者の支援を行うことを目的とした連絡会を実施する。

オ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

(7) 精神通院医療給付費

目 的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成29年度予算 2,000,000千円

(8) 重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 20歳以上の障がい者

受 給 資 格 者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成29年度予算 1,283,000千円（平成26年度より乳児等医療費助成と予算統合）

(9) 更生医療給付費

目的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対象者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成29年度予算 1,702,798千円

(10) 身体障がい者在宅生活支援

名称	目的	内容
ア 特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数 1,150人（平29.3末現在） 平成29年度予算 300,000千円
イ 身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話与台数 27台（平29.3末現在） 貸与対象者 外出困難な身体障がい者（1、2級） 平成29年度予算 645千円
ウ 在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者 平成29年度予算 500千円
エ 補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 車椅子、補聴器、座位保持装置等 平成29年度予算 135,000千円
オ 日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 平成29年度予算 132,000千円

健福

(11) 自立支援給付事業

名称	目的	内容
ア 居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	平成29年度予算 319,000千円
イ 行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	平成29年度予算 5,700千円
ウ 重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	平成29年度予算 451,000千円
エ 療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。	平成29年度予算 765,192千円
オ 生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	平成29年度予算 3,352,000千円
カ 同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	平成29年度予算 46,000千円

名 称	目 的	内 容
キ 就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	平成29年度予算 2,800,000千円
ク 短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。	平成29年度予算 122,000千円
ケ 施設入所給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	平成29年度予算 1,199,000千円
コ 共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	平成29年度予算 887,000千円
サ 自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	平成29年度予算 163,000千円
シ 就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	平成29年度予算 320,000千円
ス 地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	平成29年度予算 150千円
セ 計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	平成29年度予算 120,000千円

(12) 障害児通所支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	平成29年度予算 382,000千円
イ 医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	平成29年度予算 1,306千円
ウ 放課後等デイサービス支援給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	平成29年度予算 1,205,000千円
エ 保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	平成29年度予算 4,400千円
オ 障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	平成29年度予算 96,000千円

(13) 地域生活支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 訪問入浴サービス経費	在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	平成29年度予算 23,000千円
イ 日中一時支援経費	障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	平成29年度予算 30,000千円
ウ 移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	平成29年度予算 8,300千円
エ 成年後見制度利用支援事業(障がい者)	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	平成29年度予算 3,318千円
オ 障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	平成29年度予算 3,100千円
カ 熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	平成29年度予算 1,500千円
キ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	平成29年度予算 4,600千円
ク 熊本市障がい者相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	平成29年度予算 118,909千円

(14) 心身障害者扶養共済制度

目的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするもの。

加入者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加入時年齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保 険 料	平成19年度以前 加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降 新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給付金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円(1口当たり)の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

平成29年度予算 29,500千円

(15) 市関連施設

名称 熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター

所在地 中央区大江5丁目1番15号

設置主体 熊本市

運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和55年6月1日(地域活動支援センター：平成5年7月10日)

構造 鉄筋コンクリート地上3階(一部塔屋4階)

敷地面積 2,954.56㎡(駐車場込)

延床面積 1,923.62㎡(うち地域活動支援センター：691.39㎡)

建設費 福祉センター部分：160,320千円
地域活動支援センター部分：170,053千円

平成29年度予算 76,550千円(指定管理者による希望荘運営費として)

その他 平成28年熊本地震により施設の利用ができないことから、当面の間、代替施設として、イオン熊本中央店(中央区大江4丁目2-1)2階テナントを借用し事業を実施。

(16) 障がい児支援事業

ア 特別児童扶養手当受給者数

(平29.4.1現在)

区 分	受 給 者	障 害 児		
		1級障害児	2級障害児	計
人 数	1,715	654	1208	1,862

(注) 月額1人 1級 51,450円 2級 34,270円

イ 重度心身障がい児医療費助成

- 対 象 者 20歳未満の障がい児
(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)
- 受 給 資 格 者 本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者
- 所 得 制 限 なし
- 平成29年度予算 1,283,000千円 (平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合)

ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業

- 目 的 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。
- 対 象 者 市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒
- 平成29年度予算 ※平成29年度は休止

エ 難聴児補聴器購入費助成事業

- 目 的 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図るもの。
- 対 象 者 本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童 (所得制限有)
- 平成29年度予算 700千円

(17) 障がい児療育相談事業

障がい児等療育支援事業

- 目 的 在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る。
- 対 象 者 本市在住の障がい児(者)及びその保護者等
- 平成29年度予算 6,700千円

(18) 重症心身障がい児等在宅支援事業

ア 医療型短期入所施設体制整備

- 目 的 重症心身障がい児等とその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよう、重症心身障がい児等に関する医療・福祉サービスの体制整備を行う。
- 事業内容 ① 開設後3年に満たない医療型短期入所事業(空床型を除く)を実施する診療所において、本事業実施にあたり、新たに看護師等を雇用した場合に人件費総額の1/2を助成する。(1年間の上限3,000千円)
- ② 開設後1年に満たない医療型短期入所事業(空床型)を実施する病院に対し、看護師等の派遣を依頼し病室内での支援を行った場合に定額を助成する。(派遣者1日につき20,000円)
- 平成29年度予算 3,000千円

イ 重症心身障がい児等支援者研修

- 目 的 重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。
- 事業内容 相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。
- 平成29年度予算 1,000千円

ウ 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議

- 目 的 福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。
- 平成29年度予算 240千円

(19) 精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成24年4月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行う。

熊本地震後のこころのケアを念頭に置き、各事業を行う。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成26年10月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

区分 年度	こころの健康相談（電話延件数）											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コ ー ル	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計
24	81	210	141	50	—	221	1,323	269	—	—	787	3,082
25	123	343	126	45	82	200	1,684	358	—	—	1,879	4,840
26	130	281	160	32	104	144	1,390	223	12	—	4,079	6,555
27	48	346	83	32	89	113	1,355	121	9	3	4,477	6,676
28	72	363	112	23	56	74	1692	83	7	3	5158	7643

区分 年度	こころの健康相談（面接延件数）											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コ ー ル	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計
24	12	225	30	31	—	91	310	117	—	—	313	1,129
25	19	284	28	9	31	84	309	70	—	—	506	1,340
26	18	444	24	3	31	72	272	42	0	—	277	1,183
27	37	346	36	18	25	31	256	53	5	0	173	980
28	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599

区分 年度	こころの健康相談（訪問延件数）											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コ ー ル	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計
24	10	17	10	1	—	91	10	5	—	—	23	84
25	7	73	1	1	0	84	32	3	—	—	20	140
26	9	70	4	0	0	3	30	1	0	—	20	137
27	16	61	0	2	0	0	30	0	0	0	10	119
28	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45

※相談実績は、衛生行政報告例による。

イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

①精神保健福祉担当者研修会

精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。

②思春期精神保健福祉研修会

思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。

③依存症研修会

精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実を図る。

④自殺予防研修会

自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する。

⑤ゲートキーパー養成講座

自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。

⑥社会復帰支援研修会

精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る。

ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

①自死遺族グループミーティング

大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する。

②依存症当事者グループミーティング

やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する。

③依存症家族教室

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

④依存症講演会

依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

⑤地域住民への健康教室

地域で精神障がい者が暮らすために地域住民の理解を深める。

⑥ピアサポート講演会

他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいへの理解を図る。

⑦ピアサポート講座・ピアサポートの集い

ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供する。また、講座修了者を対象にピアサポートについて理解を深めるフォロー研修の機会を提供する。

⑧WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス

日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する。

エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ 精神障害者の社会復帰支援

精神障害者の社会復帰支援として、デイ・ア修了者の集いや就労ミーティング、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス、就労支援ネットワーク連絡会を実施している。

ク 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目的：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内容：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ 精神医療審査会

目的：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内容：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

(20) 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ心理相談員、言語聴覚士等の専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成20年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

相談支援延べ数（平成24～28年度）

（単位 件）

支 援 区 分 \ 年 度	24	25	26	27	28
電話相談	2,100	2,244	2,727	5,540	6,511
来所相談	3,436	3,914	3,427	3,906	4,010
訪問相談	217	230	198	253	191
グループ活動	456	403	272	281	112
小集団親の会支援	0	0	0	0	0
子育て安心親支援活動	304	347	304	340	173
子育てスマイル相談活動	385	406	546	553	433
合 計	6,898	7,544	7,474	10,873	11,430

6 子ども育成（子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子ども達の声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができるよう、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じている。このため、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、児童相談所をはじめ教育相談室等も備えた総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいばるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、孤立化する親子への地域での支援をはじめ、児童手当等、経済的支援を行うなど、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要である。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、待機児童解消対策にさらに取り組む必要がある。また、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、同年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（1）「熊本市子ども輝き未来プラン2015」

ア 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第3期（前期）の計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具 体 化 …… 熊本市総合計画

一 体 化 …… 母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、その他重点施策、
子ども・子育て支援事業計画

調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、熊本市男女共同参画基本計画、
熊本市地域福祉計画、第2次健康くまもと21基本計画、熊本市障がい者プラン など

イ 計画期間

平成27年度～31年度

ウ 計画の特徴

- ①第2期（後期）計画（平成22年度～平成26年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまちくまもとづくり」に取り組む。

②子育て支援策の総合化

子育て支援（親育ち支援） 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
子ども支援（子育て支援） 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
社会的支援（環境整備） 子どもが育つ安心の環境づくり
未来へ向けた支援 「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

③策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画） 対象者15,000人（回収率56.2%）
熊本市子ども・子育て会議での審議（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成25年度 5月 熊本市子ども・子育て会議の設置（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
11月～12月 ニーズ調査
平成26年度 4月～11月 量の見込み・確保方策、計画審議
12月～1月 パブリックコメント
3月 計画決定

（2）子ども・子育て支援新制度

ア 審議会の設置・運営

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成25年4月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援サービスに関する量の見込み・確保方策を定めた「子ども・子育て支援事業計画」について審議し、27年3月に計画を決定した。平成29年4月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、事業計画の進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等10人で構成（委員の任期は2年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

この計画策定のため、平成25年度は、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成26年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、平成27年3月に計画を決定した。

平成27年度からは、計画に基づき事業を実施しているが、2年が経過し、本計画における需要の見込みや供給量の確保方策と実績値に乖離が生じている事業等については、中間年である平成29年度中に計画の見直しを行うこととしている。

(3) エンゼル基金

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

平成29年3月末の基金現在高 361,330千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

年 度	助成件数	助成金額（千円）
24	25	1,950
25	30	2,250
26	31	2,344
27	27	2,225
28	20	1,095

(4) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

① ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
24	119	1,511
25	102	929
26	105	864
27	120	1,159
28	83	601

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
24	32	102
25	27	50
26	20	98
27	30	69
28	19	32

イ 病児・病後児保育事業

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町）の小
学校3年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない
児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両
立を支援し、児童福祉の向上を図る。

預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実 績〉

年 度	実施施設数	延べ利用者数
24	7	4,752
25	8	5,546
26	8	5,698
27	8	6,104
28	8	6,177

ウ 産後ホームヘルプサービス事業

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や
乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその
家庭の福祉の向上を図る。

〈実 績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用回数
24	91	862
25	93	1,310
26	116	1,209
27	128	1,209
28	103	996

エ ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事業

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）
とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを
持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実 績〉

年 度	24	25	26	27	28
会員数（人）	3,346	2,809	3,278	3,129	3,105
活動件数（件）	4,169	5,467	5,570 （うち病児84件）	6,089 （うち病児43件）	4,704 （うち病児62件）

オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

〈目的・事業内容〉

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実績〉

年度	対象件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合計	
24	7,144	2,359	2,080	2,126	6,565	91.9
25	7,131	2,447	2,023	2,013	6,483	90.9
26	7,039	2,565	1,885	1,984	6,434	91.4
27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5
28	6,775	2,663	1,584	1,961	6,208	91.6

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

（5）乳幼児ママ・パパ教室事業

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成26年度実績） 236回 講師派遣

（平成27年度実績） 232回 講師派遣

（平成28年度実績） 196回 講師派遣

また、平成27年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成28年3月に新たに開設した「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成27年度より） 紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供
ウェブサイト掲載場所
「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内
「親子にやさしいお出かけマップ」

(6) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
24	10	10	113,497
25	10	10	111,901
26	10	10	107,038
27	10	10	102,214
28	10	10	96,354

イ 街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実績〉

年 度	延べ利用者数	備考
26	15,840	※H26年6月開設
27	21,896	
28	26,880	

ウ 夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」 …別掲

(7) 子ども医療費助成

対象年齢 0歳～小学3年生までの児童（所得制限なし）

※平成30年1月以降、中学3年生まで対象年齢を拡充する一方、自己負担額の見直し。

助成内容 保険診療による医療費（薬剤費含む）の一部負担金を助成。

ただし、3歳～小学3年生までの医科、5歳児～小学3年生までの歯科については、一医療機関につき500円／月までは自己負担。

※平成30年1月以降、0歳～中学3年生までの入院の自己負担は無料、3歳～小学3年生までの通院・調剤の自己負担700円、小学4年生～中学3年生の通院・調剤の自己負担は、1,200円とする。

実施状況 件 数 1,071,042件（平成28年度）

助成額 1,719,546千円

(8) 特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。(平成16年度開始)

- ・1回7万5千円または15万円まで。(初回治療のみ30万円まで)
- ・妻の年齢による。通算助成制限あり。
- ・男性不妊治療費が1回につき15万円まで。

〈実績〉

年度	助成件数	助成額(千円)
24	824	109,545
25	916	114,885
26	977	123,294
27	905	118,820
28	719	120,826

(9) 児童手当給付事業

〈内容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

- 0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円
 3歳～小学校修了前(第1子、第2子)、中学生 月額10,000円

健
福

(10) 母子医療給付状況

区分	年度					
	24	25	26	27	28	
養育医療給付事業	実人員	406	403	351	441	377
	延日数	14,284	14,336	14,299	14,619	12,202
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	0	0	0	-	-
	延日数	0	0	0	-	-
自立支援医療(育成医療)事業	実人員	335	376	331	338	295
	延日数	6,394	5,573	6,423	5,467	4,473
小児慢性特定疾病医療支援事業	実人員	792	761	720	842	766
	延日数	22,713	23,433	22,662	26,729	27,067
療育医療給付事業	実人員	0	0	0	0	0
	延日数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助成件数	916	824	977	905	719

(11) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を5回から14回へ拡大した。

ア 保健指導状況

(単位 人)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
妊娠の届出受理数		7,515	7,408	7,442	7,356	6,965
保育指導 (健康相談)	妊 婦	8,043	8,491	8,491	8,447	7,701
	産 婦	714	803	803	881	658
	乳 児	6,336	6,354	6,354	6,378	5,225
	幼 児	8,602	8,980	8,980	8,926	7,319
	思 春 期	201	120	120	217	128
	そ の 他	767	1,278	1,278	1452	1,249
健康教育	思 春 期	4,187	4,128	4,128	4,633	4,372
	両(母)親学級	784	713	713	656	631
	育児学級(乳児期)	11,326	10,859	10,859	11,754	9,376
	育児学級(幼児期)	14,155	10,975	10,975	11,123	9,021
	そ の 他	10,324	12,877	12,877	11,442	8,505
訪問指導	妊 婦	162	188	188	185	166
	産 婦	4,766	4,906	4,906	4,985	4,525
	新 生 児	247	186	186	280	275
	未 熟 児	498	579	579	580	432
	乳 児	4,633	4,719	4,719	4,802	4,510
	幼 児	2,285	2,133	2,133	2,056	1,800
	そ の 他	645	730	730	728	795

イ 健康診査状況

(単位 人)

区分			年度				
			24	25	26	27	28
医療機関委託分	妊 婦	一 般	87,538	87,406	87,702	86,729	81,648
		精 密	1,510	1,348	2,045	2,031	1,845
		B型肝炎	7,402	7,258	7,344	7,193	6,864
		歯 科	1,118	974	1,126	1,154	1,205
	3か月児	一 般	6,462	6,447	6,398	6,928	6,646
	7か月児	一 般	6,209	6,261	6,311	6,747	6,637
保健福祉センター・総合支所実施分	妊 婦	歯 科	3,660	3,503	3,457	3,330	3,034
	3か月児	一 般	551	491	468	0	0
	7か月児	一 般	338	282	219	0	0
	1歳6か月児	一 般	7,136	6,914	6,846	6,880	6,841
		歯 科	7,130	6,913	6,844	6,878	6,837
		精 密	177	168	165	123	164
	3歳児	一 般	6,632	6,705	6,824	6,747	6,718
		歯 科	6,623	6,704	6,820	6,745	6,716
精 密		596	720	835	611	1,110	

(12) 子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成26年4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。24時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、平成28年度より新たに妊娠に関する悩み相談事業を開始した。

閉庁時（平日18時以降、夜間・休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付も行っている。

所在地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパークまもと2階

面接相談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

電話相談 24時間年中無休受付

メール相談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

FAX相談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

非行問題についての相談 毎週木曜日 午後2時から午後4時（予約要）

不登校問題についての相談 毎週月曜日 午前10時から午後12時、午後1時から午後3時（予約要）

〈実績〉

① 総相談実件数

（単位 件）

年度	電話	面接	メール	FAX	合計
26	4,910	123	364	1	5,398
27	5,926	216	479	2	6,623
28	6,307	120	440	0	6,867

総相談実件数は6,867件、前年度比3.7%増。

内、閉庁時（17時15分以降）の相談件数は、5,016件で全体の73%。

② 相談対象者別の実件数

年度	単位	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の10代	20歳以上	不明	合計
26	件	683	887	850	408	80	1,665	825	5,398
	%	12.7	16.4	15.7	7.6	1.5	30.8	15.3	100
27	件	476	872	709	835	356	1,967	1,408	6,623
	%	7.2	13.1	10.7	12.6	5.4	29.7	21.3	100
28	件	388	609	614	557	499	2,700	1,500	6,867
	%	5.7	8.9	8.9	8.1	7.3	39.3	21.8	100

③ 相談内容述べ件数

年度	単位	学校関係 (いじめ、 不登校、ネット やスマホ 関連含む)	家庭・ 保護者間 の人間 関係	発達障がい ・健康	育児 (非行・ 暴力・ ひきこもり 含む)	就労・ 職場・ 将来不安	性・異性 ・DV相談	虐待・ 虐待通告	関連情報 その他	合計
26	件	1,691	1,616	1,293	1,109	717	266	208	1,763	8,663
	%	19.5	18.7	14.9	12.8	8.3	3.1	2.4	20.3	100
27	件	1,268	2,578	1,619	1,629	1,569	405	181	990	10,239
	%	12.4	25.1	15.8	16.0	15.3	3.9	1.8	9.7	100
28	件	1,890	2,732	1,452	1,290	1,380	757	173	2,765	12,439
	%	15.2	21.9	11.7	10.4	11.1	6.1	1.4	22.2	100

(13) 要保護児童対策

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成18年6月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成29年度当初における構成機関：49機関）した。要保護児童対策として、平成24年度に政令市移行に伴う組織改編により、各区毎に実務者会議（児童虐待防止連絡会議）を行うと共に、区進行管理会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

児童虐待相談員を各区役所保健子ども課に配置し、平成29年度より区へのスーパーバイザーを2名へ増員し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、親育ち支援事業の開催や児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成24年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成24年度51回、平成25年度16回、平成26年度41回、平成27年度20回、平成28年度16回）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成22年4月に熊本市児童相談所を開設し、平成24年4月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいばる くまもと」を開設した。

〈実績〉

年 度	児童虐待 相談受付件数（件）	実務者会議 （児童虐待防止 連絡会議） 開催回数（回）	オレンジリボン サポーター（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
24	195	7	1,843	42
25	188	10	625	42
26	269	10	1,556	32
27	258	7	963	26
28	204	4	222	8

(14) 児童相談所

- 設 置 平成22年4月1日
- 所 在 地 中央区大江5丁目1番50号 熊本市こどもセンター「あいばる くまもと」3F
- 目 的 子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。
- 事 業 内 容
- ・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
 - ・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
 - ・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
 - ・里親の登録等
 - ・児童措置費負担金の認定
 - ・障害児施設給付費等の支給決定
 - ・児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

(単位 件)

相談種別		平成24年度 対応件数	平成25年度 対応件数	平成26年度 対応件数	平成27年度 対応件数	平成28年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	374	359	485	604	570
	その他の養護相談	292	385	395	421	493
障害等相談		626	628	642	695	668
	療育手帳判定件数	576	592	625	654	611
非行相談		93	87	124	106	111
育成相談	性格行動相談	125	117	123	123	282
	不登校相談	66	68	62	60	63
	適性相談	3	5	1	0	1
	育児・しつけ相談	15	10	24	24	17
その他の相談		49	28	134	170	79
計		1,643	1,684	1,990	2,203	2,284

健
福

(15) ひとり親家庭支援事業

ア 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童
所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる

実 施 状 況 件 数 61,298件
経 費 264,717千円 (平成28年度)

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

(平成29.3.31現在)

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世帯	6,482	56	918	31	16	342	7,845

エ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業(母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付)を行っている。

(平成28年度実績) 母子家庭等自立支援教育訓練給付 3人
母子家庭等高等職業訓練促進給付 75人

オ ひとり親家庭児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童に対して、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなるように、気軽に相談することができる大学生等(児童訪問援助員)を派遣している。

〈実 績〉

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録児童数	18	16	26	11	20
派遣件数	15	23	20	8	10
訪問員登録数	140	79	62	41	36

(16) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成28年度実績) 229件 115,700千円

(17) 施 設

ア 助産施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員 (床)
熊 本 市 民 病 院	熊 本 市	高 田 明	東区湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈 恵 病 院	医 療 法 人	蓮 田 太 二	西区島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	一 二 三 倫 郎	東区长嶺南2丁目1番1号	〃	1
福 田 病 院	医療法人社団	福 田 稔	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員 (世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	中央区壺川2丁目1番57号	昭23. 10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村 朝子	東区尾ノ上4丁目11-60	平24. 4	25

ウ 乳児院（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
熊 本 乳 児 院	社会福祉法人	傘 正 治	中央区本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮 谷 佳 男	中央区神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	緒方 健一	中央区神水1丁目14番1号	昭27. 4	69
菊 水 学 園	〃	松本孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	65
藤 崎 台 童 園	〃	北 村 直 登	中央区古京町3番5号	昭24. 3	58
龍 山 学 苑	〃	上 村 宏 洩	北区龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 福祉型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
愛 育 学 園	社会福祉法人	福 山 大 介	北区清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	80
大 江 学 園	〃	塘 林 敬 規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
熊本ライトハウス	〃	内 田 稔 光	東区新生1丁目23番11号	昭28. 7	20 (盲児・ろう あ児)

カ 児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	丸内 春美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56. 4	20
済生会なでしこ園	〃	勝本 映美	南区白藤3丁目2番71号	平16. 4	30
三 気 の 家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平 6. 4	24

キ 医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興 梶 ひ で	東区画図町大字重富575番地	平6.10	116

ク 児童自立支援施設（子ども支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	川西 秀明	北区打越町38番1号	明42. 4	50

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員 (世帯)
熊本県女性相談センター	熊本県	福田 充	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32. 8	—

コ 母子・父子福祉施設（子ども支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	開設年月	定員
熊本市母子・父子福祉センター	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	志岐 理恵	中央区水前寺4丁目47番50号	昭60. 6	—

(18) 児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部、城南児童館の11児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

ア 西原公園児童館

所在地	中央区九品寺4丁目24番4号
開設年月日	昭和53年8月1日
構造	鉄筋3階建
敷地面積	6,386㎡(西原公園面積)
建物面積	320.86㎡(昭和56年度増築)
着工	昭和53年1月4日
完工	昭和53年7月11日
建設費	52,585千円

イ 熊本市城南児童館

所在地	南区城南町舞原451番地9
開設年月日	平成26年3月1日
構造	木造・平屋建て
敷地面積	4,492.50㎡
建物面積	393.47㎡(児童館部分のみ)
着工	平成24年12月26日
完工	平成25年12月13日
建設費	115,603千円

※東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくり交流室の項に一括記載

(19) 子ども文化会館

設置主体	熊本市
管理運営	(一財)熊本市社会教育振興事業団 (平成23年度より指定管理者)
所在地	中央区新町1丁目3番11号
規模・構造	地下1階、地上5階、塔屋1層の鉄筋コンクリート造
延床面積	5,708.18㎡
供用開始	平成7年3月26日
建設費	2,793,898千円
施設の概要	地下1階 駐車場(4台)、駐輪場(90台)、警備室等 地上1階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室 2階 やすらぎの部屋(4室)、会議室(2室)、相談コーナー(3室)等 3階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室 4階 多目的ホール(228席)、わんぱく広場 5階 多目的ホール上層部
開館時間	午前9時～午後5時 (ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで)

主な特別事業実績

(平成28年度)

特別事業名	内 容	期 日	参加者数 (人)
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る	4/20～5/5	716
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう	9/7～ 9/14	235
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場(機会)を提供	1/29	285
僕の夢、私の夢体験事業	3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表	6月～3月	1団体
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント(親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど)	3/25、26	5,278

利用状況(延べ利用者数)

(単位 人)

年度 区分	24	25	26	27	28
子ども	184,604	197,083	203,390	201,830	146,745
大人	136,896	146,208	147,519	147,366	105,826
合計	321,500	343,291	350,909	349,196	252,571

(20) 公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ3つの区分（1号認定（教育標準時間）、2号、3号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア 幼稚園及び認定こども園入所状況（1号認定）（市外委託分除く）

（平29.4.1現在）

区分	施設数	定員	年齢別入所児童数						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立（幼稚園のみ）	8	1,141				112	167	179	458
私立（幼保連携型認定こども園）	54	3,423				852	922	1,027	2,801
計	62	4,564				964	1,089	1,206	3,259

イ 保育所等入所状況（2号、3号認定）（市外委託分除く）

（平29.4.1現在）

年度	公立別	定員	入所児童数	入所率（%）	待機児童数
25	公立	2,035	2,058	101.1	33
	私立	13,530	14,461	106.9	146
	計	15,565	16,519	106.1	179
26	公立	1,985	2,032	102.3	28
	私立	14,030	15,010	107.0	291
	計	16,015	17,042	106.4	319
27	公立	1,865	1,856	99.5	66
	私立	16,205	16,418	101.3	327
	計	18,070	18,274	101.0	393
28	公立	1,805	1,797	99.5	0
	私立	17,759	17,649	99.3	0
	計	19,564	19,446	99.3	0
29	公立	1,805	1,815	100.5	0
	私立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0

※入所率（%）＝入所児童数÷定員×100

ウ 年齢別保育所等入所状況（2号、3号認定）

（平29.4.1現在）

区分	保育所等数	定員	年齢別入所児童数					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	19	1,805	109	254	324	369	373	386
私立	110	18,161	1,279	3,298	3,538	3,537	3,431	3,432
計	129	19,966	1,388	3,552	3,862	3,906	3,804	3,818

エ 保育所等

公立

（平29.4.1現在）

施設名	2・3号定員	職員数			所在地	施設名	2・3号定員	職員数			所在地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	15	2	17	中央区九品寺1丁目13-20	12 幸田保育園	90	8	2	10	南区良町2丁目5-1
2 白山 "	90	9	2	11	中央区白山2丁目12-3	13 麻生田 "	100	12	2	14	北区麻生田4丁目10-23
3 本荘 "	130	14	2	16	中央区本荘6丁目16-24	14 菱形 "	80	8	2	10	北区植木町上古閑62-2
4 横手 "	100	11	2	13	中央区横手2丁目1-11	15 山本 "	70	8	2	10	北区植木町清水1067-3
5 京塚 "	110	11	2	13	東区尾ノ上3丁目13-26	16 田底 "	90	9	2	11	北区植木町正清508
6 健軍 "	110	11	2	13	東区健軍2丁目12-17	17 豊田 "	120	10	2	12	北区植木町豊田565
7 京町台 "	100	11	2	13	西区池田1丁目2-1	18 清水 "	90	9	2	11	北区清水本町13-7
8 池上 "	90	9	2	11	西区池上町1226-1	19 西里 "	110	10	2	12	北区硯川町1133
9 中島 "	45	9	2	11	西区沖新町675						
10 小島 "	60	6	2	8	西区小島7丁目6-7	計 19カ所	1,805	190	38	228	
11 春日 "	90	10	2	12	西区春日3丁目11-1						

私立保育園

(平29.4.1現在)

施設名	2・3号定員	所在地	施設名	2・3号定員	所在地
1 第二画図保育園	60	中央区出水4丁目13-19	58 美心幼愛園	70	西区中島町560
2 出水南保育園	90	中央区出水6丁目15-21	59 松尾保育園	70	西区西松尾町4971
3 ひかり幼児園	90	中央区大江2丁目3-2	60 すぎのこ保育園	90	西区二本木4丁目22-25
4 黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪2丁目36-33	61 本妙寺保育園	130	西区花園4丁目3-23
5 黒髪幼愛園	200	中央区黒髪2丁目9-20	62 つくし保育園	70	西区花園5丁目2-11
6 つぼみ保育園	150	中央区国府本町12-73	63 螢光保育園	60	西区花園6丁目8-34
7 友愛会保育園	90	中央区壺川2丁目1-57	64 明星保育園	110	南区出仲間2丁目1-20
8 ひまわり保育園	60	中央区新大江1丁目7-39	65 出仲間保育園	170	南区出仲間3丁目1-11
9 愛光幼児園	90	中央区新大江2丁目10-25	66 海路口保育園	60	南区海路口町617
10 熊本夜間保育園	45	中央区新市街13-19	67 奥古閑保育園	45	南区奥古閑町1562-2
11 マリア幼愛園	90	中央区水前寺4丁目31-56	68 上ノ郷保育園	90	南区上ノ郷1丁目10-5
12 水前寺保育園	80	中央区水前寺公園20-5	69 川口保育園	60	南区川口町1099-2
13 天使の園保育園	60	中央区渡鹿1丁目17-52	70 川尻保育園	90	南区川尻5丁目4-24
14 藤崎台保育園	60	中央区古京町3-5	71 なかよし保育園	100	南区幸田2丁目1-80
15 千草保育園	120	中央区平成3丁目2-12	72 熊本藤富保育園	90	南区護藤町973
16 双葉保育園	90	中央区本荘2丁目3-15	73 日吉保育園	120	南区十禅寺2丁目9-1
17 みのり保育園	60	中央区本荘3丁目6-19	74 和光保育園	150	南区城南町隈庄736
18 鳳鳴保育園	90	中央区世安町393-2	75 城南慈光保育園	60	南区城南町坂野2090-1
19 第二桜ヶ丘保育園	120	中央区世安町567-3	76 小木保育園	120	南区城南町塚原994-19
20 大光保育園	110	東区画図町所島755-3	77 城南ふたば保育園	70	南区城南町丹生宮667
21 第二エンゼル保育園	120	東区榎町3-10	78 舞原保育園	120	南区城南町舞原291-7
22 Ai保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上1丁目8-24	79 くすのき保育園	120	南区城南町六田475-2
23 やまびこ保育園	50	東区尾ノ上2丁目25-18	80 城南こばと保育園	60	南区城南町鰯瀬223
24 小山保育園	150	東区小山2丁目24-20	81 済生会しらふじ保育園	160	南区白藤3丁目2-70
25 よつば保育園	120	東区小山5丁目27-40	82 飽田東保育園	90	南区砂原町25
26 供合保育園	150	東区上南部3丁目18-52	83 銭塘保育園	80	南区銭塘町976-2
27 ぎんなん保育園	90	東区京塚本町65-31	84 愛保育園	90	南区近見3丁目13-30
28 幼育学園幼光園	90	東区健軍3丁目34-17	85 旭保育園	180	南区近見6丁目11-11
29 せきれい保育園	90	東区健軍5丁目1-11	86 第二森下保育園	90	南区近見7丁目12-33
30 熊本日の出保育園	120	東区桜木3丁目15-5	87 雁回まこと保育園	130	南区富合町木原1410-1
31 愛育保育園	60	東区桜木6丁目2-26	88 浄法たから保育園	140	南区富合町小岩瀬686
32 画図保育園	90	東区下江津2丁目2-1	89 リリー保育園	45	南区並建町839-1
33 おげき保育園	90	東区下南部2丁目2-123	90 畠口みのり保育園	70	南区畠口町2137-2
34 わらべ保育園	160	東区新南部2丁目2-50	91 中緑保育園	50	南区美登里町454
35 帯山保育園	120	東区月出2丁目4-27	92 リズム幼児園	150	南区御幸笛田3丁目12-1
36 月出保育園	90	東区月出6丁目3-5	93 御幸こばと保育園	120	南区御幸笛田7丁目15-30
37 二岡保育園	150	東区戸島3丁目11-62	94 大和保育園	60	北区植木町大和37-6
38 ひむき保育園	130	東区戸島7丁目9-48	95 桜ヶ丘保育園	110	北区植木町滴水245-1
39 ながみね保育園	120	東区長嶺東5丁目1-17	96 田原児童園	80	北区植木町富志1167
40 広福保育園	120	東区長嶺東5丁目23-25	97 和幸保育園	60	北区植木町平野323-2
41 木の実保育園	90	東区西原2丁目20-14	98 清水ヶ丘保育園	90	北区兎谷1丁目3-82
42 光輪保育園	90	東区沼山津4丁目8-29	99 梶尾保育園	100	北区梶尾町288番地1
43 こまどり保育園	120	東区八反田2丁目21-17	100 くすの実保育園	120	北区楠4丁目3-15
44 さくらぎ保育園	90	東区花立3丁目30-1	101 むつみ保育園	120	北区楠1丁目15-16
45 さくらんぼ保育園	130	東区広木町29-35	102 きらら保育園	150	北区清水新地2丁目8-1
46 聖母幼愛園	90	東区南町13-3	103 まんごく保育園	120	北区清水万石4丁目5-5
47 のぞみ保育園	100	東区若葉2丁目12-1	104 はけみや保育園	90	北区高平3丁目35-28
48 カトレア保育園	90	東区若葉6丁目13-52	105 さつきヶ丘保育園	100	北区龍田1丁目4-30
49 熊本すみれ保育園	90	西区池亀町20-41	106 たつた保育園	145	北区龍田弓削2丁目7-100
50 報徳保育園	90	西区池田2丁目49-15	107 ひでみ保育園	260	北区鶴羽田3丁目1-78
51 有明保育園	50	西区小島下町4223	108 北部中央保育園	120	北区西梶尾町535-3
52 じんあい乳児園	50	西区春日4丁目30-11	109 にれのき保育園	70	北区榎木5丁目30-20
53 若葉幼愛園	70	西区上代1丁目11-2	110 あゆみ保育園	90	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32
54 たちばな保育園	75	西区河内町河内2192			
55 河内からたち保育園	40	西区河内町河内2946			
56 白羊保育園	90	西区島崎3丁目20-34			
57 城高保育園	90	西区城山大塘2丁目1-24			
			110	10,895	
			公私立計129カ所	12,700	

私立認定こども園

(平29.4.1現在)

施設名	類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
1 認定こども園 帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山4丁目55-17
2 きよめこども園	幼保連携型	6	105	111	中央区国府2丁目6-24
3 大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江2丁目1-18
4 幼保連携型認定こども園 かつぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪1丁目2-101
5 出水幼稚園	幼稚園型	144	36	180	中央区国府2-10-39
6 認定こども園 ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	126	54	180	中央区黒髪3丁目12-16
7 幼保連携型認定こども園 シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町4丁目7-35
8 認定こども園 神水幼稚園	幼保連携型	120	90	210	中央区神水1丁目14-1
9 認定こども園 帯山幼稚園	幼稚園型	210	70	280	中央区帯山4-42-16
10 認定こども園 東海大学附属かもめ幼稚園	幼保連携型	345	60	405	中央区帯山7丁目13-41
11 幼保連携型認定こども園 九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江5丁目3-36
12 第一幼稚園	幼保連携型	180	110	290	中央区坪井4丁目20-22
13 寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井5丁目13-6
14 幼保連携型認定こども園 くほんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町51-35
15 幼保連携型認定こども園 とうぶ	幼保連携型	120	39	159	東区花立5丁目4-93
16 幼保連携型認定こども園 ことうだいに	幼保連携型	60	60	120	東区健軍3丁目36-14
17 やまなみ	幼保連携型	15	240	255	東区戸島西2丁目3-50
18 幼保連携型認定こども園 ことう	幼保連携型	60	60	120	東区湖東1丁目12-26
19 やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領2丁目12-20
20 なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津1丁目7-25
21 認定こども園 エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原1丁目22-20
22 幼保連携型認定こども園 ふわわ	幼保連携型	10	130	140	東区桜木1丁目11-21
23 幼保連携型認定こども園 ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内1丁目1-87
24 幼保連携型認定こども園 にしばる	幼保連携型	105	160	265	東区新南部3丁目3-51
25 認定こども園 めぐみ幼稚園	幼保連携型	150	90	240	東区水源2丁目2-1
26 木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原2丁目5-31
27 つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南7丁目7-15
28 幼保連携型認定こども園 くるみ幼稚園	幼保連携型	210	130	340	東区渡鹿8丁目1-18
29 聖母幼稚園	幼保連携型	180	60	240	東区南町13-7
30 幼保連携型認定こども園 誠櫻幼愛園	幼保連携型	9	121	130	西区春日6丁目22-1
31 芳野保育園	幼保連携型	15	90	105	西区河内町岳880
32 幼保連携型認定こども園 城山保育園	幼保連携型	15	180	195	西区上代6丁目9-1
33 城山幼稚園	幼保連携型	110	90	200	西区城山大塘1丁目21-1
34 幼保連携型認定こども園 こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原1丁目7-20
35 幼保連携型認定こども園 亀の子幼稚園	幼保連携型	120	45	165	西区谷尾崎町415
36 幼保連携型認定こども園 西部音楽幼稚園	幼保連携型	150	60	210	西区中原町686
37 かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町2056-2
38 認定こども園 第一幼稚園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新256-1
39 そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江1丁目11-126
40 幼保連携型認定こども園 恵水幼稚園	幼保連携型	285	115	400	南区御幸笛田 3-13-12

健福

施設名	類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
41 幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	幼保連携型	15	190	205	南区合志3丁目6-26
42 ゆたか幼稚園	幼稚園型	71	19	90	南区今町161-1
43 認定こども園 わかくさ幼稚園	幼稚園型	95	40	135	南区南高江7-9-36
44 幼保連携型認定こども園こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江7丁目9-30
45 仁愛幼稚園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場1丁目14-10
46 幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町618
47 田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町1丁目22-1
48 五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町66番地1
49 高平幼稚園	幼保連携型	129	51	180	北区高平2丁目20-32
50 ほくぶ幼稚園	幼保連携型	120	126	246	北区鹿子木町356
51 喜育こども園	幼保連携型	0	90	90	北区植木町一木43-2
52 蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町滴水41-1
53 山東こども園	幼保連携型	0	90	90	北区植木町有泉829
54 幼保連携型認定こども園 城北幼稚園	幼保連携型	310	70	380	北区清水新地2-8-2
55 第二幼稚園	幼保連携型	180	87	267	北区清水東町10-45
56 武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	5	150	155	北区武蔵ヶ丘5丁目15-8
57 たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内3丁目38-50
58 こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町39-1
私立計58カ所		4,045	6,361	10,406	

地域型保育事業所

(平29.7.1現在)

施設名	事業所種別	2・3号 定員	所在地
1 家庭的保育室 はぐくみ こころ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目24-23
2 家庭的保育室 はぐくみ めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目27-14
3 世安・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	中央区世安町361-2
4 鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町6-1
5 わくわく家庭保育室 唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町8-2 (湖東カレッジ唐人校内)
6 からしま保育舎 ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	19	中央区辛島町6-2 ペアレントビル2F
7 つばさ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区大江1-11-10
8 立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業A型	18	中央区坪井4-1-1
9 とろく保育園	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿5-7-6
10 とろく保育舎 ぴーかーぶー	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿7-8-53
11 あーす保育園 保田窪	小規模保育事業A型	19	中央区保田窪1丁目9-48 保田窪1丁目事務所101号室
12 保育所 きっず・ひろば	小規模保育事業A型	16	中央区本荘6-4-1
13 ムジカ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区本荘6-7-18
14 ぱんだ保育園	小規模保育事業A型	18	東区健軍3丁目50-20
15 わらべっ子保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部3丁目7-76-2
16 みんなの保育園ばれっと	小規模保育事業A型	19	東区长嶺西1丁目5-1 シュロア モール長嶺ハ棟1F
17 ながみね乳児保育園	小規模保育事業A型	19	東区长嶺東5丁目1-1
18 いなほこどもの家	小規模保育事業A型	11	東区八反田2丁目17-24
19 西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東本町15-1
20 おーさあ保育園Coどおーも	小規模保育事業A型	19	東区栄町2-15
21 えびこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業A型	12	東区画図町重富568-2
22 成仁としま保育園	保育所型事業所内保育事業	24	東区戸島2-3-15
23 だい2あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5-5-27
24 あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5丁目5-18
25 第2さくら園	小規模保育事業A型	19	東区戸島西6-2-72
26 みらいとしま保育園	小規模保育事業A型	19	東区戸島本町8-8
27 ぐるんぱ保育園	小規模保育事業A型	19	東区湖東2-6-14
28 ことりの家保育園	小規模保育事業A型	19	東区御領2-14-46
29 やまなみこども園 ころぼっくる	小規模保育事業A型	19	東区秋津2-6-41
30 託麻東ひよこ保育園	小規模保育事業A型	19	東区小山1丁目5-1 サクセスビル3 1F
31 小規模保育所 ふわにっこ	小規模保育事業A型	19	東区昭和町6-9
32 みんなの保育園 くれよん	小規模保育事業A型	19	東区长嶺西1-5-1
33 長嶺かるがも保育園	小規模保育事業A型	18	東区长嶺西1丁目6-88 ザ・クレイン106
34 広福乳児園	小規模保育事業A型	19	東区长嶺東5-23-1
35 きらきら保育園	小規模保育事業A型	12	東区长嶺東6丁目8-34
36 保育室ちようちよ くるみの森	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区渡鹿8丁目1-70
37 えがお保育園	保育所型事業所内保育事業	40	東区東町4丁目10-1
38 秋津めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区東野4-11-11
39 わくわく家庭保育室 八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田2丁目1-75
40 ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区尾ノ上3-6-2-102

健
福

施設名	事業所種別	2・3号 定員	所在地
41 夢ママ保育園	小規模保育事業A型	10	東区尾ノ上4-20-1-2
42 白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	西区田崎1-5-115
43 古町げんきの森保育園	小規模保育事業A型	18	西区二本木2-7-20
44 第二平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目2-10
45 みいな保育園	小規模保育事業A型	12	南区江越1丁目8-20
46 にじいろ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見2-16-6
47 かみのごう保育園プチ	小規模保育事業A型	19	南区近見2-2-1
48 とことこ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見6-19-11
49 平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目17-12 フローラル江越103
50 けやき通り みそら保育園	小規模保育事業A型	19	南区出仲間1-3-1
51 みらい保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町下宮地429-1
52 ニチイキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町今吉野618
53 ハッピー保育園	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目11-1
54 力合・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	南区薄場町29
55 ことな保育園	小規模保育事業A型	19	南区富合町清藤383-1
56 あ一す保育園力合西	小規模保育事業A型	19	南区野口3-19-46
57 麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田1丁目2-2
58 太陽の子保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田4丁目2-60
59 なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室6-9-1
60 小さな森の保育園	小規模保育事業A型	12	北区四方寄町650-4
61 陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘1丁目8-15 エクセルハイム1-B
62 保育園さくらチャイルド	小規模保育事業A型	15	北区武蔵ヶ丘5-29-1
63 陽だまり保育園 光の森園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘7-2-6
私立計63カ所		1,136	

オ 助成

助成金支出状況（平成29年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	108,000千円
熊本市保育園連盟助成金	6,072千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	27,000千円
産休等代替職員費補助金	8,100千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	153,600千円
認可外保育施設補助金	18,400千円

カ 認定こども園等の教育標準時間認定（1号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平29.4.1現在）

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	3,000円
③	市民税所得割課税額 24,300円未満	7,400円
④	24,300円以上 48,600円未満	9,300円
⑤	48,600円以上 65,000円未満	11,800円
⑥	65,000円以上 77,101円未満	14,100円
⑦	77,101円以上 211,201円未満	20,500円
⑧	211,201円以上	25,700円

キ 保育所・認定こども園等の保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平29.4.1現在）

階層区分		3号認定 （3歳未満）		2号認定 （3歳以上）	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
		①	生活保護世帯	0円	0円
②	市民税非課税世帯	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円
③-1	市民税所得割課税 24,300円未満	10,000円	9,900円	7,500円	7,400円
③-2	24,300円以上 48,600円未満	12,000円	11,800円	9,500円	9,300円
④-1	48,600円以上 65,000円未満	16,000円	15,700円	12,000円	11,800円
④-2	65,000円以上 81,000円未満	22,500円	22,100円	20,000円	19,700円
④-3	81,000円以上 97,000円未満	27,500円	27,100円	24,500円	24,100円
⑤-1	97,000円以上 121,000円未満	33,000円	32,500円	28,000円	27,500円
⑤-2	121,000円以上 145,000円未満	34,500円	34,000円	28,500円	28,000円
⑤-3	145,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円	29,000円	28,500円
⑥-1	169,000円以上 213,000円未満	45,000円	44,300円	29,500円	29,000円
⑥-2	213,000円以上 257,000円未満	47,000円	46,200円	30,500円	30,000円
⑥-3	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円	31,000円	30,500円
⑦-1	301,000円以上 349,000円未満	53,000円	52,200円	32,000円	31,400円
⑦-2	349,000円以上 397,000円未満	55,000円	54,100円	32,500円	31,900円
⑧	397,000円以上	58,000円	57,000円	33,000円	32,400円

(21) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

公立

(平29. 5. 1現在)

施設名	定員	所在地
市立 熊本五福	125	中央区魚屋町1丁目1-9
〃 一新	176	中央区新町1丁目10-38
〃 碩台	90	中央区南千反畑町15-23
〃 向山	125	中央区本山4丁目5-2
〃 川尻	160	西区川尻4丁目1-70
〃 古町	160	西区二本木4丁目4-13
〃 隈庄	180	南区城南町宮地1009番地
〃 楠	125	北区楠3丁目6-1
計 8 ケ所	1,141	
国立大学法人 熊本大学 教育学部附属	145	中央区城東町5-9

私立

(平29. 5. 1現在)

施設名	定員	所在地
YMCA 水前寺	130	中央区出水3丁目12-1
熊本学園大学付属 敬愛	140	中央区大江2丁目1-61
信愛女学院	250	中央区上林町2-20
王栄	170	中央区九品寺2丁目2-44
マリア	200	中央区水前寺4丁目31-56
九州音楽	180	中央区水前寺公園23-21
坪井	80	中央区内坪井町4-19
ときわ	315	中央区本荘町689
九州音楽京塚	410	東区尾ノ上1丁目47-9
第2 さくら体育	350	東区戸島西7丁目1-12
さくら	350	東区長嶺南1丁目4-80
ちぐさ	120	西区池上町133-3
聖母愛児	140	西区島崎6丁目1-18
花陵	180	西区田崎3丁目1-52
熊本音楽	280	南区出仲間6丁目14-40
力合	160	南区白藤1丁目22-7
ルンビニー	150	南区近見2丁目7-2
植木中央	340	北区植木町舞尾544-2
大窪	160	北区大窪3丁目2-25
立田	240	北区龍田6丁目12-1
武蔵ヶ丘	330	北区武蔵ヶ丘5丁目9-16
計 21 ケ所		
公私立計 30 ケ所		

健
福

イ 幼稚園就園奨励費

私立幼稚園（27園）

（平成28年決算）

補助条件		区分	補助限度額 (円)	対象人数 (人)	補助実施額 (円)	対象率 (%)
通常世帯	I 生活保護世帯	第1子	308,000	0	0	0.0
		第2子	308,000	0	0	0.0
		第3子以降	308,000	0	0	0.0
	II 市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第1子	272,000	158	36,477,000	3.4
		第2子	290,000	155	37,221,500	3.4
		第3子以降	308,000	95	22,492,320	2.1
	III 市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	第1子	115,200	282	29,949,600	6.1
		第2子	211,000	261	51,394,740	5.7
		第3子以降	308,000	122	30,488,160	2.6
	IV 市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	第1子	62,200	1,255	73,294,100	27.2
		第2子	185,000	931	159,058,100	20.2
		第3子以降	308,000	102	23,741,880	2.2
	V 上記区分以外の世帯	第1子	—			
		第2子	154,000	479	67,246,900	10.4
		第3子以降	308,000	60	13,475,280	1.3
ひとり親世帯等	I 生活保護世帯	第1子	308,000	5	1,166,000	0.1
		第2子	308,000	4	1,033,500	0.1
		第3子以降	308,000	7	1,700,000	0.2
	II 市民税が非課税の世帯・市民税の所得割が非課税の世帯	第1子	308,000	50	12,536,860	1.2
		第2子	308,000	26	6,159,380	0.6
		第3子以降	308,000	10	2,499,400	0.2
	III 市町村民税所得割額が34,500円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	第1子	217,000	18	3,516,600	0.4
		第2子	308,000	9	2,195,680	0.2
		第3子以降	308,000	4	1,065,880	0.1
	IV 市町村民税所得割額が171,600円に(1)(2)の合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	第1子	62,200	21	1,235,800	0.5
		第2子	185,000	14	2,500,600	0.3
		第3子以降	308,000	1	266,900	0.0
	V 上記区分以外の世帯	第1子	—			
		第2子	154,000	2	308,000	0.0
		第3子以降	308,000	2	440,000	0.0
合計		園児数(全体)4,616人		4,073	581,464,180	88.2

ウ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年度	24	25	26	27	28
決算額(千円)	47,665	47,665	47,665	31,679	24,434

7 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア 営業施設の監視指導状況

(平成 28 年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営業六法	理 容 所	692	98	14.2%
	美 容 所	1,495	330	22.1%
	クリーニング所	510	109	21.4%
	旅 館	218	8	3.7%
	興 行 場	34	0	0.0%
	公 衆 浴 場	200	88	44.0%
	計	3,149	633	20.1%
その他一般環境衛生	温 泉	124	13	10.5%
	化 製 場 等	2	0	0.0%
	墓 地	1,514	21	1.4%
	納 骨 堂	266	9	3.4%
	火 葬 場	2	-	-
	ビル管理法による 特定建築物	261	34	13.0%
	ビル管理法による 登録営業	160	33	20.6%
	遊 泳 場	33	23	69.7%

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任 期 2年

(2) 生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成24年3月31日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

区分	年度	24	25	26	27	28
相談件数(件)		200	309	429	318	346
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)		16	10	7	11	24

イ 出前教室実施状況

区分	年度	24	25	26	27	28
出前教室実施件数(件)		3	13	6	7	3
延参加人数(人)		76	265	192	127	73

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分	年度	24	25	26	27	28
生活衛生推進員の登録人数(人)		58	40	46	27	31
セミナー開催数(回)		5	6	5	4	0

エ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談(苦情)については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介(電話帳で本人が選択する)をしている。
- ③近隣の住民からの相談(苦情)については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。
- ④地域団体(自治会・PTA等)からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路のコガタズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したのが、平成26年度2件、平成27年度0件、平成28年度1件であった。また、市内でセアカゴケグモが発見され、健康被害を防止するために生息調査等(駆除:成体19匹、卵のう19個含む。)を実施し注意喚起を行った。

オ 除草指導

苦情処理状況

年度	相談を受けた雑草地(件数)	草刈り完了実績(件数)
平成25年度	250	191
平成26年度	335	255
平成27年度	286	212
平成28年度	259	144

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）」に基づき、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。その他、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録の事務を行い、野生鳥獣に関する相談窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

ア 施設

名 称	熊本市動物愛護センター	
所在地	東区小山2丁目11-1	
敷地面積	10,726.71㎡	
建物面積	1,141.48㎡	
管理棟	246㎡	
収容施設棟	315.43㎡	
愛護棟	418.86㎡	
倉庫	41.63㎡	
収納庫	27㎡	
動物愛護園	92.56㎡	
休憩所		
建設費	20,925千円	
改築費	150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟） 184,527千円（愛護棟）	
建設年月	昭和45年5月	
改築年月	昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟） 平成26年3月（愛護棟）	
焼却炉	1基	

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分 死亡	計	咬傷 事故
24	38,624	25,600	420	11	431	252	149	36	437	26
25	38,781	24,770	423	4	427	222	154	29	405	14
26	37,944	24,183	366	6	372	222	151	20	393	30
27	34,599	23,613	361	18	379	212	129	22	363	16
28	34,352	20,358	356	13	369	248	139	10	397	31

(4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。平成28年度は、熊本地震の発生に伴い、発災から約6ヶ月間の期間については、食品の流通拠点施設である田崎市場や避難所等への弁当供給施設となった大型弁当施設に対して重点的な監視を行ったこともあり、監視ポイントは目標を下回った。また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア 食品衛生

① 営業施設等の監視指導状況（平成18年度から監視ポイント制へ移行）

（平成28年度）

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率 (%)
13,758	9,123	1,532	2,002	15,290	20,400	10,523	51.6

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（平成28年度）

区 分	衛 生 教 育					研修会・講演会				合 計	
	営 業 者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	食中毒予防講演会	食品表示法説明会		HACCP普及啓発研修会
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会							
件 数	60	19	5	1	9	668	2			1	765
参加人数	2,115	1,033	1,040	167	415	2,498	187			85	7,540

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
24		110	4	729
25		132	4	423
26		110	4	293
27		114	3	323
28		45	2	187

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町 380 番地 市場会館 5 階

検 査 状 況 ※（ ）は違反品数を再掲

年 度	施 設 数	食 品 の 検 査 数					
		国 産 品		輸 入 品		合 計	
24	252	215	(2)	17	(0)	232	(2)
25	246	248	(0)	22	(0)	270	(0)
26	249	171	(1)	14	(0)	185	(1)
27	249	132	(2)	24	(1)	156	(3)
28	255	71	(0)	20	(0)	91	(0)

※（ ）は違反品数を再掲

(5) 火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施 設

・熊本市斎場

所在地 東区戸島町796番地
 敷地面積 13,209.92㎡
 建物面積 斎場 建築面積 3,946.7㎡、延床面積 4,970.3㎡
 建設年月 斎場建設工期 平成9年9月19日～平成11年8月31日
 (供用開始①火葬棟及び待合棟平成11年4月1日②式場棟平成11年9月1日)
 構造 斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部2階建て(庭園含む)
 総事業費 約 3,660,000千円
 型式 台車式15基
 火葬棟の機能 ①告別室(4室) ②炉前ホール ③火葬炉15基(3基増設スペースを確保)、汚物炉1基
 ④収骨室(4室) ⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所在地 北区植木町滴水628番地1
 敷地面積 1,447.28㎡
 建物面積 斎場 建築面積 229.8㎡、延床面積 205.1㎡
 建設年月 昭和56年3月
 構造 (火葬棟)鉄筋折板平屋造、(待合棟)木造平屋
 火葬炉 2基

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
大 人	市内	5,904	5,968	6,264	6,406	6,720
	市外	356	390	401	411	515
小 人	市内	27	29	11	22	15
	市外	3	0	0	2	1
死 産 児	市内	157	161	171	153	161
	市外	47	40	47	44	39
改 葬 人 骨	市内	43	57	48	61	154
	市外	4	7	4	15	13
そ の 他	市内	655	473	472	469	390
	市外	94	80	62	76	71
小 計	市内	6,786	6,688	6,966	7,111	7,440
	市外	504	517	514	548	639
合 計		7,290	7,205	7,480	7,659	8,079

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
待 合 室	市内	732	804	961	1,049	1,221
	市外	49	20	54	68	90
通 夜	市内	8	6	12	11	0
	市外	1	2	0	0	0
告 別 式	市内	39	22	21	31	1
	市外	1	2	2	1	1
通夜及び告別式	市内	84	81	63	74	4
	市外	6	6	7	8	2
小 計	市内	863	913	1,057	1,165	1,226
	市外	57	30	63	77	93
合 計		920	943	1,120	1,242	1,319

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限定する）

区分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火葬場	大人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死産児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他 (産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部)	1個 (10キログラムを限度とする。)	1,000	6,000
待 合 室		1回 (2時間以内)	4,000	
式場	通 夜	1回 (午後4時から翌日の午前9時まで)	5,000	30,000
	告 別 式	1回 (午前9時から午後3時まで)	5,000	30,000
	通夜 及び 告別式	1回 (午後4時から翌日の午後3時まで)	10,000	60,000

(6) 市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂（納骨堂）を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	平成26年度までの貸付状況		平成27年度までの貸付状況		平成28年度までの貸付状況	
		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
花園墓地	28,057	1,891	12,578	1,890	12,558	1,876	12,457
小峯墓地	28,617	1,900	11,577	1,898	11,557	1,855	11,278
立田山墓地	37,929	1,524	10,253	1,521	10,232	1,505	10,131
城山墓園	54,747	1,146	7,130	1,146	7,131	1,142	7,108
清水墓園	20,897	1,514	8,608	1,513	8,590	1,508	8,564
桃尾墓園	268,765	8,816	43,376	8,920	43,894	8,962	44,108
浦山墓園	26,407	1,235	7,917	1,232	7,890	1,220	7,818
計	465,419	18,026	101,439	18,120	101,852	18,068	101,464

イ 桃尾霊堂

所在地	東区戸島町 桃尾墓園内
敷地面積	2,000㎡
建設概要	本体 鉄筋コンクリート平屋建 501.44㎡ 納骨堂 家族納骨壇 336壇、短期納骨壇 1,200壇 管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 39.6㎡ (事務所、休憩所、トイレ) 舎利塔 25㎡
竣工	本体工事 昭和56年3月
建設費	昭和55年度 147,180千円 (設計委託料含む) 昭和56年度以降 9,300千円 (管理棟、舎利塔)

ウ 使用料

(平14.4.1施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600,000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120,000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80,000円

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

(7) 健康危機管理 (医療政策課)

平成13年4月1日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関30部署からの31委員で構成され、年1回の開催
- ・幹事会 庁内11関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等

環 境

1	環境保全活動の推進	245
2	緑の保全と緑化の推進	250
3	水環境の保全	251
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	256
5	災害廃棄物処理事業の推進	263
6	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	265
7	環境総合センター	267

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（1）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定しており、平成27年度に社会情勢の変化や新たな環境問題への対応をするため、見直しを行った。

基本理念

- ①豊かな自然と文化の保全と活用
- ②環境の変化への対応と適応
- ③環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④環境と経済・社会の調和
- ⑤環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ①豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ②くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。一方で、市民に身近な温暖化対策やゴミ減量の取り組みとして、レジ袋の削減に向け、スーパーや商店街等と市民団体、本市との間で「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成23年度からは、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用している。

平成27年度からは、「第4次熊本市役所グリーン計画」の計画期間が開始し、本市の事務事業に伴う更なる環境負荷の低減に取り組んでいる。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年10月より施行している。

④ 地球温暖化対策

地球環境問題の中でも、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を温室効果ガス排出量の少ない低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年3月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定した。その後、平成27年3月には、これまでの取り組み状況を踏まえて、市民一人ひとりの具体的な取り組み事例を示すなどの改訂を行い、学識経験者や事業者、市民団体等との連携を図りながら、計画に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを推進している。

このような中、環境省が推進する国民運動「COOL CHOICE (=地球温暖化対策に資する賢い選択)」に賛同し、低炭素社会実現に向けたライフスタイルの転換などについて普及啓発を行っている。

⑤ 創エネ・省エネの推進

再生可能エネルギーの導入促進に向け、本市公共施設69施設への太陽光発電システムの設置や住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置費の一部助成などに取り組んできた。平成28年度は、エコ住宅やエコカーなどを体験する「COOL CHOICE CITY くまもと」体験バスツアーなどを開催し、太陽光発電、蓄電池、HEMSを活用したスマートハウス、住宅の高断熱化と高効率設備によるZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）、水素を燃料とするFCV（燃料電池自動車）等の普及啓発を行った。

⑥ パートナーシップによる環境保全活動の推進

国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審議会

環境審議会（昭和63年10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17人（任期3年）

開催回数 全体会0回、自然環境部会3回（平成28年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 2回（平成28年度）

キ 公害苦情処理件数

平成28年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数315件と過去4年間の平均値238件と比較しても増加している。種類別の割合を見ると、騒音が30%と最も多く、次いで大気汚染が28%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（平成24年度～平成28年度）

種 別 \ 年 度	24	25	26	27	28
大 気 汚 染	42	48	22	35	89
水 質 汚 濁	33	47	58	45	59
土 壌 汚 染	1	1	1	2	0
騒 音	72	81	96	119	94
振 動	5	12	11	7	33
悪 臭	43	49	27	55	28
そ の 他	8	7	10	17	12
計	204	245	225	280	315

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成28年度の事前指導件数 741件

(2) 大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況は全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が新たな課題となっている。このような中、平成27年3月に、これまで7カ所で行っていた大気汚染の常時監視測定局を8カ所（一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局2局）に適正配置を行い、効率的に大気汚染状況を把握できる体制を整え、ホームページ等での情報の提供に努めている。

また、光化学オキシダント等の注意報発令区域の見直しを県と行い、より分かりやすい情報発信ができるようになった。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成28年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、一部の測定局を除き環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、平成28年度は、注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質についても、一日平均値が新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがある場合に行う注意喚起について、平成28年度の発令はなかった。

環境基準達成状況

(平成24年度～平成28年度)

測定項目	二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光化学オキシダント					一酸化炭素					微小粒子状物質					
	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。					1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。					
環境基準による大気汚染の評価	長期的評価					長期的評価					長期的評価					短期的評価					長期的評価					短期及び長期的評価					
	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。					年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。					1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m ³ 以下であること。					
年度	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28	
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	△	×	×	×
	錦ヶ丘局※	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○*	△	△	×	×	×	△	△	—	—	—	△	△	—	—	—	△	△
	古町局※	—	—	—	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	×	×	×	△	△	—	—	—	△	△	—	△	×	△	△
	天明局※	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	×	×	×	△	△	—	—	—	△	△	—	×	×	△	△
	榎木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—	—	△	×	×	×
	北区役所				○	○				○	○				○	○				×	×				—	—				×	×
	秋津局				—	—				—	—				○	○				×	×				—	—				×	○
	中島局				—	—				○	○				○	○				×	×				—	—				○	○
城南町局				○	○				○	○				○	○				×	×				—	—				×	×	
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	△	×	×	×
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×	×

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成、○*は、機器故障による年間測定日数不足のため参考値、—は測定機の設置なし

注2 △は年度途中の機器設置のため環境基準の評価ができない測定局

注3 一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

※ 測定局の適正配置により廃止した測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ約746件有り、ばい煙発生施設の66%以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成28年3月31日現在）。このうち、平成28年度は延べ12件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から5カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約120区間）を実施した。平成23年度から、富合地区・城南地区・植木地区を含む全評価対象区間（約160区間）を5カ年間で実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成28年度は市街地及び固定発生源周辺の9地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内2地点（自動車排ガス測定局及び一般環境測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など21種類、また、別の市内2地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスに由来する6種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。平成28年度の結果は、4地点とも環境基準等を達成していた。

2 緑の保全と緑化の推進（環境共生課）

(1) 概要

本市における自然環境の保全や、緑の創出に対する取り組みは、市議会における「森の都都市宣言」（昭和47年10月2日）の議決以来、すでに44年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年3月28日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成17年3月策定）」、「第7次総合計画（平成28年3月策定）」、「第3次環境総合計画（平成23年4月策定）」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

(2) 事業実施状況

(平成28年度実績)

事業名	事業概要	備考		
自然環境保全事業	立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	150ha	
	金峰山等森林管理	市営造林地管理、「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担		
	自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、放置竹林モデル事業	環境保護地区数 開発行為協議数	14箇所 74件
	保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理、公共施設の樹木管理	保存樹木管理本数	605本
	香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	4.1ha	
	森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数	2,487人
	ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）		
	生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」の運用		
街なかの緑創出事業	市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷に芝を植栽し、新たな緑の空間を創出する。サポーター制度により寄附を募り、事業の維持管理を図る。	既緑化区間 管理寄付金額	約935m 1,353,455円
	屋上等緑化	屋上や壁面の緑化への補助、下通アーケード内樹木の管理、緑のカーテン普及	下通アーケード内樹木	16本
漱石の森づくり事業	公共地緑化	学校や市施設の植栽等、自治会等に花苗の配布（マリーゴールド・パンジー）、花壇及びフラワーボットの花苗植栽管理、城山・花園園場の管理	学校緑化工事箇所 花苗配布（自治会等）	2箇所 1,724団体
	民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助	家庭の森づくり補助 緑の街並みづくり補助 事業所の森づくり補助 記念樹配布本数	16件 4件 14件 957本
	緑化啓発	市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランティアの育成、緑の募金運動の促進等	緑化市民運動	5箇所

3 水環境の保全（水保全課）

（1）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、平成26年3月には「第2次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、平成27年3月には「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成24年度には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

（2）水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌やメールマガジンの配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、市民1人1日あたりの生活用水使用量218リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用途		年度				
		23	24	25	26	27
上水道用	井戸本数(本)	132	128	123	123	114
	一日平均採取量(m ³)	220,664	220,908	222,159	218,810	211,830
	年間採取量(m ³)	80,762,910	80,631,519	81,088,065	79,865,650	77,529,444
養殖・農業・水産用	井戸本数(本)	1,363	1,336	1,303	1,231	1,138
	一日平均採取量(m ³)	39,569	40,377	39,421	38,515	34,447
	年間採取量(m ³)	14,482,140	14,737,667	14,388,664	14,057,865	12,607,379
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,233	1,212	1,188	1,118	1,039
	一日平均採取量(m ³)	50,345	46,647	45,834	47,246	46,691
	年間採取量(m ³)	18,426,347	17,026,068	16,729,339	17,244,744	17,088,862
合計	井戸本数(本)	2,728	2,676	2,614	2,472	2,291
	一日平均採取量(m ³)	310,578	307,932	307,414	304,571	292,966
	年間採取量(m ³)	113,671,397	112,395,254	112,206,068	111,168,259	107,225,685

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成28年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約852haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成29年3月31日現在）

所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	255.38	246.22	9.16	123.76	131.62	—
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—
合計	852.63	757.88	94.75	293.72	233.24	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		88.89	11.11	34.45	27.35	38.20

樹種別

分類	樹種	面積 (ha)	構成比 (%)
針葉樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	350.92	41.16
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	431.04	50.55
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.37
その他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	59.02	6.92

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成28年度は、約48ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約144万㎡の地下水かん養効果があったと推計される。当年度は、4月の熊本地震により農地や水路等の農業施設が被災したことにより、白川中流域の転作田においても、大部分で湛水事業が実施できず、過去5ヵ年の平均推定かん養量と比較しても1割程度、熊本市で使用される地下水の約1%のかん養実績であった。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成28年度は計241本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成28年度)

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	砒 素	ふ っ 素	ほ う 素
9本	26本	23本	25本	1本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；34地点、海域；6地点）の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められており、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成28年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。（熊本市調査分）

(平成28年度)

河 川 名	測 定 地 点 名	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	浮遊物質 (SS)
白 川	吉 原 橋	0.9	9.5	16
堀 川	坪井川合流前	3.0	10	8
坪 井 川	堀 川 合 流 前	0.8	9.6	2
	上 代 橋	2.2	8.3	3
	千 金 甲 橋	1.8	7.2	19
井 芹 川	山 王 橋	1.4	9.6	3
	尾 崎 橋	1.2	9.7	4
天 明 新 川	六 双 橋	1.5	7.6	11

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域（河川及び海域）の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成28年度は、公共用水域の水質（7検体）・底質（7検体）、地下水の水質（5検体）及び土壌（5検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区12地区のうち8地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置が実施されている。浄化措置の実施により、地下水濃度は急激に減少しているが、今なお環境基準を超過している。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成27年3月に策定した「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取り組みを推進している。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターの整備を進めている。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置実施の確認を行っている。

(平成28年度)

法令名	届出事業場数	規制対象事業場数	H28立入調査実施事業場数
水質汚濁防止法	1061	86	64
熊本県地下水保全条例	92	9	9
熊本県生活環境の保全等に関する条例	68	18	2

(4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域^(※)で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、横ばい若しくは上昇傾向にあるが、水収支でみると未だマイナス状態であり、また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存3組織を統合し、平成24年4月に(公財)くまもと地下水財団を設立した。

今後は、(公財)くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域11市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となって広域的・持続的な事業を展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村

(5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に5箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にPRしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在92件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成20年度から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化(平成13年)、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成19年)、そして家庭ごみ有料化(平成21年)やプラスチック製容器包装の分別収集(平成22年)に取り組んできた。

また、平成25年に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」を目指すこととし、平成26年10月から、家庭から排出された蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集に取り組んでいる。

そのような中、平成27年度には、「熊本市一般廃棄物処理基本計画(平成23～32年度)」の中間見直しを実施し、「市民1人1日当たりのごみ排出量」など5つの成果指標の達成に向け、新たな施策に取り組むこととした。

(2) 収集及び処理量(廃棄物計画課)

ア 収集量

(単位:t)

区 分		年 度				
		24	25	26	27	28
直 営	北部クリーンセンター	26,006	19,969	19,270	18,853	16,300
	西部クリーンセンター	29,595	22,715	22,626	21,875	22,399
	東部クリーンセンター	31,337	24,301	22,932	22,336	20,417
委 託 収 集		57,385	77,789	81,652	79,513	73,952
許 可 業 者		70,147	71,015	73,044	74,509	74,189
自 己 搬 入 等		19,199	16,241	17,459	19,063	17,941
計		233,669	232,030	236,983	236,149	225,198
1 日 平 均 排 出 量		640	636	649	645	617
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		955	947	924	918	880

※ 平成28年熊本地震(平成28年4月14日)等による災害ごみを除いている。

イ 処理量

(単位:t)

区分		24		25		26		27		28	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼 却	西部環境工場	86,234	236	88,780	243	81,261	223	85,614	234	76,400	209
	東部環境工場	118,042	323	113,013	310	126,265	346	121,411	332	118,535	325
埋 立		5,681	16	5,613	16	5,599	15	5,586	15	4,896	14
再 資 源 化		23,671	65	24,557	67	23,838	65	23,234	63	25,335	69
計		233,628	640	231,963	636	236,963	649	235,845	644	225,166	617

(3) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

(平成29年4月1日現在)

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋 (45ℓ 相当)	35 円	35 円
中袋 (30ℓ 相当)	23 円	23 円
小袋 (15ℓ 相当)	12 円	12 円
特小袋 (5ℓ 相当)	4 円	—

※ いずれの価格も 1 枚当たり

※ 10 枚を 1 セット (冊) で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(4) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

(平成29年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

(5) 保有車両（廃棄物計画課）

(平成29年4月1日現在)

事業所名	バッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	6	5	1
西部クリーンセンター	19	2 t パワーゲート1 プレス車1	6	4	1
東部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	6	6	1

(6) 家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目 的 資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月2回 「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週1回

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出

収 集 品 目 空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

(単位：t)

区 分 \ 年 度	24	25	26	27	28
収 集 量	26,850	27,102	25,758	24,908	27,936
再 資 源 化 量	22,499	23,332	22,423	21,518	23,602
委 託 料 (千円)	868,850	877,522	972,388	919,457	895,319
資源物売却収入 (千円)	195,615	178,601	180,446	182,251	191,198

(注) 収集量－再資源化量＝選別残渣

(7) リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、牛乳パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、布類（古着）

集団回収実績

区 分 \ 年 度	24	25	26	27	28
登 録 団 体	792	808	824	831	825
実 施 団 体	648	668	673	673	624
総 回 収 量 (t)	7,241	7,296	7,069	6,930	6,537
助 成 総 額 (千 円)	48,152	48,764	47,732	47,075	44,431

注) 1. 回収量助成単価は、平成21年上半年期までは古紙類1kg当たり6円・古紙類以外1kg当たり4円、平成21年下半年期からは助成対象品目全て1kg当たり6円

2. 実施回数助成は、平成21年下半年期から適用し、(実施回数-2回)×2,000円を交付（上限24,000円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで） ※平成27年度より

助成実績

年度	24	25	26	27	28
助成基数	137	148	74	86	62
助成総額（千円）	350	376	284	227	146

[電気式生ごみ処理機]

・購入代金の2分の1（1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで） ※平成27年度より

助成実績

年度	24	25	26	27	28
助成台数	862	423	314	126	105
助成総額（千円）	40,642	19,520	14,080	3,791	2,957

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザは、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、平成29年4月1日に廃止した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	東区戸島町2570番地（東部環境工場内）
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介）
	・リサイクル品の展示、提供
	・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ）
	・リサイクル講座の開催
	・図書・資料室
	・リサイクル情報掲示
	・フリーマーケットの開催

来館者の状況

年度	24	25	26	27	28
来館者（人）	30,510	33,405	33,905	33,535	9,739

(8) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成28年3月に竣工した西部環境工場（280 t/日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600 t/日）の両工場（合計処理能力880 t/日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計16,200kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。

ア 施設の状況

区分 \ 名称	東部環境工場	西部環境工場
所在地	東区戸島町2570番地	西区城山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	70,158㎡
建設年月	平2.12～平6.3	平24.4～平28.2
建設費	22,505,489千円	11,745,146千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	11,800㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t/24時間（300t×2基）	280t/24時間（140t×2基）
破碎処理能力	30t/5時間	50t/5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
（健康増進施設）

名称 三山荘

所在地 東区戸島町2573番地

経営主体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）

開設年月日 平成2年10月16日

構造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷地面積 6,769㎡

建物面積 992.63㎡（浴室、大広間、多目的ルーム、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）

建設費 391,200千円

定員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人

使用料 大人（高校生以上）300円 ただし、地元自治会に所属している者は無料
小人（中学生以下）無料

名 称	東部交流センター		
所在地	東区戸島町2588番地1		
経営主体	熊本市（指定管理者制度を導入し、東部交流センター管理運営共同企業体を指定）		
開設年月日	平成19年10月10日		
構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平家（一部高屋根）		
敷地面積	15951.60㎡（足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）		
建物面積	1088.77㎡（体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）		
建設費	445,000千円		
定員	体育館・集会などで300人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡） 多目的室・集会などで200人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡）		
使用料	体育館（全面使用）	：午前3,000円	午後・夜間各4,000円
	体育館（バドミントン）	：一般460円／面・時間	高校生以下230円／面・時間
	体育館（卓球）	：一般220円／面・時間	高校生以下110円／面・時間
	多目的室（全面使用）	：午前2,800円	午後・夜間各3,700円
	多目的室（半面使用）	：午前1,400円	午後・夜間各1,850円
	調理室	：午前1,200円	午後・夜間各1,600円
	和室	：午前500円	午後・夜間各700円
	ただし、地元団体の公的行事については無料		

② 西部環境工場

目的	ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。		
発電設備	復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力5,700kw (ハウス園芸施設への温水供給)		
利用者	西部環境工場温水利用温室組合		
施設面積	(農地面積) 約5,284㎡		
加温方式	温水フィンチューブ方式(60℃)		
栽培品目	トマト、花き類		
温室内容	ガラス温室		

(9) 最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000㎡分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成21年10月から第二期工事に着手し、埋立容量895,000㎡を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000㎡分を確保し、平成25年3月に完成した。

ア 施設の状況

所在地	北区貢町1567番地
総敷地面積	235,700㎡
埋立面積	約80,200㎡
埋立容量	1,500,000㎥ 一期工事分 605,000㎥ 二期工事分 895,000㎥
供用開始	平成15年6月
工事期間	一期工事分 平成11年6月～平成15年3月 二期工事分 平成21年10月～平成25年3月

イ ふれあい広場

名称	戸島ふれあい広場 戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋立が終了し、平成25年4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。
所在地	熊本市東区戸島町1489番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、戸島ふれあい広場管理運営共同企業体を指定）
開設年月日	平成25年4月1日（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年9月1日）
敷地面積	65,528㎡
建設費	436,134千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下） 自由広場：1時間につき 500円
施設概要	パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等 駐車場 収容可能台数168台（無料）
名称	扇田ふれあい広場
所在地	熊本市北区釜尾町811番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、田上アクト共同企業体を指定）
開設年月日	平成25年9月1日
敷地面積	14,990㎡
建設費	265,467千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）
施設概要	パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台（無料）

（10）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 災害廃棄物処理事業の推進（震災廃棄物対策課）

（1）事業の概要について

ア 事業開始の背景

平成28年熊本地震による被害は甚大で、倒壊のおそれがある家屋等が多数生じたため、損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）を当該物件所有者の申請に応じ、災害廃棄物として解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することにより、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図る。

国は、平成28年5月3日付け事務連絡「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」において、対象となる被災家屋等の要件を「全壊」から「半壊以上」へ拡充し、国庫補助の対象とすることとした。

イ これまでの取り組み

被災家屋等の解体及び撤去を実施するにあたり、平成28年6月13日付け、「平成28年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱」を制定するとともに、公費解体の制度開始以前に個人等により自主的に解体をした者、いわゆる自費解体を行った者に対し、自費解体及び撤去に係る償還を実施するにあたり、「平成28年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱」を制定し、災害廃棄物処理事業に取り組んでいる。

ウ 処理目標

平成30年3月末頃を目途に、被災家屋等を解体及び撤去し、これに伴い発生する解体ガレキ等の全ての災害廃棄物を、仮置場等に搬入することを目指している。

また、平成30年6月末頃を目途に仮置場の原状復旧を行い本事業を全て完了するために、仮置場等に搬入された全ての災害廃棄物について、同年4月末頃までに再資源化施設又は最終処分場への搬出を完了することを目指している。

（2）被災家屋等における解体・廃棄物処理の進捗状況

ア 被災家屋等における解体の進捗状況

平成29年6月末時点における被災家屋等の解体状況は、申請受付を行った13,658件のうち9,373件の処理を実施しており、進捗率は約69%となっている。

制度別被災家屋等における解体の進捗状況（平成29年6月末日時点）

制度	申請件数	処理実施件数
公費解体	10,488件	（公費解体による着手件数）6,203件
自費解体	3,170件	（自費解体完了の現場確認件数）3,170件
合計	13,658件	9,373件

イ 廃棄物処理の進捗状況

熊本地震に伴い発生する災害廃棄物の量は、平成29年3月末時点における解体申請状況等から、合計147.9万トンと推計している。

種類別災害廃棄物の量（平成29年3月末日推計値）

種類	発生量（推計）	備考
コンクリート類	730,000トン	セメント瓦含む
木くず	154,000トン	家具類含む

瓦くず	60,000トン	焼き瓦
金属くず	41,000トン	鉄骨、アルミサッシ等
混合ガレキ	492,000トン	土砂混じりの解体残さ、不燃物、可燃物、石膏ボード、畳等
その他	2,000トン	家電4品目、処理困難物等
合計	1,479,000トン	

平成29年5月末時点での災害廃棄物処理実績は約84.9万トンであり、進捗率は約57%、そのうち、リサイクルした量は約44.8万トンであり、リサイクル率は約53%となっている。

(3) 仮置場の設置状況

平成29年3月末時点で、市内6箇所に仮置場を設置し、被災家屋等の解体に伴い発生する廃棄物を受け入れている。各仮置場で受け入れた廃棄物については、必要に応じて破碎・選別等の中間処理を行った後に、市内外の処理施設へ搬出し、可能な限りリサイクルを行う。

名称	所在地	面積
戸島仮置場	東区戸島町1489番地外	8.2 ha
城南仮置場	南区城南町下宮地34-1、44-1	0.5 ha
新城南仮置場	南区城南町鱈瀬2127番地の2	1.3 ha
熊本港仮置場	西区新港1丁目4番1	2.4 ha
扇田仮置場	北区釜尾町811番地	9.1 ha
北部仮置場	北区楠野町1046-2	2.0 ha
合計		23.5 ha

各仮置場には防音・防塵のための仮囲いや放流水対策としての沈砂池等を設置しているほか、破碎・選別等の処理に伴い粉塵が飛散するおそれがある作業については、散水を行いながら仮設テント内で行うなど、周辺環境への影響の低減を図っている。

(4) 広域処理

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、本市が市域内において処理することが原則である。しかしながら、短期間に大量の災害廃棄物が発生することや、市域内で適正に処理することができない災害廃棄物が発生していること、さらに本市の環境工場等では通常の生活ごみの処理を優先する必要があること等の要因から、九州内をはじめ日本全国の処理施設において広域処理を行っている。

広域処理の例（平成29年6月末日現在）

種類	処理方法	処理施設所在地
木くず、畳、非塩素系可燃物等	セメント原燃料化	福岡県、大分県、山口県、高知県、新潟県、岩手県
木くず	バイオマス発電燃料化	福岡県、和歌山県、愛知県、福島県
スプリングマットレス等	破碎・選別・焼却	大阪府
スレートくず等	安定型埋立処分	大分県

なお、処理施設への運搬にあたっては、災害廃棄物の性状等に応じて、車両による輸送だけでなく鉄道輸送や海上輸送を組み合わせることで、効果的・効率的に実施する。

6 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

(1) 概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者10業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、平成10年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

(2) 処理対象人口と収集量

※3月31日現在での推計

区分		年度	24	25	26	27	28
処理対象人口			731,815	732,877	733,516	733,638	731,754
内訳	水洗化	公共下水道(人)	612,514	622,006	625,654	631,272	633,235
		浄化槽(人)	98,231	90,213	88,034	83,417	80,606
	くみ取り	(人)	2,110	20,598	19,768	18,889	17,853
	自家処理	(人)	60	60	60	60	60
収集量	くみ取りし尿収集量	(k1)	17,017.4	15,647.8	15,101.1	14,469.4	13,872.8
	浄化槽汚泥収集量	(k1)	62,667.8	60,623.0	58,193.4	56,693.1	56,831.5
	収集量合計	(k1)	79,685.2	76,270.8	73,294.5	71,162.5	70,704.3

外国人を含む人口

(3) 処理量（処理施設別）

(単位：k1)

区分	年度	24	25	26	27	28
秋津浄化センター※		14,065.1	14,155.8	19,681.1	18,301.9	18,832.3
中部浄化センター		34,226.2	31,710.5	34,919.1	33,951.7	33,453.1
宇城広域連合浄化センター		11,464.6	10,835.7	0	0	0
山鹿衛生処理センター		19,929.3	19,568.8	18,694.3	18,908.9	18,418.9
計		79,685.2	76,270.8	73,294.5	71,162.5	70,704.3

※秋津浄化センターの欄は平成28年度から東部浄化センターの処理量と読み替える。

(4) 許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧市域 7業者 ・富合地区 2業者(うち1業者は城南地区業者)
- ・城南地区 1業者 ・植木地区 1業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

(5) 処理施設

区分	適用	処理区域	処理能力	処理内容
東部浄化センター※		旧市域 富合地区 城南地区	90 k1/日	暫定施設を設け、東部浄化センターで受入中
中部浄化センター			210k1/日	前処理後に下水処理
山鹿衛生処理センター		植木地区	92 k1/日	脱窒素活性汚泥法

※熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、現在は緊急的に東部浄化センターへし尿等を直接搬入している。
なお、恒久施設を建設する方向で検討している。

(6) 浄化槽の設置状況

(単位:基)

型 式		人 槽						計
		5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201以上	
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,414	156	140	15	4	1	2,730
	全 ば っ 気 型	1,038	62	99	36	3	0	1,238
	分 離 ば っ 気 型	1,904	47	170	150	0	3	2,139
	接 触 ば っ 気 型	4,760	424	483	23	6	2	5,698
	計	13380	236	392	147	122	85	11,805
合 併 処 理 槽		13,380	236	392	147	122	85	12,362
合 計		21,496	925	1,234	236	135	91	24,167

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度				
	24	25	26	27	28
補 助 対 象 基 数 (基)	274	254	235	227	201
補 助 対 象 人 槽 (人 槽)	1,743	1,531	1,446	1,284	1,120
補 助 金 の 額 (千 円)	134,314	122,364	115,374	100,930	74,293

7 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成24年4月1日、組織名を環境総合センターと改めた。

所在地 東区画図町大字所島404番地1

構造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人員 22人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

平成28年度は、従来の試験業務に加え、熊本地震発災直後に市民が保有する飲用井戸の水質検査を緊急で実施したため、その実績は以下の表（衛生科学・微生物）に含まれる。なお、各検体は、検査項目が衛生科学及び微生物学的検査を含むため、両業務に検体数等を計上している。（検体数 1,341件、検査項目数13,272件）

環境関係業務

調査区分		年度		24		25		26		27		28		備 考
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数			
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質	144	720	115	3,561	316	12,205	242	8,428	122	4,245	PM2.5 有害金属等	
		大気汚染物質	200	200	199	199	200	200	0	0	0	0	窒素酸化物等	
		その他	105	1,088	98	605	90	584	109	629	88	608	酸性雨、アスベスト	
		小計	449	2,008	412	4,365	606	12,989	351	9,057	210	4,853		
	水質汚濁	河川・海域	一般項目	286	1,963	287	1,917	295	1,922	299	1,875	304	1,939	pH、BOD、SS等
			健康項目	21	534	21	535	21	677	21	698	23	677	鉛、シアン、揮発性有機化合物
			環境ホルモン	16	112	8	56	8	48	0	0	0	0	ビスフェノールA、可塑剤等
		工場・事業所排水	72	598	65	535	84	627	75	573	73	568	BOD、水銀、鉛等	
		その他	84	2,645	281	3,510	351	5,208	103	3,620	34	2,933	自主的調査等	
		小計	479	5,852	662	6,553	759	8,482	498	6,766	434	6,117		
悪臭物質	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物、トリメチルアミン等		
廃棄物関係	36	720	35	727	36	768	34	732	37	786	786	廃棄物埋立地関係		
精度管理	3	63	4	65	4	64	3	68	3	66	66	環境省の精度管理、酸性雨等		
その他	55	71	30	30	54	66	73	373	44	48	48	放射能空間線量、火災原因調査		
一般依頼検査	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	アスベスト含有試験(住宅建材)	
合計	1,024	8,721	1,144	11,741	1,459	22,639	959	16,966	728	11,870				

地下水関係業務

調査区分		24		25		26		27		28	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定点監視調査	499	10,456	494	10,547	496	10,864	554	11,836	522	11,348
	汚染防止関係調査	37	572	41	513	16	164	10	172	4	4
	浄化促進事業	36	756	36	756	36	756	18	378	18	378
	地下水質モニタリング	314	7,418	296	7,247	278	6,945	212	2,661	195	2,472
	その他	20	260	38	854	36	788	36	476	21	237
合計		906	19,462	905	19,917	862	19,517	830	15,543	760	14,439

衛生科学関係業務

調査区分		24		25		26		27		28	
		検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品理化学検査	411	13,751	568	19,295	338	11,380	328	12,265	185	9,565
	浴場・プール等の水質検査	412	1,880	444	2,233	288	1,476	291	1,451	1,369	10,755
	洗剤等家庭用品試験	45	45	45	45	45	45	45	45	20	20
	器具・容器包装等の試験	2	4	5	10	3	6	3	6	3	6
	その他	0	0	0	0	0	0	4	10	4	8
合計		870	15,680	1,062	21,583	674	12,907	671	13,777	1,581	20,354

微生物関係業務

調査区分		24		25		26		27		28	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品	270	753	358	941	241	822	259	755	182	507
	環境(浴場・プール水等)	454	681	433	652	334	453	300	408	1,552	2,926
	食中毒(便・吐物等)	199	3,418	153	1,053	406	6,517	302	5,000	357	5,210
	感染症(O157等、発生动向調査)	159	688	238	1,123	323	1,293	277	1,211	282	1,180
合計		1,082	5,540	1,182	3,769	1,304	9,085	1,138	7,374	2,343	9,823

環境学習業務

(平成28年度)

事業名	内容	時期(回数)	参加人数	
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	光の工作、放射能を知ろう、水のめぐみ、天気のおくみ、空気は力持ち	夏休み期間中(中止)	--人
	親子環境探検隊	第1回:水生生物ウォッチング(上江津湖) 第2回:自然観察(金峰山) 第3回:野鳥観察(下江津湖)	(中止) (中止) 1月29日	--人 --人 33人
	江津湖水生生物ウォッチング	水生生物観察会(江津湖)	(中止)	--人
	春休み子ども環境教室	音の不思議、ごみと地球温暖化、色の科学、結晶の科学	春休み期間中(中止)	--人
	科学体感フェア	センターを開放し、業務に関連する実験や工作などの体験	11月(中止)	--人
	親子エコスクール	草花染めと押し花コースター作り、牛乳パックで紙すきはがき作り・X-masカード作り、万華鏡作りなど	(市民環境科学セミナーに統合)	--人
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習、支援事業所相談時の体験	(随時)(52回)	429人
	カプトムシクワガタ飼育講座	外来生物について講習会において危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発するもの。	7月(中止)	--人
環境学習会等の支援事業	学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	随時(40回)	2,543人	

※平成28年度熊本地震の影響により実施を見送った事業は(中止)と表記

經濟觀光

1	經濟振興	271
2	競輪事業	292
3	觀光政策	294
4	熊本城	302
5	動植物園	309
6	文化振興	311
7	文化財	313
8	社会体育	318
9	市民会館・ 健軍文化ホール	328

1 経済振興

(1) 概況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約74万人、熊本連携中枢都市圏約110万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみても、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられ、九州の中核をなす拠点都市としてさらなる飛躍に向け、新たなステージへとスタートを切ろうとしているところである。

そのような中、平成28年4月に発生した熊本地震により主力産業である商業や農水産業・観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受けており、一部の地域や業種・中小企業者においては未だ厳しい状況が続いている。

一方で、復興需要の拡がりとともに景気は回復傾向にあるものの、強い復旧・復興需要とともに、少子高齢化、若年層を中心とした生産年齢人口の県外への流出といった構造要因も強く影響し、労働需要が高まり、人手不足が今後も続くことが予想されるため、求職者と求人企業とのマッチングの推進や地元企業のPR、連携中枢都市との連携によるUIJターンの推進など、各種施策の展開に努めているところである。

そして、熊本地震から1年が経過した本年度を、熊本地震からの本格的な復興に向けた「復興元年」と位置づけ、震災復興計画に基づき、熊本市の経済の中心となる地元の中小企業や農漁業者等に対する多様な支援を継続的に行うことにより、商工業・農水産業・観光業などの地域経済の活性化を図り「安心・安全」で「元気・活力」に満ちた熊本の再生と創造に向け取り組んでいく。

(2) 産業政策

ア 農商工連携の推進（農業・ブランド戦略課）

平成24年7月より熊本市の農水産資源を活用し、農商工連携又は6次産業化による新商品の開発に必要な経費の一部を助成する「熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金制度」を設けている。また、平成24年3月より「くまもと農商工連携サイト」を開設し、くまもとの魅力ある豊かな農水産物に関する情報の発信を行ない、農商工業者の支援を行っている。

イ 創業支援（商業金融課、産業振興課）

中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内にビジネス支援センターを設置し、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

また、高い事業意欲と創造性、チャレンジ精神を有する創業予定者を対象に、事業化へ向け総合的専門的な支援を行い持続可能な創業者の輩出を目指す「ビジネスプランコンテスト」、創業して概ね5年以内の経営者及び中小企業後継者を対象に、熊本学園大学と共催にて実践的な講義を行う「肥後創成塾」等、企業のステージに応じた段階的支援を実施しており、平成26年3月には民間事業者と連携して実施する創業支援の取り組みについて国による創業支援事業計画の認定を受けたところ。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施するとともに、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費を対象とした補助を実施している。

ウ 企業立地促進事業（産業振興課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成22年3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、コールセンター、事務センター等のオフィス系企業を中心市街地への集積を促進していく。

今後は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少が懸念されることから、平成29年度に企業立地促進条例を改正し、「熊本市企業立地推進本部」を中心に全庁を挙げて人材への投資に注力する企業を支援していくこととしている。

また、企業立地推進室及び東京事務所が連携し、首都圏をはじめとした大都市圏において誘致活動を行うとともに、民間の調査会社を活用した企業誘致情報の収集を実施するほか、企業立地専用ホームページや見本市への出展等による情報発信の強化、さらには、立地企業懇話会の開催による企業ニーズの把握や立地企業の人材確保のための就職講座の開催等の支援策を展開していくことで、更なる企業の立地を目指していく。

エ フードパル熊本（産業振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：25.7ha 企業用地：12.0ha 組合共同用地：2.7ha
熊本市管理用地：11.0ha

熊本市食品交流会館（産業振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地	北区貢町松の本581番地2														
敷地面積	12,358.62㎡														
駐車場面積	18,041.69㎡														
建物面積	2,280.85㎡														
開設年月日	平成9年11月1日														
建設費	999,038千円														
主な設備	多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等														
管理運営	株式会社フードパル熊本へ委託（指定管理者）														

施設利用状況

平成29年4月1日現在

	24			25			26			27			28		
	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)
第1会議室	537	17,527	72	481	17,237	67	528	18,820	70	529	18,104	69	592	22,006	80
第2会議室	310	4,551	55	311	3,851	54	345	5,048	58	272	3,379	48	345	5,374	62
パーティー ルーム	538	17,777	57	464	16,395	53	507	19,732	57	449	18,330	52	566	20,455	63
イベント広 場	41	14,537	13	46	16,261	14	41	8,956	13	57	21,933	17	57	27,281	18
多目的ホー ル	266	94,279	43	319	97,380	47	338	124,055	51	330	94,746	49	457	91,489	68

オ くまもと森都心プラザ（商業金融課・観光政策課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年10月1日に開館した。（1）観光・郷土情報センター、（2）プラザ図書館（3）ビジネス支援センター（4）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東A地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

所在地	西区春日1丁目14-1
設置主体	熊本市
敷地面積	7,304.72㎡
延床面積	16,799.82㎡（うちプラザ面積9,568.37㎡）
構造	地下RC造、地上S造 地下1階、地上6階（うちプラザ2階～6階）
建設費	6,140,000千円
開館	平成23年10月1日
	6階 A会議室～D会議室
	5階 プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室
	4階 プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室
	3階 プラザ図書館
	2階 観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区分 年度	プラザホール	多目的室	A会議室	B会議室	C会議室	D会議室	託児室
28	32件 2,975人	453件 11,969人	628件 11,888人	567件 10,480人	680件 10,130人	721件 8,133人	— 695人

施設利用状況（有料施設以外）

区分 年度	観光・郷土情報センター	プラザ図書館	ビジネス支援センター
28	191,629人	328,983人	2,691人

カ 海外経済交流の推進（農業・ブランド戦略課・産業振興課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、急速な拡大を続けるアジア市場をメインターゲットに、その主要都市における見本市への出展支援や、民間企業等と連携した、生産者や事業者への即効性の高い販路拡大や商談の機会の提供、現地日系百貨店等における熊本フェアの開催など地場製品の知名度向上を図る取り組みをおこなっている。また、国内においても、海外ビジネスセミナーや、海外バイヤーを招聘しての商談会の開催などに取り組んでいる。このような取り組みを効果的に進めるため、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、地場企業の販路拡大、グローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポータルセールス活動を展開している。

キ 販路拡大支援（農業・ブランド戦略課）

本市の強みである農林水産業を活かし、6次産業化と農商工連携を促進（新商品・新サービスの開発促進）するとともに、食品の販路拡大を目的として、九州農政局、九州経済産業局、JETRO熊本、九州・沖縄各県、各県農水商工業団体及び関係機関等の協力を仰ぎ、平成24年度より「九州食の展示商談会」を開催し、県内をはじめ九州各地から出展者を募集し、他団体の共催事業も取り入れながら、九州最大級のスケールにより県内外のバイヤーを積極的に誘致し、広域的な販路拡大の機会の提供と農商工連携・6次産業化の促進を行っている。

（3）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、平成29年3月24日内閣総理大臣より認定を受けた3期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（産業振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（商業金融課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

研修種別	24		25		26		27		28	
	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)	件数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	17	354	17	246	19	304	18	283	18	271

エ 共同化への支援（商業金融課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの(株)熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称	熊本流通業務団地造成事業		
事業主体	熊本市		
位置	近見・田迎・御幸地区 (昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)		
規模	52.9ha		
	{ 卸・運輸・倉庫施設	29.9ha	
	{ 公益的施設	0.5ha	
	{ 公共施設	22.5ha	

カ 熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地	南区流通団地1丁目24番地		
設置主体	熊本市		
敷地面積	5,000㎡		
延床面積	6,943㎡		
構造	事務棟	鉄筋コンクリート造	地下1階、地上6階建
	展示棟	鉄筋コンクリート造	地下1階、地上1階建
建設費	1,871,900千円		
工期	昭和63年3月～平成元年3月		
開館	平成元年4月26日		
主要施設			
(事務棟)	6階	パソコン研修室、第4～第6研修室、ラウンジ	
	5階	第1～3研修室	
	4階	(株)熊本流通情報センター	
	3階	(株)熊本流通情報センター	
	2階	熊本流通団地協同組合、多目的ルーム	
	1階	会館事務室、常設展示コーナー	
(展示棟)	1階	展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡）	
	地下	駐車場	

会館利用状況

区分 年度	研修室								展示場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	第6研修室	パソコン 研修室	多目的 ルーム	
24	403件	411件	431件	425件	476件	-	150件	-	186件
	34,281人	17,854人	7,660人	4,746人	7,890人	-	1,911人	-	68,437人
25	405件	421件	351件	367件	456件	355件	69件	91件	223件
	30,106人	17,996人	6,467人	4,168人	7,193人	6,160人	1,220人	4,460人	83,784人
26	360件	406件	338件	400件	470件	431件	80件	147件	207件
	27,862人	17,641人	6,292人	4,448人	6,129人	7,954人	1,107人	6,188人	86,126人
27	383件	411件	325件	388件	443件	411件	74件	118件	207件
	31,578人	19,680人	5,438人	3,896人	6,067人	7,286人	905人	6,663人	68,727人
28	382件	414件	349件	383件	458件	456件	105件	163件	241件
	30,518人	18,381人	6,466人	4,106人	6,486人	7,810人	1,695人	8,168人	93,596人

※第6研修室及び多目的ルームについてはH25より稼働開始

(4) 雇用対策（経済政策課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人対策

- ・新規学卒者を含む若年者や一般求職者に対する合同就職面談会や中高年齢者を対象としたライフプランセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。
- ・東京にてUIJターン就職面談会を開催し、UIJターンサポートデスクによる面談会後の参加者のフォローアップを実施し、継続的な就職支援に取り組む。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・地場企業への就職率向上のため、より求職者への訴求力が高い民間就職サイトを活用し、熊本市に事業所を持つ企業のPRを兼ねた求人情報を掲載、雇用マッチング支援に取り組む。
- ・介護福祉士資格取得に必要な介護職員実務者研修を実施し、人材不足の福祉業界への就労支援を行う。
- ・特に人手不足感の高い業種に特化した、求職者向け「職人の仕事説明会」や「福祉のしごと説明会」を職業安定所等と協同により実施、事業所向けとして労働環境改善や人材確保に資する労務管理などをテーマとした「建設・運輸・警備人材事業所セミナー」を各種団体と連携実施し労働力不足解消に取り組む。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組み、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額助成を行う。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生の上昇支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人对策協議会

設立 昭和39年4月

市の関与 協議会事業への補助金を交付

目的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組織 専門技能業種7団体により組織

活動状況 県内職業安定所及び高等学校を訪問し、会員企業の求人状況の説明や就職者の近況等の報告活動を実施している。また、会員企業へ就職した若年社員に対し「認定職業訓練校」及び「事業内高等職業訓練校」で職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）

所在地 中央区南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362.32㎡

延床面積 1,701.06㎡

建物概要 第1校舎（鉄筋コンクリート造 3階建）1,011.46㎡（平成28年度熊本地震により被災・解体）
第2校舎（軽量鉄骨造 2階建）464.40㎡
機械作業室（軽量鉄骨造 平屋建）225.20㎡

訓練生数

（平成29年4月現在）

	左官	塗装	鉄筋	防水	屋根	型枠	和裁	計	1年	2年
平成25年度	3人	11人	5人	8人	5人	2人	5人	39人	24	15
平成26年度	7人	12人	3人	7人	5人	5人	4人	43人	22	21
平成27年度	9人	15人	1人	14人	5人	6人	5人	55人	41	14
平成28年度	12人	12人	8人	14人	6人	9人	8人	69人	38	31
平成29年度	11人	11人	7人	9人	7人	19人	5人	69人	42	27

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって昭和54年に設置され、平成23年3月31日に本市に譲渡された施設である。

訓練の内容は、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座など、幅広い職業訓練を実施している。

管理運営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター（指定管理者）

所在地 西区花園7丁目19番10号

構造 本館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平屋建

実習場 鉄骨造平屋建

敷地面積 11,362.26㎡

延床面積 2,960.88㎡（本館1,093.07㎡、実習棟1,567.81㎡、実習場300.00㎡）

事業内容

（平成29年4月現在）

区分 年度	利用者数 (延べ人数)	職業能力開発訓練		語学講座	受託訓練	その他の 事業	短大	施設利用 指定事業 検定事業
		IT以外	IT関連					
24	31,067	6,764	2,435	945	12,835	2,151	204	5,733
25	31,077	7,479	2,040	578	14,278	2,318	0	4,384
26	35,438	7,501	2,583	595	15,923	2,188	0	6,648
27	34,817	5,844	2,034	629	16,390	3,579	0	6,341
28	26,327	4,683	2,070	544	8,696	5,394	0	4,940

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、健康相談、職業能力・スポーツ・趣味講座の開催、及び体育室や会議室等の貸出を行う。

名称 熊本市勤労者福祉センター

設置主体 熊本市

管理運営 (一財) 熊本市勤労者福祉センター（指定管理者）

所在地 中央区黒髪3丁目3番12号

敷地面積 2,436.42㎡

延床面積 1,422.37㎡

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室

2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

（平成29年4月現在）

区分 年度	利用者数				貸館(千円)	主催事業(千円)
	健康相談	講座等	貸館・館外	計	利用料金	主催事業収入
24	1,481	32,598	36,319	70,398	5,078	18,139
25	1,780	37,597	35,298	74,675	5,094	20,189
26	1,765	39,986	37,234	78,985	4,573	21,109
27	1,878	41,487	36,190	79,555	4,611	27,019
28	1,127	25,633	19,871	46,631	2,549	11,287

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター（外郭団体の取り組み）

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足 平成11年4月1日（昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行）

管 理 運 営 （一財）熊本市勤労者福祉センター

共 済 掛 金 1人月額 350円 (平成29年4月現在)

年度	加入状況		給付（結婚祝金等）		人間ドック受診補助	
	事業所	会員数（人）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
24	2,091	26,250	3,858	38,900	1,094	5,470
25	2,115	27,526	3,778	37,875	1,141	5,705
26	2,123	28,605	4,125	41,560	1,149	5,745
27	2,168	31,065	4,496	45,430	1,241	6,205
28	2,205	32,505	4,782	48,110	1,281	6,405

(5) 中小企業経営の基盤強化（商業金融課）

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	26		27		28	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
小口資金融資	235	882,100	173	771,100	61	228,160
経営向上小口資金融資	808	2,258,050	780	2,388,690	247	767,760
経営安定資金融資	69	478,800	44	292,300	15	117,350
創業サポート資金融資	113	420,200	110	407,900	78	276,400
経営安定特例資金融資	0	0	0	0	516	3,169,150
経済環境変動対策資金融資	205	1,380,000	213	1,773,600	34	202,200
公害防止施設資金融資	0	0	0	0	0	0
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	0	0	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
短期資金融資	42	133,100	27	72,970	16	45,000
新エネルギー設備等資金融資	2	12,580	0	0	1	7,000
計	1,474	5,564,830	1,347	5,706,560	968	4,813,020

※平成28年度の経営安定特例資金融資は、平成28年熊本地震発生に伴うもの。

イ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定され、平成25年4月1日から施行された。この条例は、中小企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目 的	熊本市中小企業振興基本条例第8条における施策の基本方針に基づく、中小企業の振興に関する施策等について審議する。
委 員 構 成	16人以内 学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員
任 期	2年
開 催 状 況	平成28年 10月14日（金）14時00分～ （平成28年度）

（6）中小企業への各種助成（商業金融課・産業振興課）

ア 中小企業振興助成

助成の種類	助成対象	助成措置
事業助成金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする	
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

区分	年度					
	24	25	26	27	28	
設立運営費	件数	0	0	3	0	0
	金額（千円）	0	0	300	0	0
高度化施設	件数	0	4	0	0	0
	金額（千円）	0	18,571	0	0	0

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	24	25	26	27	28
件 数	0	4	2	1	0
金 額（千円）	0	3,990	907	632	0

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	24	25	26	27	28
件 数	61	57	60	59	59
金額（千円）	4,999	4,991	4,912	4,517	4,125

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	24	25	26	27	28
件 数	39件（34団体）	36件（33団体）	41件（39団体）	28件（25団体）	24件（22団体）
金額（千円）	28,071	24,994	33,506	24,612	22,969

オ 商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年 度	24	25	26	27	28
件 数	12	13	23	24	16
金額（千円）	7,878	7,339	13,883	15,095	7,829

(7) 中小企業金融対策（商業金融課）

中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)	小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)	
目的	市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 従業員20人以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり 	
使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	
融資限度額	1,000万円以内	1,000万円以内	
融資期間及び利率	30ヶ月：固定 年2.00%以内 45ヶ月：固定 年2.10%以内 60ヶ月：固定 年2.20%以内	3年以内：固定 年1.70%以内 4年以内：固定 年1.80%以内 5年以内：固定 年1.90%以内	
据置期間	6ヶ月以内	6ヶ月以内	
保証料率	年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額	
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	
返済方法	元金均等月賦返済	一括又は分割返済	
申込先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	
取扱金融機関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	
市預託条件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預託機関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規開業（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ※産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業により支援を受けた者は、6月以内 ※熊本県外に住居登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住居登録後1年以内の者は、保証料の特例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者 転業・多角化前であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内	新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		3年以内：固定 年 2.10%以内 5年以内：固定 年 2.20%以内 7年以内：固定 年 2.30%以内	新規開業 3年以内：固定 年 1.30%以内 5年以内：固定 年 1.45%以内 7年以内：固定 年 1.60%以内 転業・多角化 7年以内：固定 年 2.00%
据 置 期 間		6ヶ月以内	1年以内
保 証 料 率		年 0.25%～1.70%	新規開業 : 年 0.70% 転業・多角化 : 年 0.25%～1.70% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		短期資金融資 (平 24. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目	的	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対	象	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6ヶ月以上)経営している中小企業者 ①大規模小売店(床面積1,000㎡以上)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使	途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融	資 限 度 額	500万円以内	1,500万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	保証付 1年以内：固定 年1.95%以内 保証無 1年以内：固定 年2.10%以内	7年以内：固定 年2.00%以内
据	置 期 間	無	1年以内
保	証 料 率	保証付の場合 年0.25%～1.70%	年0.25%～1.70%
連	帯 保 証 人	保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	40,000	130,000
	協調倍率(倍)	3	3
	融資枠(千円)	120,000	390,000
	預託機関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)
目	的	経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	<p>市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者</p> <p>① 売上高が減少している中小企業者</p> <p>ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している者</p> <p>イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している者 (平成30年3月31日融資実行分まで)</p> <p>② 売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者</p> <p>ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している者</p> <p>イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 (平成30年3月31日融資実行分まで)</p>
使	途	運転資金
融	資 限 度 額	1,500万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	7年以内：固定 年1.85%以内
据	置 期 間	6ヶ月以内
保	証 料 率	年0.25%~1.70%
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,548,000
	協調倍率(倍)	3
	融資枠(千円)	4,644,000
	預託機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)
目	的	市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備
使	途	設備資金	設備資金
融	資 限 度 額	800 万円以内	1,000 万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	7 年以内：固定 年 2.20%以内 利子補給：全額	3 年以内：固定 年 2.00%以内 5 年以内：固定 年 2.10%以内 7 年以内：固定 年 2.20%以内 利子補給：全額
据	置 期 間	6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保	証 料 率	年 0.69% 保証料補給：全額	年 0.25%～1.70% 保証料補給：全額
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返	済 方 法	元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市 預 託 条 件	融 資 原 資 (千 円)	9,000	9,000
	協 調 倍 率 (倍)	2	3
	融 資 枠 (千 円)	18,000	27,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		新エネルギー設備等資金融資 (平 24. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目	的	市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対	象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、LED照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の4種類の自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使	途	設備資金	運転資金、設備資金
融	資 限 度 額	1,000万円以内	1組 合：8,000万円以内 1組 合 員：2,000万円以内
融	資 期 間 及 び 利 率	10年以内：固定年1.80%以内	8年以内：固定年2.35%以内
据	置 期 間	1年以内	無
保	証 料 率	年0.45%～1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年0.45%～1.90%
連	帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返	済 方 法	元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申	込 先	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取	扱 金 融 機 関	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫
市 預 託 条 件	融 資 原 資 (千 円)	55,000	20,000
	協 調 倍 率 (倍)	3	4
	融 資 枠 (千 円)	165,000	80,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取組む中小企業者等に対する利子補給制度有り
 ※ 起業化支援資金融資は、平成23年4月1日から創業サポート資金融資へ名称変更

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（経済政策課）

(単位 百万円、%)

項 目		実 数			構 成 比			対前年度比		
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	25年度	26年度	
産 業	第1次産業	農業	24,491	24,526	26,048	1.1	1.1	1.1	0.1	6.2
		林業	227	248	267	0.0	0.0	0.0	8.9	7.8
		水産業	3,521	2,273	1,518	0.2	0.1	0.1	△ 35.5	△ 33.2
		小計	28,240	27,046	27,834	1.2	1.2	1.2	△ 4.2	2.9
	第2次産業	鉱工業	147,019	129,100	150,130	6.4	5.6	6.4	△ 12.2	16.3
		建設業	96,879	124,331	113,242	4.2	5.4	4.8	28.3	△ 8.9
		小計	243,898	253,430	263,372	10.6	10.9	11.2	3.9	3.9
	第3次産業	電気・ガス・水道業	21,214	22,987	26,557	0.9	1.0	1.1	8.4	15.5
		卸売・小売業	334,603	325,925	316,360	14.5	14.1	13.4	△ 2.6	△ 2.9
		金融・保険業	122,621	123,590	121,198	5.3	5.3	5.1	0.8	△ 1.9
		不動産業	354,632	355,201	358,861	15.4	15.3	15.2	0.2	1.0
		運輸業	81,484	78,743	78,886	3.5	3.4	3.4	△ 3.4	0.2
		情報通信業	112,869	114,146	118,736	4.9	4.9	5.0	1.1	4.0
		サービス業	597,457	610,711	616,309	25.9	26.4	26.2	2.2	0.9
		政府サービス生産者	315,879	307,445	323,596	13.7	13.3	13.7	△ 2.7	5.3
		対家計民間非営利 サービス生産者	76,626	76,436	76,468	3.3	3.3	3.2	△ 0.2	0.0
		小計	2,017,386	2,015,184	2,036,970	87.4	87.0	86.6	△ 0.1	1.1
	合 計		2,289,524	2,295,660	2,328,176	99.2	99.2	98.9	0.3	1.4
	輸入品に課される税・関税		27,416	30,526	41,413	1.2	1.3	1.8	11.3	35.7
(控除) 総資本形成に係る消費税		9,705	11,089	16,085	0.4	0.5	0.7	14.3	45.1	
市内総生産（市場価格表示）		2,307,235	2,315,097	2,353,504	100.0	100.0	100.0	0.3	1.7	

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
数値に富合町、城南町、植木町を含む

(資料) 熊本市統計書（平成28年度版）

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（経済政策課）

（平成24年経済センサス-活動調査結果及び平成26年経済センサス-基礎調査）

産 業 大 分 類	事業所数			従業者数		
	平成24 年実数	平成26年		平成24 年実数	平成26年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全 産 業（S 公 務 を 除 く）	30,156	31,929	100	308,480	330,263	100
A～B 農 林 漁 業	114	123	0.4%	1,342	1,476	0.4%
C 鉱 業，採石業，砂利採取業	3	3	0.0%	11	11	0.0%
D 建 設 業	2,656	2,693	8.4%	20,650	20,923	6.3%
E 製 造 業	1,184	1,216	3.8%	22,935	20,066	6.1%
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	15	32	0.1%	884	1,549	0.5%
G 情 報 通 信 業	399	370	1.2%	7,267	6,353	1.9%
H 運 輸 業，郵 便 業	613	582	1.8%	13,204	11,888	3.6%
I 卸 売 業，小 売 業	8,516	8,521	26.7%	72,133	70,924	21.5%
J 金 融 業，保 険 業	656	651	2.0%	10,752	11,075	3.4%
K 不 動 産 業，物 品 賃 貸 業	2,198	2,350	7.4%	8,613	9,951	3.0%
L 学 術 研 究，専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,690	1,842	5.8%	10,351	10,751	3.3%
M 宿 泊 業，飲 食 サ ー ビ ス 業	3,836	4,150	13.0%	32,961	34,433	10.4%
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業，娛 楽 業	2,883	3,048	9.5%	14,938	15,487	4.7%
O 教 育，学 習 支 援 業	976	1,266	4.0%	14,115	22,726	6.9%
P 医 療，福 祉	2,158	2,692	8.4%	49,030	59,515	18.0%
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	188	195	0.6%	2,440	3,576	1.1%
R サ ー ビ ス 業 （他 に 分 類 さ れ な い も の）	2,071	2,195	6.9%	26,854	29,559	9.0%
S 公 務	-	119	0.4%	-	18,335	5.6%

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

（平成24年経済センサス活動調査（卸小売業に関する集計結果）、平成26年商業統計）

産 業 分 類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成24年実数 (所)	平成26年		平成24年実数 (人)	平成26年		平成24年実数 (百万円)	平成26年	
		実数 (所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (百万円)	構成比 (%)
合 計	6,199	6,109	-	51,167	50,922	-	1,824,586	2,052,450	-
卸 売 業 計	1,849	1,748	100	16,745	16,664	100	1,100,741	1,311,185	100
501 各種商品卸売業	13	11	0.2%	98	124	0.7%	5,242	X	-
511 繊維品卸売業	7	6	0.3%	34	16	0.1%	1,038	X	-
512 衣服卸売業	34	39	2.2%	298	350	2.1%	7,259	9,309	0.7%
513 身の回り品卸売業	23	25	1.4%	148	157	0.9%	4,643	X	-
521 農畜産物・水産物卸売業	225	221	12.6%	2,657	3,220	19.3%	211,653	337,026	25.7%
522 食料・飲料卸売業	198	197	11.3%	2,469	1,930	11.6%	154,134	174,661	13.3%
531 建築材料卸売業	176	177	10.1%	1,553	1,607	9.6%	94,822	110,758	8.4%
532 化学製品卸売業	99	83	4.7%	680	562	3.4%	53,395	41,857	3.2%
533 石油・鉱物卸売業	30	31	1.8%	234	404	2.4%	38,756	68,902	5.3%
534 鉄鋼製品卸売業	15	19	1.1%	96	117	0.7%	11,563	20,571	1.6%
535 非鉄金属卸売業	6	4	0.2%	35	60	0.4%	2,316	5,565	0.4%
536 再生資源卸売業	27	23	1.3%	677	691	4.1%	7,838	12,641	1.0%
541 産業機械器具卸売業	211	188	10.8%	1,292	1,209	7.3%	82,385	86,908	6.6%
542 自動車卸売業	87	94	5.4%	787	980	5.9%	27,410	39,961	3.0%
543 電気機械器具卸売業	156	140	8.0%	1,182	1,017	6.1%	83,470	92,481	7.1%
549 その他機械器具	89	84	4.8%	787	718	4.3%	54,590	51,155	3.9%
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	56	50	2.9%	334	406	2.4%	14,500	16,442	1.3%
552 医薬品・化粧品等卸売業	134	133	7.6%	1,453	1,447	8.7%	138,029	139,227	10.6%
553 紙・紙製品卸売業	35	27	1.5%	341	328	2.0%	23,403	27,715	2.1%
559 他に分類されない卸売業	228	196	11.2%	1,590	1,321	7.9%	84,296	X	-
小 売 業 計	4,350	4,361	100	34,422	34,258	100	723,845	741,265	100
56 各種商品小売業	8	14	0.3%	1,886	1,724	5.0%	94,220	78,876	10.6%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	648	665	15.2%	2,757	3,017	8.8%	42,815	45,179	6.1%
58 飲食料品小売業	1,281	1,298	29.8%	12,091	12,386	36.2%	160,434	185,214	25.0%
59 機械器具小売業	619	612	14.0%	4,342	4,486	13.1%	121,746	145,650	19.6%
60 その他の小売業	1,547	1,515	34.7%	10,808	10,269	30.0%	227,290	211,170	28.5%
61 無店舗小売業	247	257	5.9%	2,538	2,376	6.9%	77,340	75,176	10.1%

注) 産業分類は卸売業は「小分類」、小売業は「中分類」

工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業振興課）

（平成26年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
総計	492	100	18,821	100	391,349	100
食料品	159	32.3	6,247	33.2	114,545	29.3
飲料	10	2.0	480	2.6	16,582	4.2
繊維工業	27	5.5	434	2.3	3,150	0.8
木材	10	2.0	169	0.9	2,661	0.7
家具・装備品	24	4.9	382	2.0	5,553	1.4
パルプ・紙	8	1.6	324	1.7	11,927	3.0
印刷	55	11.2	1,308	6.9	17,763	4.5
化学	5	1.0	2,177	11.6	53,962	13.8
石油・石炭	2	0.4	32	0.2	X	X
プラスチック	14	2.8	334	1.8	11,156	2.9
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	1	0.2	16	0.1	X	X
窯業・土石	24	4.9	398	2.1	11,090	2.8
鉄鋼	5	1.0	259	1.4	11,503	2.9
非鉄金属	2	0.4	35	0.2	X	X
金属製品	53	10.8	1,302	6.9	24,520	6.3
はん用機械	5	1.0	163	0.9	3,159	0.8
生産用機械	27	5.5	1,539	8.2	28,137	7.2
業務用機械	7	1.4	127	0.7	1,078	0.3
電子部品	2	0.4	1,334	7.1	X	X
電気機器	14	2.8	471	2.5	4,197	1.1
情報通信機器	1	0.2	93	0.5	X	X
輸送用機器	5	1.0	948	5.0	30,711	7.8
その他	31	6.3	244	1.3	2,018	0.5

経観

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕（産業振興課）

（平成26年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成25年実数 (箇所)	平成26年		平成25年実数 (人)	平成26年		平成25年実数 (万円)	平成26年	
		実数 (箇所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
総数	502	492	100	18,686	18,821	100	37,384,088	39,134,854	100
4～9人	227	212	43.1	1,400	1,318	7.0	1,406,220	1,345,402	3.4
10～19人	125	119	24.2	1,751	1,668	8.9	2,412,310	2,357,387	6.0
20～29人	47	56	11.4	1,159	1,361	7.2	2,458,795	2,978,970	7.6
30～49人	29	29	5.9	1,139	1,154	6.1	1,952,478	2,058,098	5.3
50～99人	43	45	9.1	3,018	3,156	16.8	6,007,861	6,672,478	17.0
100～199人	18	16	3.3	2,597	2,285	12.1	5,501,994	5,634,793	14.4
200～299人	6	6	1.2	1,468	1,346	7.2	3,419,592	3,122,158	8.0
300人以上	7	9	1.8	6,154	6,533	34.7	14,224,838	14,965,568	38.2

※ 統計表中の記号について
「-」：該当がないもの。
「X」：該当事業所が1ないし2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。
また、3事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 競 輪 事 業 (競輪事務所)

(1) 概 要

本市競輪事業は昭和25年7月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和37年4月自転車競技法の恒久立法化、同年10月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額9,744億円余、熊本市財政への繰出金総額は663億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

平成29年6月1日現在、熊本地震の影響により投票及び支払所の縮小を余儀なくされているが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。また、熊本競輪事業検討会を設置し、競輪事業の経営面、将来性、自転車競技の普及・振興等の様々な観点から中長期的な方向性の検討を行うこととしている。

*熊本地震により競輪場内一部立ち入り規制中。(平成29年6月1日現在)

(2) 施 設

所在地 中央区水前寺5丁目23番1号

開設年月 昭和25年7月

敷地面積 43,181.63㎡ 競争路1周500m

駐車場 789台収容

投票所 8ヵ所 窓口 109

支払所 8ヵ所 窓口 62

(震災後 投票所 2ヵ所 窓口 14
支払所 2ヵ所 窓口 11)

観覧席定員 12,000人

- 一般 3,300人
- 立見 7,705人 (震災後定員 324人)
- 特別観覧席 995人

(震災後数値については平成29年4月1日現在)

(3) 競輪事業の実績

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
開催回数	12	12	12	13	7
開催日数	58	55	52	52	26
入場者数	99,363	90,951	71,3421	64,868	7,233
収入	千円	千円	千円	千円	千円
入場料(普通席)	4,968	4,458	3,567	3,243	0
”(特別席)	6,975	6,739	5,291	4,531	0
車券発売金	11,147,045	11,555,753	10,852,871	12,180,994	10,538,005
その他の収入	650,622	577,970	527,435	653,059	642,362
前年度繰越金	312,313	478,786	304,989	220,457	331,687
支出					
経常経費	139,537	130,282	125,400	120,914	104,543
開催経費	11,009,462	11,399,448	10,795,900	11,871,915	9,959,239
交付金	242,761	286,624	199,210	226,412	206,678
施設関係	51,379	102,453	53,040	91,057	30,210
一般会計繰出金	200,000	200,000	200,000	150,000	250,000
基金	—	200,000	100,146	270,299	711,116

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関係		民生 関係		教育 関係		衛生 関係		災害復旧 工事関係		その他		合計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
24	9,800	4.9	158,000	79.0	14,960	7.5	4,220	2.1	1,160	0.6	11,860	5.9	200,000	100.0
25	6,580	3.3	157,240	78.6	17,380	8.7	4,160	2.1	30	0	2,770	1.4	200,000	100.0
26	7,860	3.9	167,560	83.8	15,220	7.6	3,000	1.5	40	0	6,320	3.2	200,000	100.0
27	9,135	6.1	117,135	78.1	12,870	8.6	4,410	2.9	855	0.6	5,595	3.7	150,000	100.0
28	8,975	3.6	183,200	73.3	18,075	7.2	8,550	3.4	16,375	6.6	14,825	5.9	250,000	100.0

3 観光政策（観光政策課）

（1）概 況（観光政策課）

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。また、「行ってみたい“まち”としての都市イメージの定着を図るため、熊本の観光資源を国内外へ積極的にPRするとともに、来訪した観光客が「また訪れたい」と思ってもらえるような観光素材の魅力向上とおもてなしの向上を図り、観光地として「選ばれる都市」を目指している。

しかし、熊本地震において影響を受けた交流人口を増加させるため、観光文化施設やインフラ、産業等の復旧・復興を国内外に迅速かつ的確に伝えていくとともに、復興をアピールするイベントや企画ツアーを実施することにより、積極的なシティセールスや観光戦略を展開していく。

観光客の動向

平成29年6月時点

年	項目	観光客数 (千人)	対前年比 (%)	宿泊客数 (千人)	滞留率 (%)
23		5,468	102.7	2,228	40.8
24		5,229	95.6	2,346	44.9
25		5,441	104.1	2,430	44.7
26		5,566	102.3	2,479	44.5
27		5,607	100.7	2,638	47.0

（2）シティブランド戦略（観光政策課）

今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。そして、これを象徴する「都市ブランド」を確立することは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選択される都市となるために大変重要である。

本市は、「震災から復旧・復興する新しい熊本」をテーマに、国内外に対して、正確な情報発信を行うとともに「安全・安心なまち熊本」をアピールし、新たなシティブランドによるプロモーション活動を展開し、観光都市としてのイメージ戦略に取り組むことにより、交流人口の増加の増加を目指す。

平成28年度は、「新たな熊本の魅力」発信事業、県市連携首都圏プロモーション及びわくわく親善大使を活用した事業を実施した。

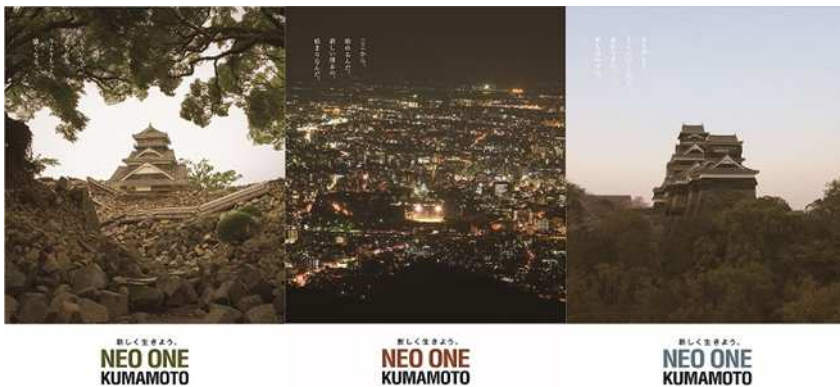
「新たな熊本の魅力」発信事業では、新生をイメージした熊本市の再生と創造に向けたキャッチコピー「新しく生きよう NEO ONE KUMAMOTO」を作成し、プロモーショングッズ等の活用による情報発信を行った。

県市連携プロモーションにおいては、「首都圏における復興のシンボル熊本城と震災に負けない熊本の魅力」プロモーションの実施や、「くまもとの復興」をテーマとした京急グループとのタイアップによる「くまもとの魅力」の発信、首都圏での物産展などのイベントの実施により、首都圏における熊本の更なる認知度向上とイメージアップを図った。



新生をイメージしたキャッチコピー

わくわく親善大使を活用した取組は、市政だより、復興だよりへのメッセージの寄稿、市電や「しろめぐりん」車内アナウンスへの音声提供に協力いただいた。



「新しく生きよう NEO ONE KUMAMOTO」ポスター

(3) 東アジア戦略 (国際課)

本市と地理的に近く、歴史的にもつながりが強い中国・韓国や、近年、経済成長著しいアセアン諸国を含む東アジア諸国は、市場としての魅力が高い地域である。

本市と東アジア諸国との交流は、観光・食品産業などを中心に取り組みられている状況にあるが、今後、さらに経済活動の様々な分野で相互依存関係を深め、東アジアとともに成長する熊本市を目指していく必要がある。

また、経済以外の分野においても、本市の強みである学術研究・高等教育機関の集積や地球環境問題など東アジア共通の新たな課題を踏まえ、本市と東アジア地域との更なる連携・協力を深めていくことが考えられる。

そこで、東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進め、東アジアから選ばれる都市となることを目的に、平成22年3月「熊本市東アジア戦略」を策定した。特に、成長著しい中国においては、平成24年1月11日に熊本上海事務所を設置した。

ア ターゲット都市

本計画では、上海市、桂林市、蘇州国家高新区、アモイ市、香港、台北市、高雄市、釜山市、ソウル市、蔚山市、アセアン諸国の主要都市等、本市と距離的に近く、かつ、人口規模が大きく、市場の獲得や観光客等の誘致、あるいは、学術や環境面での交流・連携が見込める都市を当面のターゲットとする。

また、これら以外の都市であっても、本市の東アジア戦略の展開に重要となる都市との交流・連携にも取り組んでいく。

※本計画における東アジアの定義：韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア）

イ 戦略の目標と視点

「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」

この目標を実現するため、次の4つにチャレンジする。

☆チャレンジ1 東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・MICE誘致

【チャレンジ方針】 ①東アジアに向けた都市ブランドの確立と情報発信

【チャレンジ方針】 ②官民が一体となったおもてなしの向上や観光客・MICE等の誘致

【チャレンジ方針】 ③本市と東アジア諸都市間の異文化相互理解の推進

☆チャレンジ2 東アジアと連携した学術都市づくり

【チャレンジ方針】 ①東アジアから留学生等が集まるための情報発信と受け皿づくり

【チャレンジ方針】 ②研究の核となる機関や人材の集積の促進

☆チャレンジ3 東アジアとのビジネスの促進

【チャレンジ方針】 ①本市産出の製品、農水産物等の東アジアにおける市場の獲得

【チャレンジ方針】 ②東アジアとのビジネスを拡大する人材の確保と育成

☆チャレンジ4 東アジアの中の環境先進都市の実現

【チャレンジ方針】 ①世界に誇れる東アジアの中の環境先進都市づくりと情報発信

【チャレンジ方針】 ②共に環境保全に貢献するための国際協力の推進

【チャレンジ方針】 ③地場環境ビジネスの東アジアへの展開

※今後は、東アジア以外の世界の地域への展開へと広げていくため、この東アジア戦略の考え方や取組のノウハウを活用していく必要がある。

(4) 観光・MICEの誘致(観光政策課・新ホールマネジメント課)

ア 観光客誘致対策事業

国内宣伝

- ・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
- ・保有する観光資源の磨き上げ、活性化を図る。
- ・観光ホームページ「満遊!くまもと」による情報発信を行う。
- ・新幹線沿線の主要都市において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
- ・教育旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。

九州都市間ネットワーク推進

- ・九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。
- ・九州縦断観光ルート協議会(4市:熊本・福岡・鹿児島・北九州)
- ・東・中九州観光ルート協議会(3市:熊本・北九州・別府)
- ・九州横断鉄道沿線都市観光推進協議会(7市:熊本・別府・大分・豊後大野・竹田・八代・人吉)
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会(3市:熊本・阿蘇・天草、4団体)
- ・熊本県観光連盟(熊本県、45市町村、218団体)
- ・九州中央地域連携推進協議会(熊本、大分、宮崎県内35市町村)

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・中国・台湾・韓国・タイ・香港などの東アジアや欧米などにおける海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業
- ・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(5) 観光・MICE受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業（観光政策課）

観光案内所の運営

桜の馬場 城彩苑・熊本駅【白川口（東口）・新幹線口（西口）】

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

熊本城シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑から熊本城二の丸広場までのシャトルバスを運行し、観光客の利便性向上を図る。

イ 観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第40回目を迎える。多くの市民が参加しやすく親しめる市民のまつりとして開催する。

名 称 「第40回 火の国まつり」
 期 間 平成29年8月4日（金）、5日（土）、6日（日）の3日間
 主 催 火の国まつり運営委員会・熊本市
 会 場 熊本市中心部一帯

月日	8月4日（金）	8月5日（土）	8月6日（日）
主要行事	<ul style="list-style-type: none"> ・オープニングセレモニー・一斉乾杯（下通りPARCO前特設ステージ） ・ワンクマ<マチナカスポーツフェスタ> 8月4、5、6日開催（中心商店街一帯） ・ワンクマ<食のイベント> 8月4、5、6日開催（仮称 花畑広場） ・火の国まつり子どもおもしろおばけ屋敷 7月27日～8月6日開催（8月1日を除く）（現代美術館） 	<ul style="list-style-type: none"> ・火の国Dance Splash 2017（びぶれす広場・城彩苑親水空間） ・ワンクマ<マチナカスポーツフェスタ> 8月4、5、6日開催（中心商店街一帯） ・ワンクマ<食のイベント> 8月4、5、6日開催（仮称 花畑広場） ・火の国まつり子どもおもしろおばけ屋敷 7月27日～8月6日開催（8月1日を除く）（現代美術館） ・おてもやん総おどり（水道町交差点～銀座通交差点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンクマ<マチナカスポーツフェスタ> 8月4、5、6日開催（中心商店街一帯） ・ワンクマ<食のイベント> 8月4、5、6日開催（仮称 花畑広場） ・火の国まつり子どもおもしろおばけ屋敷 7月27日～8月6日開催（8月1日を除く）（現代美術館）

・江津湖花火大会

平成28年熊本地震より1年半となる10月に、鎮魂・復興の意を込めた花火大会を開催する。

名 称 「江津湖花火大会2017」
 開 催 日 平成29年10月14日（土）予定

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成28年4月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害状況から、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となった。本年度は、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今後の方針

本年度は、熊本城を復興発信の拠点と位置づけ、郷土くまもとの復興をメインテーマとし、熊本市民及び県民への「励まし」や「ひと時の心の安らぎ」、また、明日への活力を奮い立たせることのできる元気のあるイベントの開催を目指す。

経観

(6) 観光資源の魅力向上（観光政策課）

観光施設整備事業

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

(7) M I C E の誘致推進（新ホールマネジメント課）

ア 概要

本市では、これまで、コンベンション誘致に向け、熊本国際観光コンベンション協会が中心となり、開催助成や準備資金貸付などの支援策を強化するとともに、地元関係者との連携を図りながら、積極的に取り組んできたところである。

そのような中、国において企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会、学会等（Convention）、展示会・見本市、様々なイベント（Event/Exhibition）などを包括した新しい集客施策の枠組みである「M I C E」の推進が提唱され、全国各都市において取り組まれている。

M I C E の推進は、宿泊や飲食・運輸も含めた広義の観光資源の更なる充実を促す効果的な対策であり、経済情勢の変化にも影響を受け難く、開催時期に偏りが少ないことから通年での集客が見込めるなど、観光と両輪をなす重要な施策である。

このようなことから、本市は「国内外から選ばれるM I C E開催都市」の実現に向けて、熊本国際観光コンベンション協会をはじめ、県や大学、経済界、市民等との連携を図りながら、大学教授や医療関係者等の学会開催のできるキーパーソンが多いことや熊本城や地下水等歴史自然遺産に恵まれていること、宿泊施設や飲食・ショッピングなどの商業施設が集積していること、交通の利便性が高いこと等、本市の特性を生かしたM I C E開催を戦略的に推進することとする。

イ M I C E の誘致推進

① くまもとM I C E誘致推進機構

熊本へのM I C Eの誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成24年10月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の68団体（平成29年7月現在70団体）で構成する「くまもとM I C E誘致推進機構」を設立した。

熊本へのM I C E誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・ M I C Eの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援・受入体制の充実を図る。
- ・ 誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

② 熊本国際観光コンベンション協会

- ・ 地元キーパーソン等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進
- ・ M I C Eの誘致活動及び開催への助成、支援事業

③ 熊本市M I C Eアンバサダー

本市へのM I C Eの誘致推進を図るため、平成27年4月1日に制定した熊本市M I C Eアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダーは次の活動を行う。

- ・ M I C E開催地としての本市の広報活動
- ・ 本市が行うM I C E誘致活動への協力及び助言
- ・ M I C E開催に関する本市における普及啓発活動

ウ (仮称) 熊本城ホールの整備

これまで熊本には大型コンベンションに対応した施設がなく、そのため、多くの関係者が熊本でのコンベンションの開催を断念してきた。そのようなことから、熊本大学、熊本県、本市の三者で構成する「くまもと都市戦略会議」において、平成22年12月、本市が中心となって「我が国を代表するコンベンション都市づくり」の実現に取り組むことを表明するとともに、本市から桜町再開発準備会社に対して、桜町地区でコンベンション施設を整備したい旨を打診し、実現に向けて最大限の取り組みを行う旨の回答を得た。

その後、コンベンションシティの実現に向けて、ソフト・ハード両面での基本方針をまとめた熊本市コンベンションシティ基本構想を平成24年3月に策定した。

その基本構想を基に、(仮称) 熊本城ホールの基本コンセプト、施設の構成と機能、想定催事件数、概算事業費、経済波及効果等を盛り込んだ熊本市MICE施設整備基本計画を平成26年3月に策定し、コンベンション、展示会、コンサート等、多様な催事に対応できるよう設計に反映させてきた。熊本桜町再開発株式会社から示されている再開発スケジュールでは、平成28年1月に着工し、平成31年夏頃の完成を予定している。



※桜町地区再開発建物【全体イメージ】



※(仮称) 熊本城ホール【断面イメージ】

(8) 熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・新ホールマネジメント課）

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
設 立 年 月 日	平成3年11月1日
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、MICE及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、 MICE及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、MICE及び観光の企画及び調査 MICE及び観光に関する情報の収集及び提供、MICE及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
事務所の所在地	中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階
基 本 財 産	平成28年度末 1,016,200,000円（民間 316,200,000円）
コンベンション開催状況	

(9) 桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエンタランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、PFI方式により整備したものである。

所 在 地	中央区二の丸1番1
述 床 面 積	3,301.36㎡
建 築 面 積	2,925.30㎡
開 設 年 月 日	平成23年3月5日
事 業 契 約 額	4,650,407千円
構 造	鉄骨造 地上2階建
施 設 概 要	総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

年 度	24	25	26	27	28
件 数（件）	274	308	278	329	243
人 員（人）	134,485	153,118	114,632	122,378	89,171

(10) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園（文化振興課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

*熊本地震により閉園中（平成29年6月1日現在）

ウ 立田自然公園（文化振興課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺（文化振興課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

*熊本地震により一部通行規制有（平成29年6月1日現在）

オ 峠の茶屋公園（観光政策課）

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚（北部土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園（北部土木センター 植木地域整備室）

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にもものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園（西部土木センター 城南地域整備室）

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

4 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア 総括

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南戦争で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南戦争100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

平成20年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備計画に基づき、馬具櫓一帯、平左衛門丸の塀などの復元整備を進めることとし、平成26年9月に馬具櫓及び続塀が完成したが、平成28年4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、平成10年から20年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から1年以上が経過した現在（平成29年6月30日現在）も、熊本城の全ての有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。

イ 整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核を成す熊本城は、我が国固有の貴重な歴史文化遺産としてはもとより、広大な面積を誇る特別史跡及び都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービス空間の創出」の3つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成10年度から19年度に実施した。

その後、平成20年度からは中期（第Ⅱ期）の復元整備に取り組むこととした。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。また、平成11年の台風18号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一带	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一带	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一带	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

②第Ⅱ期復元整備（中期）

平成20年度から、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一带」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一带」の区域の復元整備を進めることとし、平成26年9月に馬具櫓及び続堀を復元した。

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備計画並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
馬具櫓一带	馬具櫓及び続堀	・平成20～26年度 事業費 約4億円

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成10年4月に1口1万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主制度」を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成20年度の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主制度」へ移行したが、平成28年熊本地震により平成28年4月21日に受付を休止し、広く寄附を募る代替として熊本城災害復旧支援金口座を開設した。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成28年11月1日に「復興城主制度」を創設し、「新一口城主制度」は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成10年4月1日 ～ 平成19年3月31日	27,154	1,206,565,996
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成20年1月1日 ～ 平成28年4月21日	49,490	620,842,964

(2) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財建造物及び再建・復元建造物 ※熊本地震により全て閉鎖中（平成29年6月30日現在）

①重要文化財建造物

名称	面積 (㎡)	高さ (m)	長さ (m)	摘要
宇土櫓	914.65	19.5		三重五階櫓
長堀		2.0	242.44	
田子櫓	49.96	6.23		一重櫓
七間櫓	66.99	5.06		〃
十四間櫓	162.11	5.72		〃
四間櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五間櫓	35.37	5.54		一重櫓
平櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監物櫓	140.33	6.27		一重櫓
不開門	39.01	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名称	面積 (㎡)	高さ (m)	摘要
天守閣	3068.42	約29.00	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長局櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	821.88	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.04	14.39	三重五階櫓
戌亥櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西大手門	248.09	8.10	櫓門
南大手門	330.16	7.96	〃
元太鼓櫓	58.90	7.09	一重櫓
未申櫓	186.78	11.81	二重三階櫓
馬具櫓	130.70	6.63	一重櫓
櫓方門	48.00	5.43	長屋門
平御櫓	43.00	6.67	一重櫓

※宇土櫓堀、西出丸堀、奉行丸堀、馬具櫓続堀を除く。

③施設内容

- 入園料 高校生以上 500円
 小中学生 200円
 (団体割引 30人以上2割引)
 ※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料
 旧細川刑部邸との共通入園券 大人 640円 小中学生 240円
 城彩苑湧々座(歴史文化体験施設)との共通入園券 大人 600円 小中学生 200円
 熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円(高校生以上)
- 開園時間 午前8時30分～午後6時(4月～10月) 午前8時30分～午後5時(11月～3月)
 ※ ただし、入園は30分前締切
- 休園日 年末(12月29日～12月31日)
- 駐車場 二の丸駐車場 バス28台、普通車210台
 三の丸第一駐車場 バス10台、普通車120台 ※熊本地震により全て閉鎖中
 三の丸第二駐車場 普通車230台
 宮内駐車場 普通車40台

④利用状況

年度	区分	入園者数(人)	入園料(千円)
24		1,579,714	578,556
25		1,598,190	590,198
26		1,631,690	616,817
27		1,775,339	650,356
28		99,528	36,883

※28年度は熊本地震発災日までの14日間実績

イ 旧細川刑部邸 ※熊本地震により全て閉鎖中(平成29年6月30日現在)

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保3年(1646年)肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

- 所在地 中央区古京町3番1号
 開設年月日 平成6年1月15日
 敷地面積 20,000㎡
 建物面積 1,058.86㎡
 建物延面積 1,343.20㎡
 構造 木造平家建(一部2階建)
 主要施設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室
 開館時間 午前8時30分～午後6時(4月～10月) 午前8時30分～午後5時(11月～3月)
 ※ ただし、入館は30分前締切

休館日 年末（12月29日～12月31日）

入館料並びに 高校生以上 300円

施設使用料 小中学生 100円

（団体割引30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料

熊本城との共通券 大人640円 小中学生240円

熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円

喜遊亭（茶室）（午前）2,700円（午後）3,800円

庭園 1㎡ 1日につき36円

③利用状況

年 度	24	25	26	27	28
来館者数(人)	54,225	52,353	52,116	54,720	2,577
茶室使用件数(件)	0	0	0	0	0
入館料・施設使用料(千円)	6,878	6,142	6,523	7,276	318

※28年度は熊本地震発災日までの14日間実績

ウ 肥後名花園 ※熊本地震により全て閉鎖中（平成29年6月30日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥後花菖蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥後朝顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥後芍薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥後椿	約900㎡の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥後山茶花	約360㎡の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

(3) 熊本地震からの復旧・復興

ア 被害の状況等

平成28年4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・崩落・一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等26棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及んだ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約634億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：973面 約79,000㎡

区 分	被害内容
石 垣	膨らみ・緩み517面 約23,600㎡（全体の29.9%） うち崩落229面 約8,200㎡（全体の10.3%）
地 盤	陥没・地割れ70箇所 約12,345㎡
重要文化財建造物	13棟（倒壊2棟、一部損壊3棟、他屋根・壁破損等8棟）
再建・復元建造物	20棟（倒壊5棟、他下部石垣崩壊・屋根・壁破損等15棟）
便益施設	26棟（屋根・壁破損等）

◆被害額（平成28年9月14日公表）

区 分	被害額
石 垣	約425億円
重要文化財建造物	約 72億円
再建・復元建造物+その他公園施設	約137億円
総 額	約634億円

（注1）その他関連施設として旧細川刑部邸約5億円

（注2）現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ 復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方（平成28年7月26日公表）

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、100年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成28年7月26日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“100年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の5つとして、基本方針の平成28年内の策定、復旧基本計画の平成29年度までの策定など今後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成28年12月26日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性を定めた7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成28年12月26日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員5名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

◆熊本城復旧基本方針

方 針		主要施策
基本方針1	被災した石垣・建造物等の保全	①崩落・倒壊した石垣・建造物等部材の回収・適切な保全 ②崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 ③被害状況の詳細把握及び復旧手法等への反映
基本方針2	復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	①市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 ②耐震化等による天守閣の安全性の向上 ③天守閣のバリアフリー化及び内装・展示内容の刷新
基本方針3	石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	①石垣の復旧方針検討及び計画的復旧 ②宇土櫓など重要文化財建造物の計画的復旧 ③工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 ④伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
基本方針4	復旧過程の段階的公開と活用	①天守閣エリアの早期公開と本丸御殿大広間等の復旧 ②竹の丸エリアの公開と長塀及び飯田丸五階櫓等の復旧 ③公開エリアの順次拡大と復旧過程の観光及び教育等資源としての活用 ④都市公園施設としての復旧・調和
基本方針5	最新技術も活用した安全対策の検討	①文化財的価値の保全を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 ②耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 ③将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討

基本方針6	100年先を見据えた復元への礎づくり	①熊本城調査研究の更なる推進 ②将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり ③震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
基本方針7	基本計画の策定・推進	①関係行政機関・専門家・市民等の意見を踏まえた基本計画の策定 ②国県等の関係機関一体となった復旧の推進 ③城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

③熊本城復旧基本計画（平成29年度策定予定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や工法及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定予定。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置し、平成29年度の計画策定、平成30年度以降は計画に基づく復旧に取り組み、概ね20年の計画期間を経て熊本城の復旧完了を目指す。

④復興城主（平成28年11月1日開始）

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成20年1月1日から受付を開始した「新一口城主」は、天守閣内への木札掲出・観覧をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成28年4月21日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の一口城主制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の一口城主制度をベースとして、1回1万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成28年11月1日から「復興城主制度」を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも10億円を超える寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成28年11月1日 ～ (平成29年6月30日現在)	71,753	1,233,559,028
熊本城災害復旧支援金	平成28年4月21日 ～ (平成29年6月30日現在)	19,824	1,712,234,125

5 動植物園（動植物園）

(1) 概要

熊本市動物園は、昭和4年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和44年現在地に移転した。平成3年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、現在も多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成19年から老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備を進めている。第1期工事（平成19年度～20年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第2期工事（平成21年度～22年度）では、「チンパンジー愛ランド」、第3期工事（平成23年度～24年度）では、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」が完成した。

平成28年4月の熊本地震により園路、獣舎等の被害が大きかったため休園。平成29年2月25日から部分開園している。

(2) 施設概要

所在地	東区健軍5丁目14番2号
敷地面積	244,992.90㎡
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）

飼育動物	ほ乳類	41種	241点	鳥類	57種	353点
	爬虫類	16種	70点	両生類	2種	25点
		計		116種 689点（平成29年4月1日現在）		

植物園	花壇	3,137㎡	芝生	29,748㎡	バラ	200㎡
	高木	8,574本	低木	37,598本	生垣	670m
	花の休憩所	272種	2,543点（平成29年4月1日現在）			

動物資料館	落成	平成元年9月30日
	建築面積	1,634.55㎡
	床面積	1,288.32㎡
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
	主要施設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー
	総工費	500,000千円

花の休憩所	落成	平成3年10月1日
	建築面積	2,706.54㎡
	床面積	2,388.77㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造
	主要施設	大温室 展示室 ガイダンスホール
	総工費	1,280,000千円

飼育管理センター
落成
平成8年7月15日
建築面積 446.42㎡
床面積 672.38㎡
野外放飼場 105.40㎡
構造 鉄筋コンクリート造2階建
主要施設 診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
総工費 290,000千円

緑の相談所
落成
昭和60年10月7日
建築面積 1,078.16㎡
床面積 1,079.20㎡
構造 1F 鉄筋コンクリート造
2F 鉄骨造
主要施設 相談室 研修室 展示室
総工費 300,285千円

遊戯施設
ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐車場
平日無料（普通車 1,225台、バス 58台）
土・日・祝日有料（普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円）

入園料（平成9年10月改訂）

	[個人]	[団体]
大人・高校生	300円	240円
小・中学生	100円	80円
（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）		
幼児	無料	

※平成29年2月25日から5月末までの部分開園中は入園料無料。

6月3日から全面開園前日までは大人・高校生〔個人〕200円・〔団体〕160円
小・中学生以下は無料。

利用状況

年度	区分	入園者数(人)	入園料(千円)	施設利用料(千円)
24		706,678	92,106	167,721
25		727,263	93,641	164,434
26		734,393	91,196	182,518
27		747,883	94,807	183,534
28		95,743	4,716	26,837

6 文化振興（文化振興課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

（１）市民の文化の振興

平成28年度主な文化事業

くまもと大邦楽祭 平成28年11月25日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕150年を記念して、平成5年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。

第21回「草枕」国際俳句大会 平成28年11月19日

夏目漱石来熊100年を記念して平成8年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へに向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。

（２）人づくり基金（平成3年度から実施）

目的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 603,415,441円

年 度	平3～23	24	25	26	27	28	累計
援助件数（件）	181	5	10	8	6	4	214
援助金額（千円）	168,431	3,189	7,549	3,271	2,934	3,630	189,002

（３）熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びふれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体 熊本市

管理運営 (公財)熊本市美術文化振興財団（指定管理者 期間：平成26年度～平成30年度）

所在地 中央区上通町2番3号

面積 7,837.34㎡

うち展示及び教育普及関係部分

ギャラリーⅠ…882㎡ ギャラリーⅡ…573㎡ ギャラリーⅢ…130㎡

井手宣通記念ギャラリー…133㎡ ホームギャラリー…252㎡

アーツスカイギャラリー…42㎡ アートロフト…145㎡

キッズファクトリー…108㎡ 会議研修室…57㎡

開 館 平成14年10月12日

建設費 5,415,353千円

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成28年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数（人）
だまし絵王 エッシャーの挑戦状 ーダリ、マグリット、福田繁雄から現代のイリュージ ョニストまでー	H28.4.9～H28.4.14 ※熊本地震により会期変更	2,166
かえってきた！魔法の美術館 展 －かがやけ、くまもとの笑顔たち－	H28.6.25～H28.9.19	61,624
ジブリの立体建造物展	H28.10.8～H29.1.9	201,543
第28回熊本市市民美術展 熊本アートパレード	H29.1.28～H29.2.12	4,904
CAMK コレクション展 Vol.5 知つとるね？くまもとのお宝、大公開てばい！	H29.2.18～H29.3.26	3,673

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
淀川テクニック ゴミニケーション in 熊本！！	H28.4.1～H28.4.14 ※熊本地震により会期変更
だまし絵王エッシャーの挑戦状（特別展示） ※熊本地震により展覧会内容変更	H28.5.18～H28.6.12
クマモト・カラフル 熊本市現代美術館コレクションより	H28.6.15～H28.7.8
丸尾三兄弟〇〇（マルオ）の食卓 展	H28.7.16～H28.9.11
伊藤有紀恵展 カラーラブポップ	H28.9.14～H28.11.7
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展	H28.11.9～H28.11.27
熊本市現代美術館コレクション展 形が変わることで見えるもの（見えないもの）	H28.11.30～H29.2.26
3.11→4.14-16 アート・建築・デザインでつながる東北⇄熊本	H29.3.1～H29.3.31

井手宣通記念ギャラリー

熊本市現代美術館建設の端緒ともなった井手宣通氏を顕彰するため、熊本市に寄贈された5点の作品を年間を通じて展示、公開した。

7 文化財（文化振興課）

ア 国指定文化財

平成29年4月1日現在

区分	名称	摘要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八幡宮	明 39年
	木造東陵永瑠禪師倚像	南北朝期	雲巖禪寺	大 4年
	木造十一面観音立像	鎌倉時代	報恩寺	平 6年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27年
	紙本墨書日本記竟宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40年
	熊本城（宇土櫓など13棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29年
	旧第五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6年
	巴螺細鞍	平安後期	個人	昭 55年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56年
	蒔絵調度類	桃山時代	本妙寺	平 26年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61年
	阿蘇家文書三十四卷附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62年
	細川家文書（二百六十六通）附文書箱	室町時代・安土桃山時代	永青文庫	平 25年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平 7年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白水神社（熊本市）	大 10年
	池辺寺跡	平安時代	個人ほか（熊本市）	平 9年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22年
西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25年	
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸初期 庭園	出水神社（熊本市）	昭 4年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7本の巨木	国（熊本県）	大 13年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27年

イ 県指定文化財

平成29年4月1日現在

指定の種別	件数	摘要
重要文化財	(工芸品)	切支丹銅鐘 刀剣9 鐺10 勝色緘具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附鎧櫃
		五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木
	(彫刻)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	肥後国検地諸帳
	(書跡)	永青文庫文書18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	古今伝授の間 大慈寺塔4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸
		不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵画)	大慈寺蔵絵画2 往生院蔵絵画2 紙本着色宮本武蔵像 竹林七賢図屏風
(考古資料)	磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料	
(歴史資料)	領内名勝図巻	
重要無形文化財	2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡	9	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稻荷山古墳 明德官軍墓地 つつじヶ丘横穴群
		円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝	1	雲巖禪寺境内
天然記念物	2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財	1	肥後神楽
重要有形民俗文化財	1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

平成29年4月1日現在

分類	名称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	小島下町599番地	昭43.8.13
	四時軒	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	池上町平 国有林内	43.12.4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	小山町3371番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	春日3丁目2番4号	47.4.13
	紙本墨書成道寺記一卷	法人	花園7丁目2476番地	49.5.15
	紙本着色沢村大学画像一幅	〃	二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	横手3丁目26番8号	50.11.27
	木部六地藏塔	国	御幸木部町3123番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	二の丸 県立美術館内	53.8.22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	市内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	二の丸 県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	龍田2丁目15番22号	58.3.23
	日向六地藏塔	九州財務局	戸島町4345番地	63.7.28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	奥古閑町1893番地2	平4.3.26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	楠野町759番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1.尾跡地藏講帳 2.恵美須祭礼帳 3.西之宮講帳（3冊）	河内町尾跡地区	河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	河内町役場文書	熊本市	河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面木木造十一面観音坐像	河内町面木地区	河内町面木堂の崎観音堂内	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	〃	古京町3-2（熊本博物館）	7.8.2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	横手1丁目14番20号	18.1.25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他9点	個人	市内	21.6.15
	中村家文書	個人	市内	22.8.27
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	城南町高	23.4.28
	高の石造宝塔	個人	城南町高	23.8.25
	七所宮の石造宝塔	個人	城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	植木町鞍掛	23.3.28
豊岡の眼鏡橋	熊本市	植木町	23.4.28	
服部の五輪塔	個人	植木町豊田	24.1.27	
砥石の宝篋印塔	内空閑神社	植木町清水	24.5.1	
田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	植木町豊岡	24.7.31	
舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	植木町舞尾	24.7.31	
越州窯青磁水注及び共伴須恵器（塔ノ本遺跡土壇墓出土品）	熊本市	植木町岩野238番地1	25.3.27	
史 跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、（社）照敬会	花園7丁目2442番地	昭43.12.4
	付学承院跡宝篋院塔	熊本市	尾ノ上4丁目11番70号	〃
	富ノ尾古墳	熊本市	池田3丁目44番	43.8.13
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	健軍2丁目 神水1丁目	〃
	檜崎山古墳群（五基）	個人	市内	43.12.4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	小島下町高城山	45.6.2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	城山上代町城山	46.8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	春日3丁目2番4号	47.4.13
	健軍神社境内	健軍神社	健軍本町13番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	熊野神社	出水1丁目2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	御幸西4丁目1311	48.5.8
	明治天皇小島行在所跡	〃	小島下町599・600番地	43.8.13
	四時軒跡	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	渡鹿6丁目11番89号	49.9.5

分類	名称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
史跡	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	百梅園跡	熊本市	島崎4丁目10番39号	53. 4. 25
	夏日漱石内坪井旧居跡	〃	内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	池田2丁目5番27号	54. 4. 24
	花岡山陸軍埋葬地	熊本市	横手2丁目13	55. 11. 27
	釣耕園	個人	島崎5丁目7-48	昭60. 8. 22
	叢桂園	熊本市	島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	改寄町100番地13・14号	平4. 3. 26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡(2ヶ所)	個人	河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	河内町岳520番地	〃
	畳ケ石	個人	河内町野出33番地8	〃
	平島支石墓	植木町田底山城区	植木町田底	23. 3. 28
	高熊古墳	個人	植木町古閑	23. 3. 28
	陳内麿寺跡	熊本市	城南町陳内	23. 4. 28
陳内瓦窯跡	個人	城南町陳内	23. 4. 28	
名勝及び史跡	瑞巖寺跡	熊本市	貢町1421番地～1423番地	平4. 3. 26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43. 8. 13
	旧代継宮跡大クスノキ	国(熊本市)	花畑町6番2号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	釜尾町425番地	平4. 3. 26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4. 28
宮原菅原神社のイチイガシ	個人	植木町宮原	23. 3. 28	
無形民俗文化財	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭50. 2. 26
	肥後神楽(上南部)	上南部肥後神楽保存会	上南部	〃
	〃(平山)	平山神社神楽保存会	松尾町平山 平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平4. 3. 26
	袖木神楽	袖木菅原神社神楽保存会	硯川町 袖木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	市内 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	植木町清水	24. 3. 27

エ 登録有形文化財

平成29年4月1日現在

名称	所有者	所在地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町45番地	平8. 12. 20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪3丁目12番16号	9. 5. 7
熊本市水道記念館(旧八景水谷貯水池ポンプ場)	熊本市	八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町4丁目1番19号	10. 1. 16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部(旧熊本高等工業学校本館)	国(文部科学省)	黒髪2丁目39番1号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館(旧熊本医科大学図書館)	国(文部科学省)	本荘1丁目1番1号	〃
ピーエス熊本センター(旧第一銀行熊本支店)	ピーエス株式会社	中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館(旧熊本紡績電気室)	学校法人熊本学園	大江2丁目1903-2	16. 8. 17
マミフラーデザイン熊本教室花峰館(旧鐘淵紡績熊本工場診療所)	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水1丁目633番2号	17. 12. 26
富重写真所	富重写真館	新町2丁目8番5号	18. 4. 12
慈愛園モード・パウラス記念資料館(旧宣教師館)	社会福祉法人慈愛園	神水1丁目633-1	19. 5. 29
浜田醤油店舗	個人	小島6丁目9-1	19. 10. 22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館(旧熊本回春病院らい菌研究所)	熊本市	黒髪5-1	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	花園4-128	23. 7. 25

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員12名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成28年度実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 3回
- ・現状変更等諮問件数 2件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1,606件・・・埋蔵文化財調査室関係
- ・文化財現地調査 4回

カ 記念館

（平成29年6月1日現在）

名 称	概 要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 （中央区内坪井町4番22号）	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 *熊本地震により庭園のみ一部公開中。旧居内は閉鎖中。	昭53. 6. 5
徳 富 記 念 園 （中央区大江4丁目10番33号）	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 *資料館3階まで公開中。旧邸付近は立ち入り禁止。	昭45. 9. 9
横 井 小 楠 記 念 館 （東区沼山津1丁目25番91号）	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのぼせる。 *熊本地震により閉鎖中。	昭57. 7. 15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 （中央区水前寺公園22番16号）	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 *熊本地震により閉鎖中。	昭49. 3. 1
小 泉 八 雲 熊 本 旧 居 （中央区安政町2番6号）	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。 *熊本地震により庭園及び旧居の一部のみ公開中。	昭36. 4. 1
御 馬 下 の 角 小 屋 （北区四方寄町1274番地）	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めたかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62. 12. 1
リデル、ライト両女史記念館 （中央区黒髪5丁目23番1号）	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。 *熊本地震により閉鎖中。外観のみ見学可。	平 6. 2. 3
後 藤 是 山 記 念 館 （中央区水前寺2丁目6番10号）	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5. 20
田原坂西南戦争資料館 （北区植木町豊岡858番地1）	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な官薩両軍の武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭 58. 5 ※平27. 11リニューアル

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

施設概要

設置主体	熊本市
管理運営	くまもと工芸協会共同企業体（指定管理者 期間：平成27年度～平成31年度）
所在地	南区川尻1丁目3番58号
敷地面積	898.18㎡
駐車場面積	1,963㎡
建物面積	1,646㎡
開設年月日	平成3年7月30日
建設費	530,072千円
増築年月日	平成13年4月3日
建設費	127,467千円
主な設備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
主な事業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

8 社会体育（スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、「第2次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツクラブの育成（スポーツ振興課）

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツリーダーバンクの活用

イ 生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

熊本城マラソンの開催

市民総参加型スポーツイベントの開催

スポーツ振興基金の活用

スポーツ関係団体の育成・支援

スポーツ情報システムの構築

ウ スポーツ施設の整備充実（スポーツ振興課）

健康・文化施設の整備拡充と調査

既存体育施設の環境整備と管理体制の充実

エ 施設利用の利便性向上（スポーツ振興課）

体育施設案内・予約システムの円滑な運営

オ スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

ロアッソ熊本の指導者や選手によるスポーツ教室の開催

カ 体育行事（スポーツ振興課）

（平成28年度）

行 事 名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	4月・7月～9月	146チーム
親子スポーツ大会	9月～2月	1,332人
市杯スポーツ大会	10月～2月	1,351人
市民スポーツフェスタ	熊本地震により中止	—
小中学生軟式野球大会	8～10月	124チーム

（2）スポーツコンベンションの推進（国際・全国レベルのスポーツ大会等の誘致）

2019年女子ハンドボール世界選手権の開催

ラグビーワールドカップ2019の開催

2020東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う合宿誘致

(3) 体育施設

施設名 開設年月	敷地面積 (㎡)	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	15,929	軟式野球場1面(ソフトボール2面)
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	4,523	テニスコート4面:クレークコート・2,805㎡ 建設費:40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	3,596	テニスコート4面:クレークコート・2,795㎡ 建設費:2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	1,650	近的競技:8人立 遠的競技:3人立 射場:153㎡ 的場:50.29㎡ 収容人員:300人 建設費:3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	9,361	テニスコート4面:クレークコート・2,304㎡ 建設費:12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	9,060	テニスコート4面:クレークコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面:2,677㎡ 駐車場:1,563㎡(50台) 建設費:82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	1,944	体育室 750㎡(30m×25m) バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡(30m×8.4m)(管理棟2階部分)卓球8台 *熊本地震により閉鎖中(平成29年6月1日現在)
武蔵塚武道場 平成2年5月	500	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡(15台) 2階 道場(1面)228㎡(剣道、柔道他)
城山公園 平成26年4月	50,000	軟式野球場1面(ソフトボール場2面) テニスコート6面(フットサルコート1面) 多目的広場、ウォーキングコース、遊戯広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	8,712	体育館、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園 昭和50年4月	1,159	軟式野球場1面(ソフトボール場2面) テニスコート1面:クレークコート
今熊公園 昭和63年4月	16,875	軟式野球場1面(ソフトボール場2面)
北部武道館 平成21年5月	3,281	武道場2面(剣道・柔道他)
明德体育館 平成3年4月	4,858	1階 体育室(549,336㎡) バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 卓球6面 *熊本地震により閉鎖中(平成29年6月1日現在)
飽田公園 昭和49年4月	21,287	軟式野球場1面(ソフトボール場2面、サッカー場1面)

天明運動施設 昭和49年12月	19,893	軟式野球場1面（ソフトボール場2面、サッカー場1面） 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階 1,389㎡ 体育室（バレーボールコート2面、バトミントンコート6面） 2階 369㎡ ギャラリー *体育館については、熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）
川尻武道館 平成7年7月	909	1階 鉄筋コンクリート造 459㎡（駐車場14台、駐輪場21台） 2階 鉄骨造 538㎡ 武道場1面（244㎡・畳98帖敷） 小道場1面（110㎡）
北部体育館 昭和61年3月	3,581.16	体育室、バレーボールコート2面、バトミントンコート6面 *熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）
河内グラウンド 平成17年5月	20,240	運動広場 ソフトボール場2面、サッカー場1面 軽スポーツ広場
城南B&G海洋センター 昭和60年4月	11,527	中体育室（バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、バトミントンコート3面、卓球台8台） 小体育室、剣道1面、空手1面 プール、25m×6コース 小プール *熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）
城南総合スポーツセンター 平成27年4月	34,500	体育館（バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面・トレーニングルーム・多目的室・ウォーキングコース）、グラウンド（軟式野球場1面、ソフトボール2面）、テニスコート（6面）、弓道場（近的6人立） *テニスコート及び弓道場については、熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）
塚原グラウンド 昭和61年4月	18,119	軟式野球場1面（ソフトボール場1面） *熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中（平成29年6月1日現在）
植木総合スポーツセンター 昭和60年3月	35,087	体育館・ミーティング室 バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台6台 武道館 柔道場1面、剣道場1面、武道場1面 グラウンド 野球場1面、ソフトボール2面、サッカー場1面 テニスコート2面：クレーコート *体育館については、熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）
植木弓道場 平成9年1月	40,000	近的競技：10人立 870.04㎡ 多目的広場 *熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）
吉松スポーツ公園 平成2年3月	17,552	野球場1面

田原スポーツ公園 平成5年4月	17,231	野球場1面
富合雁回館 平成3年4月	2978.77	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面、バドミントンコート6面、卓球台6台 *熊本地震により閉鎖中(平成29年6月1日現在)
雁回公園 昭和61年4月	24,500	軟式野球場2面(ソフトボール場4面)
富合屋外運動場 平成12年4月	4,031	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場 *熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中(平成29年6月1日現在)

公設体育施設の利用状況（平成 28 年度）

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
258	17,445	270	24,461	255	12,437	14	789	-	-	291	17,958	290	6,839

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
248	6,309	262	7,039	279	36,137	171	1,354	73	4,386	13	130	155	7,600

北部公園				明德体育館		北部武道館		北部体育館		飽田公園		龍田体育館	
野球場		テニスコート								野球場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
24	15,558	125	898	42	756	219	5,528	14	1,902	249	14,381	14	2,246

天明運動施設				城南B&G海洋センター			
体育館		グラウンド		体育館		プール	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
14	1,012	258	17,459	14	1,126	-	-

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
5	323	218	5,357	14	1,394	16	146	181	11,032	137	1,462	221	9,562

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園			
										グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
206	6,539	91	479	14	1,243	9	251	135	13,755	207	13,854	328	40,961

城南総合スポーツセンター											
体育館		トレーニング室		多目的室		グラウンド		テニスコート		弓道場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
190	35,987	188	4,361	57	901	178	11,907	13	1,307	11	34

学校体育施設の利用状況（平成 28 年度）

小 学 校						中 学 校											
運 動 場			体 育 館			運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員	開 放 校 数	日 数	人 員
30	8,161	54,956	92	24,857	324,595	29	7,319	67,061	42	15,384	158,914	26	7,350	35,297	3	3,124	3,811

総合体育館・青年会館

所在地 中央区出水2丁目7番1号
 建築面積 11,245.84㎡
 延床面積 18,639.73㎡
 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造・地上3階建
 着工 昭和59年10月5日
 竣工 昭和61年3月31日
 開設年月日 昭和61年7月9日
 総事業費 4,762,000千円
 財源内訳 国庫補助金 302,397千円
 起債 3,780,300千円
 一般財源 679,303千円

施設内容

	総合体育館	青年会館	共用部
1階	大体育室 アリーナ1,900㎡(38m×50m) ・ハンドボール(2面)・バスケットボール(2面) ・バレーボール(3面)・テニス(3面) ・バドミントン・ミニバレー(10面)・卓球(16面)ミーティング室(2)、放送室、審判員室、役員室、救護室、ロールバックスタンド(1,344席)、更衣室他 中体育室 アリーナ1,116㎡(31m×36m) ・バスケットボール(2面)・バレーボール(2面) ・バドミントン・ミニバレー(6面)・卓球(10面) 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場(柔道・剣道練習場) トレーニング室 スポーツサウナ	談話ホール 449㎡ 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第1会議室 48名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ピロティ(駐車場) トイレ
2階	室内プール 競泳プール(25m×15m) 6コース 子供プール(6m×15m) 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館466㎡(21.60m×21.6m) ・卓球(10面)・体操 大体育室観覧席(固定席1,058席) 中体育室“(” 312席)	料理室 調理実習台7台 40名 第1和室 35名 第2和室 60名 第2会議室(円卓) 32名 研修室 80名 視聴覚室 20名 茶室 20名 青年会館ホール ステージ 移動いす 約400名収容 図書室 蔵書 約5,000冊	ロビー トイレほか
3階	弓道場 和弓近的7人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席(固定席100席) プール監視室 ソーラーシステム(屋上)パネル 234枚 集熱面積 423㎡	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

*大体育室、中体育室、弓道場、屋内プール、第2和室、第2会議室、茶室については、熊本地震により閉鎖中。(平成29年6月1日現在)

利用状況

(平成28年度)

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合計
5,433	4,148	25,840	8,456	423	2,546	11,985	584	23,368	82,783

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所在地 南区良町4丁目8番1号
 延床面積 3,539.80㎡
 公園総面積 5.4ha
 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
 着工 昭和59年
 竣工 平成2年
 開設年月日 平成2年7月1日（平成元年3月19日一部開設）
 総事業費 3,100,000千円

施設内容 * 体育館、武道場、屋内プールについては、熊本地震により閉鎖中 (平成29年6月1日現在)

施設名	内 容	施設名	内 容
体 育 館	中体育室 (33m×33m) 小体育室 (10.5m×23.5m) バレーボール (2面) バスケットボール (2面) バドミントン (6面) 武道、卓球、その他	ゲートボール場	4面1コート (22m×17m) 良質工舗装
室内温水プール	25m×6コース キャノピー式 (可動天井) 水深1.3m	テニスコート	4面 人工芝コート フェンス高さ3.0m
運 動 広 場	軟式野球場1面、200mトラック、 ソフトボール場2面が兼用	芝 生 広 場	体育館周囲2,035㎡ プール周囲2,000㎡
徒 渉 池	190㎡ 水深0.3m 流水池	駐 輪 場	90㎡ 屋根下50台駐輪可
駐 車 場	1,400㎡ 170台駐車可	武 道 場	355.25㎡ 武道場 (柔道または剣道1面)、 管理棟

利用状況 (平成28年度)

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合 計
1,945	702	16,001	338	16,201	324	1,586	16,690	221,906

南部総合スポーツセンター

所在地 南区白藤5丁目2番1号
 延床面積 4,616.32㎡
 総面積 4.7ha
 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
 着工 昭和60年
 開設年月日 平成3年6月1日 一部開設
 総事業費 2,967,095千円

施設内容

施設名	内 容	施設名	内 容
体 育 館	体育室 (32m×27m) バレーボール (2面) バスケットボール (2面) バドミントン (6面) その他	テニスコート	正式コート4面 クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート4面 クレイ舗装
武 道 場	416㎡ 柔道・剣道各1面	弓道場 アーチェリー場	和弓近的10人立 和弓遠的 (6人立) 兼 アーチェリー場 (30m~70m)
室 内 プ ール	温水25m×5コース水深1.1~1.3m 幼児プール	クラブハウス	受付 事務室 休憩室 公衆電話
運 動 広 場	10,800㎡ 軟式野球1面 (ソフトボール2面)	駐車・駐輪場	自動車189台 自転車・バイク150台

利用状況 (平成28年度)

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合 計
43,083	6,789	9,470	4,933	2,634	44,490	13,221	15,029	139,649

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所在地 南区荒尾2丁目1番1号
 延床面積 26,566.28㎡
 総面積 11.1ha
 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建
 着工 平成6年7月
 竣工 平成10年3月
 開設年月日 平成10年7月1日
 総事業費 26,071,880千円

施設内容

施設名	内容
メインプール	5月～8月：公認競技プール（50m×25.5m）10コース 公認飛込プール（25m×23m） 10月～11月：多目的フロア（80m×40m） 12月～3月：アイススケートリンク メイン（60m×30m）・サブリンク（30m×17m） 観客席 3,000席
サブプール	公認競泳プール（25m×18m）7コース リラックスプール 観客席 200席
その他施設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時400台）

利用状況

（平成28年度）

プール	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	その他	合計
2,594	0	12,776	24,088	54,752	94,210

託麻スポーツセンター

所在地 東区上南部3丁目22番30号
 延床面積 1,498.01㎡
 総面積 2.3ha
 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
 着工 平成14年
 竣工 平成15年
 開設年月日 平成15年4月1日（一般供用開始）
 総事業費 437,000千円

施設内容

* 体育館については、熊本地震により閉鎖中

（平成29年6月1日現在）

施設名	内容
体育館	中体育室（36m×30m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他
多目的広場	グラウンドゴルフなど
ゲートボール場	4面1コート
テニスコート	2面 人工芝コート
その他施設	駐車場（約90台駐車可）

利用状況

（平成28年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合計
1,601	11,883	9,614	447	23,545

水前寺野球場

所在地 中央区水前寺5丁目23番2号
 延床面積 2,655.94㎡
 敷地面積 14,236㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
 開設年月日 昭和13年4月（一般供用開始）

施設内容

施設名	内 容
軟式野球場（1面）	両翼90m、中堅110m（小学生専用として両翼70m中堅80mに着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上3階建（2,538.66㎡）2,000人収容 芝生スタンド：1,000人収容 フェンス：ラパークッション付フェンス ダッグアウト（1、3塁）
その他の設備	事務室、会議室、TV中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー（川上哲治氏野球顕彰記念室）、来賓室ほか 駐車場：80台収容

利用状況

（平成28年度）

野球場	その他	合 計
13,177	2,329	15,506

水前寺競技場

所在地 中央区水前寺5丁目23番3号
 延床面積 8,944.50㎡
 敷地面積 39,000㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建 スタンド上屋鉄骨造
 開設年月日 昭和26年8月（一般供用開始）

*水前寺競技場は、熊本地震により閉鎖中（平成29年6月1日現在）

施設内容

施設名	内 容
競技場第1種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1周400m・8コース・幅10m サブトラック：トラック外周2コース（500m） 雨天練習場：3コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各2カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000人
その他の設備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120台収容

利用状況

（平成28年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合 計
7,126	0	0	7,129

(4) 社会教育振興事業団

名 称 一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
 事務所の所在地 中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
 設 立 年 月 日 昭和 6 0 年 1 2 月 2 4 日
 目 的 熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）

施設名	所在地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号

事業

体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

基本財産 4 2, 0 0 0 千円

(5) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成 1 2 年 4 月システム運用開始
 平成 1 7 年 1 月システム改良
 平成 2 2 年 6 月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始
 登録者の推移

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
個人	31,130	37,464	45,527	52,569	58,551
グループ	7,367	8,230	9,223	10,104	10,927
団体（総合型スポーツクラブ）	19	19	21	21	21
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	85.5	81.6	79.1	72.8	82.5

*H28の「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。

9 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年（1968年）1月6日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約75%と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用され90%程度の高い利用率を示している。

また、平成18年7月から平成19年7月にかけて、鑑賞空間の充実やバリアフリー化、耐震補強等の大規模改修工事を行った。

平成20年度から愛称命名権（ネーミングライツ）制度を導入、平成28年4月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

この愛称命名権（ネーミングライツ）料を活用し、次代を担う子ども達の感性を育む事業や国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る事業、地域文化創造のための事業等を企画実施している。

ア 施設

所在地	中央区桜町1番3号
敷地面積	6,649.58㎡
建築面積	4,417.06㎡
延床面積	9,197.07㎡
開館	昭和43年1月6日
建設費	628,500千円
構造	ホール棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階 会議棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階、一部3階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積（㎡）	主要施設
ホール棟	地階	658.60	オーケストラピット、エアードクト、奈落
	1階	2,433.22	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	106.46	中継室
	2階	1,060.30	客席、ホワイエ
	3階	736.90	客席、倉庫
	4階	179.71	客席、センタースポット室
会議棟	地階	858.58	空気調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1階	1,419.20	展示ロビー、楽屋1～4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2階	1,588.93	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	185.17	調光室、倉庫

イ 定員

区分	大ホール（席）	大会議室（席）	会議室（人）		
			第1～第5、第8 （小会議室）	第6～第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 252	20	40	20

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大 ホ ー ル						大 会 議 室						中 小 会 議 室 (二〇室)	展 示 ・ ロ ビ ー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
24	117	76	76	34	10	313	199	15	33	12	90	349	4,634	89
25	105	55	33	42	13	248	171	10	26	17	66	290	4,650	97
26	132	77	61	38	21	329	217	14	38	21	69	359	4,506	107
27	111	63	52	29	17	272	223	13	42	14	48	340	4,402	68
28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783	38

エ 熊本市文化事業協会との共催事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施する。

前述のネーミングライツによる事業を始め、演劇・映画等の鑑賞事業などを実施する。

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

293席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

設置主体 熊本市

管理運営 健軍文化ホール事業推進共同企業体（平成24年度より指定管理者）

所在地 東区若葉3丁目5番11号

開設年月日 平成7年4月8日

構造 鉄筋コンクリート造3階建

敷地面積 2,171.77㎡

建物延面積 1,841.94㎡

うち ホール…429.80㎡ パーティールーム…109.80㎡

会議室A…92.25㎡ 会議室B…30.24㎡

会議室C…29.27㎡ 音楽練習室A…23.63㎡

音楽練習室B…22.50㎡ その他…1,104.00㎡

建設費 1,010,076千円

施設利用状況

(単位 上段 件、下段 人)

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成28年度	4	252	207	204	162	76	185	1,086
	962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215

※ () は各室定員

農 水

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 農 林 水 産 業 | 333 |
| 2 | 農 業 委 員 会 | 342 |

1 農林水産業

(1) 概況（農業・ブランド戦略課）

本市農業の特徴は、米、なす・すいか・メロン等の野菜、みかん・なし等の果樹、花き、畜産等の豊富な基幹作目を有した多種多様な経営である。また、水産業としては、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業、アサリ・ハマグリ等の採貝業、クルマエビ・ガザミ等の網漁業を中心とする海面漁業及び清らかな地下水を利用したウナギや観賞魚（錦鯉・金魚）の養殖等の内水面漁業が営まれている。

いずれの分野においても、近年、消費者の食の安全・安心や農水産業及び農水産業地域の有する環境保全・景観維持等の多面的機能への関心が高まる中、都市近郊という優位性を活かし、地域性豊かな特色ある農業経営が営まれ、市民の食と環境を支えている。その一方で、本市においても、担い手の高齢化、価格の伸び悩み、経営費の増大、鳥獣被害の拡大、自然環境の変化等の難しい問題を抱えているのが現状である。

このような中、平成20年度に策定（平成24年度改訂）した「熊本市農水産業計画」に基づき、「農水産業の持続的発展」を基本目標に、安全・安心で良質な農水産物を生産し、消費者の理解を深めつつ、消費拡大を図るとともに、担い手の育成や生産性の向上、経営安定の支援、生産基盤の整備、環境保全に配慮した農水産業の実現を支援し、夢のある・稼げる・やりがいのある農水産業の実現を図っていく。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業・ブランド戦略課）

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼業農家戸数(戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
7		9,177	19,322	3,031	2,627	3,519	6,146
12		8,296	18,119	2,724	2,044	3,528	5,572
17		7,072	15,702	2,733	1,508	2,831	4,339
22		5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
27		5,084	10,435	2,408	893	1,783	2,676

(注) 農業センサス（平成7年）、世界農林業センサス（平成12年、平成22年）、農林業センサス（平成17年、平成27年）の結果

(注) すべての数値は合併後の熊本市（旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木）を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

イ 経営耕地面積（販売農家）（農業・ブランド戦略課）

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水田	畑		
				普通畑	樹園地	計
7		11,938	8,001	1,875	2,061	3,936
12		11,222	7,640	1,599	1,984	3,583
17		10,353	7,101	1,398	1,855	3,253
22		9,324	6,295	1,294	1,737	3,031
27		8,594	5,803	1,174	1,617	2,791

(注) 農業センサス（平成7年）、世界農林業センサス（平成12年、平成22年）、農林業センサス（平成17年、平成27年）の結果

(注) すべての数値は合併後の熊本市（旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木）を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

ウ 林野面積（農業・ブランド戦略課）

(単位 ha)

年度	区分	総面積	国有林	民有林					
				用材林	薪炭林	竹林	特殊林	要造林地	
24		6,226	1,602	4,624	1,087	2,581	885	1	70
25		6,225	1,602	4,623	1,087	2,581	884	1	70
26		6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
27		6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
28		6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（農業・ブランド戦略課）

（単位 ha, m³）

年度	区分	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
24		1,087	460,955	2,581	393,353	885	926,504	1	—	70
25		1,087	467,042	2,581	394,475	884	926,204	1	—	70
26		1,114	483,659	2,557	391,644	876	916,934	1	—	70
27		1,114	490,052	2,557	393,387	876	916,934	1	—	70
28		1,114	494,846	2,557	393,993	876	916,934	1	—	70

オ 農業産出額（農業・ブランド戦略課・農業支援課）

年	産出額合計 （百万円）
23	46,131
24	47,314
25	48,053
26	47,052
27	47,891

※主な作物等の類別産出額

年	区分	水稲 （百万円）	野菜 （百万円）	果樹 （百万円）	花き類 （百万円）	畜産 （百万円）
23		6,247	21,567	8,473	1,578	7,406
24		6,552	23,675	8,402	1,554	6,300
25		5,793	23,540	9,379	1,516	7,017
26		4,871	23,837	8,123	1,591	7,772
27		4,680	25,969	6,817	1,520	7,455

カ 漁船数（水産振興センター）

年度	数量	漁船数（隻） （動力船）
23		1,347
24		1,204
25		1,299
26		1,253
27		1,232

（港勢調査より）

キ 漁業産出額（水産振興センター）

年	区分	乾ノリ		貝藻類		海水魚		淡水魚	
		生産量 （千枚）	産出額 （百万円）	生産量 （t）	産出額 （百万円）	生産量 （t）	産出額 （百万円）	生産量 （t）	産出額 （百万円）
23		584,688	5,316	1,389	445	165	138	252	749
24		751,793	7,629	660	241	161	106	102	394
25		666,340	5,371	262	149	269	267	103	241
26		532,178	5,132	122	78	156	119	100	399
27		485,729	5,229	122	70	105	79	91	320

（漁連共販実績・農林水産統計・熊本市水産振興センター調べ）

ク 農業協同組合（農業・ブランド戦略課）

（平成29.3.31現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊本市農業協同組合	22,234	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合（富合・城南地域）	3,198	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	3,057	平元. 4. 1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

（平成27.4.1現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
河内漁業協同組合	176	昭24. 8. 5
松尾漁業協同組合	49	昭24. 8.22
小島漁業協同組合	251	昭24. 8.24
沖新漁業協同組合	363	昭24. 8. 3
島口漁業協同組合	139	昭24. 9. 5
海路口漁業協同組合	173	昭24. 8. 3
川口漁業協同組合	242	昭29. 4. 9
熊本市漁業協同組合	141	昭25. 6. 2

（資料「熊本県の水産」より）

（2）主要事業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業・ブランド戦略課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,483ha 農用地区域面積 9,804ha

② 活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業・ブランド戦略課）

地産地消や都市農村交流活動、ボランティア等を活用した集落機能の維持・活性化の体制づくり等を支援することにより、活気あふれる農村地域づくりを図る。

③ 中山間地域等直接支払事業（農業・ブランド戦略課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成27年度から平成31年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧松尾村、旧河内町地域（芳野地区・河内地区）、旧植木町地域（一部地区除く）、旧西里村
対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田122.77ha、畑709.82ha（平成28年度実績）

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 担い手育成総合支援対策事業（農業支援課）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こし及び経理の一元化等、法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金（農業支援課）

農産物の高品質化、低コスト化を図り収益性の高い経営形態を確立するため、生産・流通コスト低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設等の整備を行う。

⑥ 攻めの園芸生産対策事業（農業支援課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。
・ 谷換気自動開閉装置、土壌消毒機の導入

⑦ 農作物鳥獣被害対策事業（農業支援課）

近年、イノシシ・カラス・ヒヨドリ等の野生鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や駆除隊等と連携し、発生予察に基づき有害鳥獣捕獲を行うとともに、地域ぐるみによる自衛対策等を推進する。

⑧ 熊本市夢と活力ある農業推進事業（農業支援課）

地域農業のより一層の振興と農業経営の安定・所得向上を図るため、区の特性を活かしたやる気のある農業者等の生産や流通など、多様な取り組みに対しきめ細やかな支援を行う。

⑨ 地元農産物の販路拡大の促進（農業・ブランド戦略課）

民間等との連携により物流や取引先の課題を解決するとともに、主に首都圏を対象として熊本産品を取り扱う飲食店等を増やし、販路開拓・拡大を図る。

⑩ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（農業支援課）

農業生産指導の一環として、土壌中の各種肥料成分の分析や病虫害診断等を実施し、農業生産の向上に寄与する。

分析実績

(単位 件)

項目 \ 年度	24	25	26	27	28
土 壌 養 分 分 析	1,272	467	657	478	397
農業用水・養液等分析	3	5	9	16	49
作物体・堆肥等分析	0	0	0	0	0
病 害 虫 診 断	0	0	0	0	0
そ の 他	14	5	9	19	5
計	1,289	477	675	513	451

⑪ 環境にやさしい農業推進事業（農業支援課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進する。

- ・ 土壌分析結果に基づく適正施肥や家畜排せつ物の適正処理の推進
- ・ エコファーマー認定及び更新の推進
- ・ 減農薬栽培の推進
農薬の適正使用と減農薬栽培技術の導入
- ・ 農業用廃プラスチック類の適正処理推進
- ・ 省エネルギー化の推進
省エネ効果の高い機械、施設の導入推進
- ・ 環境保全型農業直接支払対策事業の推進
地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うことで、農業が有する環境保全機能を一層発揮させる。

⑫ 経営所得安定対策推進事業・新需給システム推進事業（農業支援課）

平成23年産から、農業者が生産数量目標に即した米生産を行う経営所得安定対策が実施され、平成29年産においても、同制度と基本的に同じ枠組みの中で、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保及び麦・大豆等への作付転換を図る経営所得安定対策に取り組む。

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
実施農家数（戸）	7,817	7,222	7,048	7,403	7,022
水稲生産目標数量（トン）	25,902	25,579	24,648	24,532	24,657
水稲生産数量配分面積（ha）	4,702	4,640	4,458	4,477	4,474
営農計画書提出者水稲作付面積（ha）	4,577	4,268	4,272	4,396	3,988
主食用水稲作付率（%）	97.3	91.9	95.8	98.2	89.1

※ 水稲生産実施計画書提出者のみの実績

⑬ 農漁業後継者の育成（農業支援課・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する補助金を交付し組織育成やリーダー養成を支援している。

⑭ くまもと春の植木市（農業・ブランド戦略課）

四百数十年の歴史をもつ、「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成28年度実施状況

開催期間 平成29年1月21日（土）～2月27日（月） 37日間

場 所 熊本市西区域山半田城山公園（西区域山半田）

面 積 約7,405㎡（主会場）

約14,500㎡（駐車場）

展示小間数 約265小間（1小間当たり10㎡）

うち、ビニールハウス134小間

出展品目 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）

出展業者 約90業者

⑮ 熊本市ファミリー農園（農業・ブランド戦略課）

熊本市ファミリー農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいづくりの場として、昭和58年度より開設している。平成23年6月より農園主が新規開設しやすいように、制度と名称を一部変更している。

・ 農園数 13農園

・ 区画数 838区画

（平成29年4月1日現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
国府本町ファミリー農園	中央区国府本町75	81	元三町ファミリー農園	南区元三町5丁目963外	46
桜 木 "	東区桜木4丁目54	48	小 島 "	西区小島9丁目1651-2	49
花 立 "	東区花立6丁目541-1	40	麻生田 "	北区麻生田4丁目1634-1	73
長嶺南 "	東区长嶺南8丁目1370-1	94	高 平 "	北区高平1丁目324-1	56
田 尻 "	南区富合町田尻73-1	82	鶴羽田 "	北区鶴羽田町1117-1	67
近 見 "	南区近見4丁目228	63	立田山 "	北区龍田陳内1丁目1619	58
著町 "	南区城南町千町2876外	81	—	—	—

⑩ 熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（南農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成26年10月1日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館した。

所在地 熊本市南区城南町坂野65番地1
 敷地面積 10,881.53㎡
 建物 木造平屋建て 延床面積561.46㎡
 建設費 199,108千円
 施設概要 農産物直売所、多目的広場等
 出荷者数 248者（平成28年6月現在）
 運営状況 平成27年4月1日～平成28年3月31日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
351日	104,914人	35,870人	128,848千円

⑪ 熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」（北農業振興課）

植木地域全体の経済活性化に向けた連携拠点として、植木地域の農業と観光との連携を図り、地域の活性化を目指すとともに、熊本市の北の玄関口として観光客等へのPR拠点としての機能を発揮し、市内観光地の回遊性の向上を図ることを目的に、平成28年11月22日に熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」を開館した。

所在地 熊本市北区植木町岩野160番地1
 敷地面積 8,479.83㎡
 建物 木造平屋建て 延床面積857.52㎡
 建設費 342,356千円
 施設概要 農産物直売所、観光案内所等
 出荷者数 362者（平成28年6月現在）
 運営状況 平成28年11月22日～平成29年3月31日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
124日	84,448人	996人	116,162千円

イ 畜産関係（農業支援課）

畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上を図り畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病防止のための予防注射や優良家畜の導入、自給飼料の生産及び利用の推進等を図る。

- 1) 優良家畜導入事業
- 2) 家畜防疫確立対策事業
- 3) 粗飼料高騰緊急支援事業

ウ 水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、施設の長寿命化を図るため漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場整備により漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

- ① 漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）
- ② 干潟漁場の整備（水産多面的機能発揮対策事業、県営水産環境整備事業負担金）

漁港施設

(平成27年度現在)

名称	区分	所在地	種別	現有施設延長		登録漁船数 (隻)	利用漁船数 (隻)
				外かく施設 (m)	係留施設 (m)		
四番漁港		沖新町・畠口町	第1種	1,214.80	814.20	262	418
海路口漁港		海路口町	〃	1,742.29	511.50	111	134
天明漁港		川口町	〃	214.00	872.00	249	275
計				3,171.09	2,197.70	622	827

(漁港台帳・港勢調査より)

エ 耕地関係 (農地整備課)

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取り組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業 (県営)

区分	地区名	画図南部地区 外 1 地区
総事業費		1,507 百万円
事業量		排水路 L=1,600m 排水機場 1箇所 (8m ³ /s)
事業年度		平成25 ~ 33年
受益面積		312ha

農地整備事業 (経営体育成基盤・畑地帯) (県営)

区分	地区名	南尾迫地区 外 6 地区
総事業費		12,568 百万円
事業量		区画整理 A=401.9ha 農道L=9197m 用排水路 L=2368m
事業年度		平成20 ~ 37年
受益面積		697ha

農地防災事業 (県営)

区分	地区名	島田地区 外 4 地区
総事業費		4,468 百万円
事業量		用水路 L=2.1km 用排水路L=2.7km 提体工 L=282m 排水機場 2箇所 (30.8m ³ /s)
事業年度		平成22 ~ 34年
受益面積		994ha

農道整備事業 (県営)

区分	地区名	谷尾崎2期地区 外 2 地区
総事業費		3,077 百万円
事業量		農道 L=7,150m
事業年度		平成21 ~ 37年
受益面積		430ha

農水

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

地区名 区分	千間江湖地区 外2地区
総事業費	1,296百万円
事業量	用水施設工1式、 排水機場1箇所、頭首工1箇所
事業年度	平成25～32年
受益面積	2,156ha

農地保全事業（県営）

地区名 区分	東門寺2期地区 外1地区
総事業費	1,456百万円
事業量	排水路 L=5.1km 水兼農道 L=6.7km
事業年度	平成22～35年
受益面積	60ha

農業水利施設保全合理化事業（県営）

地区名 区分	松の木堰地区
総事業費	1,900百万円
事業量	頭首工1箇所、 サイホン工1箇所
事業年度	平成27～35年
受益面積	1,001ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	無田口地区 外21地区
総事業費	451百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成24～33年

多面的機能支払交付金（団体営）

地区名 区分	秋津地区 外27地区
総事業費	2,970百万円
事業量	活動地域農用地 A=7,848ha
事業年度	平成26～30年

(3) 農林漁業振興資金貸付（農業・ブランド戦略課・水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用雑魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については5年以内)	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合 銀行	種畜導入資金	乳牛(牝) 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繋植肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬 1頭につき35万円以内	3年以内		
			豚 1頭につき10万円以内			
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用雄子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき2万円以内			
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	資材種苗(海面)	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具(〃)	1件につき500万円以内	5年以内		
		養殖施設(内水面)	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚(〃)	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚魚(〃)	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき1,000万円以内	5年以内		

※農業後継者育成資金及び畜産資金については、平成29年度より貸付を廃止。

イ 貸付状況

資金名	区分	26年度		27年度		28年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
		件	千円	件	千円	件	千円
農業及び漁業後継者育成資金		9	25,500	9	22,960	9	18,910
種畜導入資金		0	0	1	700	0	0
家畜導入資金		0	0	0	0	0	0
資材種苗資金		33	31,800	34	32,800	21	20,300
機械器具資金		11	29,450	5	12,890	1	1,000
養殖施設資金		0	0	0	0	0	0
種魚・稚魚資金		0	0	0	0	0	0
漁船建造資金		4	18,500	6	19,900	3	7,100
農漁業生活環境整備資金		0	0	0	0	0	0
災害対策資金		0	0	0	0	0	0
合計		57	105,250	55	89,250	34	47,310

2 農業委員会（農業委員会事務局）

1 農地等利用関係の調整

・農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況

（平成28年度）

農地法 区	第3条 （耕作目的の権利移動）		第4条・第5条（転用目的）						第18条 （貸借の解約）	
	件数	面積（㎡）	第4条		第5条		許可不要転用		件数	面積（㎡）
			件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）		
中央	3	2,974	20	10,715	18	5,692	-	-	1	654
東	84	130,486	44	28,709	123	110,776	29	71,397	27	65,344
西	97	202,971	27	10,480	102	65,011	4	21,763	20	67,404
南	170	579,605	119	74,557	324	228,535	13	25,985	76	187,496
北	80	301,045	56	37,393	181	127,485	2	4,091	23	62,626
合計	435	1,217,626	266	161,855	748	537,501	48	123,236	147	383,524

農地法第4条・第5条・許可不要転用 用途別転用実績

（平成28年度）

		合 計				比 率 （%）
		件 数	面 積（㎡）			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	27	3,992	14,082	18,074	2.2%
	一 般 個 人 住 宅	562	109,412	215,584	324,996	39.5%
	集 団 住 宅、その他	84	25,574	41,221	66,795	8.2%
公的施設用地		32	4,065	20,866	24,931	3.1%
業務用地	工・鉱業用地	42	13,197	22,329	35,526	4.4%
	商業・サービス業	49	29,652	28,702	58,354	7.1%
	農業用施設用地	56	23,698	45,713	69,411	8.5%
	その他の業務用地	205	87,145	134,025	221,170	26.9%
植 林		5	-	3,335	3,335	0.1%
合 計		1,062	296,735	525,857	822,592	100.0%

（1）農業委員会活動強化対策事業

地域に密着した農業振興活動を実施している。具体的には農地の違反転用や遊休農地の発生防止を目的とした農地パトロール及び、遊休農地解消対策事業などを実施している。また、農業委員の資質向上のための研修会も実施している

（2）国有農地等管理処分事業

国有農地の貸付対価の徴収と、農地の管理及び処分に関する事務を行っている。

（3）機構集積支援事業

農地利用状況調査後の遊休農地解消対策のため、所有者の意思確認である利用意向調査を実施している。さらに、農地中間管理機構による農地集積と集約化を支援している。

(4) 担い手農地情報活用事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実践実績（平成28年度）

（単位 m²）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	233	6 年 未 満	340,829	98,048	438,877
		6年以上10年未満	21,858	101	21,959
		10年 以 上	377,831	97,356	475,187
		小 計	740,518	195,505	936,023
利 用 権 再 設 定	382	6 年 未 満	674,339	105,622	779,961
		6年以上10年未満	21,078	0	21,078
		10年 以 上	507,054	80,394	587,448
		小 計	1,202,471	186,016	1,388,487
所 有 権 移 転	85		162,806	71,914	234,720
利 用 権 移 転	30		50,021	4,927	54,948
円滑化(代理事業)	23		37,981	6,833	44,814
農地中間管理機構賃貸借	97		408,228	65,095	473,323
合 計	850		2,602,025	530,290	3,132,315

(5) 農業者年金委任業務

農業者の老後生活の安定に寄与するための加入推進活動と、農業者年金関係申請処理等の委任業務を行った。

新規加入者	通常加入（人）	政策支援加入（人）	合 計（人）
平成28年度	9	12	21

種別	裁定請求件数		届出件数			合 計
	経営移譲年金	農業者老齢年金	支給停止事由	死亡	その他	
旧制度	6	15	1	172	18	212

種別	裁定請求件数		届出件数			合 計
	特例付加年金	農業者老齢年金	通常加入申出	政策支援加入申出	その他	
新制度	4	16	12	17	13	62

都市建設

1	都	市	計	画	347				
2	都	市	整	備	359				
3	交	通	計	画	367				
4	建	築	指	導	368				
5	熊本	駅	周	辺	地	域	整	備	371
6	住	宅	政	策	375				
7	市	営	住	宅	377				
8	道	路	382						
9	地	籍	調	査	384				
10	自	転	車	対	策	387			
11	公	共	用	地	取	得	388		
12	河	川	389						
13	公	園	緑	地	392				
14	土	木	セ	ン	タ	ー	393		
15	宅	地	復	旧	支	援	394		
16	住	宅	再	建	支	援	395		

1 都市計画（都市政策課・開発景観課）

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m		
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha			
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha	
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha	
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha			
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所				

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回の見直しが行われるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託四町との合併等を経て、平成11年3月31日に第3回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成15年4月9日には、熊本港地区（約53ha）が市街化区域に編入された。その後、平成21年5月29日の第4回見直し、平成24年4月1日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成27年5月29日の第5回見直しを経て、現在、熊本都市計画区域面積は52,740haで、うち市街化区域12,583ha、市街化調整区域40,157haである。熊本市はこの区域全体の67.2%（35,433ha）、市街化区域の85.8%（10,795.4ha）、市街化調整区域の61.4%（24,637.6ha）を占めている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成8年6月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月に熊本駅前北地区、平成8年8月に手取本町地区、平成10年9月に上通A地区、平成17年10月に熊本駅前東A地区、平成26年4月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで20地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

(1) 用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

(平29.3.31現在)

区 分	熊本都計区域		市 域			容積率 %	建ぺい率 %	後退距離 m	高さの 限度 m
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全 市 域 面積対比 %				
第一種低層 住居専用地域	1,457.9	11.5	1,068	9.9	2.7	60	30	1.0	10
						80	40	1.0	10
						100	50	1.0	10
第二種低層 住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80	40	1.0	10
						80	40	—	10
						100	50	1.0	10
						100	50	—	10
第一種中高層 住居専用地域	3,180.6	25.1	2,562	23.7	6.6	100	40	—	—
						150	60	—	—
						200	60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,756.6	21.8	2,552	23.6	6.6	100	50	—	—
						100	60	—	—
						150	60	—	—
						200	60	—	—
第一種住居地域	1,394.2	11.0	1,176	10.9	3.0	200	60	—	—
第二種住居地域	727	5.7	641	5.9	1.6	200	60	—	—
準住居地域	287.9	2.3	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	578.8	4.6	539	5.0	1.4	200	80	—	—
						300			
商 業 地 域	385	3.0	385	3.6	1.0	400	80	—	—
						500			
						600			
準工業地域	1,193.4	9.4	1,176	10.9	3.0	200	60	—	—
工業地域	532.7	4.2	366	3.4	0.9	200	60	—	—
合 計	12,649.6	100.0	10,796	100.0	27.7				

(2) 高度利用地区 (都市政策課)

(平29.3.31現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度及び最低限度		建 築 物 の 建 ぺ い 率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (m ²)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60/10	20/10	8/10	200
桜町地区	約3.7	60/10	20/10	8/10	200
合 計	約7.7	—	—	—	—

(3) 風致地区 (都市政策課)

(平29.3.31現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、小島9丁目 他
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区 (都市政策課)

(平29.3.31現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約143.9	昭和45年4月10日

(5) 防火地域及び準防火地域 (都市政策課)

(平29.3.31現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,490.0

(6) 都市計画道路 (都市政策課)

ア 都市計画道路一覧 (市域内)

熊本都市計画区域

(平29.3.31現在)

区分	規模	一連番号	都市計画道路名	主たる幅員 (m)	主たる車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター (自専道) 線	15	2	770	770
1	4	4	北熊本スマートインターチェンジ上り線	17	2	370	0
1	4	5	北熊本スマートインターチェンジ下り線	17	2	290	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	9,035
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,470
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬淵線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,670
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,223
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	1,730
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川瓦線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760

都建

区分	規模	一連 番号	都市計画道路名	主たる 幅員 (m)	主たる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	820
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,264
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	133
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	1,320
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,590	395
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鑑田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	108
3	3	76	平尾鑑田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	622
3	5	78	小町通り線	12	2	120	0
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16	2	770	770
3	4	84	上宮地線	16	2	560	560
3	5	85	東阿高今線	14	2	3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	87	新御堂線	14	2	180	180
3	5	88	バイン通り線	12	2	850	550
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
3	5	92	植木北熊本スマートインターチェンジ線	13	2	2720	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	—	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	—	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	—	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	—	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	—	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	—	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	—	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	—	320	320
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	—	530	530
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	—	350	350
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	—	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	—	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	—	350	350
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	—	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	—	400	400
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	—	180	180
7	7	19	北熊本スマートインターチェンジ側道1号線	5	—	260	0
7	7	20	北熊本スマートインターチェンジ側道2号線	5	—	360	0
7	7	21	北熊本スマートインターチェンジ側道3号線	5	—	360	0
7	7	22	北熊本スマートインターチェンジ側道4号線	5	—	770	0
7	7	23	北熊本スマートインターチェンジ側道5号線	5	—	130	0
7	7	24	北熊本スマートインターチェンジ側道6号線	5	—	110	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	—	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	—	1,880	1,880
合	計		104 路 線			258,970	163,205

イ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平29. 3. 31現在)

区分規模別	都市計画決定延長 (m)				道路整備済延長 (m)						
	市街化区域 (用途指定区域)	市街化調整区域 (用途無指定区域)	計画決定延長	比率 (%)	市街化区域 (用途指定区域)	進捗率 (%)	市街化調整区域 (用途無指定区域)	進捗率 (%)	整備済延長	進捗率 (%)	
熊本都市計画区域	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.0	30,359	95.9	9,870	100.0	40,229	96.8
	3・3	57,570	24,230	81,800	31.6	45,240	78.6	15,260	63.0	60,500	74.0
	1・4 3・4	66,080	23,590	89,670	34.6	38,253	57.9	5,273	22.4	43,526	48.5
	1・5 3・5	22,670	4,070	26,740	10.3	5,050	22.3	990	24.3	6,040	22.6
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	1,990	7,690	3.0	4,250	74.6	0	0.0	4,250	55.3
	8・7	3,430	0	3,430	1.3	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,350	64,620	258,970	100.0	131,082	67.4	32,123	49.7	163,205	63.0

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場 (都市政策課)

(平28. 3. 31現在)

広場名	面積 (㎡)	摘要
熊本駅東口駅前広場	14,200	都市計画道路3・3・7号 熊本駅帯山線
熊本駅西口 "	5,700	" 3・4・65 " 熊本駅西口線
(熊本駅)交通広場	3,800	" 3・3・7 " 熊本駅帯山線
(南熊本)駅前広場	3,850	" 3・2・6 " 南熊本駅新町線
水前寺 "	2,100	" 3・5・16 " 水前寺駅西水前寺線
上熊本駅東口 "	2,700	" 3・4・21 " 上熊本細工町線
上熊本駅西口 "	2,400	" 3・4・68 " 上熊本駅西口線
(西熊本) "	3,900	" 3・5・54 " 刈草薄場線
(光の森駅)交通広場	2,200	" 3・3・58 " 武蔵ヶ丘東中央線
水前寺駅北 "	1,100	都市計画交通広場1号 水前寺駅北交通広場

都建

(8) 景観整備 (開発景観課)

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために、本市では平成21年10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年1月に景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

(平成28年度)

種 類	建築物	工作物	さく・堀	開発行為	土 石	計
件 数	95	36	4	62	2	199

特定施設届出件数 23 件

イ 屋外広告物

平成8年4月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボードの運営を行っている。

屋外広告物許可件数

(平成28年度)

種 類	許可	更新許可	電柱等	計
件 数	275	1,038	12	1,325

除却件数

(平成28年度)

種 類	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件 数	786	1,010	112	43	1,951

(9) 開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年 度		24	25	26	27	28
市 区 街 化 域	件 数	80 ※	79	61	54	56
	面積 (㎡)	211,859 ※	219,702	169,506	133,346	139,176
市 調 整 区 化 域	件 数	159	199	167	172	180
	面積 (㎡)	222,082	222,326	217,832	222,993	277,492
計	件 数	239	278	228	226	236
	面積 (㎡)	433,941	442,028	387,338	356,339	416,668

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度	24	25	26	27	28
許可件数	5	5	7	4	2

2 都 市 整 備（都心活性推進課・植木中央土地区画整理事業所）

（1）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成19年3月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年5月に内閣総理大臣の認定を受けた。

また、平成22年3月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成21年9月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年12月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、2つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約415haの区域を中心市街地と位置づけ、平成23年度までの1期計画では52事業、平成28年度までの2期計画では、1期計画からの継続事業を含めた官民の65事業を推進した。

平成29年度からは、「地震からの創造的復興により、誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人を訪れる魅力あるくまもの顔づくり」をコンセプトとして、官民の78事業を位置づけた3期計画（計画期間は平成33年度までの5年間）に基づき、中心市街地の更なるにぎわいの創出はもとより、桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺地区の防災機能強化など、防災性の向上にも取り組むこととしている。（別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道3号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の58.1haを中心市街地と位置づけ、平成27年11月までに民間事業を含めた実効性のある20あまりの事業を推進した。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（2）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成4年度に熊本駅北地区、平成13年度に手取本町地区、上通A地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東A地区が施行され、平成24年度に完成した。

また、桜町地区では、会社施行により、バスターミナルや商業施設、公益施設等を備え、防災機能の向上に資する多機能複合施設の建設が、平成31年度の完成に向けて進められているところである。

市街地再開発事業の実施地区（4地区）※事業完了地区のみ

地区	熊本駅北地区 (事業完了)	手取本町地区 (事業完了)	上通A地区 (事業完了)	熊本駅東A地区 (事業完了)
施行者	組合	組合	組合	市
事業年度	昭61～平4	平8～13	平9～13	平17～24
地区面積 (ha)	約0.5	約1.0	約1.1	約1.4
敷地面積 (㎡)	約2,400	約5,700	約9,000	約7,300
建築面積 (㎡)	約1,900	約4,400	約6,800	約5,010
延床面積 (㎡)	約15,800	約48,100	約57,100	約52,400
建物の 規模構造	SRC+RC造 地上11階 地下2階	SRC+RC+S造 地上10階 地下3階	SRC+RC+S造 地上14階 地下2階	RC+S造 地上35階 地下1階
用途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭61.4 高度利用地区の都市 計画決定及び事業の都市計画 決定 昭61.9 組合設立（施行認可） 公告 平2.9 施設建築物工事起工式 平3.3 権利変換計画認可 平4.8 施設建築物工事竣工 平5.3 組合解散認可	平8.8 高度利用地区の都市計画 決定及び事業の都市計画決定 平9.3 組合設立（施行認可） 公告 平11.8 権利変換計画認可 平11.12 施設建築物工事起工式 平14.3 施設建築物工事竣工 平14.12 組合解散認可	平10.9 高度利用地区の都市計画 決定及び事業の都市計画決定 平11.1 組合設立（施行認可） 公告 平11.9 権利変換計画認可 平12.1 施設建築物工事起工式 平14.3 施設建築物工事竣工 平14.11 組合解散認可	平17.10 高度利用地区の都市計画 決定及び事業の都市計画決定 平18.2 事業認可公告 平20.5 都市計画決定変更 平20.9 管理処分計画認可 平21.4 施設建築物工事着工 平24.2 工事の完了の公告 平24.3 再開発事業の清算

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を図るため、優良な建築物及び建築敷地の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの3つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区 ※事業完了地区のみ

地区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 (事業完了)	〃	平25～26	0.08	761	241	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 (事業完了)	〃	平26～27	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24戸）	市街地 住宅供給型
下通A地区 (事業完了)	〃	平26～28	0.4	3,114	2,798	18,675	商業・業務施設	優良再開発型

(3) 土地区画整理事業

ア 現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ55地区（1,660.1ha）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

(平 27.4.1 現在)

地区名	施行者	法分 類 (条項)	施行面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)	公共減歩率 (%)	施行年度	総事業費 (千円)
熊本駅西	市	3~4	18.1	13.12.10	36.1 (19.8)	36.1 (19.8)	13~32	23,930,000
植木中央	市	3~4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11~30	14,747,000

完了地区名（51地区）

国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島鳥場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南

※熊本駅西、植木の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

イ 今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、2地区（35.6ha）で土地区画整理事業が実施されており、その他1地区では、事業実施に向け構想がなされている。

3 交通計画（交通政策課）

（1）現 状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この10年間（平成18年度から平成27年度）で約35万7千台から約43万4千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この5年間（平成24年度から平成28年度）で、市電及びJR・私鉄については年々増加傾向にあるものの、バスについては依然として減少を続けており、また、熊本地震の影響による交通渋滞等により例年以上に減少したため、全体としても約5,554万人から約5,202万人へと約352万人減少している。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別	年度	24	25	26	27	28
バス		31,781	31,468	29,947	27,955	24,818
市電		10,287	10,896	10,877	11,031	10,709
JR・私鉄		13,474	14,360	14,611	15,775	16,488
合計		55,542	56,724	55,435	54,761	52,015

注) バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く5社局の利用者数計

（2）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第7次総合計画

【まちづくりの重点的取組】2 ずっと住みたいまちづくり

(1)だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくれます。

【分野別施策】8章第3節：だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

- ・公共交通ネットワークの維持・再構築 ・主要交通拠点などの整備促進
- ・公共交通機関の利用促進 ・公共交通空白地域などへの対応

②熊本市公共交通ランドデザイン（平成23年度）

- ・基幹公共交通の強化 ・バス路線網の再編 ・公共交通空白・不便地域への対応

③第2次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画（平成23年度）

④熊本市公共交通基本条例制定（平成25年4月1日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

⑤熊本地域公共交通網形成計画（平成27年度）

- ・基幹公共交通の機能強化 ・バス路線網の再編 ・コミュニティ交通の導入 ・公共交通の利用促進

（3）本市における交通施策の展開

①パークアンドライドの実施（平成12年度～）

- ・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施（都市圏全体では10箇所実施）

②超低床電車の導入（平成9年度～）＜交通局電車課＞ ※8編成16両導入（平成28年度末）

③天水・河内を運行するデマンド型みかんタクシーの導入・実施（平成18年度～）

④電停バリアフリー化事業（平成21年度～）

⑤芳野・太郎迫を運行するデマンド型オレンジタクシーの導入・実施（平成22年度～）

⑥新水前寺駅地区交通結節点改善事業（平成18年度～平成23年度）

- ⑦ ゆうゆうバスの導入・実施（平成24年度～）
- ⑧ 有料レンタサイクル社会実験（平成24年度～平成27年度）
- ⑨ 公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成25年度～）
- ⑩ 基幹公共交通機能軸強化に係る城南方面における急行バス等の社会実験（平成25年度）
- ⑪ 熊本市電における交通系ICカード（でんでんnimoca）の導入（平成25年度）
- ⑫ 地域ICカード（くまモンのICカード）システムへの片利用環境構築支援（平成26年度～平成27年度）
- ⑬ バス乗換拠点改善調査事業（平成26年度～）
- ⑭ 熊本・川尻駅間新駅（西熊本駅）整備事業（平成26年度～平成27年度）

4 建築指導（建築指導課）

（1）建築確認・検査等の申請状況

種 別		年 度				
		24	25	26	27	28
申 請 件 数	建築確認申請	347	401	330	308	483
	（内計画変更）	(28)	(34)	(33)	(25)	(26)
	指定確認機関申請	2,931	3,331	3,135	3,201	4,235
	（内計画変更）	(110)	(130)	(120)	(104)	(118)
	道路指定申請	46	37	33	38	33
	許可申請	93	117	100	91	182
	やさまち条例事前協議受付	265	239	250	278	291
	省エネ届出	252	297	290	253	356
	長期優良住宅認定	519	662	659	716	929
	CASBEE届出	42	54	42	45	47
	低炭素建築物認定	—	6	10	38	20
現 場 検 査	中間検査	1	8	10	7	2
	建築物竣工検査（計画通知含む）	347	366	377	337	349
	昇降機竣工検査（計画通知含む）	25	47	42	43	29
特 殊 申 請	計画通知（工作物・昇降機除く）	55	71	52	51	27
	工作物等確認申請	31	48	25	28	6
	昇降機等確認申請	20	27	24	26	36

（2）建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月中旬）の1日間を公開による一斉パトロールの日と定め、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

28年度においては、一戸建ての住宅20件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成28年度)

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	87
中間検査申請手続	法第7条の3	0
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	1
避難施設等内装制限	法第35条	0
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	0
構造耐力	法第20条又は第36条	0
敷地と道路の関係	法第43条	0
道路内建築制限	法第44条	0
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	0
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	1
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	1
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	2
計		92

(4) ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。

平成28年度届出件数：2件

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。

平成28年度届出件数：85件

(6) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は29件となっている。

(7) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく届出

300m²以上の建築物を新築・増改築する場合、又は、2,000m²以上の建築物の大規模修繕を行う場合に、その建築物の建築主は、工事着手の21日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない。

平成28年度届出件数：356件

(8) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等を持ち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成21年6月4日より施行している。

平成28年度認定件数：929件

(9) 「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくCASBEE届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成22年10月施行）である。

平成28年度届出件数：47件

(10) 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

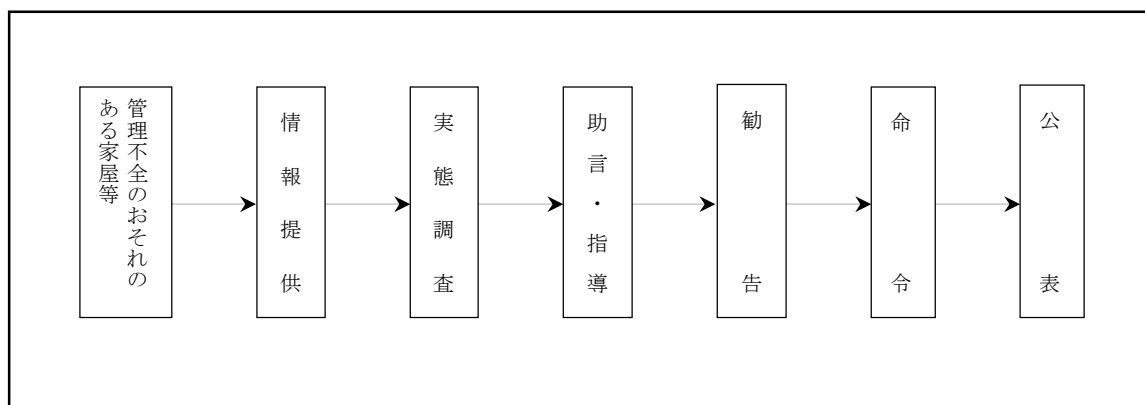
二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成24年12月4日より施行している。

平成28年度認定件数：20件

(11) 「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」の制定

家屋等が放置され管理されなくなることを未然に防止するとともに、長期間放置された老朽家屋等に対して適正な管理の実施を求めることにより、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、平成26年4月1日より条例を施行した。

条例運用の流れ



5 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成17年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成23年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成19年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての結節機能の向上が図られたが、引き続きこの特性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の形成など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

（1）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線

熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線

（2）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅隣接の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（3）駅前広場の整備

ア 駅前広場面積

白川口（東口） 18,000㎡（駅前広場 14,200㎡、交通広場 3,800㎡）

新幹線口（西口） 5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、サブターミナル機能を有した交通結節点の形成

各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口（西口）：西側開発及びアクセス需要増に応じた交通機能等の確保

不定期バス、団体バス等の発着機能の導入

（4）鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成13年3月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間が事業認可され、平成30年度の工事完成を目指して事業が進められている。

・事業区間：JR鹿児島本線 約6km、豊肥本線 約1km

・総事業費：約606億円

・事業期間：平成13年度～平成30年度

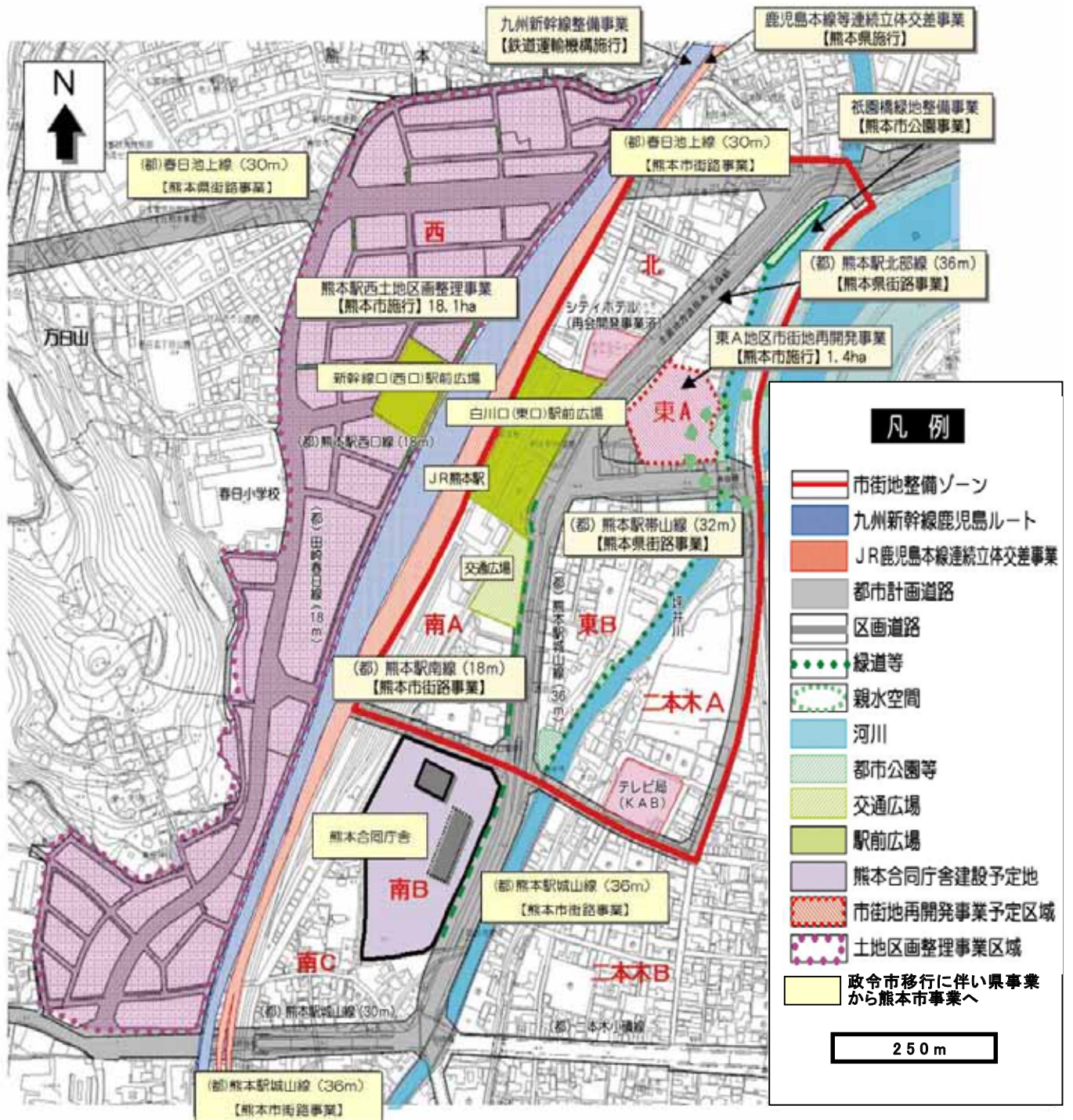
・事業実施状況：平成27年3月にJR鹿児島本線の上り6km、下り4km区間で高架切替えが完了し、あわせて上熊本駅舎も供用済

(5) 熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、平成27年度には換地処分を行った。現在、連立事業との工程調整が必要な道路等の整備を行っている。

- ・ 地区面積 : 18.1ha
- ・ 総事業費 : 約280億円（関連事業費を含む）
- ・ 事業期間 : 平成13年度～平成32年度
- ・ 事業実施状況及び予定
 - 平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得
 - 平成15年度～平成16年度 換地設計
 - 平成17年度～平成26年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（西口駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施
 - 平成27年度 換地処分
 - 平成28年度～平成32年度 道路等の整備（連立事業との工程調整）

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



都建

6 住宅政策（建築政策課）

（1）熊本市住生活基本計画（平成27年度～平成36年度）

これまで、市営住宅を中心とした住宅セーフティネットの確保に努めてきた。その後、住宅のストックが充足したことで、住宅の量の供給から質の向上へと政策を転換するとともに、安全安心な住まいづくりや少子高齢社会に対応した住まいづくりを進めてきた。

しかしながら、少子高齢社会のさらなる進展や人口減少社会の到来、さらに都市間競争の激化や住環境の整備など、幅広い課題への対策が今後の住宅政策に求められており、住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策展開を図るため住生活基本計画を平成27年3月に策定した。

ア 基本理念

「共に支え合い 長く住み継ぎ 人が集う くまもとの住まい・まちづくり」

イ 基本方針

「安心な“くらし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ 市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ 空き家対策方針（5つの基本方針）

現在、増加している空き家について、管理不全な状態が進むと、環境衛生や景観等の周辺の住環境に悪影響を及ぼすことになることから、適切な空き家対策を講じることにより、良好な居住環境を形成する。

「空き家化の予防」、「空き家流通の促進」、「空き家の維持管理」、「地域の資源として活用」、「空き家の除却」

オ 成果指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合 57%（平成25年度）→ 65%（平成30年度）

住まいのホームページアクセス件数 5,000件/年（平成25年度）→ 6,000件/年（平成36年度）、他

（2）高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成27年3月に中間見直しを実施した。「高齢者が自分らしく安心して暮らせる住環境の実現」を基本理念とし、市民・地域組織、民間事業者等、熊本市居住支援協議会、熊本市及び国・県の各主体間が相互に連携し、協働で計画の推進に向けて取り組んでいる。

(3) 住まいづくりフェア

平成21年度から、市民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、市民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資するため、住生活月間にあわせ、民間の関係団体との協働によるパネル展示や専門家による相談会などの内容で、住まいづくりフェアを開催している。平成28年度は震災対応優先により未実施。

(4) マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、相談会、セミナー、マンション管理士派遣事業を実施している。

ア マンション管理相談会

平成20年度から、熊本県マンション管理士会との協働により市庁舎での相談会を実施。平成28年度は10回実施し、相談件数は39件である。

イ マンション基礎セミナー

平成21年度から、NPO法人熊本県マンション管理組合連合会及び熊本県マンション管理士会との協働により実施している。平成28年度は震災対応優先により未実施。

ウ マンション管理士派遣事業

平成21年度から、熊本県マンション管理士会との協働により、管理組合等を対象にマンション管理士を派遣し、相談や講座を実施しており、平成28年度は6件の派遣を行った。

(5) 熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会においてあんしん住み替え相談窓口事業を実施している。

(6) 住宅・建築物耐震改修等事業

ア 建築物耐震化促進事業

平成27年度に改訂した熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「平成32年度までに耐震化率を95%」とする新たな目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。平成28年度は、熊本地震の影響により市民の耐震化への意識が高まったことで耐震診断への申し込みが1,400件を超え、そのすべてに対応するため、先行して510件の診断を実施した。残りは平成29年度の診断実施とし、2ヵ年での完了を予定している。平成28年度の耐震改修への助成制度の利用件数は、補強計画・設計が67件、耐震改修が41件と、例年を上回る件数となったが、平成29年度はさらなる利用件数の増加が見込まれるので、安心・安全な住まいの確保に向け、丁寧かつ迅速に対応していく。

イ 特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付しており、平成28年度の助成制度の利用件数は1件であった。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ補助金を交付しており、平成28年度の助成制度の利用件数は、補強設計が1件、耐震改修が1件であった。平成29年度は、熊本地震の影響により耐震化に向け活発になってきた動きを受け、それぞれの状況を踏まえながら対応していく。

7 市 営 住 宅 （住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成27年度～36年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。また、平成28年熊本地震により住宅に困窮する被災者の住まいの確保のため、災害公営住宅の提供などの支援に取り組むこととしている。

（1）住宅供給実績

（単位 戸）

年度	区 分	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
		新 規	建 替	借上げ	
平成4～22		1,884	2,212	475	4,571
23			108		108
24			86		86
25			80	▲50	30
26			18	▲50	▲32
27			0	▲34	▲34
28			98		98
合計（4～28）		1,884	2,602	341	4,827

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（2）住宅管理状況

ア 目的別内訳

（単位 戸）

年度	種別	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	高 齢 ・ 障 害 者 等 優 先	改 良	引 揚	特公賃 ・ 特優賃	その他	合 計
		昭21～平23	9,086	212	171	538	120	2,038	685		478	163
24	▲35					▲11			▲3		▲49	
25	▲34					▲2					▲36	
26	236					33			▲50	▲163	56	
27	▲55					▲8			▲50		▲113	
28	▲1								▲34		▲35	
29	98										98	
合 計		9,295	212	171	538	120	2,050	685		341		13,412

（注）管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳

（単位 戸）

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
130	10,652	2,065	279	30	256	13,412

(3) 団地別管理戸数状況

(平29.4.1現在)

No	団地名	所在地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,700～35,500
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	23,000～81,800
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～4,500
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,000～53,800
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	41				7					48	19,500～71,300
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43			24							24	7,600～15,500
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	21									21	18,000～38,500
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	61									61	18,300～32,500
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,200～30,000
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～28,700
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～38,000
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,800～41,700
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,300～85,600
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	31									31	27,200～71,100
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～68,100
18	サンライズ国府	中央区国府3丁目27	H9								24		24	63,300～76,000
19	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,500～88,500
20	ベルス出水	中央区出水6丁目28	H11								57		57	64,400～78,000
21	塩屋一番館	中央区新町2丁目11	H12								25		25	63,900～94,000
22	エスポワールしらかわ	中央区呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900～90,000
23	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～91,000
24	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	21,000～71,900
25	字留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200～3,000
26	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～37,100
27	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	23,000～84,200
28	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,300～37,800
29	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～74,800
30	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～76,200
31	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,000～69,800
32	高平	北区高平2丁目8	S39～41	150				24					174	10,600～14,900
33	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4			1,128	10,600～82,200	
34	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H28	969	25	22	148	217	19			1,400	9,100～86,700	
35	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～21,800
36	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～36,500
37	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,200～43,200
38	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～38,900
39	四方寄	北区四方寄1056	S45～47	47									47	5,000～8,700
40	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,500～78,300
41	ヴェルドミール清水	北区清水新地4丁目3	H10								34		34	58,100～71,000
42	弓削第二	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～86,100
43	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	24,000～85,700
44	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,100～81,000
45	コーポムサシ	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000～65,000

No	団地名	所在地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・障害者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
46	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	900～2,400
47	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	18,100～62,300
48	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,200～13,100
49	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	11,900～23,400
50	狹迫	北区植木町狹迫50番地3	H元	6									6	14,700～44,900
51	鏡田	北区植木町鏡田・滴水	S36～H7	52									52	2,400～56,400
52	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	22,100～62,300
53	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	23,400～69,200
54	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,400～60,800
55	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,400～60,700
56	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51							14			14	2,000
57	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53							20			20	2,000
58	山本	北区植木町清水1066番地1	H28	18									18	16,200～72,100
59	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	24,200～81,000
60	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
61	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
62	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
63	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	319	5		21	74					419	18,300～78,200
64	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～20,700
65	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～28,000
66	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5				300	14,200～27,300
67	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,100～23,100
68	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～44,200
69	新南部	東区新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6				50	20,500～40,100
70	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～38,900
71	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,600～44,600
72	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5				288	21,300～35,900
73	佐土原	東区榎町1	S60	32	6		6	5	6				55	20,600～41,300
74	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2				200	20,700～45,100
75	月出	東区月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2				195	22,100～45,300
76	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,600～38,900
77	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～37,800
78	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6				302	17,300～45,500
79	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40			8	2					50	27,000～74,800
80	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38	2		6	4					50	27,900～76,500
81	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,300～79,500
82	コンコース長嶺	東区長嶺東6丁目27	H10								22		22	57,000～68,000
83	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	32,000～68,300
84	レスポワールMIWA	東区健軍3丁目50	H10								18		18	65,000～82,000
85	オーシャンゲイツ新南部	東区新南部2丁目7	H12								30		30	66,600～81,000
86	タウンハウス東	東区上南部3丁目4	H12								25		25	57,000～68,000
87	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13								25		25	62,000～80,000
88	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	17,100～78,900
89	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9				520	11,600～29,000
90	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	14,900～29,300

No	団地名	所在地	管理開始年度	一般	障害	低家賃	老人	障害・高齢者優先	母子	改良	特公賃・特優賃	その他	合計	入居者負担額
91	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～34,400
92	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～34,200
93	栗の内	南区日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9				200	17,700～31,300
94	野田	南区野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2				150	18,600～37,700
95	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,800～42,600
96	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～38,000
97	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,600～29,900
98	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,600～40,300
99	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22					116	17,900～70,700
100	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	14									14	18,600～75,800
101	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,100～69,000
102	合志	南区合志1丁目4	H7	72	2		9	6					89	20,100～78,600
103	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	24,300～83,000
104	白藤	南区白藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8				409	22,600～83,800
105	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4				210	24,300～79,700
106	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	16,800～73,900
107	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	10,400～30,500
108	本町	南城南南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～34,000
109	塚原	南城南南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,900
110	萱木	南城南南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～26,500
111	塚原Ⅱ	南城南南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～9,300
112	下宮地	南城南南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～29,000
113	萱木小集落	南城南南町下宮地1114～1118	S54～60							38			38	5,000
114	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	6,000～14,000
115	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	16,800～59,000
116	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,800～54,800
117	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	17,800～59,400
118	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38			4	18					60	23,800～75,300
119	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66					210	24,200～88,100
120	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	19,400～75,600
121	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	18,200～75,200
122	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	44				11					55	18,800～81,500
123	半田	西區城山半田2丁目2	H14	55				29	3				87	18,000～81,100
124	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	16,700～37,100
125	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,900～48,500
126	池上	西区池上町524	S63	124	3		7	32	4				170	18,700～44,400
127	上代	西区上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6				150	21,700～40,200
128	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6				120	22,800～46,300
129	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	26,300～88,700
130	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15					234	26,300～82,600
131	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48			5	7					60	25,700～66,900
132	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	23,400～75,300
133	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	22,200～75,400
合計				9,295	212	171	538	2,050	120	685	341		13,412	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準						
一 般	158,000 円以下						
裁 量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	(本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5 (25.0～32.5%)	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6 (32.5～40.0%)	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7 (40.0～50.0%)	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8 (50.0%～)	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成28年度)

種別 \ 区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
一 般 住 宅	2,898,609,200	2,852,873,800	45,746,900	98.42
改 良 住 宅	53,032,900	52,274,700	770,200	98.57
特定優良賃貸住宅	186,906,650	185,773,550	1,133,100	99.39
小集落改良住宅	3,059,000	2,978,000	81,000	97.35
単 独	44,933,050	44,500,250	432,800	99.04
現 年 度 計	3,186,540,800	3,138,400,300	48,164,000	98.49
過 年 度	405,390,493	100,313,074	305,077,419	24.74
合 計	3,591,931,293	3,238,713,374	353,241,419	90.17

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

8 道 路 (土木管理課)

(1) 市域内道路

(平29.4.1現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)
国 道	103,010		0		103,010		100.00	
国の管理	66,924		0		66,924		100.00	
市の管理	36,716		0		36,716		100.00	
県 道	340,897		415		341,312		99.88	
主要地方道	108,256		0		108,256		100.00	
一般県道	232,641		415		233,056		99.82	
市 道	3,137,196	13,600,843	242,453	470,890	3,379,649	14,071,734	92.83	96.65
道 路	3,114,160	13,469,032	242,380	470,568	3,356,540	13,939,600	92.78	96.62
橋 梁	23,036	131,811	73	322	23,109	132,134	99.69	99.76

(注) 平成28年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
国道(国の管理)については平28.4.1現在の数値

(2) 市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道3号を縦軸に、国道57号を横軸として387号、266号、501号、208号並びに県道37路線が主要な幹線道路として放射状に走っている。

これらを補完して路線数12、122本、実延長3,379,649mの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。また、市道についても延長率で92.83%、面積率で96.65%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
24	3,044,597	13,164,097	296,136	596,678	3,340,733	13,760,775	91.14	95.66	2,724,304
25	3,062,959	13,291,248	290,610	586,481	3,353,569	13,877,729	91.33	95.77	2,756,352
26	3,082,926	13,522,647	286,579	581,805	3,369,504	14,104,452	91.49	95.88	2,789,724
27	3,089,285	13,561,789	281,182	572,925	3,370,467	14,134,714	91.66	95.95	2,803,610
28	3,137,196	13,600,843	242,453	470,890	3,379,649	14,071,734	92.83	96.65	2,814,152

(注) 面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別	幅 員					計
	6.5m以上	6.5~4.5	4.5~2.5	2.5~1.5	1.5未満	
延 長 (m)	618,011	1,294,759	1,218,029	163,577	62,164	3,356,540
面 積 (m ²)	6,238,417	6,939,684	4,519,495	328,800	62,578	18,088,974

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	24			25			26			27			28		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認定	138	36,865.5	280,377.2	154	21,957.9	159,449.5	125	14,569.0	96,031.9	94	12,185.0	94,522.7	99	10939.1	69940.96
廃止	55	25,984.8	141,342.2	16	6,976.6	35,178.2	13	1,742.2	5,278.5	12	4,366.9	42,253.0	9	880.7	10743.4

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ア) 認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第3条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- イ) 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ウ) 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。
- エ) 認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。
 - ・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
 - ・自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の家屋が存在すること。
- オ) 認定対象道路の一部分の形状が緊急の際の避難用道路又は歩行者のための連絡用道路（階段状の道路を含む。）の機能を有し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、当該部分を市道に認定することができる。
 - ・有効幅員2.0メートル以上のものであること。
 - ・接続しようとする道路の横断方向から接続しているものであること。
 - ・袋路状でないこと。

カ 道路管理状況

業務の内容		年度				
		24	25	26	27	28
一般管理	道路境界立会	846	821	738	733	884
	道路境界承認	76	91	110	107	118
	市道の証明	72	98	82	129	28
	道路工事承認（24条）	443	478	485	408	430
	開発行為の同意	221	213	160	240	194
	市道の認定廃止	193	170	138	106	108
	計	1,851	1,920	1,656	1,651	1,762
占用関係	占用許可申請 （内占用料金が伴う申請）	5,929 (2,460)	6,656 (2,883)	6,966 (2,997)	5,382 (2,208)	5,990 (3,085)
	占用料金の徴収	3,388 (467,898,267円)	3,342 (473,682,445円)	2,131 (486,505,872円)	2,756 (303,782,704円)	2,853 (312,857,320円)
	道路掘削許可	4,680	2,918	2,711	2,873	2,937
	道路交通制限	5,123	3,230	3,266	3,592	3,550
	計	19,120	16,146	15,074	14,603	15,330

9 地籍調査（土木管理課）

（1）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木管理課）

ア 旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名 (実施当時)
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
16	1.89	鹿帰瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
24	0.17	東区戸島本町の一部 東区戸島二丁目の一部 東区戸島三丁目の一部 東区戸島五丁目の一部
25	0.48	東区戸島五丁目の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島町の一部
26	0.13	東区戸島本町の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島七丁目の一部
27	0.56	北区硯川町の一部 東区戸島町の一部 東区戸島六丁目の一部

イ 旧植木町管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (K㎡)	町 名 (実施当時)
1～3	1.21	植木町広住
2～5	1.39	植木町植木・舞尾の一部
2～6	1.73	植木町滴水の一部
3～4	0.16	植木町清水の一部
4～6	0.60	植木町平野
4～7	0.77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
6～8	0.43	植木町投刀塚
6～8	0.83	植木町一木
6～9	0.95	植木町鑑田の一部
8～10	0.89	植木町鑑田の一部
8～10	0.98	植木町岩野の一部
10～12	1.48	植木町岩野・味取の一部
11～13	1.00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1.26	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1.17	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1.09	植木町富応の一部
14～16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0.75	植木町豊田の一部
15～17	1.32	植木町豊岡の一部
16～18	0.70	植木町豊田の一部
17～19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0.83	植木町平原の一部
18～20	1.38	植木町色出・米塚の一部
18～20	1.08	植木町鈴麦
19～21	1.02	植木町正清・米塚の一部
19～21	1.00	植木町豊岡の一部
20～22	1.03	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1.22	植木町轟の一部
21～23	1.22	植木町田底
21～23	1.31	植木町轟の一部
22～24	0.94	北区植木町正清の一部
22～24	0.70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
23～24	0.89	北区植木町色出の一部
23～24	0.71	北区植木町木留の一部
23～24	0.32	北区植木町大和
24～25	1.25	北区植木町平井
24～26	1.10	北区植木町辺田野
25～26	1.33	北区植木町亀甲の一部
25～27	0.35	北区植木町有泉の一部
25～27	0.27	北区植木町木留の一部
27	1.00	北区植木町有泉・小野・石川の一部

ウ 旧富合町管内（完了）

年度	実施面積 (K m ²)	町 名
昭和 46	2.38	富合町木原・平原の一部
47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
51	0.95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ 旧城南町管内（完了）

年度 (昭和)	実施面積 (K m ²)	町 名
42	2.70	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碓・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

(2) 都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常的地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名
24	0.30	中央区水前寺六丁目
25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
26	2.50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
27	2.36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部

10 自転車対策（土木管理課 自転車対策室）

概 要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
24	23	7,560	13	3,453	36	11,013
25	24	7,693	13	3,397	37	11,090
26	24	7,693	13	3,397	37	11,090
27	25	7,998	13	3,439	38	11,437
28	26	8,434	13	3,439	39	11,873

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
24	166	6,549	2,691
25	180	5,434	2,007
26	180	4,045	1,573
27	180	3,752	1,308
28	180	3,680	1,383

1 1 公共用地取得（用地調整課）

（1）用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（2）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・ 土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・ 建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

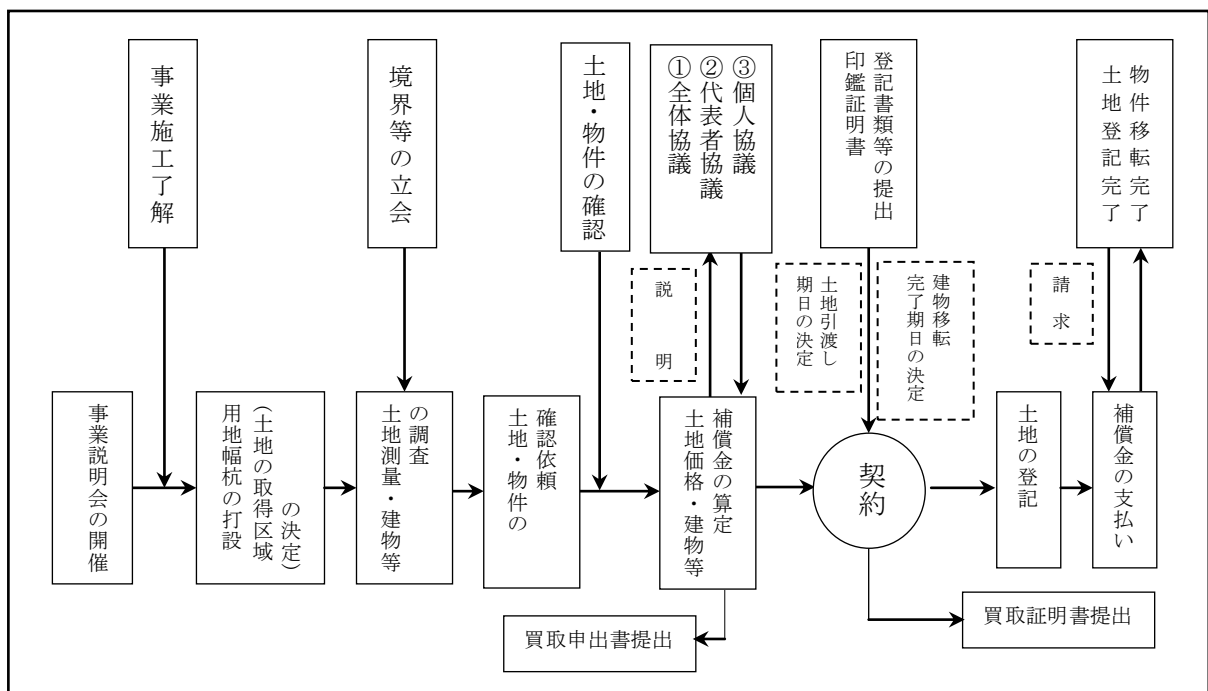
（3）契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

（4）用地補償の流れ



12 河川（河川課）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。本市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（1）広域河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麴川・鶯川など被災頻度の高い流域を持つ県管理河川を昭和47年より「都市基盤河川改修事業」として本市で改修事業を進めてきたが、平成24年度の権限移譲に伴って「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのなかで、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している状況である。また、この6河川と「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても平成24年度、県より権限移譲により引継ぎを行っている。

（2）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、本市が管理する河川において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、平成22年度から健軍川流域で事業を実施している。

（3）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。現在、旧天明新川については、平成24年度から事業に着手している。

（4）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水が困難な地域等の浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水路の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（5）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透柵の設置について費用を助成する「雨水浸透柵設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと合わせて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透柵設置状況

(平29.3.31現在)

24		25		26		27		28	
件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
225	483	181	373	127	292	71	150	23	49

市域の主要河川状況

水系	河川名	級別	流域面積 (k m ²)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
白川	白川	1級	480	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑川	緑川	1級	1,100	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加勢川	1級	253.8	13.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
				7.6	〃	市管理
	無田川	1級	1.0	2.3	—	県管理
	木部川	1級	20.4	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	2.5	平元	市管理
	高良川	1級	1.9	1.5	—	県管理
	内田川	1級	6.5	4.2	昭50	〃
	矢形川	1級	37.9	13.7	〃 48	〃
	木山川	1級	100	16.5	〃 62	〃
	秋津川	1級	32.2	6.2	〃 44	〃
	鶯川	1級	2.8	1.5	平7	市管理（広域河川改修事業）
	健軍川	1級	14.6	7.0	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1級	2.8	6.3	〃 47	〃 〃
	保田窪 放水路	1級	5.3	1.3	〃 47	〃 〃
	浜戸川	1級	93.1	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間4.9km）
	潤川	1級	18.4	5.7	〃 60	県管理
	安永川	1級	—	1.1	—	〃
		準用	—	1.0	—	市管理
	五双川	準用	—	0.8	—	〃
	仁子川	1級	—	1.9	—	県管理
		準用	—	4.6	—	市管理
	谷郷川	1級	—	2.0	—	県管理
	錦郷川	1級	—	5.8	—	〃
	滑川	1級	—	2.2	—	〃
		準用	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新川	準用	10.09	7.5	平24	〃（準用河川改修事業）
	西迫川	準用	—	0.8	—	〃
	赤迫川	準用	—	0.6	—	〃
柿田川	準用	—	1.2	—	〃	
東迫川	準用	—	0.8	—	〃	
逆瀬川	準用	—	1.2	—	〃	
御領川	準用	—	1.0	—	〃	
島田川	準用	—	3.5	—	〃	

水系	河川名	級別	流域面積 (k m ²)	河川延長(km)	改修 着手年	摘要
菊池川	合志川	1級	123	22.0	昭28	国土交通省管理(直轄区間10.1km)
	木葉川	1級	50	12.1	〃21	県管理
	神の木川	1級	23	2.0	〃52	〃
	千田川	1級	4	7.4	〃49	〃
		準用	—	1.3	—	市管理
	宮原川	1級	3.2	5.2	昭47	県管理
	豊田川	1級	14.4	7.1	〃37	〃
	夏目川	1級	4.5	2.0	〃60	〃
	小野川	1級	4	3.2	〃48	〃
		準用	—	1.5	—	市管理
	中谷川	1級	—	2.2	—	県管理
		準用	—	1.1	—	市管理
	上生川	1級	20	4.5	昭37	県管理
	菖蒲川	準用	—	0.7	—	市管理
	小畑川	準用	—	1.0	—	〃
	大平川	準用	—	1.0	—	〃
	馬瀬川	準用	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	1.8	—	〃
	大井川	準用	—	1.0	—	〃
	白水川	準用	—	1.5	—	〃
服部川	準用	—	0.5	—	〃	
野間川	準用	—	0.3	—	〃	
長谷川	準用	—	0.3	—	〃	
小園川	準用	—	1.2	—	〃	
北井川	準用	—	1.5	—	〃	
坪井川	坪井川	2級	84.6	23.2	〃33	県管理
	井芹川	2級	57.1	14.6	〃39	〃
	堀川	2級	42.7	10.8	〃53	〃
	西浦川	2級	5.0	2.1	—	〃
	西谷川	2級	13.2	3.6	—	〃
	立福寺川	2級	5.3	1.7	—	〃
	万石川	2級	1.9	1.2	昭48	市管理
	兎谷川	2級	1.7	0.8	〃48	〃
	麴川	2級	3.1	1.7	〃51	〃(広域河川改修事業)
	谷尾崎川	準用	2.3	1.3	〃53	〃
	前川	準用	—	0.8	—	〃
	鏡田川	準用	—	1.8	—	〃
唐人川	唐人川	2級	—	3.0	—	県管理
単独	河内川	2級	20	6.6	—	〃
	千間江湖	2級	2.2	4.7	昭40	〃
	除川	2級	6.0	3.3	〃42	〃

※ 記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調査延長を適用。

13 公園緑地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成29年4月1日現在での本市の都市公園等の整備状況は、997カ所、704.08haである。このほか、民有地等を借地した74カ所、6.19haの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の3つを掲げた。

1 適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園(住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園)の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

(平29.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用			箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	1人当りの面積 (㎡/人)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (㎡)	供用率 (%)						
街区公園	175	41.47	175	423,796	102	699	537,864	874	961,660	1.30	
近隣公園	29	49.10	27	395,289	81	2	31,860	29	427,149	0.58	
地区公園	8	39.50	7	318,564	81	—	—	7	318,564	0.43	
総合公園	3	82.20	3	795,222	97	2	229,664	5	1,024,886	1.39	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園(風致)	3	15.50	3	171,612	111	4	249,845	7	421,457	0.57	※2
特殊公園(歴史)	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.90	1	1,254,368	99	—	—	1	1,254,368	1.70	※3
緑地	14	214.84	14	563,537	26	38	260,575	52	824,112	1.12	
墓園	3	36.30	3	351,906	49	—	—	3	351,906	0.48	
都市公園合計	245	738.31	241	5,470,339	74	756	1,570,496	997	7,040,835	9.54	
まちの広場	—	—	—	—	—	74	61,889	74	61,889	0.08	
その他	—	—	—	—	—	7	14,794	7	14,794	0.02	
合計	245	738.31	241	5,470,339	74	837	1,647,179	1,078	7,117,518	9.65	

(※1) 熊本県立総合運動公園含む

(※2) 本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む

(※3) 総合体育館湖面含む

(注1) 人口(推計人口)は、平成29年4月1日現在の人口737,812人

(注2) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	24			25			26			27			28		
	公園数	面積 (ha)	一人 当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人 当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人 当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人 当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人 当面積 (㎡)
	利用中の 街区公園	810	92.38	1.25	825	93.41	1.27	848	93.91	1.27	862	95.78	1.29	874	96.17
利用中の 全公園	931	661.24	8.97	946	679.83	9.21	971	701.77	9.50	985	703.70	9.51	997	704.08	9.54

1.4 土木センター（土木総務課）

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の定期点検を実施するなど、計画的かつ適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

名称	所在地	連絡先
東部土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
西部土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2936
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5（河内まちづくりセンター内）	096-276-1115
富合地域整備室	熊本市南区富合町清藤405-3（南区役所内）	096-357-4154
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050（城南まちづくりセンター内）	0964-28-2133
北部土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）	096-272-1115

(1) 業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・災害復旧事業
- ・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- ・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- ・私道の整備補助
- ・事業に必要な用地の買収及び補償
- ・公園の除草・清掃業務

(2) 私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長 (m)	舗装面積 (㎡)	防護柵 (m)	補助額 (千円)
24	13	205.0	2,349.0	0.0	11,972
25	11	165.0	2,252.0	0.0	11,529
26	15	102.0	2,717.0	0.0	12,375
27	14	137.0	2,540.0	0.0	13,307
28	11	129.0	1,980.0	0.0	13,830

1 5 宅地復旧支援（震災宅地対策課・震災土木施設対策課）

熊本地震では、人家に隣接する自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊などが発生した。また、民間宅地においても、液状化や大規模な地すべり、擁壁の崩壊などが発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの被害が発生している。これらの宅地を復旧し二次災害を防ぐことで、被災者の早急な生活再建を支援していく。

（1）災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

熊本地震により発生した自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による二次災害防止を図る。

なお、市地域防災計画に危険箇所と記載されることが確実であるがけ地等で発生した被害箇所について、平成28年度に本事業の実施箇所の確定作業を行い、平成29年度より対策工事等を進めている。

（2）宅地耐震化推進事業

① 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

熊本地震において盛土造成地に被害が発生した区域について、大規模な盛土造成地の滑動崩落による公共施設や宅地地盤の再度災害を防止するため、造成地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策工事を行う。

盛土部分の面積が3,000㎡以上かつその盛土の上に存在する家屋が10戸以上等で発生した被害があった一団の土地の区域について、平成28年度より基礎調査を行い、地盤調査・設計及び対策工事等を進めている。

② 宅地液状化防止事業

熊本地震において液状化現象による家屋等への被害が発生した区域について、液状化現象による再度災害を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を図る。

液状化現象による公共施設や宅地に顕著な被害があった3,000㎡以上の一団の区域かつ区域内の家屋が10戸以上の区域について、代表地区等においては、平成28年度より基礎調査を実施し、対策工法の検証等を進めている。

（3）宅地復旧支援

① 宅地復旧支援事業

熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者などに対し、対象工事（既に復旧した工事及び調査費・設計費を含む）の一部を補助するため、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、被災者の早急な生活再建を支援する。

◆補助対象工事の要件

1. のり面の復旧工事
2. 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、排水施設設置工事）
3. 地盤の復旧工事
4. 住宅建屋などの直下における地盤改良工事（液状化したと見られる区域に限る）
5. 住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下や傾斜を修復する工事）
6. 支援対象金額は、工事費より50万円を控除した額に3分の2を乗じた額。（対象工事費の上限は1,000万円）

② 拡充制度事業（宅地耐震化推進事業）

熊本地震により小規模な宅地にも甚大な被害が発生し、既存擁壁の崩落や損壊が多数あることから、余震や降雨等による二次災害によって避難路等に影響を及ぼす擁壁の復旧や宅地被害の拡大を防止し、もって被災者の早急な生活再建の支援を図る。また、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、市が行う直接施工は必要手続きが完了次第、随時工事を行っていく。

◆事業対象の要件

1. 既存擁壁（石積みやコンクリート造）の崩壊や損壊により、補強や再構築による対策が必要なもの
2. 盛土がある擁壁の高さが2m以上
3. 盛土の上に家屋が2戸以上
4. 盛土がある擁壁の前に避難路（道路）、鉄道、河川がある
5. 復旧工事を行っていない

※市が行う直接施工と所有者等が行う間接施工がある。

※対象となる工事に係る自己負担なし。

16 住宅再建支援（震災住宅支援課）

（1）災害公営住宅の整備

熊本地震により住宅を失った方で住宅再建が困難な方に恒久的な住まいへの移行を支援するため、災害公営住宅の整備を次のように計画。

ア 災害公営住宅の整備場所及び戸数（平成29年6月時点）

- | | |
|-----------|-------|
| ①南区城南町舞原 | 20戸程度 |
| ②南区白藤3丁目 | 80戸程度 |
| ③中央区大江2丁目 | 20戸程度 |

イ 災害公営住宅の完成予定時期

アのうち①～③は、平成31年3月に完成予定。

（2）民間賃貸住宅借上げ制度（平成28年度～平成31年度）

災害救助法に基づき、平成28年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、熊本市が民間賃貸住宅を借り上げ、みなし応急仮設住宅として無償で提供するもの。

ア 入居期間

最長2年間

イ 申込期限

平成29年3月31日

ただし、個別の事情により期限までに申込みができない旨の「理由書」の提出がある場合は、平成29年5月31日まで申込みを受け付けた

ウ 本市の負担

- ・家賃
- ・礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
- ・仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
- ・退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
- ・火災保険等損害保険料

（3）被災住宅の応急修理（平成28年度～平成29年度）

平成28年熊本地震による災害救助法に基づき、住宅が半壊または大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、応急的に修理を行うもの。

ア 申込期限

平成29年4月13日

イ 修理限度額

1世帯あたり57万6千円

消 防

1	概 況	399
2	火 災 統 計	403
3	救 急 ・ 救 助 統 計	404
4	消 防 廣 報	405
5	予 防	405
6	緊 急 通 信 狀 況	408
7	消 防 水 利 狀 況	408
8	消 防 団	408

1 概況

本市の自治体消防は、昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

消防局では、近年の複雑化・大規模化する各種災害に対応するため、各種装備、資機材等の整備や、多様化する市民のニーズに応えることのできる高度な知識・技術・行政スキルを持つ精強な消防職員の育成など、ハード・ソフト両面にわたる消防力の強化を図っている。

また、「自分の身は、自分で守る」を防災の基本コンセプトとし、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援や市民への応急手当等の普及啓発など、市民・地域（企業）・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。あわせて、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設、車両、装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

現在、消防局は平成26年4月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているほか、平成28年4月1日には熊本市北消防署の運用を開始し、本市域の1区1消防署体制を確立した。今後はより一層、各区において消防署・区役所・地域（消防団）の連携を強化していくところである。

今後も、管内からの119番通報を一括処理する新たな「指令管制システム」の整備や、大規模災害時に活用可能な対策本部の代替施設の整備などを含め、市民の「安全・安心な暮らしの確保」に向け、本市の消防・防災体制の充実強化を推進していくところである。

(1) 平成29年度 熊本市消防局主要事業

ア 火災予防対策の推進

(ア) 市民への広報・啓発

- a 人為的ミスによる火災を防ぐための広報啓発活動を推進する。
- b 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進する。
 - ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発
- c 市民への防火・防災啓発を推進する。
 - ・自主防災クラブ、幼少年消防クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援
- d 法令に基づく火災予防対策を推進し、市民の安全性を確保するために必要な体制等の充実を図る。
 - ・違反是正の強化
 - ・違反対象物公表制度の推進
 - ・火薬類取締法及び高圧ガス保安法の権限移譲に伴う体制の構築
 - ・予防技術資格者をはじめとする専門的な知識・技術を有する職員の育成

イ 消防体制の充実強化

(ア) 消防機能の充実

- a 消防力強化のため、消防署所の適切な管理や各種消防車両・資機材等の計画的な更新を進める。
- b 被災した消防庁舎等の早期復旧を進める。
- c 消防本部施設の機能強化を図る。
 - ・消防局庁舎の増築
 - ・新消防指令管制システムの整備
- d 119番通報時の口頭指導を推進する。
 - ・119番通報時の口頭指導の強化（口頭指導マニュアルの徹底）
- e 1区1消防署体制の円滑な運用を推進する。
 - ・効率的な事務処理体制の推進による職員の事務処理能力の向上
- f 耐震性を有した消防水利を計画的に配置する

(イ) 救急救助体制の充実

- a 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進する。
 - ・各種研修による職員の育成及び能力向上
 - ・実戦型訓練のあり方に関する研究・検討
 - ・救急救命士及び救急有資格者の養成と教育体制の強化
 - ・指導救命士制度の推進
 - ・警防活動上必要な資格、免許等の計画的取得
 - ・警防体制強化に繋がる方策の検討
- b 医療機関との連携による救急業務の質の向上を図る。
 - ・救急ワークステーションの運用を推進
 - ・医療機関と連携した救急活動検証の推進
- c 災害対応体制を強化する。
 - ・大規模災害及び特殊災害対応体制の充実強化
 - ・緊急消防援助隊の応援及び受援体制の再構築

ウ 地域防災力の強化

(ア) 消防団の体制強化

- a 消防団及び機能別消防団への参加促進を図る。
 - ・大学生等の消防団活動認証制度の推進
 - ・消防団協力事業所表示制度の推進
 - ・機能別団員（「防災サポーター」）の育成指導
 - ・区役所・消防団・消防署の更なる連携強化
 - ・新規団員に係る入団促進対策の検討
 - ・OB団員を機能別団員とする制度の検討
- b 消防団施設の整備や装備の充実強化を推進する。
 - ・被災した消防団機械倉庫等の早期復旧
 - ・消防団員の装備の充実強化

(イ) 市民の救護能力の向上

- a AED講習を含めた応急手当等の普及啓発を推進する。
 - ・緊急時に必要な応急手当講習会の積極的な開催
 - ・高齢化を見据えた、福祉関係機関との連携強化

(3) 各種協定等の状況

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定に基づく覚書	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
嘉島ジャンクションにおける消防相互応援に関する申合せ事項	上益城消防組合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する覚書	西部ガス株式会社熊本支社	都市ガスに関する火災・爆発・漏えい及びCO中毒事故等の防止及び鎮圧	平成26年11月1日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場(消防ヘリの要請)	昭和61年5月30日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本市医師会熊本地域医療センター	救急	平成6年10月20日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	三角海上保安部	火災・海難・災害救助等	平成4年5月1日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防本部	火災	平成27年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター	救急	平成10年2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年3月30日
	熊本大学医学部附属病院	救急	平成13年3月30日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成25年3月27日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成26年2月18日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成26年3月24日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本空港	通信装置の設置、維持管理	平成26年3月31日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成26年4月1日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	災害	平成26年4月1日
熊本県防災行政連絡所(防災関係機関)の管理運営に関する協定書	熊本県	防災行政無線	昭和54年2月10日
熊本県防災情報ネットワークシステム防災端末装置の管理運営に関する協定書	熊本県	防災情報ネットワーク	平成21年2月3日
映像情報の交換及び配信に関する協定書	熊本県	映像情報の交換・配信	平成29年3月22日
映像情報の交換及び配信に関する協定書に基づく覚書	熊本県警察本部	映像情報の取扱い	平成29年3月27日

2 火災統計

(1) 火災発生状況

区分 年・月	火災 件数	火 災 種 別						焼 損 棟 数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼損面積		損害額 (千円)	
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		世 帯	人 員			建 物 床 面 積	林 野		
													(㎡)	(a)		
28	1	18	12		2			4	14	4	8		1	177		17,293
	2	15	9		1			5	9	7	15		2	5		790
	3	29	12		2			15	21	13	32	1	3	1,322		27,729
	4	18	15		3				20	17	44		2	187		5,381
	5	17	8	1	2			6	10	5	19	2	1	275	9	8,474
	6	10	7	1	1			1	8	3	10		3	152	1	7,220
	7	16	8		2			6	16	6	13		2	268		13,412
	8	13	7	1	1			4	24	16	42		1	734	2	10,629
	9	21	11		3			7	13	8	16	1	7	15		741
	10	7	5		1			1	5	2	5					36
	11	7	5		1			1	7	4	6		2	122		7,802
	12	20	14		4			2	18	25	71	4	3	312		46,116
計	191	113	3	23	0	0	52	165	110	281	8	27	3,569	12	145,623	
27 計	190	115	6	28	0	0	41	166	114	267	6	34	2,824	72	81,277	
26 計	188	119	1	19	1	0	48	170	146	366	9	28	3,760		155,180	
25 計	175	109	1	22	0	0	43	160	132	300	6	53	3,652	3	171,155	
24 計	132	89	1	16	0	0	26	118	114	292	5	29	2,296	4	181,315	

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 原因別被害件数

原 因	年	24	25	26	27	28
	たばこ		15	13	24	20
たき火		8	9	14	22	21
火遊び		5	0	3	4	6
こんろ	こんろ	6	13	3	7	9
	天ぷら油	14	9	11	15	7
放火(疑含)		21	42	26	25	18
風呂かまど		1	1	2	0	1
ストーブ		7	8	7	5	5
マッチ・ライター		6	5	3	4	9
煙突・煙道		0	0	1	1	0
電灯・電話配線		2	2	9	4	14
電気機器		3	4	3	3	6
不明		9	14	19	19	16
その他		26	55	50	61	62
合計		123	175	175	190	191

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 火災・警戒などの出場状況

(平成28年)

種 別		署 別	計	中央署	東署	西署	南署	北署	益城 西原署
火 災	件 数		191	28	41	29	40	36	17
	出場車両		1,139	180	226	190	220	224	99
	出場人員		4,016	646	812	673	778	765	342
警 戒	焼却火の 不始末等	件 数	38	2	3	4	9	11	9
		出場車両	152	6	14	23	38	37	34
		出場人員	538	20	49	76	135	135	123
	漏洩 事故等	件 数	58	12	17	8	6	7	8
		出場車両	186	40	53	24	21	29	19
		出場人員	659	143	193	87	71	96	69
	自火報等の ベル作動	件 数	362	183	66	61	29	22	1
		出場車両	1,273	672	211	208	101	78	3
		出場人員	4,833	2,522	803	822	391	285	10
誤認虚報	件 数	48	10	14	11	5	7	1	
	出場車両	264	41	82	80	20	32	9	
	出場人員	954	151	289	294	80	109	31	
その他	件 数	182	29	26	33	22	57	15	
	出場車両	688	137	111	137	81	178	44	
	出場人員	2,419	491	398	488	277	613	152	
小 計	件 数	688	236	126	117	71	104	34	
	出場車両	2,563	896	471	472	261	354	109	
	出場人員	9,403	3,327	1,732	1,767	954	1,238	385	
合 計	件 数	879	264	167	146	111	140	51	
	出場車両	3,702	1,076	697	662	481	578	208	
	出場人員	13,419	3,973	2,544	2,440	1,732	2,003	727	

3 救急・救助統計

(1) 救急活動の状況

区分	年・月	出場 件数	事 故 種 別										
			火 災	自然 災害	水難 事故	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自損 行為	急 病	そ の 他
28	1	3,336	15	0	3	219	22	11	541	20	21	2,145	339
	2	3,010	10	0	2	195	12	28	391	7	25	1,993	347
	3	3,104	20	0	2	242	11	28	466	7	39	1,936	353
	4	4,230	11	139	4	270	33	11	659	14	30	2,691	368
	5	3,484	14	2	2	283	42	22	510	10	40	2,203	356
	6	3,116	10	7	4	286	38	26	464	11	22	1,911	337
	7	3,574	14	0	0	328	55	37	650	12	23	2,133	322
	8	3,493	12	1	2	337	81	39	626	15	27	2,023	330
	9	3,045	13	0	4	261	51	26	437	12	28	1,910	303
	10	3,212	2	0	4	279	35	36	509	13	28	2,026	280
	11	3,092	4	0	2	315	35	28	445	9	24	1,940	290
	12	3,537	17	0	2	306	41	16	558	14	29	2,198	356
計		40,233	142	149	31	3,321	456	308	6,256	144	336	25,109	3,981
27 計		36,307	166	11	31	3,209	233	385	5,413	178	391	22,542	3,748
26 計		33,854	187	0	34	3,144	254	338	4,872	144	388	21,082	3,411
25 計		31,377	156	0	9	3,071	193	323	4,392	145	483	19,270	3,335
24 計		30,650	125	4	25	3,075	218	314	4,048	190	506	18,933	3,212

※平成26年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 救助活動の状況

(平成28年)

事故種別	火 災	交通 事故	水難 事故	自然 災害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	酸 欠 事 故	ガ ス 及 び	破 裂 事 故	そ の 他	集 団 災 害	合 計
救助 出場 件数 (件)	0	79	26	116	7	81	0	0	58	2	369	
救助 活動 件数 (件)	0	42	18	116	4	46	0	0	37	0	263	
救 助 人 員 (人)	0	37	15	192	4	40	0	0	37	0	325	

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

4 消防広報

(1) 報道関係機関等を通じた広報の実績

(平成28年度)

媒体	テレビ	ラジオ	新聞	機関誌	合計
回数	21	23	18	8	70

(2) 幼少年消防クラブの活動状況回数

(平成28年度)

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼年	237	6,314	483
少年	87	342	46

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 広域防災センター入館状況

(平成28年度)

団体	一般	合計
302団体 10,686人	142人	10,828人

(4) 消防音楽隊活動状況

(平成28年度)

消防関係	市関係	国県関係	その他	合計
0	4	1	9	14

5 予防

(1) 危険物製造所等

(平成29年3月31日現在)

製造所	貯蔵所								取扱所				合計
	屋内貯蔵所	貯屋外タンク	貯屋内タンク	貯地下タンク	貯簡易タンク	貯移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小計	
5	157	67	30	342	2	148	18	764	322	8	152	482	1,251

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 同意建築物工事別件数（消防法第7条）

(平成28年度)

種別 年度	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替え	用途変更	合計
24	968	67	0	0	0	1	32	1,068
25	1,034	76	0	2	5	1	43	1,161
26	1,091	77	1	1	1	6	41	1,218
27	1,030	89	2	0	2	1	38	1,162
28	1,676	72	7	0	3	2	26	1,786

※平成26年度から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 防火対象物概況

平成29年3月31日現在

項 別		署 別	計	中央署	東 署	西 署	南 署	北 署	益城西原署
計			23,006	6,537	5,678	3,368	3,370	3,383	670
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	9	5	2	1	1		
	ロ	公会堂、集会場	32	7	6	6	4	6	3
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	3	2	1				
	ロ	遊技場、ダンスホール	64	16	16	7	11	12	2
	ハ	性風俗店舗等	0						
	ニ	カラオケボックス等	25	6	4	3	5	7	
3	イ	待合、料理店等	9	2	1	3	3		
	ロ	飲食店	661	215	170	61	100	98	17
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	1,079	214	305	134	199	196	31
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	165	53	24	35	3	38	12
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	10,877	3,160	2,949	1,651	1,368	1,502	247
6	イ	病院、診療所、助産所	673	161	170	108	106	108	20
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	243	24	46	45	57	53	18
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	597	80	155	102	125	107	28
	ニ	幼稚園、特別支援学校	57	18	8	12	6	10	3
7		学校等	252	73	40	59	31	37	12
8		図書館、博物館、美術館等	15	6		2	3	3	1
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	60	48	5	3	2	1	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	17	1	2	2	3	9	
10		停車場、船舶等の発着場	5	2		1	1	1	
11		神社、寺院、教会等	165	56	16	50	23	16	4
12	イ	工場、作業場	1,111	64	242	161	301	246	97
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0						
13	イ	自動車車庫、駐車場	110	36	18	22	16	17	1
	ロ	飛行機の格納庫	2						2
14		倉庫	1,071	80	313	151	333	145	49
15		前各項に該当しない事業所	2,115	618	469	290	307	341	90
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2,174	1,000	408	251	216	273	26
	ロ	イ以外の複合用途	1,400	579	306	208	145	156	6
16の2		地下街	0						
16の3		地階地下道	0						
17		重要文化財	9	6	1		1	1	
18		アーケード	6	5	1				

(4) 用途別高層建築物の状況

平成29年3月31日現在 (単位：棟)

階	用途別	階																				計	うち地階を有するもの	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	36			
	計	18	10	1	1	6	3	6	23	28	56	87	61	57	69	27	1	1	2	1	1	459	75	
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場							1														1	1	
	ロ 公会堂、集会場																						0	
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等																						0	
	ロ 遊技場、ダンスホール																						0	
	ハ 性風俗店舗等																						0	
	ニ カラオケボックス等																						0	
3	イ 待合、料理店等																						0	
	ロ 飲食店										1												1	1
4	百貨店、マーケット、店舗、展示場																						0	
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所等							1		1	6	7	4	2	1					1	1		24	9
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅									2	26	69	49	48	62	26	1	1	1		1		286	15
6	イ 病院、診療所、助産所							1	2	1				1									5	4
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等																						0	
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等										1												1	
	ニ 幼稚園、特別支援学校																						0	
7	学校等								4	3	4	1	2	2									16	4
8	図書館、博物館、美術館等																						0	
9	イ 蒸気浴場、熱気浴場等																						0	
	ロ イ以外の公衆浴場																						0	
10	停車場、船舶等の発着場																						0	
11	神社、寺院、教会等																						0	
12	イ 工場、作業場							1															1	1
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ																						0	
13	イ 自動車車庫、駐車場	18	10									1											29	1
	ロ 飛行機の格納庫																						0	
14	倉庫																						0	
15	前各項に該当しない事業所					5		1	9	10	6	3	2	1	1	1							39	13
16	イ 特定防火対象物を有する複合用途			1	1	1	2	1	7	8	7	4	2		1								35	19
	ロ イ以外の複合用途						1		1	3	4	3	2	3	4								21	7
17	重要文化財																						0	

※1 高層建築物：高さ31メートルを超える建築物

※2 階数は地階を除いた数

消防

6 緊急通信状況

(平成28年)

種別	119番着信件数					平成27年
	固定	携帯	IP電話	FAX Eメール	合計	
火災	122	308	27	0	457	422
救急	16,085	20,521	4,081	0	40,687	35,981
救助	40	213	8	0	261	184
警戒	97	455	24	0	576	370
その他災害	84	275	16	0	375	203
非常災害	34	201	11	0	246	19
通報訓練	1,710	119	156	0	1,985	2,590
病院照会	193	915	66	0	1,174	826
回線試験	1,854	304	21	0	2,179	2,766
いたづら	33	66	5	0	104	129
まちがい	731	1,793	111	0	2,635	2,869
その他	1,476	4,713	316	0	6,505	4,107
合計	22,459	29,883	4,842	0	57,184	50,466

7 消防水利状況

(平成29年4月1日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	17,779	159	686	954	160

8 消防団

概要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として熊本市を6ブロックに編成し活動を開始、その後、平成3年2月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成11年10月1日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を第11方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成14年4月には熊本市消防団に初の女性消防団員31人を採用、平成28年4月1日現在、機能別団員の女性団員を含め184人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成20年10月6日の旧富合町との合併により第12方面隊を新設、さらに平成22年3月23日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、15方面隊87分団1トランペット隊の組織となった。

平成24年4月1日、政令指定都市へ移行したことを踏まえ、平成26年4月1日、区制に合わせた16方面隊87分団1トランペット隊への組織改編を行った。更に、平成28年4月1日、常備消防において1区に1消防署となる5消防署体制を開始したことから、消防団においても各区、消防署との連携強化を図り、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

(1) 組織

(平成29年4月1日現在)

1団 16方面隊 87分団 1トランペット隊 209部 定数：5,338人 実数：4,542人

消防団本部 (団長1名含む)		17	団本部 75	機能別 団員	トランペ ット隊	方面隊名・実員数 分団名 (下段：実員数)										
				72	3											
第1方面隊		139		7 19	8 19	10 17	11 15	31 17	32 10	33 21	61 21					
第2方面隊		216		12 20	13 19	14 20	15 15	16 28	17 16	18 31	22 27	37 23	38 17			
第3方面隊		214		1 32	2 19	3 19	4 18	5 17	9 63	52 15	53 31					
第4方面隊		246		6 22	26 69	27 26	28 73	55 33	59 23							
第5方面隊		154		19 44	20 32	34 19	35 26	36 21	39 12							
第6方面隊		445		40 41	41 21	42 64	43 26	44 66	45 24	46 94	47 109					
第7方面隊		298		70 183	71 115											
第8方面隊		276		29 40	30 29	48 47	49 43	50 82	57 27	60 8						
第9方面隊		182		62 70	63 48	64 64										
第10方面隊		274		65 56	66 59	67 106	69 53									
第11方面隊		236		75 236												
第12方面隊		362		76 132	77 93	78 120	79 17									
第13方面隊		240		21 34	23 31	24 15	25 47	51 31	54 33	56 22	58 27					
第14方面隊		372		72 126	73 42	74 184	68 20									
第15方面隊		346		80 44	81 102	82 107	83 93									
第16方面隊		450		84 86	85 133	86 123	87 108									
階級別団員数 (機能別団員を除く。)				団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員						
				1	16	87 (2)	94 (2)	208 (3)	597 (8)	3,467 (94)						

() は女性団員を再掲

消
防

(2) 消防ポンプ数

(平成29年4月1日現在)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	1	203	94

(3) 報酬及び費用弁償

(平成29年4月1日現在)

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額(円)	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

※機能別消防団員にあつては、8,000円

区分	費用弁償額(円)
訓練出動等	1回につき 2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日額 4,000

交 通

1	沿	革	413		
2	軌	道	事	業	414
3	經	營	狀	況	416
4	職	員	數	417	
5	施	設	417		

1 沿 革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年8月1日、市バスが昭和2年11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度から昭和62年度までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、日本で初めて超低床車両を導入するなど、乗客誘致策に取り組んだ。

また、平成14年度には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転し、平成19年度には大江局舎を新たに建て替えるなど、施設面での基盤整備を図った。

さらには、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線について、平成16年から順次民間事業者へ移譲を始めた。

しかし、社会情勢の変化等により経営は年々悪化し、平成20年度末の資金不足額が55億円、資金不足比率198%に達する状況となった。

このようなことから、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を策定し、7ヵ年計画の中で、バス事業の民間移譲（平成27年4月に全ての路線移譲を完了し、バス事業を廃止）、定員管理計画の推進、給与水準の見直し、資産の有効活用、利用促進事業の推進（JR熊本駅・新水前寺駅との結節強化や全国相互利用交通系ICカード（でんでんモカ）の導入等）を行うなど、経営の健全化に集中的に取り組んだ結果、資金不足を解消し、経営健全化団体から脱却することができた。

その後の計画として平成28年3月に、平成28年度から平成31年度までの経営基本方針を示す中期経営収支プランを策定し、安全で快適な運行体制を確立することはもとより、更なる経営の合理化や経営基盤の強化に取り組みながら、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指し努力を重ねているところである。

2 軌道事業（大正13年8月1日事業開始）（総務課・電車課）

（1）輸送状況

事項		年度				
		24	25	26	27	28
年間輸送人員（人）		10,286,991	10,895,839	10,876,776	11,030,949	10,709,117
間走行キロ（km）		1,813,141.0	1,728,889.7	1,729,611.8	1,731,107.4	1,820,151.6
年間延使用車両（両）		14,493	13,586	13,998	14,220	13,777
利用率（％）		3.8	4.0	4.0	4.1	4.0
乗車料収入（円）		1,212,002,254	1,278,305,323	1,303,314,856	1,406,082,994	1,546,954,715
一日平均	輸送人員（人）	28,184	29,852	29,799	30,139	29,340
	走行キロ（km）	4,967.5	4,736.7	4,738.7	4,729.8	4,986.7
	延使用車両（両）	39.7	37.2	38.4	38.9	37.7
	乗車料収入（円）	3,320,554	3,502,206	3,570,725.6	3,841,756.8	4,238,232.1
一平 日一 車均	輸送人員（人）	709.8	802.0	777.0	775.7	777.3
	走行キロ（km）	125.1	127.3	123.6	121.7	132.1
	乗車料収入（円）	83,626.7	94,089.9	93,107.2	98,880.7	112,285.3
表定速度（km/h）		12.9	12.0	12.0	12.0	11.5
在車 両 籍数	ホキー車（ワソマン）	36	36	36	36	36
	連接車	8	8	9	9	9

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

（2）営業路線

年度	項目	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離 (km)		
								最長	最短	平均
平成28年度		11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

（3）系統別運輸成績

（平成28年度）

系統	区間	走行キロ (km)	乗車 人員 (千人)	収入 (千円)	費用 (千円)	差引 (千円)	キロ当たり収支			乗車 効率 (%)
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)	
A系統	健軍町～田崎橋 (9.2km)	1,146,504.1	7,143	1,464,474	1,232,162	232,312	1,277.3	1,074.7	202.6	34.4
B系統	健軍町～上熊本駅前 (9.4km)	673,647.5	3,566	731,139	723,977	7,162	1,085.3	1,074.7	10.6	28.8
計		1,820,151.6	10,709	2,195,613	1,956,139	239,474	1,206.3	1,074.7	131.6	32.3

（注）乗客1人当たり料金収入 定期外148円23銭 定期127円46銭 全体144円45銭

（4）電車運行要領

（平成29年4月1日現在）

項目	運行区間	営業時間	運転方法	時刻表示
A系統	熊本駅前～健軍町 (8.7km) 田崎橋～健軍町 (9.2km)	5:50 - 0:28	ダイヤ運転	終日時刻表示
B系統	上熊本駅前～健軍町 (9.4km)	5:50 - 23:33	ダイヤ運転	終日時刻表示

（5）運賃（平成28年2月1日改定 平成29年3月31日現在）

ア 普通旅客運賃（均一運賃制）

種別	適用	内容
運賃	大人 (中学生以上)	170円
	小児 (小学生以下)	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする
	特殊運賃	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50%割引

イ 団体旅客運賃

種別	適用	内容
団体旅客運賃	大人 (中学生以上)	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合(12歳以上の団体)
	小児及び特殊	上記の団体で小学生以下の小児及び身体障がい者並びに養護施設児童の団体
団体旅客運賃の割引適用方法		基準となる普通旅客運賃からその運賃の100分の10以内の額を割引した額

ウ 1日乗車券

種	類	運賃	乗車できる範囲
1日乗車券	(区間指定①)	700円	電車の全区間及びバスの指定区間
	(区間指定②)	900円	電車及びバスの全区間
	(県内版)	2,000円	電車及びバスの全区間
市電1日乗車券	(市電全区間)	大人 500円 小児 250円	市電の全区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

※ 1日乗車券(市電1日乗車券を除く)は平成28年3月31日をもって小児券の発売を終了。

エ 定期旅客運賃

種別	期間	割引率	摘要
通勤定期	1カ月	普通運賃を60倍したのから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大人通学定期 (中学生以上)	1カ月	普通運賃を60倍したのから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小児通学定期 (小学生)	1カ月	普通運賃を60倍したのから75%割引	
特殊割引定期	通勤	1カ月 通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1カ月 大人通学定期券の50%割引	
夏休み子ども定期券	通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則(昭和59年教育委員会規則第6号)第3条第1項第4号に規定する夏季休業日(夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は)国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「日曜日等」という。)がある場合は、当該日曜日等を含む。)とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※ 各種別の3カ月定期は、1カ月定期運賃額を3倍したのから5%割引

オ 貸切旅客運賃

大人運賃(円)	小児運賃(円)
12,000	6,000

(6) 超低床電車(LRV)の概要

型式	9700型	0800型
営業開始	平成9年8月	平成21年4月
車両数	2車体連接車5編成	2車体連接車3編成(1編成)
車両製作	株式会社 新潟鐵工所 ADトランス ボンバルディア トランスポートーション	新潟トランス 株式会社
車種	4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定員	76人	82人(86人)
車長	18,550mm	18,400mm(18,460mm)
車幅	2,350mm	2,400mm
床高	通路	360mm
	出入口	300mm

※ 0800型()内は、平成26年10月に運行開始した0803号に関する内容

(7) カラー広告電車

種別	規格(mm)縦×横	広告料金 (消費税は含まない)	摘要
電車 車外	広告表示面積合計5.3㎡以内	1カ月1車 250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実績

項目	年度				
	24	25	26	27	28
収入(千円)	48,100	50,683	55,990	50,075	51,846

(注) 消費税相当分は除いて算出

3 経営状況（総務課）

（単位 円）

事 項		年 度				
		24	25	26	27	28
軌 道 事 業	総 収 益	2,214,761,268	2,332,594,975	2,527,773,231	3,730,844,600	2,220,609,009
	乗車料収入	1,212,002,254	1,278,305,323	1,303,314,856	1,406,082,994	1,546,954,715
	その他収入	1,002,759,014	1,054,289,652	1,224,458,375	2,324,761,606	673,654,294
	総 費 用	1,873,015,431	1,866,600,574	2,121,818,259	2,319,377,542	2,009,372,644
	人件費	1,234,408,868	1,167,877,999	1,308,071,971	1,404,083,398	1,166,190,797
	減価償却費	177,753,647	180,218,174	337,492,346	359,036,236	373,937,675
	電力費	62,255,448	65,349,918	71,786,253	70,621,261	64,384,638
	支払利息	31,949,857	26,918,308	38,491,806	40,837,091	27,498,278
	修繕費	126,838,382	149,114,365	89,479,499	123,458,212	125,057,962
	その他	239,809,229	277,121,810	276,496,384	321,341,344	252,303,294
単 年 度 損 益	341,745,837	465,994,401	405,954,972	1,411,467,058	211,236,365	
剰余金又は累積欠損金	△ 2,954,321,451	△ 2,488,327,050	△ 618,521,343	1,833,320,452	2,044,556,817	
自 動 車 運 送 事 業	総 収 益	1,303,035,545	1,067,062,050	997,442,946	—	—
	乗車料収入	588,952,992	498,841,389	413,889,805	—	—
	その他収入	714,082,553	568,220,661	583,553,141	—	—
	総 費 用	1,035,434,172	772,929,810	598,241,687	—	—
	人件費	824,634,955	609,905,131	480,091,779	—	—
	減価償却費	25,385,780	17,158,235	0	—	—
	燃料費	69,969,200	61,270,000	43,232,400	—	—
	支払利息	4,395,336	3,990,029	3,579,601	—	—
	修繕費	34,800,992	19,099,136	15,521,677	—	—
	その他	76,247,909	61,507,279	55,816,230	—	—
単 年 度 損 益	267,601,373	294,132,240	399,201,259	—	—	
剰余金又は累積欠損金	641,501,970	935,634,210	△ 55,233,790	—	—	
計	総 収 益	3,517,796,813	3,399,657,025	3,525,216,177	3,730,844,600	2,220,609,009
	乗車料収入	1,800,955,246	1,777,146,712	1,717,204,661	1,406,082,994	1,546,954,715
	その他収入	1,716,841,567	1,622,510,313	1,808,011,516	2,324,761,606	673,654,294
	総 費 用	2,908,449,603	2,639,530,384	2,720,059,946	2,319,377,542	2,009,372,644
	人件費	2,059,043,823	1,777,783,130	1,788,163,750	1,404,083,398	1,166,190,797
	減価償却費	203,139,427	197,376,409	337,492,346	359,036,236	373,937,675
	電力費・燃料費	132,224,648	126,619,918	115,018,653	70,621,261	64,384,638
	支払利息	36,345,193	30,908,337	42,071,407	40,837,091	27,498,278
	修繕費	161,639,374	168,213,501	105,001,176	123,458,212	125,057,962
	その他	316,057,138	338,629,089	332,312,614	321,341,344	252,303,294
単 年 度 損 益	609,347,210	760,126,641	805,156,231	1,411,467,058	211,236,365	
剰余金又は累積欠損金	△ 2,312,819,481	△ 1,552,692,840	※△ 673,755,133	1,833,320,452	2,044,556,817	

（注）消費税相当分を除いて算出

（※）平成26年第3回定例会において、自動車運送事業廃止に伴い資本金の額の減少及び既に除却した固定資産に係る資本剰余金の処分を実施。
 $\triangle 673,755,133\text{円} + 1,042,416,808\text{円} + 53,191,719\text{円} = 421,853,394\text{円}$
 （累積欠損金） （資本金減少額） （資本剰余金処分額） （繰越利益剰余金）

4 職員数（総務課）

（平成29年4月1日現在）

部門・性別 職種別	総務課			電車課			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特 別 職	1名		1名				1名		1名
事 務 職	16名	1名	17名	5名		5名	21名	1名	22名
技 術 職				28名		28名	28名		28名
運 転 士				11名		11名	11名		11名
車 掌									
そ の 他				20名		20名	20名		20名
計	17名	1名	18名	64名		64名	81名	1名	82名

（注）再任用職員を除く（専従含む）

5 施 設（総務課）

（平成29年4月1日現在）

施設	項目 敷地面積	建物面積	開設年月日	配車台数	施設内容
大江庁舎及び電車営業所	2,892㎡	1,631㎡	大13.7.7	14両	事務所・電車営業所・電車車庫
上熊本車両工場及び電車営業所	7,306㎡	2,904㎡	平14.10.14	40両	電車営業所・電車車庫・車両整備工場
上熊本詰所	2,405㎡	497㎡	平19.4.1	—	電車課詰所

水 道

1	上 下 水 道 局	421
2	熊本市上下水道事業 經營基本計画	423
3	水 道 事 業	424
4	下 水 道 事 業	434
5	工 業 用 水 道 事 業	443

1 上下水道局

(1) 沿革

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正13年(1924年)の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和23年(1948年)に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成22年(2010年)に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

ア 職種別職員数等(総務課)

(平成29.6.1現在)

区分	職種別	特別職	事務職	技術職	全体
計		1名	135名	255名	390名

注) 全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ 局舎(総務課)

(平成29.4.1現在)

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号

敷地面積 9,174.28㎡

(本館)

(別館)

建物面積 延9,345.28㎡

延3,359.29㎡

着工 平成24年3月23日

昭和56年4月28日

竣工 平成26年2月14日

昭和57年5月12日

構造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部)

鉄筋コンクリート造

地下1階、地上6階

地下1階、地上3階

総工費 3,880,000千円

626,667千円

ウ 上下水道センター(水相談課)

(西部上下水道センター)

(北部上下水道センター)

所在地 西区池上町901番地1

北区下硯川2丁目8番1号

建物面積 635.49㎡

1,095.60㎡

延床面積 823.43㎡

1,050.60㎡

着工 平成6年3月7日

平成7年9月1日

竣工 平成6年9月20日

平成8年3月15日

構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建

鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平屋

総工費 269,642千円

297,567千円

エ 水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年3月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所在地	北区八景水谷1丁目11番1号（八景水谷公園内）
建物面積	約2,415㎡
延床面積	約1,245㎡
構造	鉄筋コンクリート造・平屋
着工	平成2年1月
竣工	平成2年9月
総工費	約560,000千円
施設内容	(1) くまもと水再発見、(2) 空の国、(3) 地下の国、(4) 大地の国、 (5) つながりの国、(6) 海の国、(7) 水の実験室わくわく、 (8) 研修ホール、(9) 中水道施設、(10) 中池 など

利用状況

（単位：人）

区分 年度	大人	小人	合計
24	52,905	73,983	126,888
25	46,402	66,078	112,480
26	42,762	68,506	111,268
27	52,087	69,279	121,366
28	39,726	56,213	95,939

※ 平成26年5月24日に、累積来館者200万人を突破

2 熊本市上下水道事業経営基本計画（経営企画課）

（1）趣旨

平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。（平成24年4月1日施行）

（2）計画期間

平成24年度から平成33年度までの10年間（平成29年度に中間見直し）

（3）経営理念

- 1 ライフラインの機能強化に努めます
- 2 環境を保全し水循環社会形成に努めます
- 3 お客様の視点に立った企業運営に取り組みます
- 4 公営企業として効果的・効率的な経営に努めます

（4）基本方針

- 1 上下水道の機能強化
 - ・水道の整備推進及び機能保全
 - ・下水道の整備推進及び機能保全
 - ・災害に強い上下水道の確立
- 2 環境に配慮した水循環社会の形成
 - ・「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全
 - ・環境負荷低減策の推進
- 3 お客様を真ん中にした事業運営
 - ・信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実
 - ・お客様の参画と水に関わる人たちとの連携・協働
- 4 安定した事業経営
 - ・経営基盤の強化
 - ・執行体制の整備と人材の育成

3 水道事業

(1) 水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正13年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第1次から第5次までの拡張事業を推進してきた。熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成9年度から第2次配水管整備事業として、老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、平成13年度からは第3次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新している。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増している。このような中で、平成10年度から17年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできたが、平成18年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定した。さらに、平成23年度には、平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。

平成21年度からは、第2次配水管整備事業・第3次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画（上水道施設の機能強化についての実施計画）として、「熊本市水道事業水道施設整備実施計画」に着手している。この計画に基づき、「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図るための取り組みを進めている。

また、平成20年度の富合町との合併に伴い2つの町営簡易水道を、平成21年度の城南町・植木町との合併に伴い両町の1つの上水道事業及び8つの簡易水道事業を引き継いだ。これらの水道事業の統合を進めるために、平成21年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うため、第6次拡張事業に着手した。また、平成24年3月31日には、城南町・植木町の上水道事業及び簡易水道事業を統合し、1つの上水道事業（熊本市水道事業）とする変更認可を受け、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。

「環境への配慮」に向けた取り組みとして、上下水道局、水の科学館、八景水谷送水場、亀井送水場で太陽光発電を行うと共に、戸島送水場にて自然流下による水圧を利用した小水力発電設備の運用を開始した。

(2) 水道事業の概要

ア 水道施設整備実施計画及び第6次拡張事業（計画調整課）

これまでの拡張事業の概要

事業名	事業期間	基本計画		
		給水人口（人）	1日最大給水量（m ³ ）	1人1日最大給水量（ℓ）
第1次拡張事業	昭和21年11月～昭和31年11月	200,000	60,000	300
第2次拡張事業	昭和33年1月～昭和40年3月	350,000	103,000	294
第3次拡張事業	昭和41年4月～昭和56年3月	461,000	283,000	614
第4次拡張事業	昭和55年4月～平成7年3月	599,000	298,000	497
第5次拡張事業	平成7年4月～平成21年3月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成24年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画。

全市民がいつでもおいしく水を飲めるような「安全な水道」、地震などの災害に強い「強靱な水道」、健全な運営体制を確保した「水道サービスの持続」を目指す。

② 事業概要

- ・事業期間：平成21年度～平成33年度（平成26年度中間見直し）
- ・総事業費：約326億円
 - 1) 水道の整備推進及び機能保全 / 老朽管の更新、老朽施設の更新など
 - 2) 災害に強い水道の確立 / 給水拠点の整備、管路及び施設の耐震化など
 - 3) 環境負荷低減策の推進 / 省エネ・高効率機器の導入
- ・整備の効果（平成33年度目標）

	平成20年度（基準年）	平成33年度（目標）
有効率	93.7%	96.9%
耐震適合性のある基幹管路の割合	66.4%	82.0%
災害対策用貯水施設	59,550 m ³	68,000 m ³ 以上

第6次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成22年度～平成40年度（平成23年度に第1回変更）
- ・総事業費：約430億円（当初230億円から変更）
- ・計画給水人口：703,000人 ・計画1日最大給水量：275,000 m³/日
 - 1) 安心して使える水道づくり（簡易水道の上水道事業への統合、小規模施設の統廃合など）
 - 2) おいしさを届ける水道づくり（水質監視装置の増強など）
 - 3) 災害に強い水道づくり（補給管整備、基幹管路の整備、配水池の整備など）
 - 4) 環境にやさしい水道づくり（太陽光・小水力発電や高効率機器の導入）

イ 漏水防止（水相談課）

第10次漏水防止実施計画

① 事業の目的

漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

※平成28年度の実績：調査距離547km

- ・計画期間：平成21年度～平成30年度
- ・主な取り組み内容：
 - 1) 音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査
 - 2) 漏水多発地区の集中した漏水調査
 - 3) 監視型漏水調査の実施及び検証
 - 4) 中ブロックと位置付けた地区の流量監視

	漏水件数	推定防止量
給水管 (公道)	63件	343m ³ /日
給水管 (メタ上流)	199件	538m ³ /日
合計	262件	881m ³ /日

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、給排水設備課、経営企画課）

熊本市第7次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのPR、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

※目標：水道水をそのまま飲む人の割合 50%（平成27年度）→ 60%（平成35年度）

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成23年9月に認定取得し、平成27年に認定更新した水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施など水質検査のさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのPR

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをPRする。

・給水装置及び貯水槽水道の適正管理、直結給水方式の利用推進に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

エ 熊本市第7次総合計画に基づく検証指標（計画調整課、経営企画課）

指 標 名	基準値 (H27)	実績値 (H28)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
水の有効率 (%)	91.3	87.8	93.0	95.0
水道水をそのまま飲む人の割合 (%)	50	53.6	55	60

(3) 主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内 人口(人)(A)	現在給水			普及率 (%) (B/A)
	人口(人)	世帯数		人口(人) (B)	世帯数	件数(件)	
24	737,294	309,890	735,818	692,456	292,921	318,719	94.1
25	738,371	313,082	736,082	695,171	296,302	322,449	94.3
26	739,015	315,993	737,556	696,539	299,228	326,217	94.4
27	739,991	316,466	738,561	698,967	298,825	329,074	94.6
28	737,812	317,707	736,403	701,336	302,197	332,573	95.2

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量(m ³)	1日最大 配水量(m ³)	1日最小 配水量(m ³)	1日平均 配水量(m ³)	1人1日 最大配水量(ℓ)	1人1日 平均配水量(ℓ)
24	79,959,052	238,696	181,028	219,066	345	316
25	80,541,922	246,121	183,923	220,663	354	317
26	79,340,968	232,249	184,110	217,373	341	312
27	80,435,315	270,459	187,129	219,769	387	314
28	82,269,843	280,014	41,654	225,397	399	321

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量(m ³) (A)	総有収水量(m ³) (B)	1日平均 有収水量(m ³)	有収率(%) (B/A)	無収水量(m ³) (C)	無収率(%) (C/A)
24	79,959,052	72,318,699	198,133	90.4	7,640,353	9.6
25	80,541,922	72,102,112	197,540	89.5	8,439,810	10.5
26	79,340,968	71,139,739	194,903	89.7	8,201,229	10.3
27	80,435,315	71,188,608	194,504	88.5	9,246,707	11.5
28	82,269,843	66,743,778	182,860	81.1	15,526,065	18.9

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 (m ³) (A)	総有収水量 (m ³) (B)	無収有効 水量(m ³) (C)	総有効水量 (m ³) (D=B+C)	1日平均 有効水量 (m ³)	有効率 (%) (D/A)	無効水量 (m ³) (E)	無効 率 (%) (E/A)
24	79,959,052	72,318,699	2,377,606	74,696,305	204,647	93.4	5,262,747	6.6
25	80,541,922	72,102,112	2,295,332	74,397,444	203,829	92.4	6,144,478	7.6
26	79,340,968	71,139,739	2,317,033	73,456,772	201,251	92.6	5,884,196	7.4
27	80,435,315	71,188,608	2,601,865	73,790,473	201,613	91.7	6,644,842	8.3
28	82,269,843	66,743,778	5,456,316	72,200,094	197,808	87.8	10,069,749	12.2

オ 水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長 （合計：m）
24	44,417	52,482	3,169,037	3,265,936
25	44,365	57,453	3,207,901	3,309,719
26	44,369	56,563	3,265,411	3,366,343
27	44,815	56,550	3,312,895	3,414,260
28	46,565	56,603	3,354,647	3,457,815

カ 口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	一般用								浴場 営業用	その他	合計
	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm			
24	39,170	14,889	4,667	4,740	3,977	3,032	1,332	394	12	104	72,319
25	39,079	14,883	4,599	4,763	3,963	2,998	1,300	377	11	129	72,102
26	38,499	14,795	4,489	4,725	3,937	2,968	1,220	372	10	124	71,140
27	38,577	14,885	4,379	4,741	3,955	2,975	1,191	368	10	108	71,189
28	35,662	14,242	4,219	4,664	3,716	2,781	1,036	268	12	144	66,744

キ 用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
24	57,855	1,305	2,146	2,610	1,234	6,534	608	26	72,319
25	57,719	1,279	2,082	2,648	1,223	6,510	608	33	72,102
26	57,001	1,237	1,993	2,694	1,194	6,403	578	41	71,140
27	57,099	1,219	1,992	2,704	1,198	6,376	565	36	71,189
28	53,105	1,028	2,050	2,591	1,174	6,195	561	40	66,744

ク 漏水防止対策（水相談課）

区分 年度	調査管路延長（km）	修理件数（件）	推定防止量（m ³ /日）
24	2,209	389	964
25	2,644	592	2,153
26	2,437	582	2,143
27	2,486	695	2,448
28	2,666	631	3,227

(4) 料金及び加入金 (料金課・給排水設備課)

ア 水道料金

平成 25 年 12 月 25 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一 般 用	13mm	972 円	1 m ³ 以上	11 m ³ 以上	21 m ³ 以上	31 m ³ 以上	41 m ³ 以上
	20mm	1,339.2 円	10 m ³ 以下	20 m ³ 以下	30 m ³ 以下	40 m ³ 以下	
	25mm	1,825.2 円	16.2 円	145.8 円	172.8 円	199.8 円	237.6 円
	40mm	4,158 円					
	50mm	9,018 円	1 m ³ 以上	51 m ³ 以上	101 m ³ 以上	501 m ³ 以上	
	75mm	16,038 円	50 m ³ 以下	100 m ³ 以下	500 m ³ 以下		
	100mm	27,648 円	237.6 円	259.2 円	280.8 円	313.2 円	
	150mm	59,400 円					
浴場営業用		150 m ³ 以下 5,616 円	151 m ³ 以上 1 m ³ につき 59.4 円				
一時用		1 m ³ につき 567 円					
私設消火栓		口径 50mm 未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 324 円					
		口径 50mm 以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 648 円					

※1 上記金額は消費税を含む。

※2 浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものをいう。

※3 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舎、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用する。

ウ 加入金

平成 25 年 12 月 25 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

メーター口径 (mm)	基準額 (税込)
13	64,800 円
20	129,600 円
25	194,400 円
40	648,000 円
50	1,296,000 円
75	3,240,000 円
100	6,480,000 円
150	12,960,000 円

エ 料金収納状況

(平成 29. 3. 31 現在/税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
24	3,353,428	12,518,167,888	3,348,337	12,503,148,850	99.85	99.88
25	3,397,726	12,498,964,046	3,392,189	12,486,181,649	99.84	99.90
26	3,440,335	12,627,664,328	3,434,869	12,617,011,497	99.84	99.92
27	3,480,706	12,690,155,564	3,473,210	12,675,209,009	99.78	99.88
28	3,401,960	11,818,092,178	2,892,100	10,055,727,234	85.01	85.09

※収納額は、平成29年3月31日現在であり、平成29年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 経営状況 (経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位: 千円/税込)

年度 事 項	24	25	26	27	28
(収益的収支)					
収益的収入	13,312,418	13,420,099	14,166,584	14,195,307	14,102,848
収益的支出	10,931,307	11,122,440	12,734,824	10,595,839	12,270,667
収益的収支	2,381,111	2,297,659	1,431,760	3,599,468	1,832,181
(資本的収支)					
資本的収入	3,416,973	5,584,937	2,434,927	2,717,707	2,524,565
資本的支出	10,152,046	12,416,466	8,376,570	9,289,766	7,781,068
資本的収支	△6,735,073	△6,831,529	△5,941,643	△6,572,059	△5,256,503

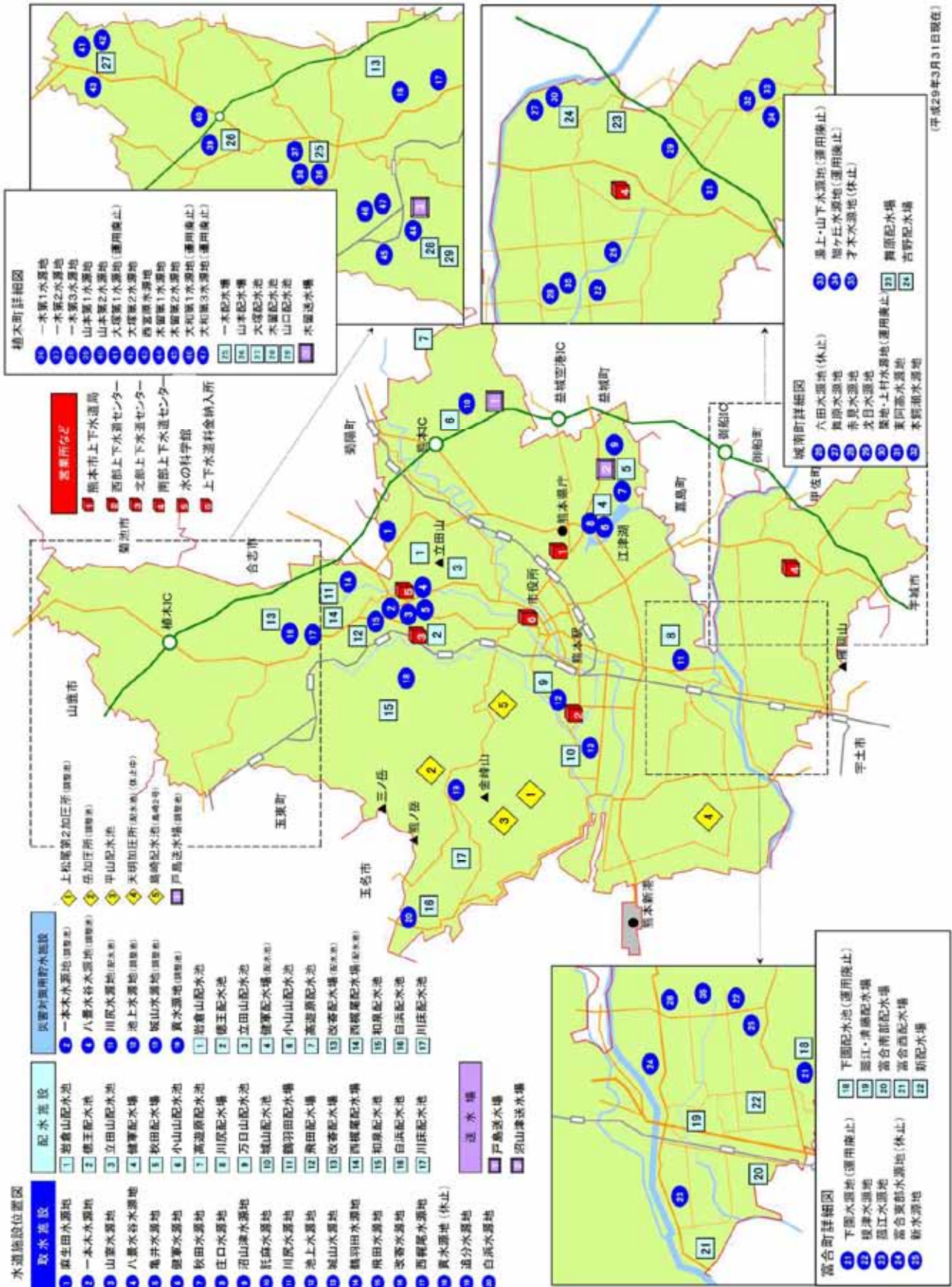
※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位: 千円)

年度 事 項	24	25	26	27	28
資産の部	111,185,219	117,317,985	118,972,914	122,705,329	123,740,726
負債・資本合計	111,185,219	117,317,985	118,972,914	122,705,329	123,740,726
負債の部	3,528,942	3,873,399	59,275,658	59,934,377	59,506,191
資本の部	107,656,278	113,444,586	59,697,256	62,770,952	64,234,535
企業債残高	31,665,618	33,827,236	33,656,480	33,896,497	34,023,092

(6) 施設等
ア 水道施設概略図



イ 水運用センター（水運用課）

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号（局舎3階）
 竣工 昭和58年7月、平成13年10月、平成27年4月更新
 目的 健軍水源地をはじめとする市内全域の取水、送水、配水設備の情報処理及び遠隔監視制御をコンピュータによる一元管理によって、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要	① 情報処理設備			
	監視制御系サーバ（デュアル）	1式		
	アプリケーションサーバ	1台		
	メンテナンスワークステーション	1台		
	データメンテ操作PC	1台	ネットワーク機器	1式
	操作端末装置	3台	GW装置（広域イーサネット網）	1式
	情報表示用PC	1台	GW装置（携帯網）	1式
	ウイルスチェックPC	1台	液晶大型表示装置	1式
	プリンタ	2台	表示端末装置	2台
	② 遠隔監視制御設備			
	広域ネットワーク網系			39箇所
	携帯網系			43箇所
	③ 地震計			1式
	④ 業務用無線設備			1式
	⑤ 簡易テレメータ装置			13箇所

ウ 水質管理室（水運用課）

所在地	中央区水前寺6丁目2番45号（局舎2階）	
竣工	平成26年2月	
主な水質分析機器	ガスクロマトグラフ質量分析装置	3台
	高速液体クロマトグラフ質量分析装置	1台
	イオンクロマトグラフ	3台
	高速液体クロマトグラフ	1台
	誘導結合プラズマ質量分析装置	1台
	水銀分析装置	1台
	全有機炭素計	1台
	PCR装置	1台

年度別水質検査検体数（水運用課）

区分	年度				
	24	25	26	27	28
原水	337	326	312	293	277
浄水	98	92	161	142	138
給水栓水	612	576	495	418	387
自主検査（他部署からの依頼含む）	505	400	339	184	3,179
お客様からの依頼	127	128	88	107	64
洗管水	630	525	501	469	416
工業用水	12	12	12	12	12
合計	2,321	2,059	1,908	1,625	4,473

エ 上下水道サービス公社（総務課）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

平成 28 年 4 月 1 日、旧熊本市水道サービス公社と旧熊本市下水道技術センターが統合して設立

名称 公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社

所在地 中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号

設立年月日 平成 28 年 4 月 1 日

事業開始年月日 平成 28 年 4 月 1 日

目的 上下水道関連事業の効率的推進により、地下水の保全及び水の有効利用並びに公共用水域の水質の保全を図り、良好な水循環型社会の形成と快適な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

事業

- ・上下水道に関する知識の普及啓発事業
- ・給排水設備の整備促進及び維持管理に関する事業
- ・上下水道技術者の養成に関する事業
- ・排水設備工事責任技術者の試験等に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

基本財産 80,000 千円

決算 収入 362,867 千円

（平成 28 年度） 支出 336,989 千円

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手して以来66年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境（特に水環境）を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

(2) 下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

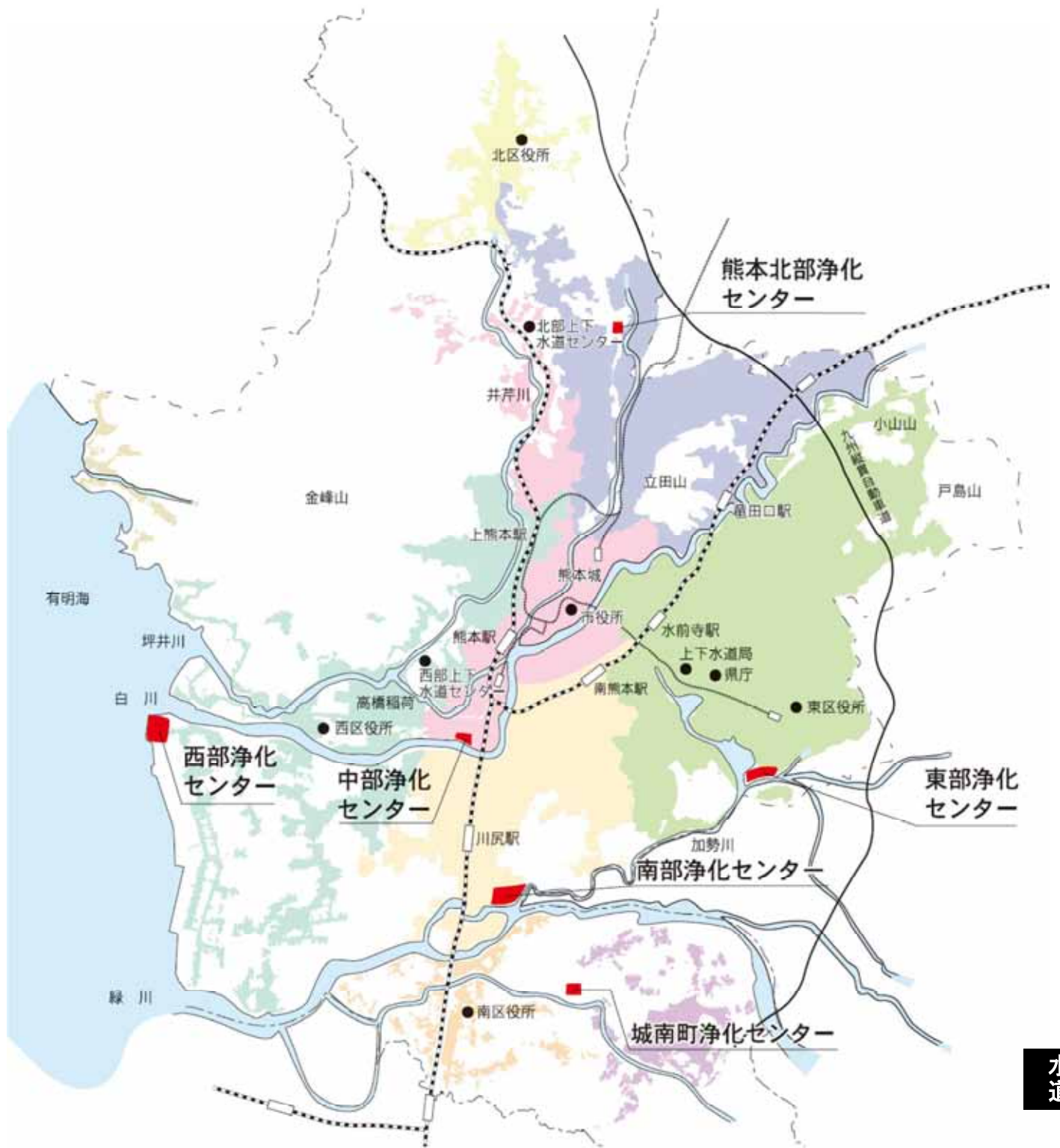
本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積39,032haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,724haを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の9処理区に分割し、当面の目標となる予定処理区域13,026haについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成28年度末における下水道普及率は89.1%である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、熊本市電緑のじゅうたん事業の水やりにも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成25年4月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効活用率100%を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きよの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア 公共下水道の全体計画区域（計画調整課）



H29. 3. 31時点

行政区域人口	処理人口	普及率(%)
731,754人	651,795人	89.1

水道

イ 下水道事業計画（計画調整課）

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 平成41年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

（平成29年3月31日現在）

区 分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
総 事 業	処理面積(ha)	13,724	11,558	84.2
	処理人口（人）	666,300	651,795	97.8
	汚水ポンプ場（箇所）	33	32	97.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	544,492,665	473,575,346	87.0
	国庫補助（千円）	199,476,905	159,926,100	80.2
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	47,725,430	44,351,219	92.9
	市債（千円）	297,290,331	269,298,027	90.6
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,548	1,460	94.3
	処理人口（人）	85,000	88,281	103.9
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,352	4,093	94.0
	処理人口（人）	263,200	274,750	104.4
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,844	1,600	86.8
	処理人口（人）	90,900	94,752	104.2
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,128	1,410	66.3
	処理人口（人）	74,800	60,325	80.6
	汚水ポンプ場（箇所）	4	3	75.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区 （北部流域関連）	処理面積(ha)	2,355	2,304	97.8
	処理人口（人）	113,200	114,669	101.3
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

区 分		基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率 (B/A)
河内処理区	処理面積 (ha)	81	0	0.0
	処理人口 (人)	4,200	0	0.0
	汚水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
富合処理区 (宇土市終末処理場へ)	処理面積 (ha)	410	175	42.7
	処理人口 (人)	6,400	4,293	67.1
	汚水ポンプ場 (箇所)	1	1	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
杉島処理分区 (H26年度より 南部処理区へ編入)	処理面積 (ha)	-	-	-
	処理人口 (人)	-	-	-
	汚水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
植木処理区 (北部流域関連)	処理面積 (ha)	450	127	28.2
	処理人口 (人)	14,200	4,080	28.7
	汚水ポンプ場 (箇所)	1	1	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
城南処理区	処理面積 (ha)	556	389	70.0
	処理人口 (人)	14,400	10,645	73.9
	汚水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-

ウ 下水道の維持管理（管路維持課、水再生課）

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化計画を策定し、更新や改修を計画的に行っている。

清掃実績 (H28)

管きよ清掃延長	46,748m
管きよ浚渫土量	406m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質 (H28)

	BOD	SS
流入水	162	156
放流水	2.5	2.8

単位：mg/L

エ 下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成25年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼働し、汚泥の有効利用率100%を達成した。また、平成25年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。さらに、平成28年度からは、東部浄化センターでも消化ガス発電設備が稼働している。

オ 熊本市第7次総合計画に基づく成果指標（計画調整課）

指 標 名	基準値 (H27)	実績値 (H28)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
下水道管きよの整備延長 (km)	2,566	2,591	2,601	2,689
耐震化済み下水道管きよ延長 (km)	931	956	1,036	1,142

(3) 主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区 分 年 度	行政区域内 人口(人) (A)	処理区域内 人口(人) (B)	人口普及率(%) (B/A)	水洗便所設置済 人口(人) (C)	水洗化率(%) (C/B)
24	731,815	633,038	86.5	612,514	96.8
25	732,877	643,344	87.8	622,006	96.7
26	733,516	645,030	87.9	625,654	96.9
27	733,638	650,323	88.6	631,270	96.9
28	731,754	651,795	89.1	633,235	97.1

イ 整備状況（計画調整課）

区 分 年 度	年度毎			累計		
	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きよ延長(m)	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きよ延長(m)
24	187	187	41,152	11,112	11,106	2,467,716
25	175	175	43,857	11,287	11,281	2,511,573
26	104	93	32,935	11,391	11,374	2,544,508
27	75	82	21,651	11,466	11,456	2,566,159
28	99	104	24,990	11,565	11,558	2,591,149

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課、計画調整課、水再生課）

区 分 年 度	有収水量(m ³) (A)	汚水処理水量(m ³) (B)	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量(m ³) (C)	有収率(%) (A/(B+C))
24	70,619,226	72,876,769	12,077,523	83.1
25	70,915,399	73,671,745	11,865,166	82.9
26	70,035,829	71,662,905	11,818,564	83.9
27	70,800,143	71,596,161	12,019,723	84.7
28	68,058,351	74,653,352	12,074,794	78.4

(4) 下水道使用料 (料金課・給排水設備課)

ア 下水道使用料

平成25年12月25日公布

平成26年4月1日施行

汚水の種類	使用料		
一般汚水	基本使用料	874.28円	
	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ 以上 10 m ³ 以下	14.39円
		11 m ³ 以上 20 m ³ 以下	128.57円
		21 m ³ 以上 50 m ³ 以下	169.71円
		51 m ³ 以上 200 m ³ 以下	205.71円
		201 m ³ 以上 500 m ³ 以下	246.85円
		501 m ³ 以上 2,000 m ³ 以下	287.99円
		2,001 m ³ 以上	334.28円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	12.34円	

※1 上記金額は消費税を含む。

※2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

※3 使用料は、上記使用料金表の基本使用料と従量使用料との合計額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

イ 下水道使用料収納状況

(平成29年3月31日現在:税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
24	3,023,084	11,081,475,186	3,015,981	11,027,195,283	99.77	99.51
25	3,081,136	11,119,844,912	3,073,486	11,083,639,145	99.75	99.67
26	3,105,053	11,243,180,684	3,097,545	11,224,314,825	99.76	99.83
27	3,148,034	11,378,622,459	3,138,767	11,356,362,765	99.71	99.80
28	3,082,863	10,684,199,941	2,627,299	9,115,614,040	85.22	85.32

※収納額は、平成29年3月31日現在であり、平成29年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等

ア 水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別 年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（％）
24	633,038	612,514	96.8
25	643,344	622,006	96.7
26	645,030	625,654	96.9
27	650,323	631,272	97.0
28	651,795	633,235	97.1

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

- ・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ・市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ・取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事 330,000円以内／1箇所
 し尿浄化槽切替工事 330,000円以内／1基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、36箇月以内
 支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給
 ※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

＜条 件＞

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

種別 年度	申請件数 (件)	助成金額(円)
昭47～平15	2,066	760,433,400
16	11	4,590,600
17	7	4,068,000
18	4	1,463,000
19	4	1,206,200
20	1	225,200
21	1	574,000
22	2	971,600
23	2	416,300
24	3	4,150,300
25	2	2,487,100
26	0	0
27	1	730,600
28	2	246,600

(6) 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

年 度 事 項	24	25	26	27	28
（収益的収支）					
収益的収入	16,775,481	16,564,763	21,666,749	21,449,574	20,713,136
収益的支出	15,316,095	15,152,273	21,132,484	18,906,901	19,608,258
収益的収支	1,459,386	1,412,490	534,265	2,542,673	1,104,878
（資本的収支）					
資本的収入	14,083,275	18,580,370	13,832,656	11,273,848	9,490,728
資本的支出	21,865,207	25,893,502	20,453,897	18,051,246	16,707,219
資本的収支	△7,781,932	△7,313,132	△6,621,241	△6,777,398	△7,216,491

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

年 度 事 項	24	25	26	27	28
資産の部	327,373,532	336,168,503	289,871,694	289,035,237	284,259,337
負債・資本合計	327,373,532	336,168,503	289,871,694	289,035,237	284,259,337
負債の部	20,503,138	19,332,330	267,954,937	264,226,246	258,522,014
資本の部	306,870,394	316,836,173	21,916,757	24,808,991	25,737,323
企業債残高	147,959,378	148,865,185	147,155,836	144,075,346	138,927,704

(7) 施設等

ア 浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力 計画：63,300m³/日 現有：64,800m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 昭和43年1月

所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画：142,800m³/日 現有：138,300m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 昭和47年12月

所在地 東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力 計画：51,400m³/日 現有：52,600m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 昭和62年4月

所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画：34,100m³/日 現有：23,600m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 平成14年3月

所在地 西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画：6,400m³/日 現有：4,700m³/日

処理方式 オキシデーションディッチ法

稼動年月 平成10年12月

所在地 南區城南町島田438

河内浄化センター（計画中）

処理能力 計画：2,100m³/日 現有：-

処理方式 オキシデーションディッチ法

稼動年月 -

所在地 -

イ 雨水幹線（河川課）

雨水幹線名	旧都市 下水路名	延長 (m)	集水面積 (ha)	備考
坪井川雨水3号幹線	高橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 //
坪井川雨水5号幹線枝線	春日	1,317	63	昭和34～37年度 //
健軍川雨水2号幹線	帯山	1,474	76	昭和39～41年度 //
加勢川雨水5号及び5-1号	出水	1,370	41	昭和42～46年度 //
井芹川雨水8号幹線枝線	段山	467	38	昭和45～48年度 //
白川雨水8号幹線	新南部	668	43	昭和46～48年度 //
井芹川雨水10号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度 //
加勢川雨水3号幹線	湖東	983	77	昭和47～56年度 //
加勢川雨水6号幹線	秋津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 //
白川雨水14号及び15号幹	竜田	1,987	95	昭和55～平成5年度 //
健軍川雨水7号幹線	月出	1,992	81	昭和55～平成4年度 //
井芹川雨水13号幹線	上熊本	685	110	昭和57～平成元年度 //

5 工業用水道事業

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位:千円/税込)

年度 事 項	24	25	26	27	28
(収益的収支)					
収益的収入	6,075	7,023	10,451	5,432	9,712
収益的支出	6,035	6,975	10,121	5,010	9,668
収益的収支	40	48	330	422	44
(資本的収支)					
資本的収入	0	0	0	0	900
資本的支出	0	270	3,257	9	562
資本的収支	0	△270	△3,257	△9	338

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

年度 事 項	24	25	26	27	28
資産の部	76,438	77,477	73,801	70,920	70,354
負債・資本合計	76,438	77,477	73,801	70,920	70,354
負債の部	84	1,088	53,720	49,977	49,409
資本の部	76,354	76,389	20,081	20,943	20,945

ウ 業務指標

年度 事 項	24	25	26	27	28
給水事業所数	7	9	9	11	12
配水量 (m ³)	22,984	31,682	37,709	36,179	40,850
有収水量 (m ³)	24,680	41,835	51,395	52,754	58,204

病 院

1	市 民 病 院	447
2	附 属 診 療 所	450
3	植 木 病 院	451
4	新熊本市民病院建設	452

1 市民病院

熊本市立熊本市市民病院は、昭和21年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和54年、北館を昭和59年、研究管理棟を平成13年に建設、平成28年4月1日時点で診療科34科病床数556床（一般病床544床、感染症12床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開していた。特に新生児医療については、新生児医療センター58床（NICU18床を含む）を設け、平成16年3月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成15年8月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成17年1月には県から地域がん診療拠点病院（平成20年2月から地域がん診療連携拠点病院）の指定、平成24年10月には県から地域医療支援病院の認定を受けた。

※平成28年熊本地震の被災により、現在は認定、指定の取り消しや一部診療科の休診を行っている。

（1）概要（平29.4.1現在）

所在地	東区湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,055.13㎡
建物面積	延34,912.79㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建（一部7階建）
病床数	24床〔一般10床、NICU9床、GCU5床〕
主な設備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、代謝内科、感染症内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、新生児内科、乳腺・内分泌外科、小児心臓外科、小児循環器内科、病理診断科、リハビリテーション科
職員数	571人（医師40人 看護師402人 医療技師79人 事務その他50人）※特別職を含む

（2）経営状況（※附属診療所、植木病院を含む）

（単位 千円）

	24	25	26	27	28
収入	14,656,573	13,912,022	14,972,693	14,413,091	6,393,285
支出	14,105,752	13,921,367	20,554,698	14,720,155	10,214,777
損益	550,821	△9,345	△5,582,005	△307,064	△3,821,492
利益剰余金	△1,786,173	△1,795,518	△7,004,220	△7,311,283	△11,132,775

(3) 使用料 (平29.4.1現在)

特別室A(22室) 1人1日 市内患者4,320円 市外患者6,480円
 個室B(25室) 1人1日 市内患者2,160円 市外患者3,240円
 // C(18室) 1人1日 市内患者1,080円 市外患者1,620円

(※助産の場合、いずれも非課税)

※平成28年度以降は熊本地震被災により、個室病室については閉鎖している。

(4) 科目別診療状況

科目	年度 患者数	24	25	26	27	28
		入院	47,113	41,399	40,206	40,005
内科	一日平均入院	128.7	113.4	110.3	109.3	5.1
	外来	59,976	63,147	48,246	47,284	25,463
	一日平均外来	245.8	258.8	197.6	194.6	69.7
	計	107,089	104,546	88,452	87,289	27,332
	入院	0	0	0	0	0
精神科	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	8,691	8,729	7,322	9	0
	一日平均外来	35.6	35.8	30.0	0	0
	計	8,691	87,29	7,322	9	0
	入院	17,995	19,257	20,686	20,843	2,061
小児科	一日平均入院	49.2	52.8	56.7	56.9	5.6
	外来	12,436	15,019	12,057	13,048	10,855
	一日平均外来	51.0	61.6	49.4	53.7	29.7
	計	30,431	34,276	32,743	33,891	12,916
	入院	20,322	18,072	15,202	10,272	314
外科	一日平均入院	55.5	49.5	41.6	28.1	0.9
	外来	24,611	22,237	21,364	14,071	5,232
	一日平均外来	100.9	91.1	87.6	57.9	14.3
	計	44,933	40,309	36,566	24,343	5,546
	入院	19,365	16,437	15,076	18,328	555
整形外科	一日平均入院	53.1	45.0	41.3	50.1	1.5
	外来	19,240	13,645	13,624	12,827	4,622
	一日平均外来	78.5	55.9	55.8	52.8	12.7
	計	38,605	30,082	28,700	31,155	5,177
	入院	4,491	2,586	3,132	2,667	87
皮膚科	一日平均入院	12.3	7.1	8.6	7.3	0.2
	外来	24,394	15,797	14,858	13,920	6,871
	一日平均外来	100.0	64.7	60.9	57.3	18.8
	計	28,885	18,383	17,990	16,587	6,958
	入院	5,284	6,453	6,031	5,359	305
泌尿器科	一日平均入院	14.4	17.7	16.5	14.6	0.8
	外来	9,069	9,347	9,092	8,926	5,449
	一日平均外来	37.2	38.3	37.3	36.7	14.9
	計	14,353	15,800	15,123	14,285	5,754
	入院	2,557	2,288	2,004	1,946	120
眼科	一日平均入院	7.0	6.3	5.5	5.3	0.3
	外来	14,701	13,518	13,189	12,825	9,092
	一日平均外来	60.3	55.4	54.1	52.8	24.9
	計	17,258	15,806	15,193	14,771	9,212
	入院	6,064	5,452	4,456	3,978	203
耳鼻咽喉科	一日平均入院	16.6	14.9	12.2	10.9	0.6
	外来	8,564	7,504	6,752	6,156	2,529
	一日平均外来	35.1	30.8	27.7	25.3	6.9
	計	14,628	12,956	11,208	10,134	2,732
	入院	13,288	11,948	12,534	11,742	547
産婦人科	一日平均入院	36.3	32.7	34.3	32.1	1.5
	外来	18,707	16,381	16,455	18,352	833
	一日平均外来	76.7	67.1	67.4	75.5	2.3
	計	31,995	28,329	28,989	30,094	1,380

科目	患者数	年度				
		24	25	26	27	28
歯科	入院	78	617	715	747	82
	一日平均入院	0.2	1.7	2.0	2.0	0.2
	外来	10,322	9,782	10,135	9,982	4,977
	一日平均外来	42.3	40.1	41.5	41.1	13.6
	計	10,400	10,399	10,850	10,729	5,059
放射線科	入院	0	0	0	1	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	8,215	3,825	2,311	1,714	660
	一日平均外来	33.7	15.7	9.5	7.1	1.8
	計	8,215	3,825	2,311	1,715	660
麻酔科	入院	310	119	267	393	16
	一日平均入院	0.8	0.3	0.7	1.1	0
	外来	3,566	2,753	2,649	2,714	865
	一日平均外来	14.6	11.3	10.9	11.2	2.4
	計	3,876	2,872	2,916	3,107	881
脳神経外科	入院	4,082	3,336	4,251	3,940	143
	一日平均入院	11.2	9.1	11.6	10.8	0.4
	外来	3,459	2,807	2,527	2,451	859
	一日平均外来	14.2	11.5	10.4	10.1	2.4
	計	7,541	6,143	6,778	6,391	1,002
小児心臓外科	入院	1,466	1,505	1,524	1,284	46
	一日平均入院	4.0	4.1	4.2	3.5	0.1
	外来	257	347	189	262	126
	一日平均外来	1.1	1.4	0.8	1.1	0.3
	計	1,723	1,852	1,713	1,546	172
心臓血管外科	入院	1,252	1,181	1,111	1,247	59
	一日平均入院	3.4	3.2	3.0	3.4	0.2
	外来	497	420	417	366	96
	一日平均外来	2.0	1.7	1.7	1.5	0.3
	計	1,749	1,601	1,528	1,613	155
合計	入院	143,667	131,247	127,235	122,752	6,407
	一日平均入院	392.5	359.6	348.6	335.4	17.6
	外来	226,705	208,034	181,147	164,907	78,529
	一日平均外来	929.1	852.6	742.4	678.6	215.1
	計	370,372	339,281	308,382	287,659	84,936

(5) 感染症患者収容状況

赤痢	平成14年以降なし
腸チフス	平成17年以降なし
日本脳炎	平成9年以降なし
コレラ	平成10年以降なし
パラチフス	平成17年以降なし

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっていたが、熊本地震の影響により現在は、受け入れ等縮小している。

実 績

(単位 人)

項 目	年 度				
	24	25	26	27	28
出生体重 1,500g 未満	120	59	56	53	3
出生体重 1,500g 以上 2,500g 未満	49	93	123	132	11
出生体重 2,500g 以上	370	348	406	401	14
合 計	539	500	585	586	28

新生児専用救急車による搬送者	112	132	143	110	54
----------------	-----	-----	-----	-----	----

2 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和38年河内芳野町立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和63年に老朽化した施設を改築し、平成3年2月1日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成4年4月1日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所在地 西区河内町野出1410番地

敷地面積 729.50㎡

建物面積 381.47㎡

構 造 木造1階建

診療科目 内科、外科、小児科

利用状況

区分	年 度				
	24	25	26	27	28
外 来 数 (人)	3,280	2,838	2,851	2,912	2,894

3 植木病院

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数141を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

(1) 概要

所在地 北区植木町岩野285-29
敷地面積 14,111.49㎡
建物面積 延10,564㎡
構造 鉄筋コンクリート造地上5階建
病床数 141床[一般102床(うち地域包括ケア病床14床、人間ドック病床2床)、療養39床]
職員数 医師12人 看護職員75人 医療技術員18人 事務その他10人

(2) 使用料

特別室 A (5室) 1人1日 5,400円
B (14室) 1人1日 3,240円
C (10室) 1人1日 2,700円

(3) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		24	25	26	27	28
内科	入院	16,076	17,572	20,108	21,599	21,693
	一日平均入院	44.0	48.1	55.1	59.0	59.4
	外来	15,125	16,076	17,642	13,515 (※)	13,630
	一日平均外来	61.7	65.9	72.3	55.6	56.1
	計	31,201	33,648	37,750	35,114	35,323
予防接種・健診等	外来	—	—	—	3,939 (※)	4,523
循環器内科	入院	6,400	5,450	3,231	3,409	4,955
	一日平均入院	17.5	14.9	8.9	9.3	13.6
	外来	6,516	7,069	5,763	5,388	5,436
	一日平均外来	26.6	29.0	23.6	22.2	22.4
	計	12,916	12,519	8,994	8,797	10,391
脳神経外科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	94	85	92	106	89
	一日平均外来	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
	計	94	85	92	106	89
外科	入院	4,980	4,207	5,184	3,711	2,724
	一日平均入院	13.6	11.5	14.2	10.1	8.5
	外来	5,622	5,422	4,568	3,995	2,930
	一日平均外来	22.9	22.2	18.7	16.4	12.1
	計	10,602	9,629	9,752	7,706	5,654
整形外科	入院	10,684	9,620	9,182	7,678	7,729
	一日平均入院	29.3	26.4	25.2	21.0	21.2
	外来	6,469	5,907	5,246	5,120	5,101
	一日平均外来	26.4	24.2	21.5	21.1	21.0
	計	17,153	15,527	14,428	12,798	12,830
合計	入院	38,140	36,849	37,705	36,397	37,101
	一日平均入院	104.5	101.0	103.4	99.4	101.6
	外来	33,826	34,559	33,311	32,063	31,709
	一日平均外来	138.0	141.6	136.5	115.7	130.5
	計	71,966	71,408	71,016	68,460	68,810

※平成26年度までの内科における外来患者数は予防接種、健診等の患者数を含むもの。(H27は3,939人)

4 新熊本市民病院建設

熊本市民病院については、熊本地震により全入院患者の転退院を余儀なくされ、病院機能の大半を喪失したことから、平成28年5月に病院再建方針が表明され、同年6月から8にかけて地域の医療関係者、有識者等による懇談会を実施し、同年9月に熊本市民病院の再建基本計画を策定した。

現在の熊本市民病院は、同年4月末より外来診療を一部再開、同年12月には現病院の管理棟を一部改修し、NICU等の入院診療を一部再開している。

新病院建設については、平成29年3月に、現病院に近い同市東区東町に用地を取得し、現在は新病院の設計業務を行っている。今後は、災害に強い病院であることはもとより、市民の生命と健康を守る地域の基幹病院として、平成31年秋の開院に向けた準備を着実に進めていく。

(1) 概要 (平29.7.21現在)

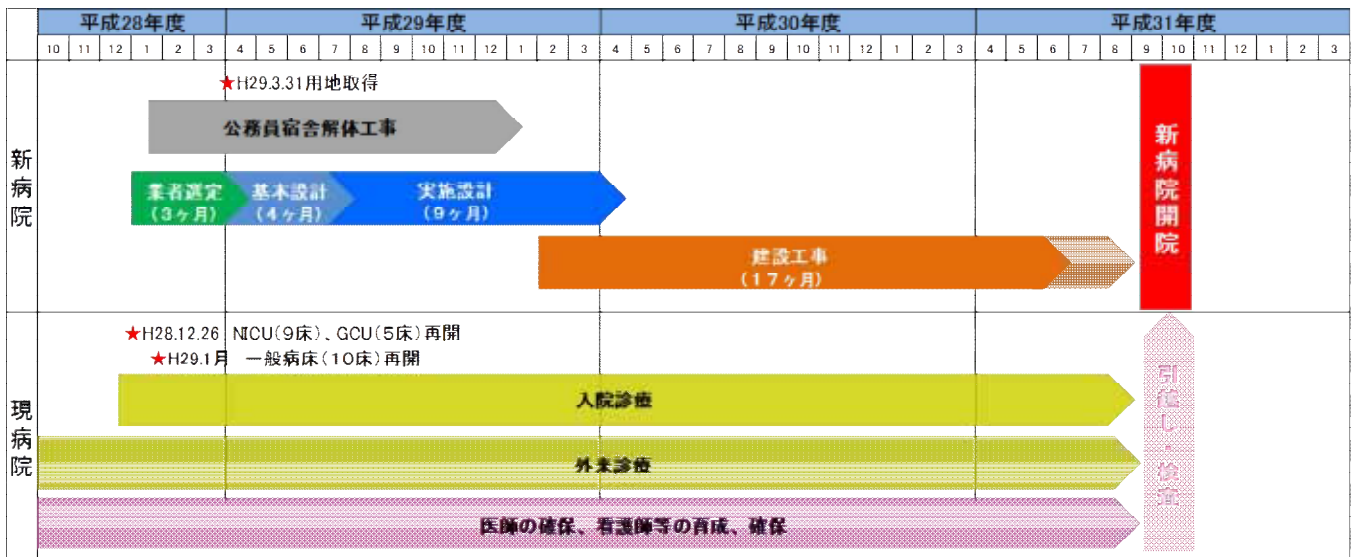
新市民病院の建設概要

所在地	熊本市民東区東町4丁目4番79
敷地面積	21,309.34㎡
延床面積	35,000㎡程度
駐車場台数	370台程度
工期	平成29年4月1日 ～平成31年6月30日



(2) 再建に向けたスケジュール

↓	平成28年12月26日	NICU(9床)、GCU(5床)再開
	平成29年1月20日	一般病床(10床)再開
	24日	移転先(国家公務員宿舎)解体工事着工
	3月31日	用地取得契約締結(九州財務局)
	4月～	新病院設計・施工
	平成31年6月末	新病院竣工(予定)
	平成31年秋頃	新病院開院(予定)



教 育

1	概 況	455
2	青 少 年 育 成	456
3	学 校 教 育	459
4	図 書 館	478
5	熊 本 博 物 館	482

1 概況

少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など、社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えている。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。

このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心をはぐくみ、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっている。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められている。

こうした背景を踏まえ、平成28年3月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、3つのまちづくりの重点的取組のうち、「安心して暮らせるまちづくり」に具体的な取組を掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成28年3月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の基本となる指針として策定された「熊本市教育大綱」をもって熊本市教育振興基本計画に代えることとした。さらに、本基本計画の策定に伴い、平成28年度からは、「熊本市第7次総合計画」との整合性を図りながら、市長が定めた「熊本市教育大綱」の「施策の基本方針」及び「重点的取組」に関連する事業で実施計画を策定し、進捗管理を行っている。

(1) 平成29年度熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしなが、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

(2) 平成29年度教育目標

◎人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成する。

◎多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

(3) 熊本市教育振興基本計画（平成28～31年度）

基本理念

徳・知・体の調和のとれた人づくり ～教育都市くまもとを目指して～

(4) 取組の方向

- 1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 安全で良好な教育環境の整備
- 4 学校教育と福祉の連携の推進
- 5 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備
- 6 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- 7 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

(5) 重点的取組

- 1 いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応
- 2 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
- 3 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- 4 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

2 青少年育成（青少年教育課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する協議を行うとともに、関係行政機関相互の情報共有を行う。事務局は本市青少年教育課に置く。

委員構成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員

任期 在職期間（但し学識経験者は2年）

事業内容 協議会の開催

イ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、市長から委嘱を受けた青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年5月に自主的に結成された任意団体。

（2）児童育成クラブ

目的 放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。

開設日 4月1日～翌年3月31日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）

開設時間 平日：児童の下校時間～午後6時

土曜日及び長期休業期間：午前8時～午後6時

指導員 537名（平29.3.31現在）

巡回指導員 12名（平29.3.31現在）

開設状況 （公営）80箇所5,032名 （民営）14箇所542名（平29.3.31現在）

※開設時間、指導員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

（3）青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

（平成29年6月1日現在）

区分	内 訳	人 員（人）
民間	校区青少年健全育成協議会の推薦	222
学校	小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦	296
計		518

ウ 指導状況

① 実施状況

街頭指導実施状況	年度				
	24	25	26	27	28
年間街頭指導実施回数（回）	924	931	885	888	831
従事した青少年指導委員延人員（人）	4,659	4,629	4,395	4,341	3,925
指導した青少年の総数（人）	5,966	6,141	4,195	3,397	1,898

② 学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学職別	行為別	喫煙	怠学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
	年度							
小学生	26	-	2(2)	108(18)	3(3)	165(48)	364(145)	642(216)
	27	-	-	126(44)	3(0)	128(27)	343(101)	600(172)
	28	-	-	62(16)	5(1)	100(24)	3(0)	170(41)
中学生	26	2(2)	-	563(120)	6(1)	119(32)	167(67)	857(222)
	27	2(0)	-	492(124)	14(6)	105(33)	64(20)	677(183)
	28	7(1)	1(1)	180(39)	6(0)	128(33)	10(4)	332(78)
高校生	26	1(0)	7(6)	2,136(710)	38(7)	217(100)	134(83)	2,533(906)
	27	5(0)	1(1)	1,538(523)	36(9)	264(109)	111(62)	1,955(704)
	28	12(3)	6(2)	946(377)	16(5)	212(112)	90(75)	1282(574)
その他	26	2(0)	-	104(12)	44(22)	3(1)	10(3)	163(38)
	27	18(1)	-	84(19)	19(5)	17(0)	27(7)	165(32)
	28	-	-	82(17)	17(5)	2(1)	13(2)	114(25)
計	26	5(2)	9(8)	2,911(860)	91(33)	504(181)	675(298)	4,195(1,382)
	27	25(1)	1(1)	2240(710)	72(20)	514(169)	545(190)	3,397(1,091)
	28	19(4)	7(3)	1,270(449)	44(11)	442(170)	116(81)	1,898(718)

注()内数字は女子……再掲

エ 小学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

(4) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やPTAとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育地域リーダー養成講座

PTAや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に家庭教育地域リーダー養成講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

(5) 青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。

① 金峰山少年自然の家

所在地	西区池上町字西平山
開設年月日	昭和50年10月1日
敷地面積	9,456.18㎡
建物延面積	2,038.60㎡（本館）
定員	200人
施設内容	宿泊棟（児童用23室・引率者用2室・バリアフリー1室・バリアフリー浴室） 研修室・体育室・食堂・浴室棟・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場 屋外多目的ハウス

利用状況

（平成29年4月1日現在）

年度 団体名	24			25			26		
	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)
小学校	95	23,534	79.8	96	23,519	76.4	96	23,322	77.3
中学校	3	279	0.9	4	303	1.0	3	262	0.8
少年団体	22	1,882	6.4	24	1,808	6.0	32	2,769	9.2
その他の団体	10	1,897	6.4	12	2,933	9.5	7	2,146	7.1
主催事業	18	1,906	6.5	21	2,225	7.1	15	1,684	5.6
合計	148	29,498	100.0	157	30,788	100.0	153	30,183	100.0
稼働率 (%)	73.0			77.4			77.4		

年度 団体名	27			28		
	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)
小学校	86	22,156	72.7	87	13,667	77.8
中学校	10	1,670	5.5	3	340	1.9
少年団体	20	1,397	4.6	7	719	4.1
その他の団体	18	4,200	13.8	5	2,506	14.3
主催事業	12	1,048	3.4	6	338	1.9
合計	146	30,471	100.0	108	17,570	100.0
稼働率 (%)	77.3			66.5		

（注）稼働率 (%) = (利用日数 / 開所日数) × 100

(6) 青少年の交流

国内外の友好姉妹都市及び九州内の都市との間で、青少年の交流活動を通して、親善を深めるとともに次代を担う青少年リーダーを育成する。

ア 国際交流（平成28年度）

① 本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（派遣）

期間 平成28年7月28日～8月6日

団員 27人（高校生団員22、役職員5）

イ 国内交流（平成28年度）

① 熊本市・福井市小学生交流事業（派遣）

期間 （派遣）平成29年1月6日～9日（3泊4日）

団員 20人（小学生団員16、役職員4）

3 学校教育

現在、いじめの社会問題化、少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は、憂慮すべき状況になっている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな心」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、平成28年3月に策定した「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

平成29年度の主な事業は次のとおりである。

徳・知・体の調和のとれた教育の推進

- ・豊かな心を育む教育の推進（道徳教育創業支援事業、勤労体験学習事業、情報モラル教育経費 他）（指導課、教育センター）
- ・確かな学力を育む教育の推進（学力向上対策経費、ブラッシュアップイングリッシュ事業、教職員資質向上経費 他）（指導課、教育センター）
- ・健やかな体を育む教育の推進（子どもの健康づくり・体力向上推進経費、学校給食・食育推進事業、夏休みプール開放事業経費、給食提供支援事業 他）（健康教育課）

子ども一人ひとりを大切に教育の推進

- ・教員が子どもと向き合う時間の拡充（学校教育コンシェルジュ設置経費、学級支援員派遣経費、管理職リーダーシップ向上経費 他）（総合支援課、教育センター）
- ・教育相談体制の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業、スクールカウンセラー（SC）配置事業 他）（総合支援課）
- ・特別支援教育の推進（特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業、特別支援学校建設事業 他）（総合支援課、施設課）

安全で良好な教育環境の整備

- ・最適な学習環境の整備（義務教育施設整備事業、中学校空調施設整備経費、小学校空調施設整備経費 他）（施設課）

生涯学習社会の構築

- ・図書館・博物館の機能充実（博物館展示整備経費、細川家舟屋形修復等経費 他）（博物館）

(1) 市内学校数（学務課）

(平29.5.1現在)

校種別 区分	大 学	短 大	高 校	特別支援 学 校	中 学	小 学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2	1	42 (1)	92 (1)	8	145 (2)
私	6	1	14		9		24	54
合計	8	1	27	6	52 (1)	93 (1)	33	245 (2)

(注) () は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人（旧国立熊本大学）

(2) 市立学校児童生徒数（学務課・教職員課）

区 分 校種別	学校数	学級数	児童生徒	教員数
幼稚園	8	28	461	55
小学校	92 (1)	1,645	40,747	2,439
中学校	42 (1)	694	19,574	1,355
高等学校	2	42	1,672	119
特別支援学校	1	3	22	15
専修学校	1	7	121	11
合計	146 (2)	2,419	62,597	3,992

(注) () は分校の数 (平29.5.1現在)

(3) 児童生徒数の変遷（教職員課）

年度		24	25	26	27	28	29
区 分 児 童 生 徒 数	小学校	41,338	40,924	40,934	40,790	40,236	40,747
	中学校	20,417	20,531	20,332	20,271	19,854	19,574

(各年度 5.1現在)

(4) 学校施設の現況 (施設課)

ア 小学校施設の現況

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)					
					校舎				構造	屋内運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	計		
1	壺川	416	25	17	4,278	62		4,340	S	594
2	碩台	189	13	8	3,410	196		3,606	S	594
3	白川	440	26	19	4,213	74		4,287	R	919
4	城東	222	17	11	4,377	66		4,443	S	725
5	慶徳	137	22	12	4,220	47		4,267	R	919
6	一新	385	24	16	4,261	82		4,343	S	725
7	五福	235	20	12	3,155	3		3,158	R	804
8	向山	494	27	19	3,947	173		4,120	S	725
9	黒髪	464	34	19	5,418	58		5,476	S	796
10	大江	494	24	19	4,481	62		4,543	S	725
11	本荘	59	11	7	4,030	52		4,082	R	894
12	春竹	526	35	22	5,348	94		5,442	S	1,049
13	古町	125	12	7	2,785	54		2,839	S	532
14	春日	240	17	11	4,286	62		4,348	S	725
15	城西	700	38	26	6,164	144		6,308	R	1,170
16	花園	418	21	15	4,819	73		4,892	S	945
17	池田	492	26	20	4,910	53		4,963	S	594
18	出水	461	28	19	4,435	218		4,653	S	826
19	白坪	561	36	23	5,493	162		5,655	S	945
20	画図	991	48	35	6,763	64		6,827	S	919
21	砂取	458	25	17	4,581	113		4,694	R	1,119
22	健軍	643	47	28	6,574	299	50	6,923	S	945
23	清水	537	37	23	5,574	164		5,738	R, S	1,036
24	日吉	421	32	18	5,253	206		5,459	S	945
25	川尻	474	26	20	5,034	147		5,181	R	1,049
26	力合	563	35	23	4,802	185		4,987	S	594
27	御幸	564	31	22	4,737	198		4,935	R	1,039
28	田迎	481	28	19	4,477	121	19	4,617	R	1,203
29	高橋	112	10	6	1,849	62		1,911	R	666
30	池上	262	20	13	3,675	29		3,704	R	919
31	城山	744	37	26	5,279	67		5,346	S	924
32	託麻原	671	33	24	6,425	127		6,552	R	1,049
33	秋津	511	28	20	4,868	64		4,932	R	923
37	泉ヶ丘	348	20	14	4,741	59		4,800	R	919
38	小島	173	16	10	2,722	127		2,849	R	1,093
39	龍田	677	37	27	5,583	49		5,632	S	850
40	帯山	810	44	30	5,986	167		6,153	S	1,069
41	中島	206	13	9	2,946	98	14	3,058	S	532
42	白山	612	36	25	4,984	53		5,037	R	1,049
43	若葉	393	24	16	4,553	65		4,618	R	1,049
44	城北	508	34	22	5,317	103		5,420	S	1,017
45	尾ノ上	744	40	27	5,850	72		5,922	S	792
46	西原	737	41	27	5,112	101		5,213	S	792

(平29. 5. 1現在)

番号	学校名	校地面積 (㎡)				保有教室数											多目的スペース	プール施設		校庭夜間照明施設 開設年月
		建物敷地	運動場	その他	計	普通	理科	生活	音楽	図工	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談		規模(㎡)	建設年度	
1	壺川	3,979	5,125		9,104	15	1		1	1	1		1	2	1	1	483	平26	5	
2	碩台	5,966	6,127		12,093	8	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平13	6	
3	白川	7,199	5,709		12,908	17	1		1	1	1		1	1		1		平13	7	
4	城東	6,763	8,634		15,397	10	1	1	1	1	1		1	2	2	1		平7	7	
5	慶徳	3,698	2,865		6,563	13	1		1	1	1		1	1	4	2	510	平7	5	
6	一新	5,578	7,037		12,615	16	1	1	2	1	1		1	1		1		平12	7	
7	五福	4,299	2,383		6,682	13	1		1				1	1	1		318	平5	5	昭52. 10
8	向山	7,040	9,612		16,652	16	1		1	1	1		1	1	1	1		平7	7	
9	黒髪	5,532	4,940		10,472	25	1		1	1	1		1	1	2	2		昭55	8	
10	大江	5,995	5,729		11,724	19	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平16	6	
11	本荘	7,004	4,529		11,533	8	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1		平17	6	
12	春竹	8,550	6,915		15,465	22	1		1	1	1		1	1	2	1		平5	7	
13	古町	5,245	5,939		11,184	7	1		1	1	1		1	1				平14	6	
14	春日	7,810	6,414		14,224	11	1		1	1	1		1	1	4			平2	7	昭49. 9
15	城西	11,142	9,135		20,277	26	1		1	1	1		1	2	1	1		平3	7	昭60. 9
16	花園	6,107	11,092		17,199	15	1	2	1	1	2		1	1	3	1		昭63	7	昭57. 10
17	池田	8,312	3,385	872	12,569	18	1	2	1	1	1		1	1	2	1		昭36	7	
18	出水	6,961	4,721		11,682	20	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平15	6	
19	白坪	7,028	8,976		16,004	23	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平9	7	
20	画図	9,505	7,773		17,278	35	1		1	1	1		1	1		1		平8	7	昭54. 10
21	砂取	9,911	8,163		18,074	18	1		1	1	1		1	1		1		平15	7	
22	健軍	10,174	15,233	271	25,678	31	1	1	1	1	1		1	1	6	1		平12	7	
23	清水	10,043	6,806		16,849	24	2		2	1	1		1	1	2	2		昭63	7	昭49. 9
24	日吉	8,314	6,885		15,199	23	1		1	1	1		1	2	2	2		平4	7	昭55. 4
25	川尻	10,682	11,871		22,553	21	1	1	1	1	1		1	1		1		平7	7	昭60. 9
26	力合	5,302	11,534		16,836	21	1	1	1		1		1	1	1	1		平14	7	昭60. 4
27	御幸	9,746	9,041		18,787	22	1		1	1	1		1	1		1		平13	7	昭52. 10
28	田迎	6,340	7,173		13,513	19	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平11	7	昭62. 3
29	高橋	2,726	4,545		7,271	6	1		1	1	1		1	1				昭62	6	
30	池上	6,723	6,484	2,881	16,088	14	1	1	1	1	1		1	1		1	761	昭62	8	平元. 5
31	城山	10,209	14,218		24,427	23	1		1	1	1		1	1		1		昭57	8	昭57. 4
32	託麻原	10,963	5,430	5,355	21,748	23	1	4	1	1	1		1	1	2	1		平元	7	
33	秋津	9,024	7,080		16,104	19	1		2	1	1		1	1	2	1		平2	7	
37	泉ヶ丘	10,384	7,978		18,362	15	1		1	1	1		1	1	5	1		平16	7	
38	小島	6,861	5,601		12,462	12	1		1	1	1				2	1	148	平16	6	
39	龍田	7,801	5,815	940	14,556	25	1	1	1	1	1		1	1	1	3		昭63	7	昭62. 8
40	帯山	8,826	11,426		20,252	30	2	1	2	1	1		1	1	2	1		平12	7	
41	中島	5,089	8,440		13,529	11	1		1		1		1	1		1		平14	7	
42	白山	10,053	10,146		20,199	22	1		1	1	1		1	1		1		平4	7	
43	若葉	7,610	11,174		18,784	15	1	2	1	1	1		1	1	2	2		平16	6	
44	城北	9,530	9,428		18,958	24	1		1	1	1		1	1	1	1		昭39	7	昭60. 9
45	尾ノ上	10,651	10,783		21,434	26	1	1	1	1	2		1	1	4			平15	7	昭55. 11
46	西原	6,290	12,794		19,084	26	1	1	1	1	1		1	1		1		平17	7	昭49. 9

番号	学校名	児童数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)					
					校舎				屋内運動場	
					鉄筋	鉄骨	木造	計		構造
47	高平台	597	30	22	5,287	81		5,368	S	945
48	楠	306	22	13	6,253	71		6,324	S	802
49	託麻東	948	46	33	5,234	108		5,342	S	725
50	託麻西	807	43	30	6,492	62	33	6,587	S	945
51	託麻北	522	29	22	4,063	62		4,125	R	920
52	桜木	416	26	18	6,298	62		6,360	S	725
53	東町	458	34	21	5,897	52		5,949	S	945
54	麻生田	480	29	20	5,090	128		5,218	S	945
55	武蔵	440	26	19	4,908	62		4,970	S	945
56	帯山西	607	33	23	4,256	62		4,318	S	725
57	月出	500	27	19	5,853	62		5,915	S	945
58	出水南	773	37	25	5,942	62		6,004	S	945
59	健軍東	289	19	14	5,898	62		5,960	S	725
60	城南	335	19	14	3,915	62		3,977	S	725
61	田迎南	595	33	25	4,110	59		4,169	S	725
62	弓削	333	21	15	2,944	67		3,011	S	695
63	託麻南	996	51	36	6,972	99		7,071	S	725
64	山ノ内	583	33	23	5,481	53		5,534	S	724
65	楡木	478	25	18	3,770	53		3,823	S	918
66	川上	548	31	21	4,613	53		4,666	S	745
67	西里	391	23	16	3,504	869		4,373	R	1,161
68	北部東	616	34	22	4,844	129		4,973	S	1,337
69	芳野	55	9	5	1,913	49	29	1,991	R	797
70	河内	129	11	7	2,890			2,890	S	862
	白浜分校	14	3	2	1,072	18		1,090		
71	鮑田東	469	25	19	3,115	79		3,194	S	680
72	鮑田南	134	13	9	1,387	32		1,419	S	680
73	鮑田西	146	11	7	1,456	51		1,507	S	680
74	中緑	50	8	5	1,500	47	12	1,559	S	401
75	銭塘	108	12	8	2,113	65		2,178	S	378
76	奥古閑	149	12	7	3,125	41		3,166	S	680
77	川口	77	9	6	2,218	54		2,272	S	420
78	長嶺	970	49	35	6,313	13		6,326	R	1,049
79	日吉東	467	26	20	3,745	53		3,798	R	919
80	桜木東	514	29	20	3,383	72		3,455	R	919
81	富合	665	37	27	3,802	120		3,922	S	919
82	杉上	363	25	15	3,414	198		3,612	S	802
83	隈庄	581	36	24	4,181	279		4,460	S	800
84	豊田	238	18	11	3,427	55		3,482	S	800
85	植木	406	30	18	3,504	31	74	3,609	R	919
86	山本	80	13	8	2,505	54	22	2,581	R	797
87	田原	105	13	8	2,505	91	9	2,605	R	797
88	菱形	243	19	11	3,887	30	51	3,968	R	920
89	桜井	304	20	14	3,912	133	44	4,089	R	920
90	山東	188	13	8	3,213	27	77	3,317	R	922
91	吉松	167	14	8	3,298	67	58	3,423	R	919
92	田底	112	15	8	2,643	78		2,721	S	541
93	田迎西	645	35	25	6,149	8		6,157	R	1,226
94	力合西	517	28	19	4,711			4,711	R	1,199
95	龍田西	554	29	21	6,333			6,333	R	1,201
	合計	40,236	2,452	1,658	405,053	8,600	492	414,145		78,837

番号	学校名	校地面積 (㎡)				保有教室数													多目的スペース 規模 (㎡)	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
		建物敷地	運動場	その他	計	普通	理科	生活	音楽	図工	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活	教育相	建設年度	コース				
47	高平 台	6,766	19,296	616	26,678	23	1		1	1	1		1	1	2	1	平18	6	昭49. 9			
48	楠	9,187	9,131		18,318	14	1	2	1	1	2		1	2	7	2	平21	7				
49	託麻 東	7,818	17,154		24,972	26	1		1		1		1	1	1	2	平18	6				
50	託麻 西	10,482	8,247	144	18,873	30	1	1	1	1	1		1	1	2	2	平19	7	昭52. 10			
51	託麻 北	7,637	8,130	990	16,757	20	1		1	1	1		1	1			昭63	6	昭60. 4			
52	桜 木	9,509	11,297		20,806	16	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	534	昭46	6	昭49. 9		
53	東 町	10,764	9,508		20,272	22	1	1	1	1	1		1	1	1	1	昭50	7	昭54. 10			
54	麻生 田	6,652	10,435	3,106	20,193	19	1	1	1	1	1		1	1	1		昭52	8				
55	武 蔵	9,379	8,723		18,102	16	1	1	1	1	1		1	1	2	1	昭53	8				
56	帯山 西	6,925	11,040		17,965	18	1		1	1	1		1	1		1	昭54	8				
57	月 出	11,365	12,893		24,258	19	1	1	1	1	1		1	1	4	1	昭54	8	昭55. 11			
58	出水 南	8,768	7,519		16,287	26	1		1	1	1		1	2	1	2	昭55	8				
59	健軍 東	7,985	13,400		21,385	14	1		1	1	1		1	2	9	1	128	昭57	8	昭58. 3		
60	城 南	8,532	12,060	2,041	22,633	15	1	1	1	1	1		1	1		1	昭57	8	昭57. 12			
61	田迎 南	9,732	15,970		25,702	21	1		1		1		1	1		1	昭58	8	昭58. 3			
62	弓 削	9,578	9,016		18,594	13	1		1	1	1		1	1		1	昭58	8	昭58. 3			
63	託麻 南	10,266	11,335		21,601	34	1		1	1	1		1	1		2	昭58	8	昭60. 4			
64	山ノ内	13,570	15,379		28,949	21	1		1	1	1		1	2	4	1	270	昭59	8	昭61. 10		
65	楡 木	8,269	10,168	422	18,859	17	1		1	1	1		1	1			135	昭60	8			
66	川 上	11,188	13,291		24,479	22	1		1	1	2		1	1	1	1	平2	8				
67	西 里	9,965	11,425	14,156	35,546	16	1		1	1	2		1	1	1	1	平元	8	平22撤去			
68	北 部 東	8,762	10,417		19,179	23	1		1	1	1	1	1	1		1	昭57	8				
69	芳 野	5,937	6,830	357	13,124	6	1		1		1		1	1			106	昭44	6			
70	河 内	3,659	8,421	337	12,417	8	1	1	1	1	1		1	1	1		平2	6	昭49. 3			
	白浜分校	1,167	601	591	2,359	2			1			1	1	1			192					
71	飽田 東	6,492	5,573	90	12,155	15	1		1		1		1	1	1	1	平26	7				
72	飽田 南	5,664	6,171		11,835	6	1		1				1	1		1	昭44	6				
73	飽田 西	5,015	6,780	277	12,072	7	1		1				1	1			平17	5				
74	中 緑	3,354	6,384		9,738	6	1		1		1		1	1			平18	4				
75	銭 塘	2,328	9,918		12,246	8	1		1	1	1		1	1		1	平16	6				
76	奥古 閑	5,709	7,620		13,329	8	1	1	1	1	1		1	1	2		平20	6				
77	川 口	2,708	9,358		12,066	6	1		1	1	1		1	1		2	平15	6				
78	長 嶺	10,898	13,774		24,672	35	1		1		1		1	1		1,368	平3	7	平17. 4			
79	日吉 東	12,211	10,799	3,108	26,118	16	1		1	1	1		1	1		566	平6	7				
80	桜木 東	11,330	14,470	303	26,103	14	1		1		1		1	1		1	454	平9	7			
81	富 合	11,313	10,926		22,239	21	1		1		1		1	1	1	1	昭43	7				
82	杉 上	12,600	12,400		25,000	14	1		1	1	1	1	1	1	1		昭55	7				
83	隈 庄	8,024	7,127		15,151	21	1		1	1	1		1	1		1	昭57	7				
84	豊 田	9,196	13,888		23,084	12	1		1	1	1	1	1	1	1	1	昭56	7				
85	植 木	13,228	7,500		20,728	15	1		1	1	1		1	1		1	昭45	8				
86	山 本	6,794	7,801		14,595	8	1		1	1	1		1	1	1	292	平8	6				
87	田 原	8,234	8,085	6,863	23,182	8	1		1	1	1		1		1	413	昭63	7				
88	菱 形	7,211	8,696	6,886	22,793	12	1	1	1	1	1		1	1	1	1	平元	8				
89	桜 井	9,205	14,386	822	24,413	15	1		1	1	1		1	1	2		昭46	7				
90	山 東	9,942	6,262	5,950	22,154	9	1		1	1	1		1	1	1	273	平5	8				
91	吉 松	7,453	7,394	1,420	16,267	8	1		1	1	1		1	1	1	1	昭43	7				
92	田 底	4,716	7,975	1,886	14,577	9	1		1	1	1		1	1	1	1	昭56	8	昭52. 6			
93	田迎 西	11,449	10,836	0	22,285	25	1	1	1	1	1		1	1		2	576	平24	7			
94	力合 西	20,306	13,036	0	33,342	19	1		1	1	1		1	1		1	315	平25	7			
95	龍田 西	13,451	9,578	0	23,029	22	1	1	1	1	1		1	1	1	1	平27	7				
	合 計	759,658	843,511	60,684	1,663,853	1,607	94	40	97	79	94	6	92	99	118	86	7,842					

(注) R=鉄筋、S=鉄骨、W=木造

イ 中学校施設の現況

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)					
					校舎				構造	屋内運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	計		
1	出水	935	54	28	7,062	329		7,391	R	1,641
2	白川	609	37	21	5,978	151	8	6,137	R	1,222
3	藤園	302	37	16	5,451	147		5,598	R, S	2,117
4	花陵	410	31	15	5,831	124	26	5,981	S	994
5	城南	440	29	16	5,889	146		6,035	R	1,138
6	京陵	678	38	20	6,170	127		6,297	R	1,222
	清水が丘分校	8	9	2						
7	西山	576	37	21	6,045	143		6,188	S	979
8	江南	262	23	11	3,287	227		3,514	R	1,138
9	江原	282	27	12	4,312	119		4,431	R	981
10	竜南	368	25	13	4,681	205		4,886	R	981
11	桜山	169	17	7	4,284	108		4,392	R	981
12	湖東	428	33	17	5,384	368		5,752	R	1,138
13	託麻	988	54	31	6,702	298	28	7,028	R	1,222
14	三和	617	41	22	4,597	116		4,713	R	981
15	城西	213	17	8	4,108	78		4,186	S	779
16	帯山	1,002	55	30	7,560	242		7,802	R	1,277
17	東野	538	31	17	6,607	62		6,669	R	1,222
18	錦ヶ丘	925	62	30	6,892	31		6,923	S	872
19	二岡	381	25	13	4,218	103		4,321	S	770
20	東部	407	29	16	4,588	114		4,702	R	734
21	楠	424	27	13	6,715	220		6,935	S	724
22	西原	695	51	25	6,733	196		6,929	S	1,124
23	武蔵	336	24	12	4,801	62		4,863	S	780
24	東町	442	32	17	7,518	102		7,620	S	1,020
25	出水南	512	31	17	4,716	76		4,792	S	780
26	清水	585	37	20	6,231	62		6,293	S	1,222
27	井芹	295	22	10	5,259	53		5,312	R	981
28	北部	687	43	22	5,702	69		5,771	R	1,261
29	芳野	40	13	4	2,327	108	21	2,456	S	910
30	河内	96	14	4	2,977	16		2,993	R, S	2,007
31	飽田	359	28	14	3,651	77		3,728	R	1,280
32	天明	202	16	8	3,801	115		3,916	R	1,133
33	長嶺	997	59	33	7,151	14		7,165	R	1,221
34	力合	569	38	19	4,436	13		4,449	R	981
35	龍田	565	36	19	5,036	20		5,056	R	981
36	日吉	428	30	15	4,969	65		5,034	R	981
37	桜木	527	33	19	5,698	53		5,751	R	981
38	富合	251	21	9	2,877	770	28	3,675	R	1,368
39	下益城城南	571	39	20	7,149	57		7,206	R	1,772
40	鹿南	314	25	12	4,807	204	160	5,171	R	981
41	五霊	289	26	12	4,014	42	133	4,189	R	1,032
42	植木北	132	17	6	3,089	191	9	3,289	R	984
	合計	19,854	1,373	696	219,303	5,823	413	225,539		46,893

※清水が丘分校については、借用地のみ記載。

(平29.5.1現在)

番号	学校名	校地面積 (㎡)				保有教室数													多目的スペース	プール施設		校庭夜間照明施設開設年月
		建物敷地	運動場	その他	計	普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路指導	規模(㎡)		建設年度	コース	
1	出水	9,061	16,593		25,654	27	3	2	1	2	2		2	1	1	1			平3	7	昭48.10	
2	白川	13,914	14,851		28,765	21	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平17	7	昭48.10	
3	藤園	11,249	11,539		22,788	17	2	1	1	4	2	1	1	1	1	1			平9	8	昭48.4	
4	花陵	12,693	7,638		20,331	16	2	1	2	2	2		1	1	2	1			平2	8	昭48.10	
5	城南	10,626	13,311	522	24,459	16	2	2	1	2	2		1	2	2	1			平7	8	昭47.10	
6	京陵	13,580	15,877		29,457	22	4	3	2	2	2		1	1	2	3	1		昭45	7	昭48.4	
	清水が丘分校			26,094	26,094	3	1	1	1		1											
7	西山	15,511	14,457		29,968	20	2	2	1	1	2		1	1	1	5			平2	8	昭49.10	
8	江南	9,494	13,746		23,240	10	1	1	1	2	2		1	1		2			平8	8	昭48.4	
9	江原	9,783	15,577		25,360	11	2	1	1	1	2		1	1	1	4			平6	8	昭49.10	
10	竜南	7,472	11,157		18,629	12	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平4	8	昭48.10	
11	桜山	8,477	11,119		19,596	7	1	1	1	1	2		1	1	2	1			平2	7	昭48.4	
12	湖東	12,465	15,869	168	28,502	18	2	1	1	3	2		1	1	4	1			平3	7	昭47.10	
13	託麻	11,662	12,768		24,430	29	2	2	1	2	2		1	1		3	1		昭40	6	昭48.10	
14	三和	7,346	14,467		21,813	18	2	1	1	1	2		1	1		1			昭36	7	昭48.4	
15	城西	6,681	7,103		13,784	8	2	1	1	2	2		1	1	2	2	1		平10	8	昭48.10	
16	帯山	9,853	15,822		25,675	30	2	2	2	2	2		2	1	2	1	1		平11	8	昭48.4	
17	東野	10,203	9,101		19,304	0	3	2	1	2	2		1	1	1	2			昭63	7	昭48.10	
18	錦ヶ丘	8,571	11,338	153	20,062	27	2	2	2	2	2		1	1	2	2			平18	8	昭48.10	
19	二岡	12,413	10,205		22,618	13	1	1	1	1	2		1	1	1	1			平28	7	昭48.4	
20	東部	7,208	13,678	536	21,422	13	2	2	1	1	2		1	1	1	1			平元	7		
21	楠	11,692	12,878		24,570	14	2	2	1	2	2		1	2	2	1			昭47	7	平20.3	
22	西原	11,066	18,522		29,588	24	2	2	1	2	2		1	1	2	3			昭53	7		
23	武蔵	8,214	14,193		22,407	13	2	1	1	1	2		1	1	3	1			昭55	8	昭56.6	
24	東町	9,137	12,363		21,500	17	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1			昭57	8	昭58.3	
25	出水南	10,915	16,660		27,575	16	2	1	1	1	2	1	1	1		2			昭58	8	昭58.3	
26	清水	8,875	13,730	97	22,702	18	2	2	1	1	2		1	1	3	2	1	496	昭61	8		
27	井芹	9,394	16,457	3,464	29,315	10	2	1	1	1	2		1	1	1	2		549	昭62	8		
28	北部	8,292	15,678	1,974	25,944	17	2	2	2	2	2	1	1	1	1	3		367	昭62	8	平19.10	
29	芳野	6,383	24,792	375	31,550	4	1	1	1	1	1		1	1		2		210	平5	5	昭55.5	
30	河内	3,243	8,562	3,433	15,238	3	1	1	1	1	2	1	1	1		2		211	平13	6	昭49.3	
31	飽田	5,129	8,181	1,950	15,260	11	2	1	1	1	1		1	1	4	2			平4	8		
32	天明	9,778	13,089		22,867	8	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平2	7		
33	長嶺	14,117	26,800	231	41,148	30	2	2	1	2	2		1	1		1		446	平3	7		
34	力合	14,136	15,870		30,006	18	1	1	1	2	2		1	1		2		284	平4	7		
35	龍田	11,152	15,094	1,138	27,384	18	2	1	1	2	2		1	1		2		300	平4	7	平18.4	
36	日吉	17,141	13,440		30,581	14	2	1	1	2	2		1	1	1	1		304	平5	8	平17.4	
37	桜木	14,462	11,845		26,307	20	2	2	1	2	2		1	1	2	2		346	平5	8		
38	富合	12,140	19,775		31,915	10	2	1	1	1	2		1	1		1			昭50	8	昭58.8	
39	下益城城南	12,866	14,213	1,698	28,777	19	2	2	2	1	2	1	1	1	1	4	1		平22	8		
40	鹿南	16,209	12,676		28,885	14	2	1	1	1	2		1	1	1	2			平8	8		
41	五霊	8,481	12,405	4,912	25,798	13	2	1	1	1	2		1	1	3	1	1		平10	8		
42	植木北	10,112	11,496	4,600	26,208	7	2	1	1	1	2		1	1	3	1			昭61	7		
	合計	441,196	584,935	51,345	1,077,476	656	83	61	50	69	83	6	44	44	57	77	7	3,513				

(注) R=鉄筋、S=鉄骨、W=木造

ウ 幼稚園施設の現況

番号	園名	園児数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)				
					園舎				
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造
1	碩台	59	8	3	809	8		817	R
2	一新	81	6	4	896	18		914	R
3	向山	66	5	3	434	197		631	R・S
4	古町	26	6	3	731	8		739	R
5	川尻	57	5	3	765	23		788	R
6	楠	59	5	3		595		595	S
7	熊本五福	32	10	3	808	14		822	R
8	隈庄	135	8	6	875			875	R
合計		515	53	28	5,318	863		6,181	

(注) R=鉄筋、S=鉄骨

(平29.5.1現在)

番号	園名	敷地面積 (㎡)				保有室数		
		建物敷地	運動場	その他	計	保育	遊戯	その他
1	碩台	673	599		1,272	3	1	2
2	一新	1,702	1,441		3,143	4	1	3
3	向山	1,115	1,488		2,603	3	1	1
4	古町	1,656	700		2,356	3	1	2
5	川尻	1,100	1,280		2,380	3	1	2
6	楠	1,441	756		2,197	3	1	1
7	熊本五福	1,301	1,147		2,448	3	1	9
8	隈庄	1,567	1,774		3,341	6	1	
合計		10,555	9,185		19,740	29	8	19

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

創立105年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成13年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科9クラス（普通科6、国際コース1、芸術コース1、服飾デザインコース1）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい伝統を誇っている。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来60年目を迎えた高等学校であり、平成12年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科2クラス（国際経済コース1、健康スポーツコース1）、情報科3クラス（OA会計コース2、経営情報コース1）の二つの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路確保を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、コンピュータを利用した学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

番号	学校名	生徒数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)					
					校舎				屋内運動場	
					鉄筋	鉄骨	木造	合計		構造
1	必由館	1,066	70	27	13,694	772		14,466	S	1,750
2	千原台	602	48	15	7,234	20		7,254	R	3,774
合計		1,668	118	42	20,928	792		21,720		5,524

(平29.5.1現在)

校地面積 (㎡)				保有教室数														プール	
建物敷地	運動場	その他	合計	普通	理科	社会	外语	芸術	家庭	情報	視聴覚	図書	総合学習	特別活動	教育相談	進路指導	建設年度	コース	
19,525	26,694	—	46,219	27	5	2	0	13	4	2	1	1	0	3	2	2	平16	7	
15,248	47,525	—	62,773	15	2	1	1	1	2	4	0	1	0	3	2	2	昭46	7	
34,773	74,219	0	108,992	42	7	3	1	14	6	6	1	2	0	6	4	4			

(注) R=鉄筋、S=鉄骨

オ 特別支援学校

平成さくら支援学校概要

平成29年4月に開校した知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校高等部である。普通科・一般学級を設置しており、1学年3学級編制である。

「自立・夢・挑戦」を校訓とし、夢を育み、何事にも挑戦していく生徒の育成をめざし、卒業後の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を進めている。

本市における特別支援教育の充実に向け、学校を含む関係機関や保護者に対して、研修及び教育相談等の拠点機能を担っている。

施設の概要

(平29.5.1現在)

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積 (㎡)						校地面積 (㎡)			
			校舎				室内運動場	建物敷地	運動場	その他	合計	
			鉄筋	鉄骨	木造	合計						
平成さくら支援学校	22	15	4,551	195		4,746	R	971	11,662	9,940	—	21,602

保有教室数																				
普通	ラウンジ	生徒会室	個別指導室	軽作業室	手工芸室	木工作业室	進路指導室	園芸作業室	清掃作業室	相談室	図書室	図書資料室	食品加工室	家庭科室	美術室	音楽室	視聴覚室・パソコン	SST室	地域交流室	準備室
9	3	1	3	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4

カ 専修学校

総合ビジネス専門学校概要

創立67年を誇る全国でも数少ない商業系の公立専門学校である。卒業生は、企業経営や会計担当など重要な存在として産業界で活躍している。

平成3年、現在地に移転。

平成19年にコースを総合ビジネス科(2年課程の専門課程)に経理ビジネス、経理情報、観光サービスの3コースに改編、簿記や情報及び観光に関する専門教育を行っている。また、OA経理科(夜間1年課程)においては社会人の商業実務教育にも取り組んでいる。



施設の概要

(平29. 5. 1現在)

学校名	生徒数	教員数	建物保有面積 (㎡)					校地面積 (㎡)				
			校舎					屋内運動場	建物敷地	運動場	その他	合計
			鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造					
総合ビジネス専門学校	136	11	3,727			3,727			4,364		35	4,399

保有教室数													
ビジネス	OA 経理科	準備室	パソコン	ホテル実習	秘書実習	LL教室	進路指導	研修室	和室	多目的ホール	図書室	学生ホール	視聴覚
6	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1

キ 校舎の整備状況

(平29.5.1現在)

区 分	校 舎 面 積 (㎡)				普 通 教 室 数				特 別 教 室 数				
	学校数	基準面積	保有面積	過不足面積	学校数	基準数	保有数	過不足数	学校数	基準数	保有数	過不足数	
小学校	基準未満	59	299,067	250,165	△48,902	38	852	761	△91	58	592	434	△158
	基準以上	34	140,950	164,155	23,205	55	839	846	7	35	306	371	65
	合計	※93	440,017	414,320	△25,697	※93	1,691	1,607	△84	※93	898	805	△93
中学校	基準未満	27	162,136	138,501	△23,635	14	264	215	△49	15	222	182	△40
	基準以上	16	75,301	87,161	11,860	29	435	441	6	28	363	399	36
	合計	※43	237,437	225,662	△11,775	※43	699	656	△43	※43	585	581	△4

※学校数は分校を含む

ク 屋内運動場の整備状況

(平29.5.1現在)

区 分	学 校 数	基 準 面 積 (㎡)	保 有 面 積 (㎡)	過 不 足 面 積 (㎡)	
小 学 校	基 準 未 満	79	87,493	64,910	△22,583
	基 準 以 上	14	13,358	13,927	569
	合 計	※93	100,851	78,837	△22,014
中 学 校	基 準 未 満	33	42,624	32,072	△10,552
	基 準 以 上	10	12,056	14,821	2,765
	合 計	※43	54,680	46,893	△7,787

※学校数は分校を含む

(5) 特別支援学級設置状況 (総合支援課・教職員課)

(平29.5.1現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	107	439	143	45	176	69	152	615	212
自閉症・情緒障害学級	121	581	176	55	282	103	176	863	279
肢体不自由学級	23	31	22	9	10	9	32	41	31
院 内 学 級	4	8	5	3	4	5	7	12	10
病 弱 学 級	22	28	23	5	5	5	27	33	28
弱 視 学 級	4	4	4	3	3	3	7	7	7
難 聴 学 級	10	17	12	4	7	4	14	24	16
合 計	291	1108	385	124	487	198	415	1595	583

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(平29.5.1現在)

進路別		区分	男	女	合計	比率 (%)
卒業生総数			3,412	3,270	6,682	100
進学者	高等学校の本科	全日制	3,199	3,147	6,346	94.97
		定時制	22	10	32	0.48
		通信制	48	70	118	1.77
	高等専門学校		95	18	113	1.69
	合計		3,364	3,245	6,609	98.91
専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等			10	5	15	0.22
就職者 (含自家営業)			8	1	9	0.13
無業者			6	2	8	0.12
未定			24	17	41	0.61

(7) 熊本市奨学金制度 (学務課)

目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等 (高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程) に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金 (貸付けによるものに限る。) 又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

貸付金額及び定数

貸付金額及び定数

区 分	定数 (人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額 (月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	380	国・公立 私 立	18,000円 30,000円	—	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)		国・公立 私 立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

(8) 就学援助費 (学務課)

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

区分		年度		24		25		26		27		28	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数 (人)	小学校	41,338		40,924		40,934		40,790		40,236		60,090	
	中学校		20,417		20,531		20,332		20,271		19,854		
認定者数 (人)	小学校	5,689		5,645		5,715		5,889		6,093		9,532	
	中学校		3,354		3,422		3,411		3,476		3,439		
認定率 (%)	小学校	13.8		13.8		14.0		14.4		15.1		15.9	
	中学校		16.4		16.7		16.8		17.1		17.3		
援助総額 (千円)	小学校	363,744		366,718		400,147		413,238		417,805		796,248	
	中学校		338,427		348,653		366,945		373,273		378,443		

平成28年度支給実績

(単位 円)

区分	小学校		援助総額	中学校		援助総額
	1年	2~6年		1年	2・3年	
学用品費等	12,970	15,200	86,295,364	24,560	26,790	87,063,665
補助教材費	4,400		24,127,691	7,000		17,586,692
	4,000			4,400		
	4,300			4,700		
新入学児童生徒学用品費		20,470	21,513,970		23,550	31,863,150
修学旅行費		実費	22,017,176		実費	67,080,580
通学費		実費	26,100		実費	139,490
医療費		実費	6,289,722		実費	3,006,287
学校給食費		実費	253,667,971		実費	164,665,453
校外活動費		実費	3,867,382		実費	7,037,377
合計			417,805,376			378,442,694

(9) 私学助成 (学務課)

(単位 千円)

年度	24	25	26	27	28
高等学校					
中学校	30,951	31,086	31,251	31,529	29,999

(10) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア 熊本市からの派遣（平成28年度）

派遣人員	在籍校	派遣先
高校生 4名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インターネットワーク高校

イ サンアントニオ市からの受入（平成28年度）

受入人員	在籍校	受入先
高校生 3名	セントアンソニーカトリック高校 インターネットワーク高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

(11) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況

(平29.5.1現在)

区分	種類	実施校数	児童生徒数	給食費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師
小学校	完全給食	92校	40,747人	1食単価243円	48人	126人
中学校	完全給食	42校	19,574人	1食単価295円	20人	12人

(注)昭和40年4月4日 全市標準献立及び給食物資共同購入(一般物資)開始
 昭和55年4月1日 週1回の米飯給食を開始
 昭和58年4月1日 週2回の米飯給食を開始
 平成5年1月11日 週3回の米飯給食を開始(旧飽託4町は昭和60年から週3回)
 平成17年4月 共同調理場の2施設において、平成17、18年度の2か年で民間委託のモデル事業を実施
 平成19年4月 藤園、日吉共同調理場で民間委託を本格開始
 平成20年4月 出水南、井芹、長嶺共同調理場を民間委託
 平成20年10月6日 共同調理場17施設(合併により1施設増加)、給食室71施設
 平成21年4月 東、託麻、武蔵、龍田共同調理場を民間委託
 平成22年3月23日 共同調理場18施設(合併により1施設増加)、給食室81施設(合併により10施設増加)
 平成22年4月 城西、西原、京陵、城南共同調理場を民間委託
 平成25年4月 共同調理場16施設(2施設閉鎖)、給食室86施設(給食室新設により5施設増加)
 平成26年4月 共同調理場15施設(1施設閉鎖)、給食室88施設(給食室新設により2施設増加)
 平成27年4月 給食室87施設(1施設閉鎖)、白坪小、清水小、御幸小、帯山小、高平台小、託麻東小、出水南小、託麻南小、長嶺小の単独調理場を民間委託
 平成28年4月 給食室88施設(1施設増加)、城西小、画図小、託麻原小、白山小、尾ノ上小、託麻西小、川上小、北部東小、力合西小の単独調理場を民間委託
 平成29年4月 給食室86施設(学校の統廃合により2施設減少)、共同調理場14施設(1施設閉鎖)

イ 学校給食共同調理場

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

施設名 開設年月	所在地	延床面積 (㎡)	給食開始年月日	現在の給食数	対象校
東共同調理場 昭和 48 年 4 月	東区東町 3 丁目 3 番 2 号	1,169.37	昭和 48 年 5 月 15 日	3,590	462 東野中
					982 錦ヶ丘中
					547 東町中
					587 桜木中
					731 益城中
				281 木山中	
西原共同調理場 昭和 53 年 4 月	東区保田窪 4 丁目 9 番 1 号	467.09	昭和 53 年 6 月 1 日	2,596	741 西原中
					1,067 帯山中
					788 広安西小
城西共同調理場 昭和 53 年 4 月	西区小島 8 丁目 17 番 1 号	368.27	昭和 53 年 6 月 1 日	1,005	226 城西中
					671 三和中
					108 県立かがやきの森支援学校
京陵共同調理場 昭和 54 年 4 月	中央区京町本丁 1 番 14 号	459	昭和 54 年 6 月 1 日	2,062	736 京陵中
					386 竜南中
					638 白川中
					302 藤園中
日吉共同調理場 (※) 昭和 54 年 9 月 (※熊本地震により、 日吉共同調理場が使用 不可となったため、一 時的に託麻共同調理場 を使用。)	南区日吉 1 丁目 4 番 50 号	450	昭和 54 年 10 月 15 日	1,664	439 花陵中
					274 江南中
					330 江原中
					581 力合中
				40 平成さくら支援学校	
武蔵共同調理場 昭和 56 年 4 月	北区武蔵ヶ丘 4 丁目 19 番 1 号	519.1	昭和 56 年 5 月 11 日	1,478	388 武蔵中
					599 清水中
出水南共同調理場 昭和 58 年 4 月	中央区出水 7 丁目 86 番 1 号	612.39	昭和 58 年 5 月 9 日	3,030	491 益城中央小
					559 出水南中
					971 出水中
					476 湖東中
				1,024 託麻中	
井芹共同調理場 平成 2 年 6 月	西区上熊本 3 丁目 28 番 25 号	472.82	平成 2 年 6 月 1 日	1,654	326 井芹中
					596 西山中
					732 北部中
長嶺共同調理場 平成 5 年 4 月	東区长嶺南 7 丁目 21 番 40 号	569.39	平成 5 年 4 月 26 日	2,600	1,002 長嶺中
					440 二岡中
					415 東部中
					743 広安小
龍田共同調理場 平成 6 年 4 月	北区龍田 7 丁目 9 番 16 号	520.08	平成 6 年 4 月 18 日	1,252	621 龍田中
					457 楠中
					174 桜山中
城南共同調理場 平成 8 年 4 月	南区八幡 8 丁目 1 番 1 号	471.04	平成 8 年 5 月 1 日	1,128	465 城南中
					446 日吉中
					217 天明中
富合共同調理場 平成 11 年 3 月	南区富合町清藤 472 番地	582.019	平成 11 年 4 月 1 日	1,385	291 富合中
					733 富合小
					361 飽田中
植木共同調理場 平成 19 年 3 月	北区植木町広住 342 番地 1	1,188.74	平成 19 年 4 月 11 日	1,871	352 鹿南中
					313 五霊中
					168 植木北中
					459 植木小
					263 菱形小
				316 桜井小	

(12) 熊本市学校給食会 (健康教育課)

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室2階
設立年月日	平成8年4月2日
目的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事業	学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進 <ul style="list-style-type: none">・ 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催・ 市産品導入の推進・ 特別栽培(減農薬)農産物等の導入推進・ 学校給食交流会の支援・ 学校給食用物資の生産地視察
	学校給食の普及・奨励(改善・充実) <ul style="list-style-type: none">・ 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催・ 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催
	学校給食の実施に必要な調査研究 <ul style="list-style-type: none">・ 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査
	その他目的を達成するために必要な事業
基本財産	100,000千円

(13) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所在地	中央区千葉城町2番35号
建築規模	敷地 1,500.92㎡ 駐車場 自動車 20台分 鉄筋コンクリート4階建 延床面積 2,020㎡
総建築事業費	815,000千円
工期	昭和61年7月18日～昭和62年7月27日
施設内容	5階 機械室 4階 大研修室 3階 第1研修室 第2研修室 第3研修室 e-net支援室 2階 第4研修室 中研修室 図書・資料室 ICT研修室(ノートPC30台・タブレット型PC10台) 1階 第5研修室 第7研修室 多目的研修室 所長室 事務室 地階 機械室

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

全体テーマ 「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」

- ・平成26年度委嘱研究員 17部会55人（委嘱期間 平26.4～平28.11）
- ・平成28年度委嘱研究員 17部会55人（委嘱期間 平28.6～平30.8）
- ・検証授業の実施
- ・派遣研修の実施

② 研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- ・提出期間 平成30年1月5日～1月11日
- ・各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- ・教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・拡大印刷機、カラーコピー機、ラミネート加工等による教材作成
- ・プロジェクター、スクリーン、ビデオ教材等の貸出

③ Web版教育論文集の配信

- ・応募論文・実践研究一覧及び入選論文・実践研究をe-net教育センターWebページに掲載する。

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

- ・熊本県主催教科書展示会 平成29年6月16日～6月29日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ 少人数学級・少人数指導推進に関する事業

- ・ 少人数指導モデル校（3校）による公開授業と授業研究会
- ・ 「少人数指導のよさを生かした授業づくり」「少人数指導の効果的な運営の工夫」を柱とした研究の推進
- ・ パッケージ研修による校内研修支援
- ・ ホームページや広報紙を通しての広報活動の実施

エ 研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。

○ J T 推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

- ・ 研究指定校、研究モデル校、研究員活動
- ・ 派遣（パッケージ）研修
- ・ 教育情報の配信・提供

S D（自己啓発）活性化支援研修

- ・ 教科等教育・実技研修（14講座）
- ・ カウンセリング研修（1講座）
- ・ 教育の情報化研修（6講座）
- ・ 授業づくりセミナー（1講座）
- ・ 特別支援教育研修（3講座）
- ・ トワイライト研修（17講座）
- ・ 教師塾「きらり」

○ F F - J T（学校外）研修

- ・ 経年者研修
 - 初任者研修（13講座） 初任校（2年目）研修（3講座）
 - 初任校（3年目）研修（3講座） 中堅教諭等資質向上研修（11講座）
 - 教職員1年目研修（5講座）
 - 15年経験者研修（4講座） 20年経験者研修（3講座）
 - 新規臨採研修（6講座） 2年目臨採研修（3講座） 3年目臨採研修（2講座）
 - 4年目以上臨採研修（1講座）
- ・ 教育講演会（1講座）
- ・ 熊本市情報モラル教育セミナー（1講座）
- ・ 課題別研修（1講座）
- ・ 職能研修（12講座）
 - 情報教育担当者研修（1講座） 情報モラル教育推進リーダー研修（2講座）
 - 幼児教育研修（2講座） 新任管理職研修（6講座）

社会教育関係研修

- ・ 家庭教育研修（2講座）
- ・ 校区老人クラブ研修（1講座）

オ 教育情報ネットワークに関する事業

安定性・高速性及びセキュリティが確保された熊本市地域教育情報ネットワークを企画・管理・運営することで、学校からの活用を推進し、教育の情報化を進めている。

特に、ICT（情報通信技術）活用による「わかる授業」を目指し、「かわる」をキーワードにして、「授業がかわる」「子どもがかわる」「学校がかわる」の3つの側面から教育の情報化に取り組んでいる。

①教員のICT活用指導力の向上、児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育の推進

～熊本市地域教育情報ネットワークシステム（e-net）の活用～

○教育の情報化推進のための研究・開発

- ・教育情報及び指導法等の情報提供システムの開発
- ・情報モラル教育の推進のための指導法等の研究
- ・研究指定校（教育の情報化2校）による研究
- ・校務の情報化推進のための調査研究

○研修プログラムの開発

- ・電子黒板、デジタル教科書等ICTのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・情報活用能力育成のための研修開発
- ・情報モラル教育の啓発と普及研修開発
- ・情報モラル教育推進リーダー研修

②教育の情報化研修講座

- ・教育の情報化に関する研修講座の実施 ※注）「エ 研修に関する事業」参照
- ・パッケージ研修による教科等指導におけるICT活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

③教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・ネットワーク及びICT環境整備
- ・ネットワーク等の管理
- ・情報端末管理及び学校対応
- ・教育センターホームページ運営
- ・教育の情報化に向けたICT活用の推進
- ・ICT支援員による授業及び校内研修等の支援、メンテナンス

4 図書館

熊本市立図書館では、昭和57年11月の開館以来、本館、植木図書館、城南図書館、とみあい図書館、くまもと森都心プラザ図書館及び16の公民館図書室等の情報と物流のネットワーク化を図り、それに移動図書館の運用を一体化した熊本市立図書館ネットワークシステムを構築し、利用者サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成27年3月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。

主な平成28年度実施事業

資料の充実：本館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集

サービスの充実：連携中枢都市圏構想による近隣市町村との広域利用開始

子どもの読書推進：子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居や中高校生を対象とした講座等多様な行事を開催
子ども向け良書を紹介した冊子等の作成・配布や掲載図書の学校へのセット貸出の実施等
(小学3・4年生、5・6年生、中学生のおすすめ本セットの追加)

熊本地震対策：避難所への本の提供、おはなしボランティア派遣
拠点避難所の補完施設として集会室を提供
生活支援貸付受付窓口として、ホールを提供
熊本地震関係資料の収集

ア 施設

所在地	中央区大江6丁目1番74号
開館年月	昭和57年11月
敷地面積	3,867.95㎡
建築面積	2,665.85㎡
延床面積	5,230.76㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階(一部地下)
建設費	1,311,000千円
施設の概要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵書数

【単位：冊】（平29.3.31現在）

	0：総記	1：哲学	2：歴史	3：社会	4：自然	5：技術	6：産業	7：芸術
市立図書館	18,225	18,855	52,621	70,177	34,845	30,708	15,791	43,541
市立BM	67	399	501	660	605	849	337	431
植木図書館・BM	1,153	2,846	5,286	7,887	4,504	4,669	1,887	4,166
城南・BM	1,250	3,968	5,723	9,536	8,405	7,410	2,877	6,627
とみあい	1,264	2,132	3,820	5,875	5,580	6,417	2,142	5,210
プラザ図書館	9,052	18,769	25,854	59,976	29,030	31,728	16,341	28,635
東部	337	773	2,038	2,140	2,163	2,523	703	2,191
龍田	409	835	2,522	2,445	2,616	2,481	829	2,781
託麻	454	773	2,104	2,143	2,677	2,590	825	2,647
幸田	349	718	1,832	2,067	2,200	3,022	847	2,172
中央	263	549	1,055	1,616	1,237	1,581	415	1,195
清水	410	902	2,187	2,079	2,225	2,634	791	2,594
秋津	391	960	2,168	2,248	2,292	2,590	771	3,178
南部	362	937	1,703	2,043	2,204	2,956	724	2,251
花園	244	653	1,922	1,501	2,022	2,494	590	2,035
北部	331	510	1,122	1,211	1,380	1,792	437	1,176
河内	299	654	1,300	1,546	1,795	2,231	692	1,739
天明	322	653	1,155	1,505	1,527	2,160	674	1,564
鮑田	499	925	1,961	2,091	2,241	2,986	1,014	2,409
西部	260	676	1,683	1,596	2,162	2,692	767	1,734
五福	162	406	888	968	1,192	1,523	399	1,029
はあもにい	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	36,103	57,893	119,445	181,311	112,902	118,036	49,853	119,305
比率（%）	2.4%	3.8%	7.8%	11.9%	7.4%	7.7%	3.3%	7.8%

※BM・・・移動図書館

	8 : 語学	9 : 文学	F : 小説	E : 絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,874	100,416	88,361	60,110	2,982	2,338	99	547,943
市立BM	92	863	2,410	787	33	0	0	8,034
植木図書館・BM	1,001	7,435	14,729	9,222	680	654	1	66,120
城南・BM	2,222	9,518	16,675	8,886	215	71	16	83,399
とみあい	1,041	19,950	14	7,692	156	748	102	62,143
プラザ図書館	7,392	34,253	37,693	13,961	0	6	1,109	313,799
東部	382	4,543	8,295	7,556	34	3	1	33,682
龍田	478	5,088	7,590	5,560	0	3	0	33,637
託麻	434	5,148	7,771	5,432	0	0	0	32,998
幸田	405	4,039	8,850	5,758	82	0	3	32,344
中央	293	3,699	3,568	2,219	0	0	0	17,690
清水	358	4,507	8,524	6,105	0	1	0	33,317
秋津	376	4,929	8,880	5,238	51	2	0	34,074
南部	412	4,541	10,023	5,256	31	8	0	33,451
花園	391	4,678	9,210	4,950	257	1	0	30,948
北部	231	2,936	6,911	4,584	0	0	0	22,621
河内	288	2,798	7,026	4,098	0	3	1	24,470
天明	299	2,673	7,418	3,874	125	0	0	23,949
鮑田	476	3,867	7,570	5,355	97	0	0	31,491
西部	361	3,185	7,789	5,133	81	0	0	28,119
五福	234	1,772	4,622	3,180	0	0	0	16,375
はあもにい	0	0	0	0	0	0	18,629	18,630
合計	26,040	230,838	273,929	174,956	4,824	3,838	19,961	1,529,234
比率 (%)	1.7%	15.1%	17.9%	11.4%	0.3%	0.3%	1.3%	100

※視聴覚資料の蔵書数（13,570点）、雑誌（6,085冊）は含まない。

※その他 新聞13紙 雑誌235誌（寄贈分含）

ウ 利用案内

図書の貸出

区分	貸出冊数		貸出期間	登録要件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合 わせて一人10冊 以内	2週間	市内に居住し、通勤し又は通学する者 登録者数 218,843人 (平成29年3月31日現在)
	移動図書館		次回巡回日まで	
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、学校 等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個人視聴	個 人	ビデオソフト・DVD	1F・閲覧室で利用 (視聴覚ブース：一般席・児童席各1席)
団体貸出	市内の幼・保育園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリ機材・フィルム ビデオソフト・デッキ 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数・プロジェクター	資料：5巻以内 機材：1台 貸出期間：3日間

エ 利用状況

図書の利用状況

(平成28年度)

区 分	市立図書館 (BM含)	植木図書館 (BM含)	城南図書館 (BM含)	プラザ 図書館	公民館図書室		
					東 部	龍 田	託 麻
登録者数(人)	97,227	8,973	6,411	29,572	10,449	6,457	7,184
貸出者数(人)	240,623	48,214	50,266	86,246	40,396	21,478	25,769
貸出冊数(冊)	927,429	226,065	231,856	304,450	140,085	78,612	99,814

区 分	公民館図書室							
	幸 田	中 央	清 水	秋 津	南 部	花 園	北 部	河 内
登録者数(人)	7,051	2,113	7,185	5,039	5,387	4,911	3,163	826
貸出者数(人)	20,502	538	26,002	16,220	14,623	19,327	10,585	2,376
貸出冊数(冊)	79,253	1,495	102,202	65,818	52,703	71,088	38,327	8,830

区 分	公民館図書室					議会図書室	はあもにい	計
	天 明	飽 田	西 部	富 合	五 福			
登録者数(人)	1,300	2,677	5,422	4,713	1,789	0	994	218,843
貸出者数(人)	3,672	8,663	19,058	22,946	10,320	1,558	7,773	697,155
貸出冊数(冊)	11,015	33,192	74,686	107,561	30,786	2,834	20,300	2,708,401

(注)・団体貸出冊数を含む。

視聴覚コーナー利用状況

(平成28年度)

区 分	ビ デ オ	D V D	合 計
利用者数(人)	514	518	1,032
保有数量(枚・本)	1,281	620	1,901

視聴覚機材貸出状況

(平成28年度)

区 分	16ミリフィルム	16ミリ映写機	ビデオ	D V D	映写機
利用者数 (団体)	35巻	18台	52本	94本	61台

5 熊本博物館

熊本博物館は、昭和27年に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門及びプラネタリウムを加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、郷土熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行ってきた。

しかし、開館から40年近くが経過し、常設展示物や資料の展示環境について、社会の変化と資料保存や展示技術の向上に的確に対応した新たな展開が必要となったため、政令指定都市にふさわしく、市民や県民、さらに熊本を訪れる観光客にも親しまれる総合博物館を目指し、平成27年7月からリニューアルに着手したところである。

(1) 熊本博物館リニューアルの概要

ア 目的

子どもから大人までワクワクして何度も訪れたい魅力ある総合博物館、政令指定都市にふさわしい熊本地域の中核博物館になることを目的として、熊本県との連携のもと、県が所蔵する貴重な資料の活用も図りながら、リニューアルを行う。

イ 概要

①スペースの拡張

旧理工展示室の吹き抜け部分を2層化

②展示環境の改善

- ・公開承認施設（重要文化財等の展示に適した施設）を目指した改修
温湿度管理ができる展示室の整備
- ・3つの特別展示室の整備
重要文化財等の展示に対応した特別展示室1・2及びフレキシブルな展示を行う特別展示室3

③展示内容の一新

- ・8分野の展示のうち、
 - －人文分野（考古・歴史・民俗）を2階から1階に移して展示スペースを拡張
 - －自然分野（地質・動物・植物）を2階に移動
 - －理工分野は実験室等の活用により、体験型の教室や講座の充実を図る。
- ・展示エリアの見直しにより、分野間連携の効果的な演出を図る。
- ・吹き抜け部分の2層化により展示スペースを拡張するとともに、今まで公開できていなかった収蔵資料の展示や定期的な展示替えにより、展示の充実を図る。

④県との連携展示

熊本県との連携のもと、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵する貴重な資料を活用し、熊本を代表する博物館として、市・県内外へ展示内容の価値や魅力をアピールする。

⑤細川家舟屋形（波奈之丸）の展示

熊本城天守閣内に展示していた国指定重要文化財「細川家舟屋形」を修復し、博物館に移築することにより展示の核として位置づける。

⑥収蔵環境の改善

増床により生み出されたスペースを活用して収蔵庫の再整備を行い、適切な保存管理を行う。

⑦情報システムの再構築

- ・展示コーナーごとの解説や資料のより詳細な情報が得られる展示解説端末の設置
- ・わかりやすい館内案内用のデジタルサイネージの設置

ウ リニューアルイメージ図



(2) 活動状況 (平成28年度)

(平29.4.1現在)

ア 企画展示会

※ リニューアル工事に伴う休館中のため未実施

イ 定例展示会・共催展

※ 平成28年熊本地震の影響により、「肥後しゃくやく展」及び「地質の日：基幹企画」は中止

展 示 会 名	期 間	参観者 (人)
「地質の日」	8/11	103
肥後朝顔展 (於：水前寺成趣園内・古今伝授の間)	9/2～ 9/3	未集計

ウ 教室・その他の行事 (本館主催)

行 事 名	内 容	期 日	対 象	参加者 (人)
子ども科学・ものづくり教室	「宙返りバードを作って飛ばそう」他	5月～3月	小中学生(一般)	530

エ プラネタリウム投映

※ リニューアル工事に伴う休館中のため未実施 (平成27年7月より)

(3) 資料

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	20,097
動 物	58,161
植 物	16,721
理 工	137
考 古	10,217
歴 史	15,049
民 俗	13,135
合 計	133,517

ア 人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさざり(旧免田)町才園古墳の出土品(寄託品)、山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料ほか近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑛禅師倚像(管理団体：熊本市)などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

イ 自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。

また、哺乳類・鳥類・魚類・昆虫・植物・古生物化石類など熊本県産の実物標本を中心とした資料がある。

ウ 理工学関係

屋外展示場に、9600形蒸気機関車(69665号機)の実物がある。

エ プラネタリウム

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノス2」と全天周映像システム「バーチャリウム2」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出す。また、ドームいっぱい到大迫力の映像を投映する。

資 料

1 「平成28年熊本地震」からの
主な復旧・復興関連事務

1 「平成28年熊本地震」からの主な復旧・復興関連事務

「平成28年熊本地震」の発生により、各局において、通常業務のほか、様々な復旧・復興関連事務が生じており、そのうち主なものとして、下記の事務が実施されている又は実施予定である。

(下段表の【平成28年度分】において、追記・修正を行った事業については、事業名の前に「※」を追加)

【平成29年度分】

担当局	主な復旧・復興関連事務	担当課
政策局	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総室
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	復興総室
	被災者の生活再建に係る総合的相談	復興総室
	仮設住宅等へ入居する被災者への相談・支援	復興総室
市民局	区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	地域コミュニティセンター災害復旧事業	地域活動推進課
	地域公民館災害復旧事業	地域活動推進課
	地域公民館解体事業	地域活動推進課
	地域コミュニティ施設再建等支援事業	地域活動推進課
	中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
健康福祉局	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	被災者見守り対策強化事業	健康福祉政策課
	災害復旧費国庫補助関係業務	子ども支援課
	保育所等施設における子どものこころのケア	保育幼稚園課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	保育幼稚園課
	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課
	障がい者の福祉用具の再給付	障がい保健福祉課
	補装具・日常生活用具給付利用者負担の免除	障がい保健福祉課
	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	障がい保健福祉課
	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助事業	精神保健福祉室
	共同墓地等復旧補助事業	生活衛生課
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	健康づくり推進課
	こどもセンター災害復旧事業	児童相談所
	被災ペット所有者支援	動物愛護センター
環境局	エネルギー自給が可能なスマートハウス等を普及する「COOL CHOICE CITY くまもと」啓発推進事業	環境政策課温暖化対策室
	公共施設等での再生可能エネルギーの地産地消	環境政策課温暖化対策室

経済観光局	事業所向け災証明発行業務（新規受付はH29.3.31で終了）	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	セーフティネット保証4号認定業務	商業金融課
	熊本市商店街空き店舗対策事業「熊本地震被災事業者商店街出店事業」	商業金融課
	熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	文化財等災害復旧業務	文化振興課
	公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	動植物園災害復旧業務	動植物園
	「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
農水局	平成28年熊本地震被害に対する金融支援（農政）	農業・ブランド戦略課
	平成28年熊本地震被害に対する金融支援（漁業）	水産振興センター
	秋津地区農地の「創造的復興」事業	農地整備課
	みかん園地石積み復旧・復興事業	農地整備課
	広域カンントリーエレベーター再編整備事業	農業支援課
	県営漁場災害復旧事業負担金	水産振興センター
	水産業共同利用施設の再建に対する支援	水産振興センター
	震災に伴う干潟漁場等の復旧活動に対する支援	水産振興センター
都市建設局	被災宅地等復旧支援業務	開発景観課・震災宅地対策課・震災土木施設対策課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災建築物応急危険度判定業務	建築指導課
	避難者等の輸送	交通政策総室
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	震災住宅支援課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市有建築物の復旧	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への災害公営住宅の提供等	住宅課
	災害救助法に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設）の提供	震災住宅支援課
本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター	
交通局	被災した軌道施設等の復旧	電車課
	被災した交通局大江局舎の復旧	総務課

上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	水運用課・水道整備課・経営企画課・計画調整課
	上水道施設の耐震化等事業	水道整備課・管路維持課・計画調整課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	熊本市上下水道局災害対策マニュアル及び業務継続計画見直し業務	総務課
教育委員会	防災教育の推進（防災教育副読本の作成）	指導課
	子どもたちの心のケア	総合支援課
	被災した学校施設（給食施設を含む）の復旧	施設課・健康教育課
	市立幼稚園の保育料の減免	学務課
	児童育成クラブ利用料の減免	青少年教育課

【平成28年度分】

担当局	主な復旧・復興関連事務	担当課
政策局	※避難所運営に伴う校区防災連絡会等の設立推進事業	危機管理防災総室
	※備蓄及び物資供給計画見直し事業	危機管理防災総室
	※受援計画策定事業	危機管理防災総室
	市政だより臨時版、被災者支援制度発行	広報課
	臨時災害放送局運営	広報課
	ホームページキャッシュサイト構築	広報課
	災害対策本部会議関連事業	政策企画課
	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総務課
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	生活再建支援課
	被災者の生活再建に係る総合的相談	生活再建支援課
	仮設住宅等に係る被災者の入居及び退去の管理	住宅再建支援課
	仮設住宅等に入居する被災者からの相談	住宅再建支援課
	仮設住宅の維持補修	住宅再建支援課
	災害対策及び復興関連にかかる訪問団の受入及び職員派遣	国際課
	在住外国人及び海外へ向けた情報発信	国際課
	在住外国人及び国際交流関係団体からの問合せ対応	国際課
総務局	行財政改革推進	総務課
	中長期応援職員受入業務	人事課
	※災害対応力向上に関する全庁的な取組の進捗管理・支援等	人事課 人材育成センター
	※統合型GISにおける災害情報の整備	技術管理課
財政局	※住家被害認定調査	税制課・課税管理課・納税課・中央税務課・東税務課・西税務課・南税務課・北税務課
市民局	※区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	※地域コミュニティセンター災害復旧事業	地域活動推進課
	※地域公民館災害復旧事業	地域活動推進課
	※地域公民館解体事業	地域活動推進課
	※地域コミュニティ施設再建等支援事業	地域活動推進課
	※中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	※公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	※男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	※ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
	※コールセンター（被災者支援情報ダイヤル）運営事業	広聴課

健康福祉局	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課 高齢介護福祉課 保育幼稚園課
	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助事業	精神保健福祉室
	避難所等における障がい者・高齢者支援ボランティア事業	障がい保健福祉課等
	避難行動要支援者（障がい児・者）の安否確認	障がい保健福祉課
	災害にあわれた要援護者に対する市営住宅等の提供	障がい保健福祉課
	こどもセンター災害復旧事業	児童相談所
	総合保健福祉センター災害復旧事業	医療政策課
	被災ペット所有者支援	動物愛護センター
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	健康づくり推進課
	避難者の入浴機会確保の支援	生活衛生課
	避難所の居住衛生調査	生活衛生課
	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害復旧費国庫補助関係業務	子ども支援課
	福祉避難所（妊婦・乳児版）の運営	子ども支援課
	住宅に困窮している被災要援護者への市営住宅等の提供	高齢介護福祉課 障がい保健福祉課 子ども支援課
	保育所等施設における子どものこころのケア	保育幼稚園課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	福祉避難所の開設	健康福祉政策課 高齢介護福祉課 障がい保健福祉課 子ども支援課
	生活必需品の支給	健康福祉政策課
環境局	アスベスト漏えい等調査業務	環境政策課
	エネルギー自給が可能なスマートハウス等を普及する「COOL CHOICE CITY くまもと」啓発推進事業	環境政策課温暖化対策室
	※市民保有の飲用井戸の水質検査業務	環境総合センター
	災害廃棄物収集運搬業務	廃棄物計画課
	損壊家屋等の解体及び撤去に関する事業	震災廃棄物対策課
	災害廃棄物の処理等に関する事業	震災廃棄物対策課
	東部環境工場（プラント設備・建築物）の復旧	東部環境工場
	三山荘、東部交流センター復旧の設計業務	東部環境工場
経済観光局	事業所向けり災証明発行業務	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課

	※セーフティネット保証 4 号認定業務	商業金融課
	※熊本市商店街空き店舗対策事業「熊本地震被災事業者商店街出店事業」	商業金融課
	商店街施設等災害復旧事業	商業金融課
	※熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	※文化財等災害復旧業務	文化振興課
	※公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	※動植物園災害復旧業務	動植物園
	※「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
	※避難所物資拠点関連業務	観光政策課
農水局	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（農政）	農業・ブランド戦略課
	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（漁業）	水産振興センター
	熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策	水産振興センター
	秋津地区農業の「創造的復興」事業	農地整備課
	みかん園地石積み復旧・復興事業	農地整備課
	被災農業者向け経営体育成支援事業	農業支援課
	農業共同利用施設等の早期復旧や再編整備に対する支援	農業支援課
	災害に強い産地体制構築のための農業共済加入に対する支援	農業支援課
都市建設局	被災宅地危険度判定業務	開発景観課
	被災宅地等復旧支援業務	開発景観課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災建築物応急危険度判定業務	建築指導課
	避難者等の輸送	交通政策総室
	災害救助法に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設）の提供	建築政策課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	営繕課・設備課
	応急仮設住宅の建設	営繕課・設備課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への災害公営住宅の提供等	住宅課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター
交通局	被災した電車車両、軌道施設等の復旧	電車課
	被災した交通局大江局舎の復旧	総務課

上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	水道施設整備実施計画の見直し業務	計画調整課
	熊本市下水道総合地震対策計画（変更）策定業務	計画調整課
	熊本市下水道業務継続計画（BCP）見直し業務	管路維持課・計画調整課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	計画調整課・水運用課・水道整備課・経営企画課
	水道施設の耐震化等事業	計画調整課・水道整備課・管路維持課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	熊本市上下水道局災害対策マニュアル及び業務継続計画見直し事業	総務課
教育委員会	学校施設の被害状況調査	施設課
	※被災した学校施設の復旧（給食施設を含む）の復旧	施設課・健康教育課
	子どもたちの心のケア	総合支援課
	※市立幼稚園の保育料の減免	学務課
	※児童育成クラブ利用料の減免	青少年教育課
病院局	熊本市市民病院再建基本計画策定業務	経営企画課
	被災した市民病院の復旧	経営企画課

くまもと

市 政 概 要

2 0 1 7

平成 2 9 年 9 月 発 行

編 集 熊本市議会事務局調査課

発行所 熊本市議会事務局
